り、事務局も亦貸與せる自動車全部を引揚げたり、此餘の臨時配水區域は、本所、深川の一部なるが、撒水自動車四臺樽積貨物自動車六臺及水船六艘を用ひ、其の配水量一日一千石餘なり、而して淀橋淨水所に於ける出水量は、震災前に於ける一日一千萬立方尺の量を超過すること正に二百萬立方尺に上り居れり。

横濱市水道は、青山取入口崩壞土砂に埋むる所となり、引水不能に陷り、其れより西谷淨水場に至る間、送水及淨水設備損害を蒙り、尙野毛山淨水場及配水鐵管の破損激甚にして、全市給水を絕つの狀態に陷れり、事務局に於ては、九月八日鐵道省用撒水自動車、軍用自動車及貨物自動車を同市に廻送し、陸軍當局指揮の下に、海上より輸送し來れる飮料水を市內辨天橋袂に於て受納し、避難民集合區域に巡回配水を開始せり、市に於ては各所應急修理に着手し、九日取入口の土砂除却を終り、十一日西谷迄の送水を完からしめたるも、修理材料不足を告げたるを以て、二十四吋以下各種鐵管接輪其他の諸材料を東京市役所及內務省千住機械工場其の他より調達供給し、以て埋設管の復舊及新管敷設の便を圖り、十五日に至り野毛山に至る間八吋埋設管の修理を終へ、沿線共用栓に依る給水を開始し、爾來幹線二十四吋配水管の修理に着手し、工兵隊及大阪市其他より派遣せる應援隊の援助を得て、十月七日に至り之を完成し、其より都橋に至る配水管を十日完成するに至り、以後は都橋消火栓を以て給水の根據となし、船舶給水をも開始し、以て給水能率を增進し、一日給水量千二百石內外に達す、此の間陸軍に於ては、船舶及「タンク」積自動車を以て給水を繼續し、一日給水量約五百石に及びたるが、市の配水作業の進捗に伴ひ、二十三日を以て給水援助を全部打切ることとせり、其の後配水管の修理は大部分完了し、十一月末尙未通水の場所は、磯子、根岸、本牧方面のみにして、此の方面に對し一日四五十石臺の配水を爲す、西谷淨場よりの出水量は一日百七十萬立方尺なり、配水管路復舊の延長は百哩に及び、共用栓設置六百を超え、專用栓は約九千の設置を見るに至れり。

屎尿塵芥處置　火災を免れたる地域殊に避難民密集區域の汚物を掃除し、其淸潔を保持するは、衞生上特に傳染病豫防上極めて重要なるに拘らず、震災に因り人夫、器具、運搬具等に不足を生じ、加ふるに運輸機關の杜絕したる爲、掃除事務は一時中止の狀況となり、殘存區域に在りては、屎尿停滯、塵芥推積の傾あるより、事務局は、極力關係當局を督勵して之が汲取及掃除に努め、東京市に於ては、市に於て避難民集團區域、公園、道路等に、假便所を急設し、之が掃除及消毒の爲掃除隊を組織派遣することとし、更に火災を免れたる各區に、器具、人夫、運搬具等を補給し、九月八日より各戶の汲取に着手し、一面附近農村の各種團體に對し、一荷に付金三十五錢以內の汲取料を支拂ひて汲取を奬勵し、以て一時の急に應じたるが、尙人夫、器具及輸送力充分ならざるが爲、未だ普く處理を告ぐること能はざりしを以て、同月二十五日從來の直營作業の外、東京生肥株式會社、東京糞尿汲取組合等と汲取契約を結び、市民の一日排泄量七千石中約四千五百石を汲取らしめ、殘りの分は市營人夫に依り汲取るべき計畫を立て、着々實行す、塵芥亦、各區に人夫、運搬具等を補給して之が搬出に努めしめ、市自ら自動車及馬車數十臺を雇ひ上げて掃除に從事し、九月十五六日頃迄には兎も角も全市の塵芥を一掃し、尙蒐集器具其の他用具の充實を計り、各戶の塵芥の搬出掃除に努むると共に、路面に堆積散在せる瓦礫の取片付を督勵し、露店地帶公設「バラック」燒跡「バラック」等に對し、塵芥容器を設備し、更に印刷物の頒布其の他の方法に依り、塵芥を道路に投棄せざる樣市民の反省を促す等、異常の活動を續けたり、事務局に於ても、專務の事務官を設け、日々各方面を巡回して狀況を視察し、關係當局を督勵注意せしむると共に、容器、運搬具等の供給に對し、十分援助を與へたり。

横濱市に於ては、屎尿の處理に關し、縣及市當局聯絡して先づ避難民集團地域に假便所五十二箇所を設置し、又火災を免れたる地域に對し、附近農民をして汲取に從事せしめ、尙市內を六班に分ち、各班吏員一名人夫十名を以て全市を巡視し、汚物の掃除消毒に當らしむ、塵芥の處理は、市內を五區分し、更に二十五の小區分をなし、之を掃除監督五人、巡視三十二人をして受持たしめ、各小區に人夫三乃至十人を配屬し、三四日にして全區を一巡しつつあり、尙別に特種塵埃掃除として燒跡より搬出する特種の塵埃處分の爲、十月二十九日より臨時牛車、手車三十二輛、人夫二百人宛を使役し、前記五班の吏員監督の下に之を施行し、十一月末を以て打切ることとせり。

（八）義　捐　部

義捐部は、九月七日に至り設置する所、義捐金品に關する事務を掌理する事となり、大藏省國有財產整理局長鈴木繁を專任委員として事務を統轄せしめ、社會局書記官一戶二郞、同技師長瀨恆藏、奈良縣理事官土居章平、事務官として常務に當り、大藏書記官河本文一、理財局書記官佐野正次、大藏省書記官太田嘉太郞、同く事務官として大藏省との連絡を掌り、外務事務官三宅哲一亦事務官として外務省との連絡に任ず、外に社會局屬三人、國有財產整理局屬一人、大藏屬一人等、各係に分屬す、部事務を分ちて、

（一）義捐臺帳係（二）義捐品引繼係（三）義捐金出納係（四）報告係として、義捐臺帳係に於て全義捐金品の記帳を爲し、義捐品引繼係義捐品を局內各關係部に引繼ぎ、各部の配給に委するの手續をなし、義捐金出納係現金及有價證券の出納に從事し、報告係部內事務の成績を輯錄して、諸般の記錄及報告作成の任に當る。又神奈川縣支部へは、部員交替出張して執務したり。

大震災に對し、皇室より金一千萬圓、各皇族殿下より金五十萬圓御下賜の御沙汰ありて之を拜受し、攝政宮殿下御沙汰の御趣意を奉體し一刻も早く罹災者をして聖恩に浴せしめんと欲し、政府は七月三十一日附を以て、一定の標準の下に之を罹災府縣に左の如く配分す。

東京府	七、二〇八、八八九円
神奈川縣	二、五一九、四一四
千葉縣	二〇〇、七八二
靜岡縣	八六、四三五
埼玉縣	六五、五一九
山梨縣	一五、八二二
茨城縣	三、一三九

而して恩賜金の恩典に浴すべき罹災者の範圍は、震火災に因る死亡者、行方不明者、負傷並に住宅全燒全潰全流失者、半燒半潰半流失とし、內外人を問はず下附する事となし、下附金額の標準を左の如く定め、取扱上愼重の注意を拂ひ、過誤失態なき樣、特に關係地方官に注意す。

下附大體標準

1、死亡者、行方不明者	一人當り	金拾六圓
2、負傷者	同	金四圓
3、住宅全燒全流失	一世帶當り	金拾貳圓
4、同全潰	同	金八圓
5、同半燒半潰半流失	同	金四圓

而して一般の義捐品は、一應部に於て記帳の上、局內各關係部に引繼ぎ、關係部は之を適當なる標準に依り配給し來りしも、食糧其他應急救護用品頗る潤澤となり、往々配給に困難を告ぐるに至るや、義捐は

成るべく金員を以てするを便宜とし、九月十六日義捐金を以て任意物資を購入して送附する事を差控ゆべき旨、地方長官及各植民地長官に電報を以て通達し、十八日又義捐は成るべく金員を以てすべき旨を通達す、九月三十日更に地方長官に通牒して、義捐品は被服寢具類にして發送準備整備ひたるものを除き、一應品目數量を當局に報告したる上、何分の指令あるまで其發送を見合はさしむ、其後着荷地堆積の救護品漸く整理せられると同時に、地方に留置保管の義捐品比較的多量ならざるを確め、十一月十日電報を以て留置保管を解除す。

義捐金の處分に關しては、九月十七日の閣議に於て、用途を決定して、

一、食糧費　五百五十萬圓ノ豫定トス但シ必要ノ場合ハ更ニ增額スルコトヲ妨ケサルコト。
二、被服費　五百萬圓ノ豫定　但書同前。
三、左記應急施設費　豫定支出額ハ更ニ案ヲ具シ經伺スルモノトス。
（1）罹災地ニ於ケル簡易浴場ノ經營又ハ補助（經伺支出決定額六三六、〇〇〇圓）。
（2）罹災地ニ於ケル簡易治療所ノ經營又は補助（經伺支出決定金額二、七九三、六〇〇圓）。
（3）罹災地ニ於ケル日用必需品簡易市場の建設（經伺支出決定金額二二一、七六〇圓）。
（4）孤兒迷子扶養者ナキ老廢者假收容所ノ經營。
（5）死亡者遺族ニ對スル葬祭料給與及追悼會施行。
（6）細民住宅建設（經伺支出決定金額二、六六二、〇〇〇圓）。
（7）罹災民旅費補助トシテ一圓乃至五圓ヲ交付スルコト。
尙是等ノ支辨シタル義捐ノ殘餘類ノ處分方法ニ就テハ、更ニ案ヲ具シテ閣議ヲ請フコト。

とし、九月二十六日の閣議に、罹災兒童學用品及教科書購入費二十萬圓計三十六萬圓をも義捐金より支出するに決し、十月二十六日には、一支出項目費額十萬圓を超えざるものは、事務局に於て支出方を決し得る事となり、二十七日罹災外國人救護數十萬圓の支出を事務局に於て決定したり、十一月二日の閣議は、薪炭費百萬圓（但し必要ある場合は更に增額するを得）簡易食堂經費及補助五十二萬圓、外國寄贈品運搬費十五萬圓、外國義捐者に對す救護狀況宣傳費二萬圓の支出方を決定し、十一月二十五日までに、義捐金より支出方を決定したるもの總計二千三十八萬三千三百六十圓に及ぶ。

義捐金の取扱方に關しては、九月二十二日勅令第四百二十二號の公布あり、恩賜金及義捐金は、臨時震災救護事務局に於て之を取扱ひ、寄附有價證券及直接救護の用に適せざる寄附物件は、之を換價することを得べく、尙日本銀行へ預入に係る現金に對しては、大藏省預金部の通常預金利子を附し、又現金に關する出納官吏の取扱手續に就ては、資金前後官吏現金取扱の例に準ずる事となれり、九月二十六日大藏省は省令第十八號を以て、震災救護義捐金出納事務規程を發布し、義損金の保管出納有價證券受拂保管に關し、詳細なる取扱規程を設け、事務局義捐部專任委員主任出納官吏として北海道長官府縣知事及事務局總裁の命ずる者、分任出納官吏として義捐金を收支し、又主任出納官吏又は事務局總裁の特に指定したる分任出納官吏に非ざれば、支拂を爲す事能はざる事としたり。

尙勅令第四百二十二號第二條の規定に依り、直接救護の用に適せざる寄附物件は之を換價し得る事となれるを以て、九月卅日之が換價方法及換價代金取扱方を定めて、局內及地方長官に左の如く通達したり。

臨時震災救護事務局達

震災救護の目的を以て寄附に係る物件換價取扱方、左の通心得べし。

第一條　大正十二年勅令第四百二十二號第二條の規定に依り左の各號に該當すと認むる寄附物件は、之を換價することを得。
一　腐敗し若は腐敗の虞あるもの。
二　急速の配給を爲すに不便なるもの。
三　分量僅少にして一般的に配給するに不適當なるもの。
四　供給過多なるもの。
五　救護用品として高價若は奢侈に過ぐるもの。
六　其他直接救護の用に供するに適せざるもの。

第二條　前條の規定に依り換價するを適當と認めたる寄附物件は、臨時震災救護事務局各部又は各部より配給の委託を受けたる府縣郡市町村に於て競爭入札に依り、競爭入札に附するの遑なきときは隨意契約に依り、之を賣拂ふべし。

第三條　前條の賣拂代金は、證據となるべき書類を添へ、現金又は小切手を以て遲滯なく東京市に在りては臨時震災救護事務局義捐部專任委員（義捐金主任出納官吏）、其の他の地方に在りては所轄の府縣知事（義捐金分任出納官吏）に送付すべし。

然るに其後、右の準則に依りて義捐品の換價を爲す場合、就中事務局各出張所に於て之を行ふ場合漸く增加したるを以て、換價代金の取扱方に付詳細なる手續を定むるの必要を感じたるのみならず、政府買上品と義捐品とを合併して換價する場合をも生じ、更に十月三十一日を以て局內物資部及各出張所に左の通達を爲す。

臨時震災救護事務局達

義捐物品換價代金取扱方左の通相定む。

一、義捐物品を換價したるときは、換價處分を爲したる部又は出張所より其の品目數量代金額代金收納期日及納入の氏名住所を書面を以て義捐部に通知すべし。
二、義捐部に於て前項の通知を受けたるときは、納入に對し納入通知書を發送し代金收納の手續を爲すべし。
三、換價代金にして義捐部以外の部又は出張所に於て收納したるものは、部又は出張所より第一項の書類に換價代金を添へ義捐部出納官吏鈴木繁に送金又は納付の手續を爲すべし。
四、義捐物品と政府買上品と合併して換價する場合に、義捐品に係る代金と政府買上品に係る代金と區別し難きときは、總額を一旦義捐部に於て收納し、各其數量に對し換價代金を按分し、政府買上品に係る分に對しては、其の旨を義捐部より會計經理部に通知し、同部の發行する納入告知書に依り納付の手續を爲すべし。
五、義捐物品の換價代金の取扱は震災救護義捐金出納事務規程の定むる所に依るべし。

此くの如くにして競爭入札に附し、若くは競爭入札の暇なく隨意契約に依りて換價したるもの、大正十三年一月末までに金七十七萬七千四百九十八圓餘なり。

若夫れ義捐金品の受領總高は、事務局取扱のもの、大正十三年一月末日現在左の如し。

申込	義捐金	四七、九七五、一七六・〇九三円	內國	三三、二二二、〇八二・六一〇円
			外國	一四、七五三、〇九三・四八三
	有價證券額面	一、三二四、九六〇・〇〇〇	內國	一、三二四、九六〇・〇〇〇
			外國	—
	義捐品見積價格約	三六、三六三、〇〇〇・〇〇〇	內國品	一七、七三九、七〇〇・〇〇〇
			外國品	一八、六二三、三〇〇・〇〇〇

收納	義捐金	四五、〇〇三、八〇〇・五三六	内國	三一、五三九、〇六三・九一〇
			外國	一三、四六四、七三六・六二六
	有價證券額面	一、三〇七、五一〇・〇〇〇	内國	一、三〇七、五一〇・〇〇〇
			外國	—
	義捐品拂下代金	七七七、四九九・九七〇	内國品	六一四、三四二・三六〇
			外國品	一六三、一五七・六一〇

之が處分は、九月十七日の閣議決定以來大正十三年一月末日までに左の諸費目の支出を實施す。

一、食糧費	五、五〇〇、〇〇〇円
二、被服費	五、〇〇〇、〇〇〇
三、薪炭費	一、〇〇〇、〇〇〇
四、罹災兒童學用品教科書給與費	三〇〇、〇〇〇
五、罹災地に於ける簡易浴場の經營又は補助費	六三六、〇〇〇
六、罹災地に於ける簡易治療所の經營又は補助費	二、七九三、六〇〇
七、罹災地に於ける日用品簡易市場の建設費	二二一、七六〇
八、細民住宅建設費	二、六六二、〇〇〇
九、簡易食堂の經營又は補助費	五〇〇、〇〇〇
一〇、外國寄贈品運搬費	一五〇、〇〇〇
一一、外國義捐者に對し救護狀況に關する情報供給費	二〇、〇〇〇
一二、託兒所、婦人宿泊所經營費及簡易宿泊所	一、五〇〇、〇〇〇
一三、罹災外國人救護費	一〇〇、〇〇〇
一四、罹災地外避難者救護費、義捐品運搬費等	九九、三八六
一五、食糧費及被服費の追加	八、五六六、五三六
一六、佛國巴里新聞組合寄贈天幕病院經營費	七七、一五〇
合計	二九、一二六、四三二

其後支出したるもの、

一、佛國巴里新聞組合寄贈天幕病院經營費の追加	八一、六〇〇円
二、簡易治療所經費の追加並衛生醫療費	二、五〇〇、〇〇〇
三、罹災者用蚊帳調達に關する經費	二〇〇、〇〇〇
四、罹災社會事業團體及震災救護に從事したる團體補助費	三、〇〇〇、〇〇〇
五、罹災者に對する授產事業及小資融通事業補助費	一、〇一〇、〇〇〇
六、罹災地に於ける公益質屋經營補助費	八〇〇、〇〇〇
七、罹災老廢者收容施設補助費	一、五〇〇、〇〇〇
八、米國人同情記念病院建設經營に關する經費	七、〇五八、八二三
九、住宅の經營其の他震災に關し必要なる救護施設を目的とする財團法人へ交附金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	五五、二七六、八五五

にして之が結果、大正十三年三月末日現在に於ける内國義捐金三千七百七十八萬三千百三十一圓餘、外國義捐金二千四十五萬七百十圓餘、及義捐品換價代金百四十七萬六千三百五圓餘の合計五千九百七十一萬百四十七圓餘に對し、尙約四百四十三萬三千二百九十二圓の現金と有價證券額面百三十萬七千五百十圓の支拂餘力を有する次第なるが、此等の殘額は、收容諸設備の管理其の他救護上必要なる諸費に充當し、尙殘餘を生じたる場合は、總て之を前記九號の財團法人へ交附する筈なり。

（九）會計經理部

内務省會計課に在りては、九月二日朝救護事務局官制案成立と共に、救護豫算を編成し、即時總理大臣官邸に於て大藏大臣に之を提出し、差當り約二週間分の經費九百六十萬圓を第二豫備金及責任支出に由るの決定を得、同日午後事務局參與其他の會合に報告し、此の場合特に現金を要するに依り、二日午後山口屬を日本銀行其他に遣はし、現金受領の能否を問合はさしめ、三日日本銀行より引出し得べきを確かめ、同日に至り差當り内務省費の前渡金として受領するを得、即時の支拂に支障なからしめたり、救護豫算は、大藏省側に於ける日本銀行への通知其他の手續ありて、四日に至り支出を得、直に前渡金として多額を引出し、以て各種の支拂に充てたり。

五日事務局員橫濱に派遣せらるゝに際し、兒玉事務官前渡現金を携帶し、之に加はり、以て同地に於ける救護費諸支拂をなせり。

又地方より送付し來る物資の代價は、支拂の遲速に依り救護の進行に大關係あるべきを以て、各府縣知事に豫算を委任して支拂はしむる方法を採り、九月十一日栃木縣に七十萬圓を委任したるを初とし、各府縣に支拂を委任したり。

九月十三四日頃に至り、第二回救護費豫算を編成し、十七日其成立を見たり、即ち責任支出千六百六十萬圓、外に食糧麥五百五十萬圓、衣類費五百萬圓を義捐金より支出するに決し、共に會計經理部に於て經理支出す。

震災應急費豫算（大正十二年十一月三十日現在）

科目	金額	内譯		
		第二豫備金並國庫剩餘金	國庫剩餘金	
震災應急費(款)	二六、五〇〇、〇〇〇円	九、六〇〇、〇〇〇円	一六、六〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
震災救護費(項)	二六、五〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	一六、六〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
食糧費(目)	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	—	—
小屋掛費(目)	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—
材料費(目)	九、〇〇〇、〇〇〇	—	九、〇〇〇、〇〇〇	—
救療費(目)	一、六五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	—
警備費(目)	一、八〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	—
運送費(目)	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—	—
雜費(目)	一、三五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	—
東京生活必需品供給資金貸付金(目)	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—
橫濱生活必需品供給資金貸付金(目)	三〇〇、〇〇〇	—	—	三〇〇、〇〇〇

備考（イ）内譯欄ノ金九百六十萬圓ハ大正十二年九月四日藏第一〇三一〇號ヲ以テ、當局委員ニ支出豫算ノ支出ヲ委任サレタル分、（ロ）同金一千六百六十萬圓ハ、大正十二年九月二十日藏第一〇四一五號ヲ以テ、當局委員ニ支拂豫算支出ヲ委任サレタル分、（ハ）同金三十萬圓ハ、大正十二年十二月二十九日藏第一二九八六號ヲ以テ當局委員ノ支出ヲ委任セラレタル分。

震災應急費經理狀況調（事務局設置以來、十一月三十日迄支出額）

科目	豫算額	當局直接支拂額	豫算委任額	豫算殘額
震災應急費	二六、五〇〇、〇〇〇円	四、九四三、二四五・三三円	一八、五九〇、三九七円	二、九六六、三五七・六七円
震災救護費	二六、五〇〇、〇〇〇	四、九四三、二四五・三三	一八、五九〇、三九七	二、九六六、三五七・六七
食糧費	四、七〇〇、〇〇〇	一三五、六〇九・〇〇	四、五三六、五五八	二七、八三三・〇〇
小屋掛費	五、〇〇〇、〇〇〇	二、四二三、〇二七・五〇	二、〇二六、〇〇五	五五〇、九六七・五〇
材料費	八、六八九、六八〇	二七六、五八七・〇五	六、八二〇、五七三	一、五九二、五一九・九五
救療費	一、六五〇、〇〇〇	一二五、五六八・五三	一、五一六、四三二	七、九九九・四七
警備費	一、九一〇、四三〇	三九、六三〇・〇〇	一、八二二、二六五	四八、五三五・〇〇
運送費	二、〇〇〇、〇〇〇	五七八、二六七・七六	一、三九八、二八〇	二三、四五二・二四
雜費	一、三五〇、〇〇〇	三七五、〇五六・四九	四六九、七九四	五〇五、一四九・五一
東京生活必需品供給資金貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—
橫濱生活必需品供給資金貸付金	三〇〇、〇〇〇	—	—	三〇〇、〇〇〇・〇〇

廳府縣震災救護費委任額調　（大正十二年十一月三十日現在）

	廳府縣	震災救護費	內譯						
			食糧費	小屋掛費	材料費	救療費	警備費	運送費	雜費
		円	円	円	円	円	円	円	円
本州中區	東京	七九六,六四〇	—	六一九,三八〇	一〇〇,〇〇〇	—	—	四二,〇三〇	三五,二三〇
〃	神奈川	二,〇六〇,二九八	三〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一九六,一七〇	五六四,一二八	三〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
〃	埼玉	二八,七六八	一三一,九五〇	—	一,三三三	八,五五九	三〇,七〇七	一三,六三五	一三,六二五
〃	千葉	一,〇三三,〇九一	九二三,一九六	—	四一,三八〇	一七,七五三	一一,三六八	三八,八三〇	三〇,七四五
〃	茨城	三五,四〇二	—	—	三二,六六九	二三三	—	—	二,五〇〇
〃	栃木	三,三五一,九二三	二,〇五〇,〇〇〇	—	一,一三四,〇〇〇	一三,五三〇	二三,一六四	一四,七一八	七,五〇〇
〃	群馬	一一一,八七三	—	—	九九,一六七	—	九四五	一,七六〇	一〇,〇〇〇
〃	長野	九七,五〇〇	五三,二〇〇	—	三八,二〇〇	七〇〇	—	二,四〇〇	三,〇〇〇
〃	山梨	五,三一〇	—	—	二,八一〇	—	—	—	二,五〇〇
〃	靜岡	一,三四五,一九五	—	三,四三五	九四九,八五六	五,四五六	五,〇〇〇	二六六,四七七	一五,〇〇〇
〃	愛知	六二二,六五〇	二,六〇〇	—	五〇〇,四五〇	三九,〇〇〇	—	六三,七〇〇	七,〇〇〇
〃	三重	二七五	—	—	—	—	—	二七五	四,〇〇〇
〃	岐阜	二二〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	—	四八,二〇〇	一二,〇〇〇	—	六,八〇〇	三,〇〇〇
〃	滋賀	六,七〇〇	—	—	—	五,二〇〇	—	—	一,〇〇〇
〃	福井	一,四〇〇	—	—	—	—	—	—	一,四〇〇
〃	石川	三,五〇〇	二,〇〇〇	—	—	五〇〇	—	—	一,〇〇〇
〃	富山	一三九,〇六六	—	—	三三,三〇〇	七九,七一〇	—	一八,一四六	二,五〇〇
〃	新潟	五一,六三七	一七,八六四	—	九,四〇〇	八,一〇六	三,四二〇	一一,四六七	四,八〇〇
本州北部	福島	四九,六五五	四六,〇六五	—	五九〇	一〇〇	—	—	二,九〇〇
〃	宮城	一七,六四〇	—	—	九,四一〇	一,〇〇〇	—	一,二三〇	六,〇〇〇
〃	山形	二〇,四九〇	—	—	一五,三九〇	一,七〇〇	—	—	三,四〇〇
〃	秋田	八三三,九九九	一〇一,〇〇〇	—	七二四,八三〇	—	—	三,一七九	四,〇〇〇
〃	岩手	四九,六三四	—	—	四六,八〇八	—	—	一,〇二六	一,八〇〇
〃	青森	六六五,二〇〇	三五五,〇〇〇	—	二五一,九二〇	—	—	七三,二八〇	四,〇〇〇
本州西部	京都	一〇三,五〇〇	一〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	三,五〇〇
〃	大阪	二,八四〇,六五三	一四,四五〇	—	二,三四四,一八〇	七九,一七〇	—	三四三,八五三	四九,九九〇
〃	奈良	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一,〇〇〇
〃	和歌山	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一,〇〇〇
〃	兵庫	三六六,一八〇	三,四〇〇	—	二九九,〇七五	一〇,二〇〇	—	四九,〇〇五	四,五〇〇
〃	岡山	一,八三七	一,八三七	—	—	—	—	—	—
〃	廣島	二,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	二,〇〇〇
〃	山口	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一,〇〇〇
〃	島根	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一,〇〇〇
〃	鳥取	一〇,九〇〇	—	—	六,二〇〇	三,七〇〇	—	—	一,〇〇〇
四國區	德島	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一,〇〇〇
〃	香川	二八,四四四	一三,七二八	—	四,六六六	八,九四〇	—	一一〇	一,〇〇〇
〃	愛媛	一〇,六〇〇	—	—	—	九,六〇〇	—	—	一,〇〇〇
〃	高知	七〇〇	—	—	—	—	—	—	七〇〇
九州區	長崎	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一,〇〇〇
〃	佐賀	一八,四〇〇	—	—	—	一七,四〇〇	—	—	一,〇〇〇
〃	福岡	一三,八〇五	—	—	五,七八〇	六,〇二五	—	—	二,〇〇〇
〃	熊本	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一,〇〇〇
〃	大分	一六,一〇〇	—	—	—	一五,一〇〇	—	—	一,〇〇〇
〃	宮崎	七〇〇	—	—	—	—	—	—	七〇〇
〃	鹿兒島	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一,〇〇〇
〃	沖繩	—	—	—	—	—	—	—	—
	北海道	六九六,〇三〇	五四一,三〇〇	—	一〇七,二三〇	一,七〇〇	一,一八三,六〇五	四〇,七〇〇	五,〇〇〇
	警視廳	二,三二三,〇五九	—	四三八,五八〇	—	六四九,八七六	—	—	—
	計	一七,八八七,七四八	四,五一六,五五八	一,九六一,五〇五	六,八一八,五五三	一,二〇〇,四三七	一,八二三,二三五	一,一八〇,六八〇	三八七,七七〇

備考　本表ハ事務局直接ノ分及文部省其他ノ省等ヘノ配付額ヲ含マス。

〔附〕

神奈川縣支部

九月四日を以て設置し、本部と同じく總務部以下十一部を設け、本局より三矢委員及事務官書記各部一名づゝを派遣し、橫濱に於ける委員及事務官其他の職員と協力して神奈川方面の救護其他各般の施設に當らしむ、部は五日より七日まで縣市の連鎖となりて之を幇助し、八日後は縣市と共に合同作業を採り、部署を定めて活動したり、十七日縣市と事務局との連絡を密にするため事務局官制を改め、神奈川縣知事及橫濱市長を參與に、橫濱市助役を委員に充つ。

(一)警備　震災と同時に火災四方に起り、風烈しく、水道は破壞し、忽ち全市を燒夷したるのみならず、流言蜚語盛に行はれ、人心恟々たる有様なりしを以て、當局は時を移さず、戒嚴令の施行を神奈川縣下に及ぼし、各府縣より來援したる警察官吏千二百人中三百三十人を神奈川縣に配備し、所屬職員と共に警備救護の事務に當らしめ、後警察官吏を增員して之が警備を全からしむるを期したり。

通信機關殊に電話の復舊は警察上最も必要なるより、急に電線其他の材料を徵發して、主要警察官に急設電話を架し、萬難を排して神奈川警察部との間に直通電話を設け、以て警備上の連絡交涉を圖り、絕えず東京市各方面の狀況を明かにすると共に、神奈川縣に於ける狀況偵察及連絡保持に努む。

其他避難者の軍艦又は商船に依る無賃輸送、入濱の制限、流言蜚語又は出版物の取締、及橫濱市に檢問所十八箇所を設置して、不審者を雜何したる等、東京に同じく、人心漸く安定するや、舊巡查派出所跡に假小屋を建設して、必要な巡查定員を配置し、略ゝ災害の狀態を恢復して、各種の犯罪防止檢擧に遺憾なきを期したり。

(二)食糧配給　震災當時、橫濱方面に於ける米穀現在量は、比較的多量にして、在庫內地米四萬俵外米四萬俵の外、取敢へず三萬俵を徵發したるより、米の供給に不足を感ぜず、加ふるに四日以後米穀鹽等到着し、海軍艦艇は、主として副食物を配給し、湘南一帶の糧食輸送配給も全部海軍に於て擔當し、爲に軍艦驅逐艦數隻を同方面に派遣したり。

其後各府縣より廻送し來れる米穀中、必要なる數量は、便宜橫濱に廻送せしめ、九月十八日までに移入したる額五萬一千石中、同日までに交付したるもの七千八百石なり、米穀以外の食糧品も本部と連絡を取つて必要なる數量を便宜橫濱に廻送し、食鹽は專賣局に交涉して六百萬斤の配給を得たり。

此くの如くにしに秩序恢復するに及び、無料配給の外、燒殘りたる神奈川公設市場に於て十日より一般日用品の販賣を開始し、十二日よりは、市內五箇所に移動公設市場を設け、米梅干類を販賣し、尙十箇所のバラック公設市場を作る事とし、十三日より起工し、十七日を以て全部開業したり。

(三)諸材料配給　住宅被服其他の諸材料は、取敢へず橫濱市神奈川縣には橫須賀海軍司令部に於て之を徵發し、以て應急の需用を充たし、各府縣より廻送せる諸材料も必要に應じ之を神奈川縣廳に交付する事とし、各府縣調達のバラック用建築用材二十七萬八千餘石中、三萬十四石を神奈川縣廳に交付したり、亞鉛板其他建築用金物薪炭等亦それぞれ必要每に之を交付し、十月上旬までに木材一〇一、〇四五石、ナマコ板二五五、二三〇枚、木炭四四、五四二俵、薪一〇、〇〇〇束、莚二八八、三六〇枚、繩一〇六、二二五貫、釘三、七九八樽を交付す。外に寒氣襲來と共に、被服寢具の供給必要となり、府縣寄贈品の到着を待ちて配給し、又陸軍省より讓受けたる毛布十一萬枚を配給し、更に被服十萬着蒲團十萬枚を調達して、內被服三萬着蒲團十萬枚を神奈川縣に交付したり。

(四)罹災民收容　橫濱市內は、官公署學校民家殆ど全部燒失して殘存家屋なきに依て、罹災民は非常に困難し、公園空地等に不完全なる小屋掛を作りて避難したるを以て、當局に於ては、急に收容設備を爲すの必要を認め、橫濱倉庫及共立倉庫より徵發したる建築材料を小屋掛に使用し、燒失戶數七萬五千內外に對し、差寄り二萬戶のバラックを建設する事とし、之に要する職工十八萬人は、到底橫濱市及其附近に於て徵備し難きを以て、工兵隊派遣を電申し、及中國筋の大工職青年團に特急派遣を依囑し、以て之が速成を圖れり、十月七日に於ける收容バラック其他の建設狀況は、左の如きものなりき。

一、收容バラック

一、國ノ施設ニ係ルモノ

橫濱市　一五、〇〇〇坪、內一三、一七三坪完成

橫須賀市　約一、五〇〇坪（海軍施工中）

二、寄附ニ係ルモノ

橫濱市

關西聯合府縣寄附　一二、〇〇〇坪（二〇〇棟）、內二七棟（一、六三〇坪完成）

病室一、〇〇〇坪完成

兵庫縣寄附　三、〇〇〇坪、內一、五〇〇坪完成。

三菱合資會社寄附　三〇〇坪（未完）

三井合資會社寄附　一、〇〇〇坪（未完）

計　一七、三〇〇坪、內四、一二〇坪完成。

二、公設浴場

一、國ノ施設ニ係ルモノ（義損金）

橫濱市　十七箇所（一個六十坪）

橫須賀市　一箇所（　同　）

以上敷地選定中。

二、寄附ニ係ルモノ

橫濱市

兵庫縣寄附　五箇所（坪數未定）

三、公設市場

一、國ノ施設ニ係ルモノ（義捐金）

橫濱市　十七箇所（一箇所四〇坪）

橫須賀市　一箇所（　同　）

二、寄附ニ係ルモノ

橫濱市

兵庫縣寄附　五箇所（坪數未定）

四、職業紹介所

寄附ニ係ルモノ

橫濱市

兵庫縣寄附　二箇所（坪數未定）

(五)衞生醫療　橫濱市に於ける屍體收容は、初め救護事務局橫濱支部及橫濱市之を處理し、十月六日までに處置したる屍體四、〇二八なるが、尙倒壞建築物下に埋沒しある屍體少なからざる見込あるより、建築物所有者に交涉して取片付を援助し、以て之が處置の進捗を計れり。

傷病者救護は、府市其他公私設醫療機關並に各府縣の救護班之を救療し、救護班撤退後に備へ、併せて防疫上遺漏なからしめんがため、管內に診療班を配置し、以て醫療機關の充實を圖りたり、九月末日に於ける診療班救療班は七十二あり、救療患者累計二十三萬餘、同じ頃の救療患者日々五千名內外なり。

神奈川縣に於ける救療班診療班

派遣者	派遣數（九月一日ヨリ）	現在（九月二十九日）
各道府縣	五一	三八
各市	五	一
日本赤十字各支部	一九	一八
陸軍關係	一四	二
鐵道省	三	一
各醫科大學	一	｜
道府縣町醫師會	四	二
其他	一一	一〇
計	一〇八	七二

橫濱市に於ける收容所患者數（九月二十四日現在　括弧內ハ十月九日現在）

社會館	二一七（一五二）	濟生會病院	五八（五〇）
根岸療養院	三一（四三）	萬治病院	九〇（一五四）
青木町陸軍救療病院	三二	計	四二八（三九九）

尙簡易療養所外來診療所

一、簡易療養所

位置	收容患者豫定數	箇所數
橫濱	三五〇（外來一日三〇〇）	二
同	二〇〇（同　二〇〇）	一
橫須賀	二〇〇（同　二〇〇）	一
小田原	一五〇（同　一五〇）	一
計	九〇〇	五

二、外來診療所　七ヶ所

を設置するの計畫を定む、又關西聯合府縣寄附の震災救護假病院六〇〇床は、十月十日開院す。

衞生材料は、其缺乏に備ふるため、各府縣より蒐集したるものを時時神奈川縣に交付し傷病者乳兒用重湯牛乳煉乳を供給し、府縣寄贈の煉乳四十五萬磅中一部を神奈川縣に交付す。

神奈川縣に於ける傳染病は九月一日より十月五日までに六百四人あり、內赤痢百五十三人腸窒扶斯四百五十一人にして、例年より多し、之が豫防に關しては、一般民衆の注意を喚起すると共に、診療班巡回防疫班を組織して、患者の早期發見に努め、十月十日各警察署に救護醫員救護員及巡査各數名づゝを配置し、戶每に檢病戶口調査を行はしめ、又消毒班を組織して、井水便所下水堊溜等を消毒し、病者を收容するため病舍增築を計畫す。

（六）飲料水配給　水道破壞し水の供給焦眉の急務なるを以て、極力工事を急ぎしも、八月までには開通するに至らず、依りて海軍艦船を以て各方面に蒸溜水の配給を爲すと共に、井水の調査をなし、一定の場所に水船を回送して便宜給水し、七日給水船鳥羽丸入港まで、辨天橋に水ボート三艘を繫留して附近の罹災者並に船夫に給水したり、九日に至り、水道復舊工事約十萬石、十三日約三十萬石を送水し得る程度に達し、二十日後は、市內の大部分に給水したり。

（七）交通通信　に關する施設は、

（イ）鐵道　橫濱驛櫻木町驛は燒亡し、高島驛其他は大破して使用に堪へず、線路亦全然破壞し盡さるなきを以て工兵隊鐵道聯隊の應援を以て復舊を急ぎ、十二日頃は、橫濱品川間橫濱大船間は開通し、每列車二千人乃至二千五百人を收容せり、十四日よりは橫濱品川間を十九往復に、品川茅ヶ崎間を七往復に增加し、十八日の如き、乘車人員一萬六千人降車人員二萬六千人を見、十月十四日各驛の貨物輸送二千八十二噸に上る。

（ロ）電車は應急修理の結果、十月一日始めて神奈川驛前より馬車街道まで開通し、京濱線は十一日品川新子安間の徒步連絡を以て開通を見るに及べり。

（ハ）郵便電信　遞信省應急委員會東海道支部及同橫濱出張所を表高島町土木出張所內に置き、復舊に努め、九日までに施設を終り、郵便は橫濱驛前、櫻木町驛前、橫濱公園等八箇所に書狀及葉書の有料引受を開始し、電報は神奈川青木町小學校內にて取扱を始む。

（ニ）電話　市內電話は縣廳市役所警備隊本部各郵便電話局及電信電話技術官駐在所間に、十五日より開通し、加入者は東京へも通話し得るに至りたり。

（ホ）道路　九月三日以來縣當局工費の援助を假りて復舊に從事し九日までに自動車道を假市役所前より磯子まで、及東神奈川まで開通し、徒步街道は、元街要橋より本牧に至るもの、羽衣町より山手に至るもの、東神奈川より子安町に至るもの、橫濱驛前より淺間町に至るものゝ四幹線を開通し、十四日には萬國橋及稅關側より新港橋を經て岸壁に至る通路成り、十五日橫濱厚木間の一部に乘合自動車を通じ、橫濱戶塚間にも辛うじて自動車を通ずるに至れり。

（ヘ）運輸　岸壁破壞のため、糧食陸揚に困難を極めしが、鋭意海神奈川東橫濱山下橋に應急陸揚設備を施し、海神奈川を東京方面の輸送陸揚用に充し、車輛六十輛を備へ、山下橋は橫濱への陸揚用としたるが、十九日に至り橫濱稅關關橋開橋し、爲に海陸運輸上多大の便宜を得たり。

聯合艦隊第三戰隊は、震災突發と共に橫濱港に來り、陸戰隊を組織して警備に任じ、一面救濟材料陸揚及避難民輸送に全力を注ぎ、軍艦を以て避難民を輸送する事十二日までに二萬六千人、九日の如き九千六百餘人を算す、又十四日よりは品川橫濱神戶間の連絡定期航海を實施し、十九日より無賃輸送を改め、普通乘客は運賃を徵し、證明書所持の災民のみ無賃輸送せり。

下、內務省

臨時震災救護事務局の活動は、大半內務省の活動なること旣記の如くなるが、尙省としての活動中、重なるものゝ二三を擧ぐ。

（一）地方廳への訓令

十一月十日の大詔を拜し、內務大臣は、地方廳に左の如く訓令す。

內務省令第二十四號

北海道廳府縣

本月十日時弊ヲ戒メ、特ニ　詔書ヲ下シ賜ハル、誠ニ感激ノ至リニ堪ヘス、曩ニ地方長官會同ノ際親シク訓示スル所アリト雖、此ノ振作更張ヲ急トスルノ時ニ方リ、國民一般益至誠奉公ノ精神ヲ鼓舞シ、協力一致、以テ國運進展ノ基ヲ固ウセサルヘカラス、職ニ地方行政ノ任ニ在ル者、聖旨ヲ奉體シテ其ノ普及徹底ニ勉メ、率先躬行相率ヰテ實効ヲ擧ケムコトヲ期スヘシ。

大正十二年十一月二十二日　內務大臣子爵　後藤新平

（二）選擧權救濟

震災の結果、東京府神奈川縣埼玉縣千葉縣靜岡縣に於ける府縣會議員は、任期滿了するも後任議員選擧の前日まで在任することとなり、勅令第四十九號を以て公布せられ、後任議員の選擧期日及之が選擧人名簿の調製等に關する期日は、大正十三年一月十一日內務省令第一號を以て之を定め、之を施行したり。

朕玆ニ緊急ノ必要アリト認メ、樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ、帝國憲法第

八條第一項ニ依リ、東京府神奈川縣等ニ於ケル現任府縣會議員ノ任期等ニ關スル件ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

內閣總理大臣伯爵　山本權兵衞
兼外務大臣
內務大臣子爵　後藤新平
文部大臣　岡野敬次郎
海軍大臣　財部彪
陸軍大臣男爵　田中義一
農商務大臣男爵　田健次郎
遞信大臣　犬養毅
司法大臣　平沼騏一郎
鐵道大臣　山之內一次
大藏大臣　井上準之助

勅令第四百九號

東京市神奈川縣埼玉縣千葉縣及靜岡縣ニ於ケル現任府縣會議員ハ、共任期滿了スルモ、後任議員選擧ノ期日ノ前日迄在任ス。

前項ニ規定スル府縣ニ於テハ、前項ニ規定スル選擧ノ期日ノ前日迄府縣會議員ノ補闕選擧ハ之ヲ行ハス。

第一項後任議員選擧ノ期日ハ、內務大臣之ヲ定ム。

第一項ニ規定スル府縣ニ於テハ、大正十二年ニ調製スヘキ府縣會議員ノ選擧人名簿ニ關スル府縣制第九條乃至第十二條ニ規定スル期日及期限ハ、內務大臣ノ定ムル所ニ依ル。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

內務省令第一號

大正十二年勅令第四百九號ニ依リ東京府及神奈川縣ニ於ケル府縣會議員ノ選擧人名簿ニ關シ、府縣制第九條乃至第十二條ニ規定スル期日及期限、左ノ通定ム

大正十三年一月十一日　內務大臣　水野錬太郎

第九條第一項ノ選擧資格調査ノ期日ヲ二月十日、選擧人名簿送付ノ期限ヲ三月十日トシ、同條第二項ノ選擧人名簿調製ノ期限ヲ三月二十四日トス。

第十條ノ選擧資格調査ノ期日ヲ二月十日、選擧人ノ名簿調製ノ期限ヲ三月二十四日トス。

第十一條ノ直接國稅屆出ノ期限ヲ二月十五日トス。

第十二條第一項ノ選擧人名簿縱覽期限ヲ二月二十九日ヨリ十五日間、異議ノ決定期限ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內トシ、同條第四項ノ選擧人名簿ノ確定期限ヲ六月三日、確定名簿ノ据置期限ヲ十二月十四日トシ、同條第九項ノ選擧資格調査ノ期日ヲ十二月十日トス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

東京府衆議院議員選擧區第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十四區、及神奈川縣第一區乃至第七區の選擧人名簿調製等の期日は、大正十二年九月二十日の勅令第四百二十三號に依り、大正十二年一月一日內務省令第二號を以て之を定めり。

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ、樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ、東京府及神奈川縣ニ於ケル衆議院議員選擧人名簿調製ニ關スル件ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年九月二十七日　內閣總理大臣伯爵　山本權兵衞
內務大臣子爵　後藤新平
文部大臣　岡野敬次郎
海軍大臣　財部彪
陸軍大臣男爵　田中義一
農商務大臣男爵　田健治郎
遞信大臣　犬養毅
司法大臣　平沼騏一郎
鐵道大臣　山之內一次
大藏大臣　井上準之助
外務大臣男爵　伊集院彥吉

勅令第四百二十三號

衆議院議員選擧區中、東京府第一區乃至第一區第十三區乃至第十五區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於テハ、大正十二年ニ調製スヘキ衆議院議員選擧人名簿ニ關スル衆議院議員選擧法第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條及第二十七條ニ關スル期日及期間ハ、內務大臣ノ定ムル所ニ依ル。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

內務省令第二號

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ、衆議院議員選擧區中、東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十五區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選擧人名簿ニ關シ衆議院議員選擧法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間、左ノ通定ム。

大正十三年一月十一日　內務大臣　水野錬太郎

第十八條第一項ノ選擧資格調査ノ期日ヲ二月十日、選擧人名簿送付ノ期限ヲ三月二日トシ、同條第二項ノ期限ヲ同月十八日トシ、同條第三項ノ選擧資格調査ノ期日ヲ二月十日、選擧人名簿調製ノ期限ヲ三月十八日トス。

第十九條ノ期限ヲ二月十四日トス。

第二十條ノ期間ヲ三月二十三日ヨリ十五日間トス。

第二十四條ノ期間ヲ二十日以內トス。

第二十六條第一項ノ期間ヲ四月七日ヨリ四月二十七日迄トシ、同條第二項ノ期限ヲ五月七日トス。

第二十七條第一項ノ選擧人名簿ノ確定期日ヲ五月七日トシ、同條第二項ノ確定名簿据置ノ期限ヲ十二月二十日トス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

而して此等選擧人の撰擧資格に關し、大正十二年法律第五十四號を以て、震災の爲め減免せられたる所得稅營業稅は、減免せられざるものと看做され、地租の免除亦大正十三年法律第五號に依りて免除せられざるものとなれり、乃ち減免せられざるものとして實施す。

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル震災ニ因リ租稅ヲ減免セラレタル者ノ法令上ノ納稅資格要件ニ關スル法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年十二月廿四日　內閣總理大臣伯爵　山本權兵衞
內務大臣子爵　後藤新平

法律第五十四號

大正十二年勅令第四百十號ニ依リ免除又ハ輕減セラルル所得稅及營業稅ハ、法令上ノ納稅資格要件ニ關シテハ、免除又ハ輕減セラレサルモノト看做ス。

前項ノ規定ハ前項ノ所得稅及營業稅ノ附加稅タル市町村稅、大正十二年九月ノ震災ニ因リ免除又ハ輕減セラルル直接府縣稅ノ附加稅タル市町村稅及其ノ他ノ直接市町村稅ニシテ同震災ニ因リ免除又ハ輕減セラルルモノニ付之ヲ準用ス。

附　則

本法ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル震災ニ因リ地租ヲ免除セラル、者ノ法令上ノ納稅資格要件ニ關スル法律ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十三年七月十日

內閣總理大臣子爵　加藤　高明

內務大臣　若槻禮次郎

法律第五號

大正十二年九月ノ震災ニ因リ免除セラル、地租ハ、法令上ノ納稅資格要件ニ關シテハ、免除セラレサルモノトス。

附　則

本法ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(三)白米處分事件救濟

災前內務省に提出したる書類にして、指令に接せざるものは、再び書類を具して共手續を爲さしむ。

內務省告示第二百八十八號

大正十二年九月一日以前ニ處分ヲ求ムルカ爲、當省ニ提出シタル書類ニ對シ、未タ處分ノ指令ニ接セサルモノハ、更ニ書類ヲ具シ其ノ手續ヲ爲スヘシ。

大正十二年九月二十二日

內務大臣子爵　後藤　新平

(四)警察官其他待遇

震災地たる警視廳神奈川縣千葉縣埼玉縣靜岡縣の巡査俸給支給期日を繰上げ、警察共濟組合規則を改めて非常災害の內に於ける增俸を爲し、警察賞與の規程を定め、巡査看守及遺族の退隱料扶助料の支給期を繰上げ、警察官消防官の被服裝具料を支給する等、之が救濟の手段を講す。

內務省令第二十九號

巡査、判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ノ俸給其ノ他支給期日、左ノ通定ム。

大正十二年九月九日

內務大臣子爵　後藤　新平

巡査、判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ支給スル俸給及手當ハ、警視廳、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣及靜岡縣ニ屬スル者ニ對シテハ、大正十二年九月分ニ限リ、適宜ノ日ニ繰上ゲ支給スルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

〔備　考〕十二年十月四日內務省令第三十八號ヲ以テ、大正十二年九月分ニ限リ」ヲ「大正十二年內ニ限リ」ニ改ム。

內務省令第三十號

警察共濟組合規則中左ノ通改正ス。

大正十二年九月十二日

內務大臣子爵　後藤　新平

第十四條ニ、左ノ但書ヲ加フ。

但シ、非常災害ノ狀況著シキ場合ニ於テハ、特ニ月俸三月分ニ相當スル金額迄ヲ給スルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ、大正十二年九月一日以降ノ該當者ニ之ヲ適用ス。

內務省令第三十四號

警察賞與ニ關スル件左ノ通之ヲ定ム。

大正十二年九月二十一日

內務大臣子爵　後藤　新平

大正十二年九月一日ノ震災ニ關シ、東京府、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣及靜岡縣ニ於テ、警察上特ニ功勞アリタル者ニ對シ、警察賞與規則ニ依リ、廳府縣長官ノ授與スル金額ハ、當分ノ內、警察賞與規則施行細則第一條ノ規定ニ拘ラス、左ノ區別ニ依ル。

特別賞	金五百圓以下
普通賞	金百圓以下

特別賞ヲ授與スル場合ハ、內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

內務省令第三十五號

廳府縣長官ノ管掌ニ係ル巡査看守退隱料及遺族扶助料法ニ依ル退隱料竝遺族扶助料ノ支給期日及證書謄本交付ニ關スル件、左ノ通定ム。

大正十二年九月二十七日

內務大臣子爵　後藤　新平

第一條　大正十二年十月ニ支給スヘキ巡査看手退隱料及遺族扶助料法ニ依ル退隱料及遺族扶助料ハ、大正十二年九月一日震災ノ際、東京府神奈川縣埼玉縣千葉縣又ハ靜岡縣ニ現住シタル受給者ニ限リ、本人ノ請求ニ依リ大正十二年九月二十五日以後之ヲ支給スルコトヲ得。

前項ノ規定ニ依リ退隱料及遺族扶助料ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ、退隱料證書(謄本ヲ含ム)又ハ遺族扶助料證書(謄本ヲ含ム)ヲ現住地ヲ管轄スル警察官署ニ呈示シ、其ノ署長ノ證印ヲ受ケ退隱料證書又ハ遺族扶助料證書ヲ發行シタル廳府縣長官ニ之ヲ請求スヘシ。

第二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲ス場合ニ於テハ、前項ノ請求ハ之ト同時ニ爲スコトヲ得。

第二條　震災ニ際シ退隱料證書(謄本チ含ム)又ハ遺族扶助料證書(謄本ヲ含ム)ヲ亡失シ又ハ毀損シタル者アルトキハ、廳府縣長官ハ本人ノ請求ニ依リ證書ノ特別謄本ヲ交付スルコトヲ得、特別謄本ハ退隱料證書又ハ遺族扶助料證書ト同一ノ効力アルモノトシ之ヲ交付シタルトキハ、原證書ハ其効力ヲ失フ。

前項ノ特別謄本ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ、在職中ノ上司ニシテ現ニ在職スル者ノ證明又ハ二名以上ノ保證人ヲ立テ、就退職ノ履歷並現ニ受クル退隱料又ハ遺族扶助料年額ヲ具シ、曩ニ退隱料證書又ハ遺族扶助料證書ヲ交付シタル廳府縣長官ニ請求スヘシ。

第三條　廳府縣長官前條ノ請求ヲ受タルトキハ、證憑書類ニ依リ正當受給者ナルコトヲ確認シタル上、特別謄本ヲ發行スヘシ。

前項ノ特別謄本ハ本人ノ居住地ヲ管轄スル警察官署ヲ經由シテ之ヲ本人ニ交付スヘシ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

朕警察官及消防官ニ被服裝具料支給ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十三年一月四日

內閣總理大臣伯爵　山本權兵衞

內務大臣子爵　後藤　新平

勅令第一號

警視廳、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣ニ勤務スル警視、消防司令、警部、消防士及消防機關士ニシテ、大正十二年九月ノ震災ニ因リ被服裝具ヲ亡失シ又ハ其ノ被服裝具其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノニ對シテハ、此ノ際ニ限リ三百五十圓以內ノ被服具料ヲ支給スルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(五)失職者救濟

(1)救濟方針　震災に依る失職者救濟に關し、大方針を決定し、九月十二日內務次官及社會局長官より各省次官に左の如く通知す。

一、罹災地ニ於テ施行スヘキ建築土木等ノ事業ハ、政府直營ニ係ルモノハ、此ノ際速ニ之ヲ施行シ、公共團體ニ屬スルモノモ、此ノ際速ニ之ヲ施行セシムルコト。

一、各省所管官營事業ニシテ本年度施行スヘキモノハ、此際成ル可ク繰上ケ施行スルコトトシ、特別ノ事由ナキ限リ震災地ノ失業者ヲ採用スルコト。

一、罹災地ニテ消滅シタル官營事業ニシテ、地方ニ工場ヲ有スルモノハ、成ルヘク此際解雇ヲ爲サス、之ヲ地方工場ニ移勤セシムルコ

ト。

一、府縣ニ於テ本年度豫算ニテ施行スヘキモノハ成ルヘク此際施行セシメ、罹災地ノ失業者ヲ之ニ充テシムルコト。

一、地方ニ移動スル失業者及其ノ家族ニハ、無賃輸送ヲ爲スト同時ニ、旅費ノ貸付ヲ爲スコト。

一、職業紹介事業ノ普及充實ヲ計ルコト。

同日內務次官社會局長官より地方長官に通牒すること左の如し。

失業者救濟ニ關スル件

震災ニ因リ、東京府及神奈川縣ニ於テ失業者ヲ出スコト頗ル多數ニシテ、之カ救濟ハ、極メテ喫緊ノ要務ニ有之、貴官ニ於テ左記ニ依リ、御措置相成度。

尙次官會議ニ於テ失業者救濟ニ關スル件、別紙添付致シ置候條、御了知相成度、申添候。

記

一、府縣其他公共團體ニ於テ施行スヘキ事業ニハ、此際成ルヘク罹災地ノ失業者ヲ採用スルコト。

二、此際民間求人ヲ開拓スルト同時ニ、震災ニ因リ擴張又ハ新ニ起ルヘキ産業ニヨル勞務ノ需要ニ對シテハ、成ルヘク罹災地ノ失業者ヲ採用スルコト。

三、求人申込ハ、左記要項ニヨルコト。

(イ)申込ハ成ルヘク多數取纏メラレタキコト。

(ロ)申込ハ職業別ナルコト。

(ハ)賃金、雇入期間、勞務場所ヲ明示スルコト。

(ニ)電報ニテ社會局內中央職業紹介所事務局ニ申込マレタキコト。

(ホ)多數申込ノ場合ハ、可成引率者ヲ派遣スルコト。

四、震災ニ際シ適當ナル職業アルヘキヲ豫想シ、多數勞務者等上京スルモノ有之候處、漫然上京スル者ハ、此際阻止スル樣取計ハレ度コト。

(2)地方勞働者入京阻止　大災の餘燼未ださめざるに、職業紹介所の求職者中地方より新に上京したるものあるより、災地の現狀を說示して歸鄕せしめつゝあると共に、九月十一日中央職業紹介事務局長は、東京神奈川以外の地方長官に上京阻止方の配慮を依賴せり。

(3)求人開拓　震災直後勞働の需要は、雜役のみにして智的勞働熟練勞働の需要するものなく、無賃輸送に依り退京するもの多かりしも、秩序恢復に伴ひ日傭勞働者の求職者增加したるを以て、九月九日局長より東京府神奈川縣東京市横濱市其他會社銀行工場商店等に、職業紹介所利用を照會す。

(4)勞務調節會議　十日局に勞務調節會議を開き、左の如く協定して實行に着手す。

協定事項

一、罹災銀行商店會社工場等に於ける從事員の失職者は、罹災地域外に支店分工場を有する場合は、成るべく之に轉勤せしめ、此際解雇を見合せしむること。

二、各地方職業紹介事務局は、此際管內に於ける職業紹介所に指導督勵を加へ、力を求人開拓に致し、失職者の紹介に努力すること。

三、職業紹介所にして災害に罹りたるものは、應急施設として適當なる場所に假事務所を設け、速に紹介事務を開始せしむること。

四、前項の外必要に應じ臨時職業紹介所を增設せしめ、失職者に對する職業紹介は勿論、宿泊食事等の保護施設を講じ、遺憾なきを期せしむること。

五、中央及東京大阪兩地方職業紹介事務局は、全國各方面に涉り、求人調査勞働移動を行ひ、勞務需要調節の實績を擧ぐるに努むること。

六、前各號の實施に關しては、臨時震災救護事務局及各地方廳の援助を求むること。

十日中央職業紹介事務局長より地方長官に之が協定の實施を依賴す

(5)失業者斡旋方依賴　十二日局長より東京神奈川を除き、各地方長官に、其管下に於て罹災失業者採用の斡旋を依賴す。

(6)求人搜査班　求職者增加の傾向あるに對し、隣接町村に求人開拓をなすため、東京地方職業紹介事務局及府市職業紹介所龜戶澁谷兩町立職業紹介所をして聯合求人搜査班を編成し、九月十九日より一週間各方面に出勤せしむ、即ち開拓本部を東京地方職業紹介事務局に置き、開拓班を二班に分ち、一班人員四名乃至五名とし、本局員二名、東京地方職業紹介事務局員三名、東京市中央職業紹介所四名、東京府職業紹介所二名、龜戶澁谷兩町立職業紹介所各一名計十三名を以て、交互に二臺の自動車に分乘して出勤せり。

(7)宣傳ポスター　「震災に因る罹災者に職を與へよ!!」と大書したる宣傳ポスター二萬枚を印刷して全國に配布したるを初めとし、各種の宣傳を震災地に配布し、又新聞紙に廣告したり。

(8)職業紹介所設置　職業紹介所は燒失十七、倒壞一、殘存十なるも、殘存のものも被害甚しく、殆ど全滅の姿なるより、天幕張其他の設備を以て、九月十日までに九ケ所、二十日までに十八ケ所、月末までに二十一ケ所を開設せしむ、而も東京横濱兩市は、震災のため財政窮迫せるを以て、震災應急費中の職業紹介所新營並設備費七萬五千圓を以て東京市十五ケ所、東京府社會事業協會五ケ所、横濱市五ケ所の職業紹介所を建築し、各般の設備を施し、兩市及東京府社會事業協會をして之が經營に當らしむ。

(9)就職者汽車汽船賃割引　廣汎なる地域に亘りて勞務を調査するの必要を認め、鐵道省に交涉して、職業紹介所の紹介に依り就職する者旅行の場合に、乘車船賃を割引することとし、協定して

一、割引を受け得る者の範圍。

イ、職業紹介所の紹介に依り職を得、其職に就かむが爲に現在地より就職地へ旅行する者、但し常例的出稼人、例へば製絲工女、酒造人夫、漁夫、農夫等、年々季節毎に移動を常とする者は之を除く。

ロ、紹介せられたる職業に三ケ月以上繼續就業の見込ある者。

ハ、月收金百圓未滿の者。

二、本割引は前各號に該當する本人の一乘車船區に限ること。

三、割引率は之等に限り五割とす。

四、第一項各號に該當する者に對しては、當該紹介所長發行の就職旅行證明書並に中央職業紹介所事務局に於て作成したる割引證票を交附すること。

五、內務省は割引證就職旅行證明書の發行交付方に關し、救濟法を規定し、豫め鐵道省の同意を得ること。

と云ひ、大正十二年九月二十二日鐵道省は告示第百八十二號を以て國有鐵道旅客及荷物運送規則中に改正を加へ、內務省は九月二十六日割引證交付規程を設け、取扱心得を訓示す、然るに其後職業紹介事務局に於ても勞務者の地方移動事務を取扱ふ場合に汽車汽船賃割引證發行を必要とし、兼て船員職業紹介法に依り設置したる職業紹介の被紹介者に對しても、同一特典を與ふる事となり、同年十二月二十五日鐵道省告示第三百九號を以て、國有鐵道旅客及荷物運送規則の再改正を爲す、所謂割引規程及之が取扱心得左の如し。

內務省告示第二百九十號

職業紹介所紹介就職者汽車汽船賃割引證交付規程、左ノ通定ム。

大正十二年九月二十六日　內務大臣子爵　後藤新平

職業紹介所紹介就業者汽車汽船賃割引證交付規程

第一條　職業紹介法ニ依ル職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職ノ爲メ、現在地ヨリ就職地ヘ旅行セムトスル者ニシテ、左ノ各號ニ該當スルトキハ、當該職業紹介所長ニ汽車汽船割引證ノ交付ヲ申請スルコトヲ得、但シ小兒ハ此限ニ在ラス。

一、常例ニ依ル一時ノ出稼ニ非サルトキ。

二、紹介セラレタル職業ニ三月以上就職セムトスルトキ。

三、賃金又ハ俸給及之ニ準スヘキモノノ月收百圓未滿ノトキ。

前項ノ割引證ノ交付申請ハ、書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得。

第二條　割引證ヲ携帶スル者ハ、鐵道省所管鐵道汽船三等ニ限リ賃金ノ五割引ヲ以テ乘車船スルコトヲ得。但シ急行列車又ハ急行汽船ニ乘車船スルコトヲ得ス。

第三條　割引證割引乘車船券及就職者旅行證明書ハ、他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得ス。

第四條　割引證ハ發行ノ日ヨリ一箇月ヲ經過シタルトキハ、其効力ヲ失フ。

第五條　割引乘車船券ヲ購入スル場合ハ、鐵道係員ニ割引證ヲ提出スヘシ。

第六條　乘車船賃ノ割引ヲ受クル者ハ、職業紹介所發行ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ、何時ニテモ鐵道係員及職業紹介關係職員ノ請求アルトキハ、之ヲ呈示スヘシ。

第七條　職業紹介關係職員ハ割引證及就職者旅行證明書ヲ記名人以外ノ者ニ於テ携帶セルコトヲ發見シタルトキハ、之ヲ沒收スルコトヲ得。

第八條　割引證及就職者旅行證明書ハ已ムヲ得サル事由ニ依リ滅失又ハ毀損シタル場合ノ外、再ヒ之ヲ交付セス。

前項ノ割引證及就職者旅行證明書ヲ滅失シタルトキハ、其ノ事由ヲ具シ遲滯無ク交付ヲ受ケタル職業紹介所ニ屆出ツヘシ。

第九條　割引證及就職者旅行證明書ノ交付ヲ受ケタル者之カ必要無キニ至リタルトキハ、遲滯無ク交付ヲ受ケタル職業紹介所ニ返納スヘシ。

第十條　割引證就職者旅行證明書樣式別表ニ依ル。

附則

本規程ハ、大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス。

（別表）

表

第　號

就職者旅客運賃割引證

乘車船區間	自　驛 至　驛
乘車人氏名年齡	
乘車船等級 割引率	三等五割

大正　年　月　日

所在地

何紹介所長　何　某㊞

四寸

三寸

中央上部ニ中央職業紹介事務ノ印ヲ押捺シアリ。

裏

注意

一、本證ニ依リ運賃ノ割引ヲ受クル者ハ所定ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ鐵道係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スヘキモノトス

二、本證ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者（別ニ定ムルモノヲ除ク）ニ限リ使用シ得ルモノニシテ番號乘車船區間使用者ノ姓名年齡發行日付ハ發行者之ヲ記入シテ交付スルモノトス

三、本證ハ記名人以外ノ者之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

四、本證ニ依リ請求シタル割引乘車券ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

五、本證ニ依リ運賃ノ割引ヲ受ケタル者ハ急行列車又ハ急行汽船ニ乘車船スルコトヲ得サルモノトス

六、本證ノ有効ハ發行ノ日ヨリ一箇月トス

表

就職者旅行證明書

本籍

何　某

生年月日

右ハ本紹介所ニ於テ何地何々ニ紹介シ就職セシムル爲旅行スルモノナルコトヲ證明ス

年　月　日

所在地

何紹介所長　氏　名㊞

四寸

二寸五分

裏

一、本證明書ハ他人ニ貸與シ又ハ讓渡スヘカラス

一、本證明書ハ乘車船中必ス之ヲ携帶シ鐵道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スヘシ

一、本證明書ヲ亡失シタルトキハ直チニ發行者ニ屆出ツヘシ

一、本證ハ旅行ヲ終リタルトキハ直チニ發行者ニ返付スヘシ

內務省告示第七十六號

大正十二年九月內務省告示第二百九十號「職業紹介所紹介就職者汽車汽船賃割引證交付規程」ヲ「職業紹介事務局又ハ職業紹介所紹介就業者汽車汽船賃割引證交付規程」ニ改メ、左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十三年二月二十三日　　內務大臣　水野錬太郎

第一條中「職業紹介法ニ依ル」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ」ヲ「當該」ノ次ニ「職業紹介事務局長又ハ」ヲ加フ。

第六條中「割引ヲ受クル者ハ」ノ次ニ「職業紹介事務局長又ハ」ヲ、「職業紹介所」ノ次ニ「長」ヲ加フ。

第八條中「交付ヲ受ケタル」ノ次ニ、「職業紹介事務局又ハ」ヲ加フ。

第九條中「遲滯ナク交付ヲ受ケタル」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ」ヲ加フ。

別表就職者旅客運賃割引證中「何紹介所長」ヲ「何職業紹介事務局長又ハ何職業紹介所長」ニ改メ、裏面注意ニ「本證ハ」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ」ヲ加フ。

就職者旅行證明書中「何紹介所長」ヲ「何職業紹介事務局長又ハ何職業紹介所長」ニ改メ、「右ハ本」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ本職業」ヲ加フ。

內務省訓令第二十三號

職業紹介事務局　職業紹介所

職業紹介所紹介就職者汽車汽船賃割引證交付規程取扱心得左ノ通リ定ム。

大正十二年九月二十六日　　內務大臣子爵　後藤新平

職業紹介所紹介就職者汽車汽船割引證交付取扱心得

第一條　職業紹介所長割引證ノ交付ヲ申請スル者アルトキハ、職業紹介所紹介就業者汽車汽船賃割引證交付規程第一條各號ノ事實ヲ調査シ之ヲ交付スヘシ。

第二條　製絲女工酒造人夫漁夫農夫及茶摘人夫其ノ他之ニ類スル者ニシテ、常例ニ依リ一時ノ出稼ヲ爲ス者ニハ割引證ヲ交付スルコトヲ得ス。

第三條　職業紹介所長割引證ヲ交付スル場合ハ同時ニ就業者旅行證明書ヲ交付スヘシ。

割引證ニハ番號乘車船區間使用者ノ姓名年齡發行年月日ヲ、就業者旅行證明書ニハ、使用者ノ本籍姓名年齡紹介先發行年月日ヲ記入シ、記名捺印ノ上交付スヘシ。

第四條　職業紹介所長ハ割引證ノ毎三月分ノ所要數ヲ豫定シ、地方紹介事務局ヲ經テ中央職業紹介事務局ニ請求スヘシ、但シ臨時必要ノ場合ハ直接中央職業紹介事務局ニ請求スルコトヲ得。

第五條　職業紹介所長ハ左ノ簿冊ヲ備フヘシ。

一、割引證受拂簿

二、割引證及就業者旅行證明書交付簿

前項簿冊ノ樣式ハ別表定ムル所ニ依ル。

第六條　職業紹介所長ハ每月五日迄ニ前月中ニ於ケル割引證ノ受拂ヲ別表樣式ニ依リ、地方職業紹介事務局ヲ經由シ中央職業紹介事務局ニ報告スヘシ。

附　則

本令ハ、大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス。

（第一號乃至第四號樣式）

割引證受拂簿

年月日	受入		拂出		差引現在高	備考
	員數	送越官廳	員數	事由		

注　意

一、受入ノ欄送越官廳ハ送付ヲ受ケタル官廳即チ中央職業紹介事務局又ハ地方職業紹介事務局名ヲ記入スヘシ。

二、拂出ノ欄事由ハ「交付」又ハ「書換返納」等拂出ノ事由ヲ記入スヘシ。

（第二號樣式）

割引證及就職者旅行證明書交付簿

交付年月日	割引證		雇傭主		職業者旅行證明書發行年月日番號	就職スヘキ職業	被紹介者現住所氏名	年齡	備考
	番號	乘車船區間	住所	氏（名稱）名					

注　意

一、備考欄ニハ口頭又書面交付申請ノ區別及返納ヲ受ケタルトキハ、其ノ年月日事由等ヲ記載スヘシ。

二、被紹介者氏名ノ下ニ認印ヲ徵シ受領證ニ代用スルコトヲ得。

（第三號樣式）

大正何年何月分汽車汽船割引證受拂報告

受入		拂出		備考
受入區別	員數	拂出區別	員數	內（再交付何枚）
前月ヨリ越高 本月分受入 計		交付 書換返納 計		差引現場數　何枚

大正　年　月　日

何々職業紹介所長　何　某印

中央職業紹介事務局長宛

第四號樣式

就職者汽車汽船割引證請求書

年月日	現在數	自　日至　日所要見込數	差引不足數	備考
大正　年　月　日				

右及請求候也

大正　年　月　日

何々職業紹介所長　何　某印

中央職業紹介事務局長宛

內務省訓令第二號

職業紹介事務局　職業紹介所

大正十二年九月內務省訓令第二十三號「職業紹介所紹介就職者汽車汽船割引證交付取扱心得」ヲ「職業紹介事務局又ハ職業紹介所紹介就職者汽車汽船割引證交付取扱心得」ニ改メ、左ノ通改正シ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十三年二月二十三日　內務大臣　水野鍊太郎

第一條中「職業紹介所長」ヲ「職業紹介事務局長又ハ職業紹介所長」ニ改メ、「申請スル者アルトキハ」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ」ヲ加フ。

第三條中「職業紹介所長」ヲ「職業紹介事務局長又ハ職業紹介所長」ニ改ム。

第四條中「請求スルコトヲ得」ノ次ニ、「地方職業紹介事務局長ニ在リテハ直接中央職業紹介事務局ニ請求スヘシ」ヲ加フ。

第五條中「職業紹介所長」ヲ「職業紹介事務局長又ハ職業紹介所長」ニ改ム。

第六條中「報告スヘシ」ノ次ニ「地方職業紹介事務局長ニ在リテハ直接中央職業紹介事務局ニ報告スヘシ」ヲ加フ。

別表第三號樣式第四號樣式中「何々職業紹介所長」ヲ、「何々地方職業紹介事務局長又ハ何々職業紹介所長」ニ改ム。

(10)旅費立替　職業紹介所の被紹介者中旅費なくして就職地に赴く能はざるものには旅費を貸與し、又日傭勞働者に賃金の一時立替を爲し、以て人夫請負業者等より手數料を徵せらるゝの弊を除く事とし、之が資金として、東京市に三十萬圓、橫濱市に二十萬圓を貸付く、東京市職業紹介所に於て災後六ケ月間に、男二十萬六千四百二人女四十人に對し、賃金立替をなしたるもの、四十萬一千百十圓八十錢なり。

(11)勞働具貸付　局は震災應急費中を以て勞働用具を購入し、被紹介者に貸付して勞働に就かしめり。

(12)職業紹介事務打合會　十月二日社會局に開催す。

(13)地方移動交換部設置　災地の熟練工及知識階級其他罹災失業者を地方に移動し、復興事業に要する大工、左官、石工、屋根職、疊職、鉞力職等を災地に移動するため、大正十二年十月二十五日中央職業紹介事務局に地方移動交換部を置き、中央及東京地方職業紹介事務局員專ら之に從事す、其要項左の如し。

一、東京市及其附近の各職業紹介所に於ける求職者にして、他地方に於て就職を希望する者は、地方移動交換部に出頭せしむること、但し職業紹介所に於て紹介し得るものは此の限に在らず。

二、他地方に就職せむとする求職者は、成るべく左方移動交換部に直接出頭申込を爲すことを宣傳すること。

三、震災地に於て復興事業に必要なる勞務の需要あるときは、之が供給を爲し得べき地方と聯絡を執り、需給調節を圖ること。

五、各地方廳、大阪職業紹介事務局、其他地方に於ける職業紹介所より一層精確なる求人の申込を需め、且つ地方に於ける求人開拓に努力すること。

六、就職旅行者に對する旅費の貸付及汽車汽船賃の割引等は、出來得る限り便宜を圖ること。

七、橫濱市に支部を設け、職員を派遣し、聯絡を圖ること。

八、罹災失業者にして地方に就職を希望する者には、努めて紹介に盡力すること。

而して大阪神戶名古屋橫濱市に各囑託員一名を常置し、相聯絡して移動紹介の便を圖り、且地方移動交換部職員を以て求人調査班を設け、一班一名乃至三名とし、地方に出張せしめて求人開拓を行ひたり。

第一班　大阪、愛知、和歌山、福井各府縣
第二班　兵庫、岡山、廣島、山口各縣
第三班　茨城、福島、宮城、岩手各縣

(14)建築勞務者見込調　復興事業に要すべき建築勞務者の見込數を調査し、七萬四千百四十六名を得、斡旋して就職せしむるに努む。

(15)木工養成　震災應急費より職業補導費十八萬五千九百五十圓を支出し、土木講習會を設置し、東京市芝區兼房町同櫻田本鄉町深川越中島三所に二階建の作業場延坪千二十坪五合を建築し、約千名の養成を豫定し、修業期二ケ月乃至四ケ月とし、用具は修業中之を貸與し、修業

後實費を以て賣渡し、又其就職を斡旋する事とし、十二月一日より講習生を收容したり。

(16)臨時職業紹介所　震災直後、失業救濟の應急策として地方廳市町村法人個人經營の臨時職業紹介、全國各地に設置せられ、人事相談衣食品救恤を兼ねて活動したり、內震災地內に十三ケ所、帝都及橫濱に於ては、各府縣出身者のため各府縣臨時出張所を設けて、人事相談慰問救護共に職業紹介をも爲し、在鄉軍人會亦在鄉軍人のため職業紹介を行ふの類、各所に起れり、其大正十三年三月までに繼續したるもの六ケ所あり、各府縣の應急人事相談職業紹介所は、大阪府應急臨時職業紹介所十三ケ所、應急臨時人事相談所八ケ所、愛知縣人事相談所一ケ所、和歌山縣人事相談所一ケ所、福島縣臨時職業紹介所四ケ所、宮城縣職業紹介人事相談所一ケ所、新潟縣臨時職業紹介所十一ケ所、人事相談所三ケ所、栃木縣臨時職業紹介所一ケ所、山形縣同五ケ所、北海道同一ケ所、群馬縣臨時人事相談所四ケ所、千葉縣臨時職業紹介所一ケ所、熊本縣一ケ所、茨城縣一ケ所なり。

(17)地方廳援助　各地方廳に在りては、內務次官及社會局長官の通牒に依り、直に之を管內都市に移牒し、官公署工場會社銀行其他實業組合實業家等の代表者を會して協議を重ね、或は臨時職業紹介所人事相談所を設け、或は求人開拓に努め、十三年一月末までに中央紹介所事務局へ一萬二千五十二人の求人を申込み來れり。

(18)地方紹介所活動　東京地方職業紹介事務局は、中央紹介事務局及災地の各紹介所と共同活動をなし、災地外の管內に於て、九月求職二、六八六中一、六七九、十月求職一、四三七中九四六、十一月求職二、六八九中一、八八四、十二月求職二、三五三中一、一七三を紹介し、大阪地方職業紹介事務局は、管內六十七紹介所に於て、九月求職一八、〇二一中一四、八四二、十月求職一三、一七八中九、三三三、十一月求職四〇、六一六中三〇、四五五、十二月求職二五、五二一中一九、八六五を紹介す、十一月一日よりは同局中央職業紹介所內に知識階級及熟練職工の專門紹介部を特設したり、其外各都市何れもそれ〴〵活動せり。

震災雜錄（第四）

永田青嵐

（九）

震災の混雜に迷兒が澤山に出來て警察や市區役所に收容した者は一時は千人もあつた樣だが二三日の中に多くは身寄りの人に引取られて行つた、青山女學院內の市設迷子收容所も當初は百數十名を收容したが漸次に引取られて一ケ月後には四五十名に減少した、災後數十日、漸やくにして其母を見出した迷子は母の顏を見るなり、行きなりに飛び付いては嬉し泣きに縋り泣く光景は洵に哀れにも亦美はしきものである、今迄親しく馴染んで居た迷子の友達等は此母子が嬉しげに收容所を出て行く後ろ姿を羨ましげに見送る有樣は覺えず係員の袖を濡らしめるのである。

殘る兒に連れ歸る兒に秋の風

丑　陸軍省及陸軍の活動

上　機　關

陸軍省及陸軍の對災施設は、東京衛戍司令部最初の執行に當り、關東戒嚴司令部特設せられ、警備救護の兩方面に活動せしも、九月十一日省に陸軍震災救護委員を設け、戒嚴司令部は戒嚴警備に專當し、糧食材料の配給、傷病者の救療、交通通信網復舊作業等は、救護委員の手に實施する事と爲る、所謂救護委員は、

陸軍震災救護委員規則

第一條　陸軍震災救護委員は、陸軍大臣の管轄に屬し、震災救護の爲め、糧食材料等の配給、傷病者の救療、交通通信網復舊作業等の實施に任す。

第二條　陸軍震災救護委員に、委員長一名、委員若干名を置き、所要の下士判任文官を屬す。

第三條　委員長は、各委員を統督し、陸軍震災救護委員業務を總理す。

第四條　本省各局課長たる委員は、陸軍省官制に依る各主務に關する救護事業を掌る。

第五條　陸軍震災救護委員に補給部、配給司令部、配給部、輸送部、技術部、救療部を置き、各部に部長及部員を置く、部長部員は委員を以て之に充つ。

補給部　糧食材料の配給殊に、其下卸、陸揚、集積及運搬の計畫指導に關する事項。

配給司令部、配給部及輸送部　糧食材料等の配給、殊に其の下卸、陸揚、及運搬の實施。

技術部　鐵道道路其他の交通通信機關の復舊及建築に關し、當該官憲等の作業援助の計畫及指導に關する事項。

救療部　罹災傷病者の救療救護に關する事項。

第六條　下士判任文官は上官の命を承け服務す。

第七條　委員以下判任文官は、他に本職あるものを以て之に充つ。

第八條　各部の編成及委員以下の配屬並に配給司令部配給部及輸送部の數、位置及其名稱は、委員長之を定む。

にして、九月十一日陸軍次官白川義則陸軍震災救護委員長仰付られ、同時に委員を仰付られしもの陸軍少將木原淸、長谷川直敏、畑英太郎、吉田豐彥、陸軍主計總監田中政明、陸軍軍醫總監山田弘倫なり、同時に陸軍省法務局長松本慶次郎、陸軍步兵大佐外山豐造外百二名、陸軍震災救護委員を命ぜらる、乃ち補給部以下の設置あり。

陸軍震災救護委員業務系統圖

——指揮系統
……業務系統

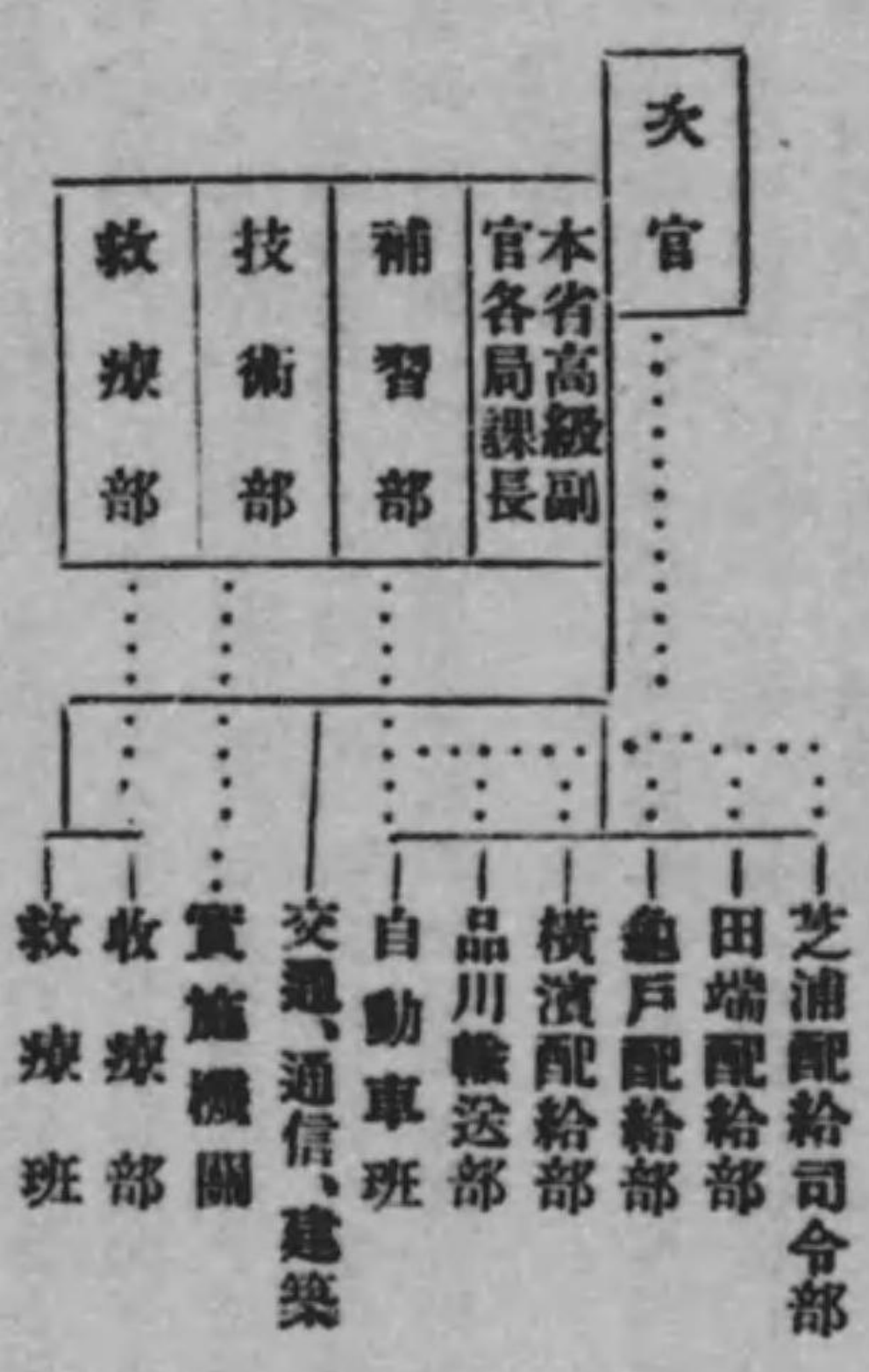

後委員は十二日に命ぜられたるもの陸軍工兵中佐大久保雄賢外四名、委員を得付られたるもの十六日に陸軍少將鳴瀧紫麿、命ぜられたるもの六十八名、免ぜられたるもの七名、命ぜられたるもの二十日に二名、廿一日に一名免ぜられたるもの二十二日に一名、二十四日に二十三名、二十六日に一名、二十七日に二名、二十八日に十名、二十九日に十七名あり、十月一日木原少將委員を免ぜられ、外二十一名亦委員を免ぜられ、四日六名、六日十二名同く委員を免ぜられ、十日に至り、陸軍次官宇垣一成委員長仰付られ、陸軍主計總監三井清一郎委員を仰付られ、十一日步兵大佐外山豐造外七名委員を免ず。

九月二十日陸軍震災善後委員の設置あり、陸軍次官白川義則陸軍震災善後委員長仰付られ、陸軍少將畑英太郎、同阿部信行、同黑澤準、同木原清、同吉田豐彥、陸軍主計總監田中政明、陸軍軍醫總監山田弘倫委員を仰付らる、陸軍步兵大佐杉山元外十七名委員を命ぜられ、杉山大佐幹事長に、陸軍步兵中佐梅津美治郎外六名幹事と爲る、十月十日に至り、陸軍次官宇垣一成委員長を、陸軍主計總監三井清一郎委員を仰付らる。

下　活　動

乾　中央的活動

第一　活動の輪廓

震災の突發するや、陸軍省は参謀本部と協議し、直に軍隊を出動せしめ、警備に救護に大活動を開始し、大要

甲、警　備

九月一日變災起ると共に、東京衛戍司令官は、平時の計畫及陸軍大臣の指示に基き、近衛第一兩師團をして帝都を警備せしめ、皇后宮邸官廳大公使館刑務所等の警衛を嚴にすると同時に、火災危險の方面に救援隊を派し、且補助憲兵を憲兵隊に添へて警備に力を盡さしむ、然るに災害益擴張するに及び、警備の十分なる能はざるを慮り、陸軍當局は更に國府臺習志野千葉四街道松戶等に屯在する軍隊並に諸學校教導隊を招致して、東京衛戍司令官の隷下に入らしめ、尋て宇都宮 高田 兩師團の步兵各聯隊及弘前 仙臺宇都宮高田金澤各師團の工兵隊に、二日各出動を命ず。

東京近郊の航空隊は、二日早朝以來萬難を排して飛行を開始し、帝都並に地方の聯絡、諸命令の傳達、情報の交換、災地の偵察に從事し、第三師團長亦獨斷を以て所屬の飛行隊をして東西の聯絡を圖らしむ、是に於て災地の情況漸次明瞭となり、直に日光御駐蹕の　兩陛下御安泰の報を市民に傳へたり、午後には飛行機の偵察及神奈川警務課長の徒步連絡に依り、横濱市の慘狀判明すると共に、派兵の懇請あるに依り、同夜半習志野より、急遽到着の騎兵第十五聯隊をして其儘横濱に急行せしめ、翌三日芝浦發の驅逐艦を以て步兵一中隊を同地に派遣す、三日午後相次て同地に着し、直に市內の警備に就く、續て步兵二大隊工兵一大隊を派し、後步兵を二聯隊に增加す。

戒嚴令は二日東京市及隣接五郡に布かれしも、三日關東戒嚴司令部特設と同時に、區域を東京府神奈川縣全體に擴張し、四日更に千葉埼玉兩縣に及ぼし、一面三日より五日までに、招致の命を弘前仙臺金澤三師團の步兵各二箇聯隊、在廣島電信第二聯隊及內地各師團の工兵大隊(第四、第六大隊を除く)衞生隊に傳へ、陸軍士官學校生徒隊亦戒嚴司令官の指揮に屬せしむ。

戒嚴司令官は、三日戒嚴地域を東京北部、東京南部、神、小奈川田原の四警備區に分ちて兵力を配置し、兼て浦和及八王子附近に派兵し、四日更に千葉縣、中仙道、藤澤方面の三警備區を增加し、十日までの地方出動部隊逐次到着して警備の部署に就けり、總兵力步兵五十七大隊、騎兵二十二中隊、砲兵三十四中隊、工兵四十七中隊、鐵道十四中隊、電信十三中隊、航空、輜重、自動車隊、照明隊、鳩隊、各學校教導隊、生徒隊、內地全師團の衞生機關等兵員約五萬に達す。

是より先豐橋第十五師團長は、受命に先ち、師團管內の救濟に着手し、三日朝來之が出動部隊をして小田原方面に進出せしめ、六日夕までの間に、步兵三大隊及衞生機關を以て、平塚大磯國府津小田原松田箱根町各地の警備救護に任ず、同師團の工兵隊は、沼津以東東海道沿線の電信線復舊に着手し、在三島重砲兵旅團は、伊豆半島方面の救護及箱根山道の修復に從事したり、又第十四師管群馬縣下に在りては、鮮人保護に關して紛爭を見、知事の要請に應じて、九月七日步兵約三中隊を前橋藤岡方面に派遣し之を鎭撫す。

而して之が警戒たる、主として人心の不安動搖を鎭靜するに在りたるを以て、廣く兵力を散分配備し、晝夜警衞巡戒して不虞に備へたりしも、世情次第に安定するに及び、夫を以て各地區毎に兵力を結集し、持久の計を爲し、更に安定を見るに至り、軍隊訓練の必要を顧慮し、九月下旬以後逐次警備兵力を減じて出動部隊を原所屬に復歸せしめ、十月末を以て略ゝ平時狀態に復すると同時に、警察力を充實する爲め憲兵を增加し、十月中旬配置を完了し、東京附近に約千四百名、横濱神奈川方面に約四百名、藤澤鎌倉横須賀方面及小田原方面に各約二百名、埼玉千葉兩縣にも若干を增加し、合計約二千五百名の憲兵補助憲兵を配備したり。

戒嚴服務軍隊及同服務日數一覽表

師團	部隊	服務日數
近衛（東京）	近衛師團司令部	七十七日
	近衛步兵第一旅團司令部	七十七日
	近衛步兵第一聯隊	七十四日
	近衛步兵第二聯隊	七十七日
	近衛步兵第二旅團司令部	七十七日
	近衛步兵第三聯隊	七十七日
	近衛步兵第四聯隊	七十七日
	騎兵第一旅團司令部	五十六日
	近衛騎兵聯隊	七十一日
	騎兵第十三聯隊	五十六日
	騎兵第十四聯隊	五十六日
	野戰重砲兵第四旅團司令部	七十七日
	近衛野砲兵聯隊	七十七日
	野戰重砲兵第四聯隊	五十六日
	野戰重砲兵第八聯隊	七十七日
	近衛工兵大隊	七十七日
	鐵道第一聯隊	七十日
	鐵道第二聯隊	七十日
	電信第一聯隊	七十七日
	飛行第五大隊	七十七日
	氣球隊	四十三日
	近衛輜重兵大隊	七十七日
	衞生機關	七十七日
第一（東京）	第一師團司令部	七十七日
	步兵第一旅團司令部	七十七日
	步兵第一聯隊	七十七日
	步兵第四十九聯隊	七十日
	步兵第二旅團司令部	七十七日
	步兵第三聯隊	七十七日
	步兵第五十七聯隊	五十六日
	騎兵第二旅團司令部	五十六日
	騎兵第一聯隊	七十七日
	騎兵第十五聯隊	五十六日
	騎兵第十六聯隊	五十六日
	野戰重砲兵第三旅團司令部	五十六日
	野砲兵第一聯隊	七十二日
	騎砲兵大隊	五十六日
	野戰重砲兵第一聯隊	五十六日

	野戰重砲兵第七聯隊	五十六日
	工兵第一大隊	七十七日
	自動車隊	七十七日
	輜重兵第一大隊	七十七日
	衛生機關	七十七日
第二（仙臺）	步兵第三旅團司令部	三十一日
	步兵第二十九聯隊	三十一日
	步兵第六十五聯隊ノ二大隊	三十五日
	步兵第三十二聯隊ノ一大隊	三十五日
	工兵第二大隊	四十七日
	衛生機關	四十六日
第三（名古屋）	工兵第三大隊	四十六日
	衛生機關	二十二日
第四（大阪）	衛生機關	十六日
第五（廣島）	工兵第五大隊	三十四日
	電信第二聯隊	四十五日
	衛生機關	二十日
第六（熊本）	衛生機關	十九日
第七（旭川）	工兵第七大隊	三十日
	衛生機關	二十一日
第八（弘前）	步兵第四旅團司令部	五十四日
	步兵第五聯隊ノ二大隊	五十日
	步兵第三十一聯隊ノ二大隊	五十四日
	步兵第十七聯隊ノ一大隊	四十四日
	步兵第五十二聯隊ノ一大隊	四十三日
	工兵第八大隊	三十二日
	衛生機關	十九日
第九（金澤）	步兵第六旅團司令部	五十二日
	步兵第七聯隊	五十日
	步兵第三十六聯隊	四十八日
	工兵第九大隊	三十七日
	步兵第三十五聯隊通信班	十七日
	步兵第六十九聯隊通信班	十七日
	衛生機關	十七日
第十（姬路）	工兵第十大隊	三十六日
	衛生機關	二十二日
第十一（善通寺）	工兵第十一大隊	三十六日
	衛生機關	十九日
第十二（小倉）	工兵第十二大隊	三十六日
	衛生機關	十九日
第十三（高田）	步兵第二十六旅團司令部	三十八日
	步兵第五十聯隊ノ二大隊	三十八日
	步兵第五十八聯隊ノ一大隊	三十八日
	步兵第三十聯隊	三十三日
	工兵第十三大隊	三十七日
	衛生機關	十四日
第十四（宇都宮）	步兵第二十八旅團司令部	二十二日
	步兵第十五聯隊	二十二日
	步兵第六十六聯隊	二十七日
	工兵第十四大隊	四十六日
	衛生機關	十七日
第十五（豐橋）	步兵第二十九旅團司令部	四十日
	步兵第三十四聯隊ノ二大隊	五十五日
	步兵第六十七聯隊ノ一大隊	五十一日
	步兵第六十聯隊ノ一中隊	十八日
	工兵第十五大隊	四十八日
	輜重兵第十五大隊	二十一日
	衛生機關	二十五日
第十六（京都）	工兵第十六大隊	三十一日
	衛生機關	十五日
第十七（岡山）	工兵第十七大隊	三十六日
	衛生機關	十四日
第十八（久留米）	工兵第十八大隊	四十二日
	衛生機關	十五日
	臨時鳩隊	六十七日
	照明班	二十日
	步兵學校教導聯隊	二十六日
	騎兵學校教導隊	二十六日
	野戰砲兵學校教導聯隊	二十六日
	同　高射砲練習隊	十七日
	工兵學校教導隊	二十六日
	士官學校生徒隊	十二日

備考　一、本表ノ外憲兵隊、在橫須賀諸部隊及第十四、第十五師團長ノ部署ヲ以テ其ノ管內ニ派遣セル諸部隊アリ。

二、括弧內ハ師團司令部所在地ヲ示ス。

乙、救　護

（一）糧食配給

（イ）糧食分配　九月一日在京諸部隊は、各貯藏糧秣を出して避難民の救恤に充て、陸軍大臣は糧食分配所を設け、糧秣本廠貯藏の糧秣を分給せんと欲せしも、同廠猛火に包まれたるを以て、近衞第一兩師團の糧秣を出し、市內の公園廣場數箇所に糧食分配所を開き、避難者に對して、先づ乾麵麭約十二萬人分罐詰肉等を分配し、繼續三日、保管乾麵麭將に盡きんとするや、戒嚴司令官は隸下軍隊の所要を節する決意を以て、罹災者の救濟に努め、四五兩日は、近衞第一師團をして各三萬人分の炊出を爲さしめ、たま〳〵宇都宮師團より到着したる乾麵麭五萬二千食、牛肉罐詰約一萬食と共に、窮狀最も甚しき方面の避難民に分配し、出動並に殘留諸部隊皆各自の食を割きて災後即下の罹災者を救ひたり。

（ロ）糧秣蒐集　陸軍大臣は、東京附近に於ける糧食の缺乏を察し、二日朝內地及朝鮮關東州屯在の陸軍諸部隊に令して保管糧秣の至急東京廻送を爲さしめ、宇都宮高田豐橋名古屋各師團及大阪糧秣支廠に精米並に副食物諸品の調辦輸送を命じ、更に府市當局に協議し、糧秣蒐集班を編成して、二日夕刻より大宮川越地方に出し、物資を蒐集せしむ。

（ハ）糧食配給　軍隊管理及蒐集の糧秣、四日に至りて漸く分配し盡さんと欲したりしに、政府の電命及地方長官の獨斷に依りて全國各地より發送したる糧食及恤救品海路芝浦に聚らんとし、一方に鐵道諸隊の活動に依り、信越東北常磐總武諸線開通して、北陸東北房總方面の物資鐵路東京を指し來るを以て、九月三日震災救護事務局其他と協定して之が配給の手筈を定め、海路輸送物資を陸岸より揚陸すること及陸揚場下卸地點より府市分配所まで運搬することを受持ち、四日戒嚴司令部內に補給部を設け、五日以後芝浦新宿田端隅田川龜戶品川橫濱各地に配給機關を置きて、配給に任じ、十日陸軍震災救護委員業務を承繼し、當初は糧食の配給に全力を傾注せしも、稍〻緩和するに及びて豫備糧秣の集積衣服材料慰問品等の配給を爲し、地方配給機關の復興を見るに至り、九月三十日震災救濟事務局管理の救護協議會に業務を引繼ぎ、其間自動車約二千三百輛、荷車約七千四百輛、艀舟若干人夫延人員四十五萬を使用し、在鄕軍人約一萬七千人青年團約五千人の援助を得、京濱各方面に配給集積したるもの米約六十萬二千俵、副食物約三百十八萬三千貫、衣類其他約二百二十三萬六千貫なり。

（ニ）給水　震災の爲めに東京橫濱共に上水道破壞し、給水一時斷絕したるを以て、陸軍は震災救護事務局と協定し、工兵隊をして水路を補修すると共に、飲料水の運搬配給を擔任したり、其給水量は、

東京市	自九月三日 至同廿五日	約三萬石。
橫濱市	自九月九日 至十月廿二日	約二萬五千石。

（二）技術的救濟作業

陸軍は災後直に道路交通の整理、電信電話通信、使鳩、照明、鐵道の補修運轉等の技術的救濟作業に從事し、九月三日戒嚴司令部設置後は、其統制下に之を繼續し、十日陸軍震災救護委員設置後は、同委員技術部に於て通信以外の技術作業を統一區署し、新に爆破及建築作業をも擔任したり。

（イ）海路橋梁電車道　は、

東京及其附近

1、街路　市内道路の清掃補修及新設は、糧食配給上の緊急なるものより着手し、延長數十里に達す。

2、橋梁　永代橋廐橋吾妻橋南辻橋竪川橋海邊橋黑船橋神田橋吳服橋以下、交通特に頻繁なる橋梁及六鄕橋等四十五個を新設若くは補修す。

3、電車線路　市內電車の架空線を整理し、各運轉經路上及新宿及有樂町車庫內に於ける電車殘骸約三百臺を分解除去す。

鐵道隊の一部は、市の依賴に應じ、十月二十日より十一月八日までに永代吾妻兩電車橋を改修す。

横濱及其附近

1、街路　市內重要道路及保土ヶ谷並に横須賀に通ずる道路十餘里を補修す。

2、橋梁　千鳥橋雪見橋龜ノ橋千歲橋前田橋武藏橋日之出橋等二十五個を新設若くは補修す、其工事多くは半永久的なり。

3、電車線路　横濱市街線の幹線約一里を開通せしめ、築地谷戸の兩電車橋を復舊す。

小田原鎌倉地方

1、道路　東海道、藤澤横須賀道、其他主要町村內の道路を補修す。

2、橋梁　馬入橋、酒匂橋、相模橋等約四十個を補修し、一般交通の外、鐵道の徒步連絡を容易ならしむ。

（ロ）水路及棧橋　は、

1、水路　東京附近に於ては、隅田川其他主要河川延長約四里を清掃し、横濱附近に於ては、大岡川中村川等延長約一里半を清掃す。

2、棧橋　芝浦及兩國に棧橋八十六個を新設若くは補修し、横濱海岸に於ては、延長五百米乃至八百米の固定棧橋三個、浮棧橋一個を新設す。

（ハ）電信電話使鳩及照明　は、

1、有線電信電話　首として近衞步兵第二第三兩聯隊の通信班を招致し、陸軍省より宮城、赤坂離宮、首相內相兩官邸、警視廳、東京市役所、近衞第一兩師團司令部、憲兵司令部間の軍用電話を架設し、二日電信第一聯隊を以て海軍省大藏省農商務省遞信省鐵道省外務省等を連絡し、市役所各區役所間を連絡し、三日後は戒嚴司令官の指揮下に益々市內通信網を擴張完備し、二日出動の命を受けたる第十五師團工兵大隊の一中隊は前田工兵大尉之を率ゐて三日未明に發し、沼津以東東海道沿線の通信線構成に着手し、途中各警備部隊を連絡して八日東京に着し、始めて東海道方面の有線通信を開通す、九日在廣島電信第二聯隊到着し、東京千葉間、東京神奈川間、東京藤澤間、神奈川横須賀間、神奈川小田原間の通信網構成に着手し、十三日を以て完成し、軍用通信の外一般官報の取扱を開始し、引續き横濱市內の電話網を構成す、既にして罹災地域內に於ける憲兵增置の計畫成ると共に、兩電信聯隊をして東京市內其他の憲兵用電話通信網を構成し、十一月上旬を以て完成す、以上の線路延長總計約四百六十里、外に海軍省船橋間の電線及横須賀其他の神奈川縣下に於ける警察用電話を補修したり。

2、無線電信　電信第一聯隊は、有線電信の外無線通信を擔當し、九月五日以來中野金澤石狩無線の通信を統制運用し、軍用通信及一般官報の取扱をなし、後更に浦和立川横濱小田原國府津清水港に無線通信所を增置す。

3、使鳩　九月二日軍用鳩約二千羽を以て臨時鳩隊を編成し、東京を中心として千葉日光宇都宮浦和横濱横須賀藤澤小田原清水港各務原等各地間を連絡し、通信を實施す。

4、照明　電燈の破壞に依り、災後夜間の暗黑著しく人心を不安ならしめたるを以て、陸軍は電信聯隊航空隊航空學校をして京濱兩市の公園廣場等避難者集合地其他に野戰電燈野戰照明燈作業燈等を配置し、就中横濱は電燈の復舊比較的遲延せるを以て、官民の電燈電力をも供給したり。

（ニ）鐵道補修運轉　震災に依り帝都四周の鐵道一時に破壞し、沼津以東東海道線は全く不通となり横須賀横濱中央常磐總武北條の各線皆少なからず破損し、東北信越線亦赤羽鐵橋破壞の爲め川口驛を起點として纔に運轉するのみなりき、たま〳〵千葉屯在の鐵道兩聯隊は遠く演習出張中なりしが、殘留各部隊九月一日午後より命を待たずして出動し、先づ千葉稻毛間の鐵道を修理し、同日夕より龜戸千葉間の避難民を輸送し、日々十乃至二十列車を運轉し、一面龜戸千葉兩停車場の交通を整理し、兼て江東橋の架設に從事し、招命に依り鐵道第一聯隊殘留部隊より派遣したる一作業隊は、三日赤羽附近に到着して鐵橋の應急修理に着手し、五日完成して東北信越方面の連絡を復活す、是より先我孫子附近に出張中なりし鐵道第二聯隊主力は、獨斷を以て常磐線の破壞を修理しつゝ二日東京に着し、第一聯隊主力亦六日東京に着し、一部工兵隊其他に協力して、左の諸線及東京横濱兩市の電車橋を改修し、電車軌道を復舊す。

線名	區間	開通期日
東海道線	東京—横濱 横濱—大船	九月九日 九月十六日
横須賀線	田浦—横須賀	九月廿三日
横濱線	東神奈川—八王子	九月廿三日
北條線	大貫—佐貫 佐貫—上總湊 上總湊—濱金谷	

（ホ）建築物殘骸爆破　東京横濱兩市の燒跡に於ける瓦造煉瓦造ベトン造大建築物殘骸は、除却に多大の勞力日子及經費を要し、災後整理の障碍たるを以て、陸軍は官衙學校公共團體若くは個人の希望に應じ、工兵隊作業の許す限り爆破に任じたり、淺草公園の凌雲閣の如き、除却に數萬圓を要すと稱せられしものなるが、僅に六十餘名の工兵一日の作業により何の危害もなく爆破せられたり、爆破作業を行ひたる總數は、東京市五十二箇所延坪約二萬八千三百五十坪、横濱市十九箇所延坪約六千八百九十坪にして、使用する所の爆藥合計約二十一噸半に達せしも、硝安爆藥等比較的廉價の爆藥を用ひ、代金納入者の負擔を輕からしめたり。

（ヘ）建築　赤坂御所外柵構、圍壁、土壘の新築、復舊、中央電話交換局燒跡整理、廳舍の床張、假事務所及板塀の新築を爲し、外に横濱市鎌倉町の依賴に應じ、左のバラックを建築す。

横濱市附近避難者救容用	十八棟	千七百六十二坪
横濱市立商業學校用	二棟	二十一坪
鎌倉町附近避難者收容用	十一棟	二百七十一坪
鎌倉町役場用	二棟	七十三坪
鎌倉町郵便局用	一棟	六十六坪

（三）傷病救療

震災當日、陸軍は第一第二衞戍病院より救護班數個を編成して應急救護に當らしめ、在京各隊亦何れも獨斷を以て所要の衞生部員を災害の現場に派し、一日午後二時頃より猛火の中に老幼を救出し、傷病者を救療し、在千葉衞戍病院亦獨斷を以て救護班を派遣し、一日夕より江東方面に救療を開始し、病院兵營の一部を開放して罹災傷病者を救護し、最寄避難者を收容す、然るに災害の狀況意外に大なるものあるを以て、急遽內地各師團より衞生機關を招致したり、三日以來此等招致部隊續々到着して救療に從事し、東京市及附近に五十四箇班、神奈川縣方面に二十箇班、千葉縣方面に十二箇班を以て救療所を設置し、其他各警備軍隊亦數十箇所の救療所を開き、患者累計約十六萬三千八百名を救療す、尙陸軍軍醫學校は救療の外、水質檢查、菌檢索等の衞生防疫關係業務を施行したり、斯くて、九月下旬に及び、地方救療機關漸く整頓するに至りたるを以て、逐次業務を赤十字社救護班其他の地方救療機關に引繼ぎ、九月末日業務を終了し、唯東京第一第二衞戍病院收容の患者診療を繼續す。

（四）航空

震災即下部の交通杜絕するや、陸軍は航空本部長をして內地航空隊の大部を區署し、帝都內外の連絡に任ぜしめ、戒嚴司令部設置に及び、其一隊を之に配屬す、是に於て立川所澤下志津屯在の飛行第五大隊及航空學校は、各自其飛行場を根據とし代々木練兵場を補助着陸場とし、二日早朝より活動を開始し、各務ヶ原飛行第一第二大隊は、第三師團長の獨斷を以て同日午後より活動し、八日

市飛行第三大隊、太刀洗同第四大隊も相夾て行動を起し、連絡偵察等各種の任務に從事し、總計五百回の飛行を爲す、其重なる活動は、

1、九月二日立川飛行大隊の一機（操縱者大橋工兵特務曹長 偵察者林輜重兵少尉）は、早朝出發不良の氣流を冒して飛行し、宇都宮練兵場に着陸し、直に電話を以て御機嫌を奉伺し、兩陛下御安泰を確知すると同時に、帝都震災の狀況を上聞に達し、且陸軍大臣の第十四師團長に與ふる命令及宮內次官より同大臣への信書を傳達し、午前八時十五分立川に歸着し、兩陛下の御安泰を國民に傳ふ。

2、同陸軍航空學校の一機（操縱者波多野砲兵中尉 同乘者東中村上等兵）は、陸軍大臣より第四師團長への糧秣回送に關する命令及內務省其他の震災通報救濟命令を傳達する爲め、午前九時所澤を發し、途中東海道沿線地方の情況を偵察しつゝ、箱根附近の密雲を突破し、午前三時大阪練兵場に到着し、糧秣輸送救援の處置を迅速にし、且關東方面の情況を全國に傳ふ。

3、第三師團長は、二日東京方面震災の噂を聞知するや、直に天機を奉伺し、兼て救濟の指示を請ふが爲め、參謀大尉佐藤覺一をして各務原飛行大隊の一飛行機（操縱者岡本步兵少尉）に搭乘せしめ、東京に派遣し、早くも東西の連絡を通ず。

4、罹災範圍確知に至らず、湘南房總等の被害狀況を知る能はざるを以て、航海學校其他の飛行機に、偵察飛行を爲し、空中寫眞を撮影し、救濟並に兵員招致計畫の立案に有利の資料を供したり。

5、震災の爲め郵便不通となるや、九月二日以降、東京各務原間の定期連絡飛行を開始し、公用文書（日本銀行、正金銀行の金融に關するもの、新聞原稿等を含む。）の送達、電報の中繼（中央電信局受付の官報を岐阜又は名古屋局に打電するもの。）等數百通を遞送し、陸軍省戒嚴司令部救護事務局等より公表する情報を達し、關西地方の主要新聞前夜夕刊、當日朝刊を午後到着するやう輸送し、之を各省等に致して地方及海外の情況を詳にすることを得せしめたり。

6、此外至急公務の爲め戒嚴地域內を往復する將校及許可を得たる新聞記者（大阪每日、日日、大阪朝日等、）の空中輸送を行ひ、又戒嚴に關する布告又は流言防止の宣傳文撒布等を爲す。

氣球隊は、九月六日より十四日まで近衛步兵第一聯隊營庭に氣球を昇騰し、市內の監視失火の警戒に任ず、昇騰回數晝夜を合せて二十三回なり。

（五）自　動　車

（イ）自動車輸送　震災突發と共に、陸軍は自動車隊の出動を命じ、午後三時頃より全力を擧げて活動し、猛火を犯し瓦礫間を疾驅して罹災者を救出し、傷病者を運搬し、一面近衛第一兩師團各部隊より糧食飲料水炊具天幕等を搬送して罹災者に分配し、兼て命令の傳達、警備官憲の輸送に從事す、就中乘用車一は、二日午前二時發宇都宮に急行歸來して兩陛下の御安泰を報じ、貨物自動車は、三日午後七時發蕨停車場に急行して、宇都宮師團送付の乾麵麭四百函、罐詰肉一千函を轉載搬送して、罹災市民に分配す。既にして一般補給業務陸軍擔任と爲るに及び、九月五日來民間自動車を借上げ、運轉手を雇傭し、格納自動車をも使用すると同時に、全國各師團より自動車運轉の素養ある將卒を招致し、極力自動車勢力の增加を圖り、主力を各配給部に分屬して糧食材料等の配給輸送に任じ、一部を以て、官公衙大公使館及軍隊用糧食の輸送を擔當し、九月中旬には使用車輛約六百、輸送量日々七八百噸に達す。十月一日以降、補給事業協議會の管掌に移り、自動車の主要任務一段落を告ぐるに依り、漸次使用の車輛を減じたるも、猶協議會の配給業務及橫濱市の給水援助、爆破、建築材料輸送等に依然活動を續け、又東京市の依賴に應じて十一月七日より市街自動車運轉手五百名の教育を開始す。

（ロ）自動車修理　九月二日參謀本部前空地に修理工場を設けて自動車修理を爲し、造兵廠東京工場內の修理班、自動車隊內工場等、亦晝夜兼行して作業に從事し、軍用自動車の外、民間自動車一部を併せ、合計約一千輛を修理す。

（ハ）自動車用油類補給　陸軍は震災當日以來、各方面の請に應じて、日々自動車用油類數百罐を提供したるのみならず、首として之が統制補給を圖り、陸海軍貯藏のもの及日本石油株式會社在庫品等合計揮發油約七千七百罐、モビール油約六百五十罐、グーリス約五十罐を以て官公署公共團體並に民間の急需に應じ、克く初期に於ける自動車の活動を繼續せしむ、九月十日までの部外配給量約四千三百罐（別に陸軍省より直接部外に提供したるもの二百六十罐）なり、是日之が補給業務震災救護事務局ガソリン課に移る。

（六）船　　舶

宇品陸軍運輸部は汽船四隻を以て陸軍保管の糧食天幕等を輸送したる外、此等汽船並に陸軍借上の定期船を以て官廳又は公共團體よりの救護品を輸送し、又小蒸氣船發動機船等約二十隻及所要人夫を宇品より派遣して芝浦の陸揚を援助す。

（七）罹災者收容保護

九月一日在京軍隊は救援隊を派遣して消防並に罹災者救出に努め、自動車隊を各方面に出して罹災者を輸送し、赤羽工兵隊の一部亦急遽隅田川を下航して築地方面の避難者渡河を援助したるのみならず、在京諸部隊並に橫須賀國府臺等在諸隊、皆兵營廐舍講堂の一部を開放し、或は特に幕舍を設けて避難者を收容し、千葉鐵道聯隊は一日夜より龜戶千葉間の救護列車を運轉し、沿道避難者を習志野附近に收容す、避難總數約六萬、何れも糧食毛布等を供給し、府市配給品分配を援助し、各隊衛生部員をして傷病者を救療せしむ、收用期間は一週間より一箇月半に亘りたるものあり、收容延人員は大約二十萬に達す。一方罹災鮮支人は罹災者中千葉方面に避難したるものは、其數比較的に多く、之を隔離して收容保護するの必要を生じたりしに依り、陸軍は習志野下志津及金丸原演習廠舍を開放して、九月三日來此等避難者を收用し、寢具食器を貸與し、糧食の分配、炊爨等に便宜を與へ、且其警戒を擔任す、即ち

1. 習志野廠舍　九月五日より內地人鮮支人の收容を開始し、十月二十日（內地人等二十五日）解散す、收容延人員內地人約三萬二千名、鮮人約十萬四千二百名、支那人約四萬四千九百名なり。

2. 下志津廠舍　九月三日より內地人を收容し、三十日を以て解散す、收容延人員約四千八百名。

3. 金丸原廠舍　九月二十一日在埼玉縣鮮人を收容し、後其約半部を解散若くは歸國せしめ、殘部は十月二十日までに青山收容所に移送す、收容延人員約三千四百名。

（八）軍需品提供

救護用として陸軍部外の官公署公共團體若くは直接罹災者に提供したる軍用糧秣、被服、天幕、雨衣、衛生材料、兵器等、左の如し。

（イ）糧秣及炊具　陸軍大臣の命令に依り、各師團、朝鮮軍、關東軍、大阪糧秣支廠は、左の糧秣を發送す、其一部は九月四日以後鐵道に依りて田端方面に着し、大部は海路芝浦若くは橫濱沖に達し、補給部の手を經て、大部分罹災者の救恤に用ひ、一部を出動諸部隊の需用に供す。

各師團朝鮮關東軍及糧秣支廠發送糧秣概數（在京部隊供出品ヲ除ク）

品　目	數　量	品　目	數　量
精米	四六、六〇〇石	罐詰肉	二九六、〇〇〇貫
玄米	一八、一〇〇	牛肉	二〇〇
精麥	二四〇	佃煮	六〇〇
乾麵麭	二八七、〇〇〇	漬物	九〇、〇〇〇
食麵麭	三〇〇	大麥	一四、〇〇〇
燕麥	四三二、〇〇〇	味噌	二四、〇〇〇
高粱	三、〇〇〇	食鹽	四、〇〇〇
乾草	三〇、〇〇〇	砂糖	九〇〇
鹽乾魚	二九、〇〇〇	乾饂飩	一〇〇
乾物類	八、〇〇〇	粉末鷄卵	九六〇
生野菜	二六、〇〇〇	葛粉	三五〇
醬油エキス	一、七〇〇	粉ミルク	一、五〇〇
醬油	四六〇		

備考　本表は、派遣軍隊携行糧秣、及糧秣支廠未發送調辨米ヲ除ク。

別に千葉縣警備隊小田原方面警備隊は、所有糧秣十七萬人分を地方罹災者に給與す、陸軍は又震災當初東京府市警視廳其他公共團體に炊具數百點を貸與し、以て避難者集團地其他の合同炊爨に便したり。

（ロ）被服　震災當時、屯在諸部隊は收用避難者の一部に毛布を貸與したる外、各地散在の罹災者に對し、襦袢袴下約三千五百、作業服約千二百を分配し、陸

軍病院收容者には、各病院保管の病衣寢具を貸與し、更に陸軍救護所警視廳赤十字社救護所患者に對し、被服廠をして毛布約一萬三千、病衣約四千、蒲團約千五百を提供せしめ、秋冷に入るに及び、內地各師團より作業服約三萬五千組、各種袢袴下約七萬組、毛布約二萬四千枚を蒐集し、之を震災救護事務局に交付す、外に陸軍は、震災地域內諸部隊に召集したりし在鄕軍人及震災に依る一部下士卒の早期退營に際し、希望に應じて被服品を便宜貸與し、地方師團は退去避難者の救護、上京在鄕軍人の服裝整備に對し、適宜援助を與へたり。

(ハ)天幕雨覆　官署事務用、罹災者收容用、救恤品被覆用として在京兩師團の天幕雨覆を提供し、且急遽廣島倉庫より天幕千七百張、雨覆大中小合せて五千枚を廻送せしめ、之を震災救護事務局農商務省食糧局警視廳其他に提供し、別に內地數師團より携帶天幕約五萬枚を蒐集し、罹災者の使用に供す。

(ニ)衞生材料　陸軍部外に提供したる衞生材料は、品種二百十八點價額約十萬圓に達す、其重なる交付箇所は、

東京市役所
東京帝國大學附屬病院
日本醫學專門學校
傳染病研究所
日本赤十字社同支部
震災救護事務局
遞信省
警視廳
東京府廳
神奈川縣廳

(ホ)兵器　提供したる品目數量、左の如し。

品目	數量	提供先
三八式騎銃	二四〇	司・法省
馬繋材料	若千	警視廳
鞍下毛布	一、〇〇〇	朝鮮總督府
圓匙	一〇、〇〇〇	內務省其他
鶴嘴	一、六〇〇	
畚	七、〇〇〇	
其他ノ土工器具	若千	

(九)土地建物提供

震災救護の爲め、陸軍所轄土地建物を提供したるものを、左に擧ぐ。

場所	坪數	提供先	摘要
糧秣本廠敷地ノ一部	二、〇〇〇	東京市	中央市場臨時分場設置用トシテ
同	一、八〇〇	同	救護食糧品假倉庫用トシテ
同	三、〇〇〇	最寄罹災民	假小屋建設用トシテ
士官學校附屬練兵場ノ一部	五〇〇	東京市	救護食糧品假倉庫用トシテ
士官學校校舍ノ一部		東京外國語學校	假校舍トシテ
經理學校校舍ノ一部		海軍經理學校	同
橫須賀重砲兵聯隊ノ一部		最寄小學校及女學校	同
千葉兵器支廠及鐵道聯隊材料廠工場及附屬設備ノ一部		東京鐵道局	假工場トシテ
靖國神社外苑等ノ一部	一〇、二八六	警視廳	避難民收用バラック建設用トシテ
同	一、五七〇	麹町區役所	
同	一、五〇〇	東京電報通信社	

(十)馬

中央郵便局燒失に依り、同局保管馬約六十頭の繋畜飼養を依頼され、世田ヶ谷野戰重砲兵第八聯隊をして之を繋畜せしめ、及警視廳保管乘馬約四十頭を裝蹄する爲め、陸軍大學校裝蹄場を供用す、民間馬匹の裝蹄治療は、最初最寄陸軍部隊救護の任に當り、九月十二日後は、陸軍大學校內に於て、陸軍獸醫學校をして馬匹裝蹄班を編成し、廣く地方馬の救護に從事せしめ、後編成を增大し、其一部を各方面に派して救護の普及を圖れり。

附記

帝國在鄕軍人の活動

震災勃發に際し、帝國在鄕軍人會本部は、全國會員を督して全力を擧げ活動するに決し、一時本部を陸軍省內に移し、橫濱に本部出張所を、小田原に靜岡支部出張所を設けて活動したり。

(一)慰問視察　九月十九日總裁閑院宮殿下陸軍省內同會本部に成らせられて諸員の勞を犒はせ給ひ、次て戒嚴司令部、芝浦配給部、並に日本橋、深川、淺草、麹町各區分會を御巡視遊ばさる、會長副會長以下各役員、亦京濱南湘南房地方各分會を慰問視察す。

(二)金品配給

1、資金分配　本部の救濟事業費中より金三萬五千圓を支出し、之を罹災地域內各支部に分配して、活動を資く。

2、寄贈金分配　報效會、軍人後援會、愛國婦人會、陸海軍將校婦人會等よりの寄贈金、及全國會員よりの義捐金合計二十八萬二千圓に、本部支出の六萬三千圓を合せ、其大部分を准士官以下の罹災正會員癈兵及其遺族に分配す。

在鄕軍人會各支部義捐金（大正十二年十二月二十日調）

支部名	金額	支部名	金額
佐倉	一、七〇〇・〇〇〇円	高田	三、〇〇〇・〇〇〇円
仙臺	四三〇・八〇〇	水戸	二九四・〇〇〇
岐阜	二八七・〇〇〇	高崎	一、二七九・〇〇〇
大阪	六、八〇〇・〇〇〇	熊谷	二三一 二〇〇
篠山	二、〇二八・五〇〇	豐橋	二、六九〇・二五〇
堺	三、六四六・〇五〇	飯田	五〇〇・〇〇〇
和歌山	三七五・〇〇〇	大津	三〇〇・〇〇〇
松山	一二〇・〇〇〇	京都	二、二二四・九〇〇
山口	五六・〇二〇	福山	一四〇・〇〇〇
函館	二六・〇〇〇	羅南	二五六・四五〇
青森	三六〇・〇〇〇	平壤	三三八・〇〇〇
盛岡	三、三四三・二五〇	京城	一、六〇三・六〇〇
秋田	二一・七五〇	清州	四一〇・〇〇〇
弘前	八三四・五二〇	公州	
鳥取	一、二九六・五四〇	晉州	五一六・三〇〇
福知山	二、六九三・九五〇	公主嶺	二〇・〇〇〇
小倉	一〇、三五九・九四〇	旅順	六五・〇〇〇
松本	一、七七四・〇四〇	雜	八六・〇〇〇
計	四九、〇七七・二六〇		

3、救恤品配給　本部は金三萬五千圓の救恤用被服即ち毛布衣類雜品を購入し、各分會其他の團體より寄贈したるものと共に、震災地方分會及癈兵に分配す。

在鄕軍人會各支部寄贈品（大正十二年十月二十日調）

品名／支部名	衣類雜品	米及雜穀	副食物	慰問袋
麻布	三、二二四點	―俵	―樽	―點
本郷	五、六〇〇	―	一	五一〇
大阪	―	―	―	一五〇
山口	一九、九三七	―	―	三、四五〇
福知山	一〇〇	―	―	―
大分	一五〇	一〇〇	二	―
新發田	―	―	―	一一樽
村松	二、三六六	―	―	―
水戸	八、九六八	餅七〇七貫	卵四〇〇個	―
宇都宮	二、〇〇八	二七	一〇	―
高崎	一八、七一二	―	―	―
熊谷	一三二、四四三	一	一二	九、五八八
福山	五四〇	八一三	三	―
計	一九四、〇四八	九五一 餅七四七貫	二八 卵四〇〇個	一三、六九八 一一樽

備考　本表ノ外ニ薪ノ寄贈有リ。

（三）宣傳及訛傳防止　本部は迅速に災害の眞相を地方に傳達し、訛傳を防止する必要を痛感し、高田、新潟、富山、金澤、豐橋、津、京都、大阪、奈良、和歌山各地方へ、宣傳將校を派遣し、地方の人心安定訛傳防止に努めたり。

（四）就職斡旋　本部並に本郷麻布兩支部及横濱出張所に人事相談部を設け、就職其他の身上相談に應ず、受付件數六十件以上なり。

（五）勞力救援　罹災地方會員は、自家の被害にも拘らず、災後日ならずして結束救護警戒に當り、非災地會員は直に災害地に救援し、金品募集避難者救護に盡力し、本部の手を經て來援服務したるもの八千四百餘名、北は北海道より、南は滿洲旅順、西は長崎青島より上京し、戒嚴司令官區署の下に、皇居宮邸の修繕を始めとし、京濱其他各地の救護事業に從事す。

の事業を擧ぐ。

而して一面、或は歸休除隊すべき看護卒の在營を延期し、或は演習簡閲を取止め、或は災地に於ける受檢壯丁の住所異動を屆出でしめ、又一年志願兵の入營を延期し、罹災の歸休除隊を許す等、諸種臨機應急の措置を執りたり。

陸軍省令第二十一號

本年九月三十日歸休除隊セシムヘキ看護卒ハ、當分ノ内、其ノ在營ヲ延期ス。

前項ノ規定ニ依リ在營ヲ延期セラレタル者ハ、除隊ノ日ヲ以テ其ノ延期ヲ解止ス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月八日　　陸軍大臣男爵　田中義一

陸軍省令第二十二號

大正十二年九月一日ヨリ同年九月三十日迄ノ間ニ於ケル勤務演習召集及簡閲點呼取止メニ關スル件左ノ通定ム、

大正十二年九月十一日　　陸軍大臣男爵　田中義一

第一條　近衞、第一師團ノ部隊ニ召集ヲ命セラレタル者ニシテ、未タ應召セサルモノノ召集ハ、之ヲ取止ム。

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ、前條以外ノ部隊ニ召集ヲ命セラレ未タ應召セサルモノ、又ハ簡閲點呼ヲ命セラレ未タ參會セサルモノノ召集又ハ簡閲點呼ハ之ヲ取止ム。

一、東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、及靜岡縣駿東、田方、賀茂郡ニ本籍ヲ有シ、殊ニ其ノ地ニ居住スル者。

二、前號ニ規定スル府、縣、郡ニ寄留スル者。

第三條　前二條ニ依リ召集又ハ簡閲點呼ヲ取止メラレタル者ニ對シテハ、聯隊區司令官ヨリノ通知ヲ待タス、市區町村長又ハ之ニ準スル者ヨリ、其ノ旨直ニ本人ニ通知スヘシ。

第四條　第一條又ハ第二條ニ依リ召集ヲ取止メラレタル者ノ中、陸軍補充令第三十七條ニ該當スルモノニシテ、召集ヲ取止メラレタル爲、陸軍補充令施行規則ニ依リ將來召集セラルルコトナキニ至リタルモノニ在リテハ、大正十三年度ニ限リ之ヲ召集スルコトヲ得。

第五條　第一條又ハ第二條ニ依リ召集又ハ點呼ヲ取止メラレタル者ノ令狀ハ速ニ之ヲ聯隊區司令官ニ返付スヘシ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（九月二十九日第二十五號省令ヲ以テ「九月三十日ヲ十一月三十日」ニ改ム。）。

陸軍省令第二十三號

罹災地受檢壯丁ノ住所等ノ異動屆出ニ關スル件、左ノ通定ム。

大正十二年九月十八日　　陸軍大臣男爵　田中義一

第一條　第一第十四又ハ第十五師管ニ本籍ヲ有シ、又ハ全戸寄留ヲ爲シ居タル壯丁ニシテ、本年徴兵檢査ヲ受ケ、甲種又ハ乙種ニ合格シタル者ノ中、今回ノ震災ノ爲、轉籍又ハ住所若ハ居所ヲ變更シタルモノアルトキハ、居住地異動屆（第一樣式）ヲ本年十月三十一日迄ニ、本籍地市町村長ニ差出スヘシ。

町村長前項ノ異動屆ヲ受ケタルトキハ、直ニ之ヲ郡長ニ差出シ、郡市長ハ之ヲ十一月二十日迄ニ、本人ノ本籍地聯隊區司令官ニ差出スヘシ。

第二條　前條第一項ニ規定スル者ニシテ、今回ノ震災ノ爲、死亡又ハ行方不明ト爲リタルモノアルトキハ、本年十月三十一日迄ニ、戸主（戸主在ラサルトキハ、家事ヲ擔當スルモノ、戸主又ハ家事ヲ擔當スル者在ラサルトキハ、親族又ハ其ノ事實ヲ知リ居ル者）ヨリ壯丁異動屆（第二樣式）ヲ本籍地市町村長ニ差出スヘシ。

町村長前項ノ異動屆ヲ受ケタルトキハ、直ニ之ヲ郡長ニ差出シ、郡市長ハ之ヲ十一月二十日迄ニ本人ノ本籍地聯隊區司令官ニ差出スヘシ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

本令中市長ニ關スル規定ハ、東京、大阪、京都及名古屋ニ在リテハ、區長ニ之ヲ適用ス。（樣式略）

陸軍省令第二十四號

一年志願兵入營延期ニ關スル件、左ノ通定ム。

大正十二年九月二十六日　　陸軍大臣男爵　田中義一

一年志願兵條例施行細則第二十四條又ハ徴兵令第二十五條ノ二第二項ノ規定ニ依リ屆出ヲ爲シタル者ニシテ未タ入營セス、本年十月三十一日迄ニ再ヒ就學シ、尚入營延期ノ資格アルモノハ、本年ニ限リ再ヒ入營延期ヲ願出ツルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

陸軍省令第二十六號

今回ノ震災ノ爲、左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル大正十年及其ノ以前徴集ノ兵卒ハ、本人又ハ其ノ家族ノ願ニ依リ、部隊長ニ於テ特ニ本年十月二十五日歸休除隊セシムルコトヲ得。

一、震災地ニ住所ヲ有シ居リタル者ニシテ全戸倒潰又ハ燒失シ本人ニ依ルニ非サレハ家事整理ヲ爲シ難キモノ。

二、震災ノ爲本人ニ依ルニ非サレハ家族自活シ能ハサルノ確證アル者。

三、其ノ前二號ニ準スヘキモノ。

前項ノ願ヲ爲スニハ、附錄樣式（略）ニ依リ願書ヲ作リ、市區町村長、憲兵又ハ警察官ノ奥書證印又ハ證明書ノ交付ヲ受ケ、之ヲ提出スヘシ

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十月一日　　陸軍大臣男爵　田中義一

以下共重なる活動を分叙す。

第二　警　備

イ、省及參謀本部

變災の突發に際して第一に施爲せざるべからざるは、救護と警備となり、不虞に備へ、秩序を保持するに非ざれば、救護も施すに道無からんとす、されば政府は、一面臨時震災救護事務局を設けて、極力救護に努むると同時に、一面陸海軍及警察官憲をして警備を嚴にせしめ、市民亦蹶起して自衞の策を講じたり。

就中陸軍は、九月一日災害起るや、東京衞戍司令官代理石光第一師團長（眞臣）直に近衞第一兩師團の警備區域を指示し、以て全部を警備且救護すると同時に、陸軍大臣は參謀總長と協議し、命を傳へて、教育總監近衞第一兩師團長隷下部隊の東京以外に屯在する在習志野騎兵旅團、騎兵學校、在國府臺砲兵諸隊、在下志津野戰砲兵學校、工兵隊、在千葉步兵學校、在千葉附近鐵道兩聯隊、在松戸工兵學校をして爲し得る限りの多數部隊を東京に派遣し、東京衞戍司令官の隷下に入らしむ。

夜に入り火災の蔓延愈ゝ甚しく、通信交通杜絕して、四圍の狀況全く明かならず、二日當局は、飛行機連絡に依り、第十四師團長をして日光御用邸に參候し、兩陛下の御機嫌を奉伺し、御動靜を報告せしむると共に、所要の兵員を出して、御警衛上に遺憾なきを期せしめ、陸軍大臣參謀總長協議し、允裁を經て、地方の兵力を招致することとし、首として高田第十三師團、宇都宮第十四師團の步兵各二箇聯隊及工兵隊を招き、弘前第八、金澤第九兩師團の工兵隊を招く、此日及三日に亘り地方師團に召命を發したるもの、

步兵聯隊　四箇
　第十三（高田）第十四（宇都宮）師團より、
工兵大隊　五箇
　第二（仙臺）第八（弘前）第九（金澤）第十三第十四師團より、
衛生機關
　派遣師團工兵に同じ。

なり、又航空本部長をして航空諸隊を區署して帝都と地方との連絡飛行を行ひ、諸命令の傳達、災害の通報、罹災地範圍及被害程度の偵察を爲さしむ。

是日勅令第三百九十八號及第三百九十九號を以て、東京市及荏原、豐多摩、北豐島、南足立、南葛飾五郡に戒嚴令第九條第十四條規定を適用し、同條中司令官の職務を東京衛戍司令官に執行せしむ。

午後東京附近に於て鮮人暴擧の流言あり、就中東京西南部及船橋方面に於ては、鮮人大擧襲來の報を傳へ、各地の民衆自警團を組織し、處々に殺傷事件を生起す、而して猛火は炎焰天を焦し、悽愴の氣帝都に滿つ。

當時橫濱附近は、災害遙に東京の上に出で、全市悉く燒野と化し、市民は飢渴に瀕するのみならず、鮮人暴擧の風說、根岸刑務所解放の囚人出現、社會主義者橫行の流言ありて、混亂名狀すべからず、乃ち橫濱派兵の議を決し、同夜習志野より急遽歸京したる騎兵一聯隊をして人馬休息の遑なく續いて橫濱に急行せしめ、更に步兵一中隊を翌三日驅逐艦に由り同地に向はしむ。

三日勅令第四百號を以て關東戒嚴司令部條例公布せられ、勅令第四百一號を以て戒嚴令適用區域を東京府神奈川縣下に擴張し、橫須賀鎭守府司令長官橫須賀市及三浦郡を司令し、其他は戒嚴司令官新に任命せられて之を指揮す。

三日仙臺第二師團より步兵二箇聯隊、廣島第五師團より電信一箇聯隊を東京に招致し、豐橋第十五師團より野戰重砲兵一箇聯隊を小田原に招致す、四日更に飛行機の連絡に由り、名古屋第三師團、豐橋第十五師團、京都第十六師團の工兵隊を招致す、是より先千葉縣埼玉縣方面は、房總半島の南部を除き、震動比較的輕微なりしも、二日夕以來、帝都附近の避難民續々兩縣下に溢出したると、交通の杜絕したるとより、流言蜚語忽ち傳はり、船橋附近に在りては、二日夜より三日に亘りて已に殺傷事件を惹起し、中仙道方面亦漸次騷擾波及の兆あるを以て、四日勅令第四百一號を以て、兩縣下も同じく戒嚴地域に入る。

五日、高田第十三師團派遣部隊以下次第に到着す、六日更に、兵力の第三次增加を爲し、弘前第八師團より旅團長指揮の步兵二箇聯隊を招致し、廣島第五師團、旭川第七師團、姬路第十師團、善通寺第十一師團、小倉第十二師團、岡山第十七師團、小倉第十八師團よりは、土木建築材料多數携帶の工兵隊を招致す、是より先宇都宮第十四師團の步兵二箇中隊は、日光御警備に從事しつゝあり、而して東京到着の仙臺第二師團派遣部隊、金澤第九師團派遣の工兵隊及衛生機關、高田第十三師團派遣の步兵一箇聯隊及衛生機關、名古屋第三師團、弘前第八師團の衛生機關は、直に戒嚴司令官の隷下に入る、實に三日より六日までに陸軍當局より地方師團に招命を發したるもの、步兵六箇聯隊、電信一箇聯隊、野戰重砲兵一箇聯隊及未招致の內地全師團（第四第六師團を除く）の工兵大隊及衛生機關なり。

此くの如く陸軍當局は、軍隊の招致を始めとして、警備は勿論救護其他の各方面に活動すること以下各項併記する所の如し。

ロ、東京衛戍司令部

九月一日震災突發の當時、東京衛戍司令官近衛師團長森岡中將（守成）は、參謀長以下を隨へ、野戰重砲兵第四聯隊を檢閱して、方に四街道に在り、第一師團長石光中將（眞臣）衛戍司令官を代理し、直に東京衛戍服務規則に據りて活動を開始し、午後一時過陸軍省構內に位置し、午後二時衛戍司令部を同所に移し、近衛第一兩師團の擔任區域を左の如くに定め、北部を近衛師團、南部を第一師團の所管とし、以て火災其他の異變に備ふ。

非常警備ニ關スル命令

（九月一日午後一時十分、於陸軍省構內衛戍司令部）

一、東京市街火災其他ノ異變ニ對スル援助ノ爲メ、近衛師團、第一師團ノ擔任區域ヲ、左ノ如ク定ム。

甲武線、新宿―四谷見附―赤坂見附―虎ノ門―日比谷公園―憲兵司令部―永代橋―兩國橋―兩國停車場―總武本線。

但シ、線上ハ近衛師團ニ屬ス。

二、近衛師團ニ於ケル目下ノ警備、左ノ如シ。

宮城	步兵一中隊
赤坂離宮	步兵一小隊
賀陽宮邸	步兵一小隊
偕行社	步兵一小部隊

三、衛戍事務ハ、陸軍省構內ニテ執行ス。

衛戍司令官　石光中將

午後二時、近衛、第一兩師團の步騎輜重兵より約三百の補助憲兵を憲兵司令部に派し、治安の維持に當らしめ、同二時三十分自動車隊に出動を命じ、各一部を近衛及第一師團に配屬し、主力は之を陸軍省構內に收め、交通通信輸送の業務に從事せしめ、一部の貨物自動車を以て軍隊輸送防火救護救恤の爲に使用せしむ、然るに市內の火災愈ゝ猛烈となり、容易に鎭火の模樣なきを以て、午後三時近衛工兵大隊（岩淵町）及工兵第一大隊（岩淵町）を招致し、兩隊夕刻を以て陸軍省內第一師團司令部に着するや、直に各方面の防火を努めしめ、同時に東京第一（麴町區隼町）第二衛戍病院（世田ヶ谷町）及各隊衛生部員を以て救護班を編成し、各要所に固定して救護に當らしむるの外、更に自動貨車に依る巡回救護班を編成し、京橋日本橋芝四谷方面に出勤せしむ。

午後四時、電信第一聯隊長（中野町）に、陸軍省、赤羽、世田ヶ谷、糧秣本廠に無線通信の設備を爲すことを命じ、一方に近衛師團と協定して、飛行第五大隊（立川町）をして、成し得るかぎりの速さに宇都宮方面に飛行し、日光御用邸の模樣を聽取し、且狀況の許す限り、東京市の上空を飛行し、震災の狀況を撮影報告せしむ。

同三十分陸軍省構內警備の爲め、第一師團より將校以下四十名を省內に出さしめ、同五時過、各師團糧秣倉庫の糧秣を以て芝、日比谷、宮城前廣場其他に搬送し、二日早朝より避難民に救恤すべきを命ず。

午後八時三十分東宮御所に參內して、震火災の狀況を奏上し、九時陸軍大臣の命に依り、左の部隊を招致す。

近衛師團　騎兵第十三、第十四聯隊（以上千葉縣津田沼村）、野戰重砲兵第四聯隊（千葉縣千代田村）、鐵道第一（千葉縣都賀村）、第二聯隊（千葉縣津田沼村）、近衛步兵第一聯隊（千葉縣下志津野營）

第一師團　歩兵第四十九聯隊（山梨縣相川村）、歩兵第五十七聯隊（千葉縣佐倉町）、野戰重砲兵第三旅團（市川町）、（午後四時師團ヨリ招命ヲ發ス）、騎兵第二旅團（津田沼村）

同時過、陸軍士官學校生徒を宮城に五十名、赤坂離宮に五十名、各宮邸に各二十名配置し、東京衞戍服務規則附表第六に依る赴援隊以外の兵力は、即時引上げて陸軍省に集合することを命ず。

午後十時に至り、火勢益々熾にして隅田川以東の如き、狀況全く不明なり、是に於て兩師團に命じて極力之が偵察を敢行せしめ、且近衞工兵及第一工兵大隊をして隅田川右岸の罹災民救助殊に明石町附近の罹災民渡河援助を爲さしむ。

午後十一時近衞歩兵第四聯隊長に命じ、將校以下約百名を衞戍司令官の直轄とし、陸軍省構内に集結す。

是より先近衞師團長森岡中將は、强震後東京市の被害大なるべきを察し、直に參謀長及衞戍參謀を自動車に乘じて歸京せしめ、參謀長は萬難を排して力行し、午後九時三十分頃衞戍司令部に着す、師團長は一旦千葉に引上げしも、千葉市震害の狀況より判斷するに、東京市の被害容易ならざるものあること明かに、且大火の風說盛なりしかば、幕僚を伴ひ、一日夕自動車千葉を發し、東京に急行し、二日午前八時頃歸京し、第一師團長に代りて衞戍司令官の職務に就く。

午前十時命令を下してそれ／＼警備に就かしめ、別に近衞歩兵第四聯隊下士以下五十名、近衞輜重兵大隊の一部及第一師團の一小隊を出して、補助憲兵とし、實包を携帶し、憲兵司令官の指示を受けしむ。

午後二時頃、主力は概ね配備に就き、新來部隊の到着に件ひ、逐次配備を完成し、午後十時頃全部の配備を終る。

是日午後東京市に戒嚴を令せらる。

朕玆ニ緊急ノ必要アリト認メ、帝國憲法第八條ニ依リ、一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名　御璽
攝政名

大正十二年九月二日
内閣總理大臣伯爵　内田康哉
外務大臣伯爵　内田康哉
鐵道大臣伯爵　大木遠吉
陸軍大臣　山梨半造
司法大臣　岡野敬次郎
内務大臣　水野錬太郎
農商務大臣　荒井賢太郎
大藏大臣　市來乙彥
文部大臣　鎌田榮吉
遞信大臣子爵　前田利定

勅令第三百九十八號

一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ、戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

朕大正十二年勅令第三百九十八號ノ施行ニ關スル件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽
攝政名

大正十二年九月二日　内閣總理大臣伯爵　内田康哉
陸軍大臣　山梨半造

勅令第三百九十九號

大正十二年勅令第三百九十八號ニ依リ、左ノ區域ニ戒嚴令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用ス、但シ同條中司令官ノ職務ハ、東京衞戍司令官之ヲ行フ。

東京市、荏原郡、豐多摩郡、北豐島郡、南足立郡、南葛飾郡、

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

〔參考〕　戒嚴令摘要

第九條　臨戰地境内ニ於テハ、地方行政事務及司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ニ限リ、其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スルモノトス、故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ、其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ、速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ。

第十四條　戒嚴地境内ニ於テハ、司令官左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス、但其執行ヨリ生スル損害ハ、要償スルコトヲ得ス。

第一、集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アルト認ムル者ヲ停止スルコト。

第二、軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ、又ハ時機ニ依リ、其輸出ヲ禁止スルコト。

第三、銃砲彈藥兵器火具其他危險ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ、之ヲ檢査シ、時機ニ依リ押收スルコト。

第四、郵信電報ヲ開緘シ、出入ノ船舶及ヒ諸物品ヲ檢査シ、並ニ陸海通路ヲ停止スルコト。

第五、戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ、人民ノ動產不動產ヲ破壞スルコト。

第六、合圍地境内ニ於テハ、晝夜ノ別ナク、人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入リ檢察スルコト。

第七、合圍地境内ニ寄宿スル者アル時ハ、時機ニ依リ、其地ヲ退去セシムルコト。

是に於て衞戍司令官は、午後四時隷下軍隊に訓令を發すると同時に、一般に對して告諭を出す。

警備ニ關スル訓令

一、罹災セル一般官民ニ對シテハ、懇ニ救護ニ從事スヘシ。

二、萬一此ノ災害ニ乘シ非行ヲ敢テシ、治安秩序ヲ紊ルカ如キモノアルトキハ、之ヲ制止シ、若シ之ニ應セサルモノアルトキハ、警告ヲ與ヘタル後、兵器ヲ用フルコトヲ得。

大正十二年九月二日　東京衞戍司令官　森山守成

戍衞司令官告諭

今回勅令第三百九十九號ニ依リ、本職ハ東京市及其附近ノ靜謐ヲ保ツノ權ヲ委セラレタリ。

依テ本職ハ、警戒ニ任スル軍隊ニ對シ、左ノ各號ヲ訓令セリ。

各人深ク自ラ愼ミ、靜肅ヲ保持スルノミナラス、救護ニ任ズル軍隊ニ對シテハ、可成之ニ協力センコトヲ望ム。

午後八時十分第一師團に左の命を傳ふ。

川口横濱ニ派遣スヘキ部隊ニ、鳩二十羽ヲ附ス、同鳩ハ、明日該部隊乘船時刻前、乘船地ニ到着セシム。

是夕鐵道第一第二聯隊東京に着するを以て、左の任務を課し、翌日より作業せしむ。

鐵一　川口町及赤羽間鐵道修理及近衞師團地區鐵道線路修築。
鐵二　江東橋及第一師團地區鐵道線路修築。

同時に來着したる歩兵學校、教導聯隊は、一中隊を以て陸軍省の直接警備に充て、主力は近衞歩兵第一聯隊營庭に位置して師團の豫備に充て、夜半十二時之が主力を出して牛込及丸ノ内方面を警備せしめ、小兵力を各必要地點に派す。

近衞歩兵第一聯隊は、二日の自轉車傳令に依り歸京を命ぜられ、三日午前四時三十分屯營に歸着し、衞戍司令官の豫備として營庭に位置し、飛行五大隊は、主として東京南部の災害情況を偵察し、寫眞撮影

を實施せしめ、爾後直接航空本部長の指揮を受けしむ。

三日東京府神奈川縣に戒嚴令布かれ、一方に戒嚴司令部設置せられたるを以て、東京衞戍司令官の職務は當分停止せられ、森岡司令官以下、午後四時頃を以て近衞師團司令部に歸る。

ハ、關東戒嚴司令部

〔參考〕　關東戒嚴司令部編制沿革

九月三日、分擔。

一、參謀部
　1、警備　歩兵大佐武田額三外二名
　2、補給　歩兵中佐森五六外二名
　3、救護　騎兵少佐坂本健吉外二名
　4、交通　歩兵大尉堀又幸外一名
　5、庶務　歩兵大尉田邊盛武
二、情報部　歩兵大佐三宅光治外四名
三、副官部　歩兵中佐中井武三外二名

九月四日、補給部編成（補給業務擴大）。

九月五日、後ノ編制。

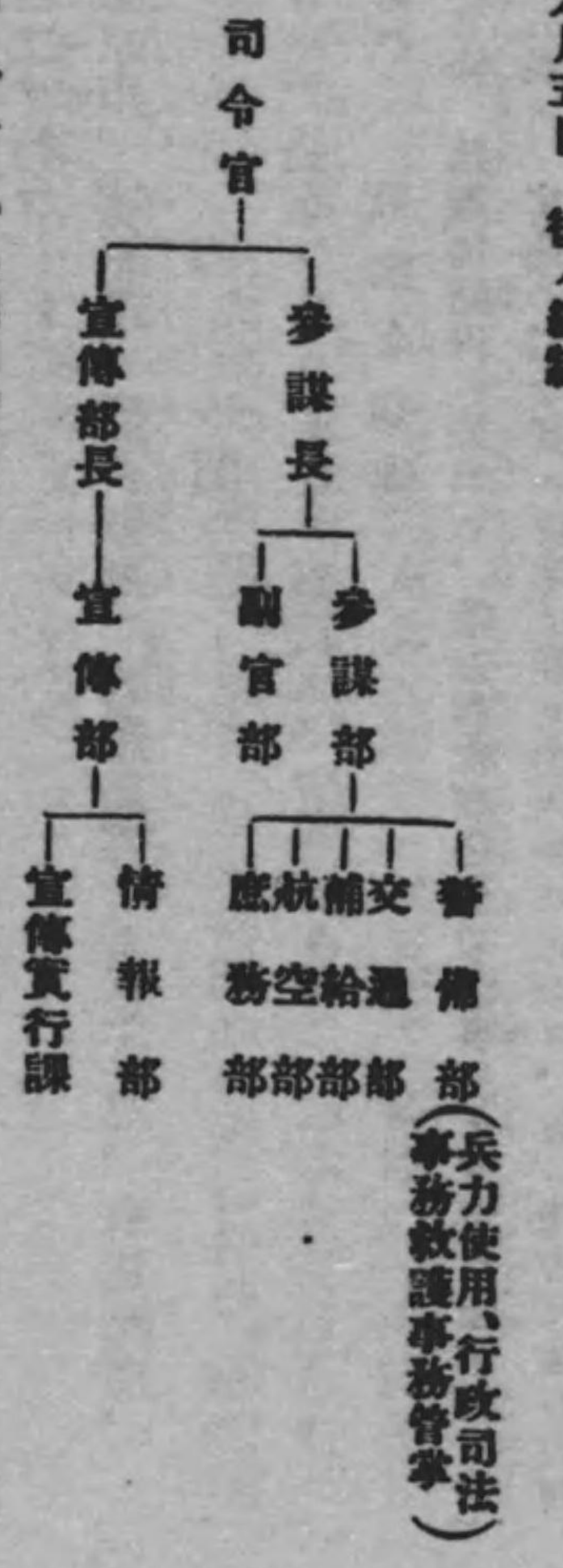

九月十一日、後編制擔任。

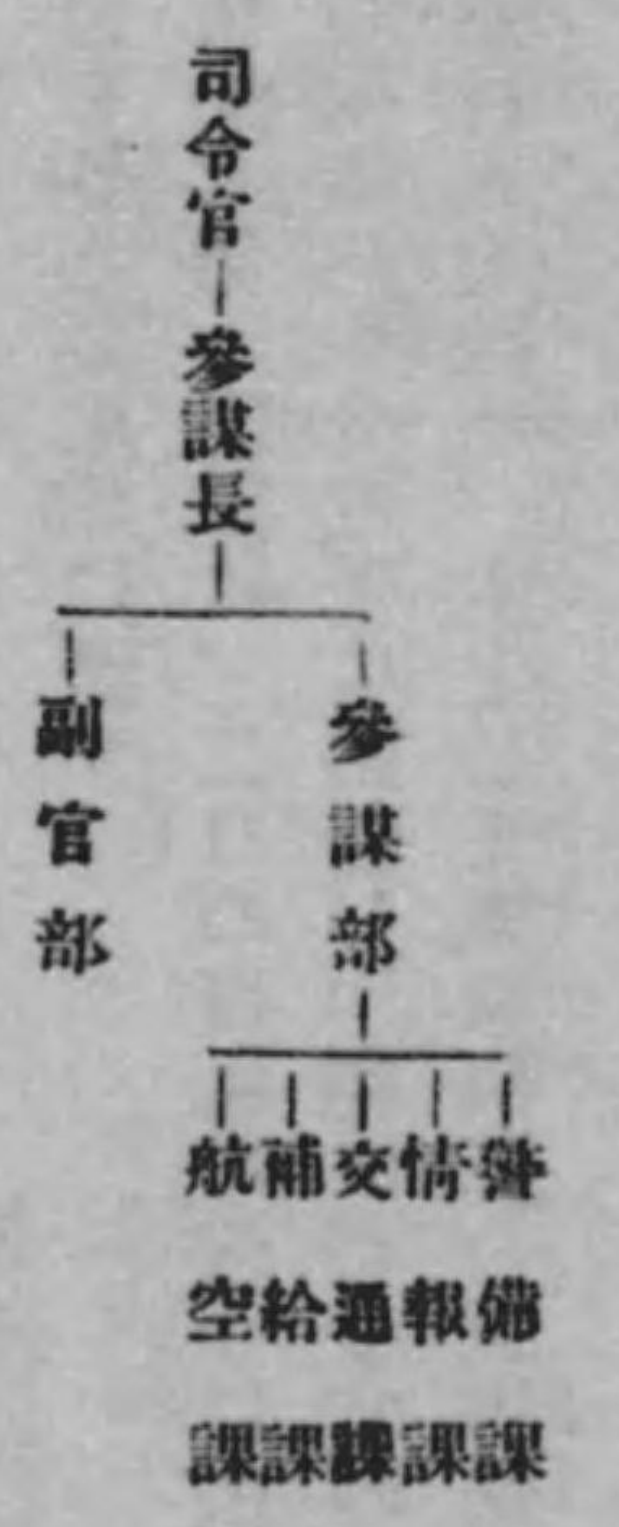

擔任業務

一、參謀部

1、警備課

イ、指揮下軍隊ノ使用ニ關スル事項、ロ、海軍トノ連絡、ハ、諸命令通報告ノ授受、ニ、行政及司法ニ關スル事項、ホ、通報報告類ノ整理、ヘ、上聞案ノ起草、ト、其他參謀部管掌ノ一般庶務、チ、隷下各部隊ノ保健衞生並衞生材料ノ補給ニ關スル事項。

2、情報課

イ、部外宣傳ノ爲情報ノ蒐集及通報、ロ、戒嚴地域內（外）ニ對スル宣傳、ハ、通信員及外國人トノ接衝。

3、交通課

イ、交通通信ニ關スル情報ノ蒐集、ロ、交通通信施設並工兵及鳩ノ使用ニ關スル事項。

4、補給課

イ、隷下各部隊ノ補給（航空器械及衞生材料ヲ除ク）ニ關スル事項。ロ、隷下各部隊ノ會計經理ニ關スル事項、ハ、司令部直屬貨物自動車ノ管理。

5、航空課

イ、航空通信連絡及隷下航空部隊ノ使用ニ關スル事項、隷下航空部隊器材補給ニ關スル事項。ハ、航空部本部長及其隷下航空部隊學校等トノ連絡。

二、副官部

イ、受附文書ノ往復ニ關スル事項（特別ノモノヲ除ク）、ロ、圖書ノ保管授受ニ關スル事項、ハ、人事ニ關スル事項、ニ、日々命令起案、ホ、司令部警戒內務及給養其他會計經理ニ關スル事項、ヘ、司令部直屬乘用自動車ノ管理、ト、人馬現員表ノ調製。

十月二日、情報課閉鎖。

十月下旬、補給、交通、航空課閉鎖。

十一月十五日、關東戒嚴司令部併散。

九月二日關東戒嚴司令部特設せられ、東京衞戍司令官に代りて東京府及其附近の鎭守警備に任ぜらるゝと同時に、戒嚴施行區域は、東京府神奈川縣全部に擴張せらる。

朕大正十五年勅令第三百九十九號中改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝　政　名

大正十二年九月三日

内閣總理大臣伯爵　山本權兵衞
海軍大臣　財部　彪
陸軍大臣男爵　田中　義一

勅令第四百一號

大正十二年勅令第三百九十九號中、左ノ通改正ス。

「東京衞戍司令官」ヲ神奈川縣横須賀市及三浦郡ニ在リテハ横須賀鎭守府司令官、其ノ他ノ區域ニ在リテハ關東戒嚴司令官」ニ、「東京、荏原郡、豐多摩郡、北豐島郡、南足立郡、南葛飾郡」ヲ「東京府神奈川縣」ニ改ム。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

即日陸軍大將福田雅太郎關東戒嚴司令官に親補せられ、戒嚴地域內現在軍隊各兵學校教導隊及野戰砲兵學校高射砲練習隊並に已に震災地に出動を命ぜられたる地方師團派遣の部隊皆其指揮下に入る、其兵力

九月三日夜現在。
近衞師團（近騎、野重八、歩四九、野砲一、（何レモ出張中）
第一師團（及千葉縣下ニ衞戍スル軍隊ノ殘留部隊ヲ除ク。）
歩兵第二十八旅團
工兵第十四大隊
士官學校生徒隊一日指揮下ヲ脫シ九月四日復歸。
歩兵學校教導聯隊派遣部隊
騎兵學校教導隊
野戰砲兵學校教導聯隊、同校高射砲練習隊派遣部隊
工兵學校教導隊
臨時鳩隊

なり、是日午後二時三十分戒命第一號を發して、戒嚴令施行に關する態度を宣明し、稱して

第一號

本年勅令第四〇一號施行ニ關シ、警視總監、關係地方長官、及警察官、並郵便局長、及電信局長ハ、勅令第四〇一號施行地域內ニ於テ、本司令官管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スヘシ、但シ之カ施行ハ、罹災者ノ救護ヲ容ニシ、不逞ノ擧ニ對シ之ヲ保護スルヲ目的トスルヲ以テ、克ク時勢ノ緩急ニ應シ、寛嚴宜シキニ適スルヲ要ス。

一、警視總監及關係地方長官並警察官ハ、時勢ニ妨害アリト認ムル集會、若ハ新聞雜誌廣告ヲ停止スルコト。

二、警視總監及關係地方長官並警察官ハ、兵器彈藥等、其ノ他危險ニ亘ル諸物品ハ、時宜ニ依リ之ヲ檢査シ押收スルコト。

三、警視總監及關係地方長官並警察官ハ、時宜ニ依リ、出入ノ船舶及諸物品ヲ檢査スルコト。

四、警視總監及關係地方長官並警察官ハ、各要所ニ檢問所ヲ設ケ、通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノノ出入ヲ禁止シ、又ハ時機ニ依リ、水陸ノ通路ヲ停止スルコト。

五、警視總監及關係地方長官並警察官ハ、晝夜ノ別ナク、人民ノ家屋建造物、船舶中ニ立入リ檢察スルコト。

六、警視總監及關係地方長官並警察官ハ、本令施行地域內ニ寄留スル者ニ對シ時機ニ依リ地境外ニ退去ヲ命スルコト。

七、關係郵便局長及電信局長ハ、時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ハ開緘スルコト。

大正十二年九月三日　關東戒嚴司令官　福田雅太郎

と曰ひ、一般民衆に告諭して左の如く曰へり。

今般勅令第四〇一號戒嚴令ヲ以テ、本職ニ關東地方ノ治安ヲ維持スルノ權ヲ委セラレタリ、本職隷下ノ軍隊及諸機關（在京部隊ノ外各地方ヨリ招致セラレタルモノ）ハ全力ヲ盡シテ警備救護救恤ニ從事シツヽアルモ、此際地方諸團隊及一般人士モ亦極力自衞協同ノ實ヲ發揮シテ災害ノ防止ニ努メラレンコト望ム。

現在ノ狀況ニ鑑ミ特ニ左ノ諸件ニ注意スルヲ要ス。

一、不逞團體蜂起ノ事實ヲ誇大流言シ、却テ紛亂ヲ增加スルノ不利ヲ招カサルコト。

帝都ノ警備ハ、軍隊及各自衞團ニ依リ既ニ安泰ニ近ツキツヽアリ。

二、糧水缺乏ノ爲不穩破廉耻ノ行動ニ出テ、若クハ其分配等ニ方リ秩序ヲ紊亂スル等ノコトナカルヘキコト。

右告諭ス

大正十二年九月三日　關東戒嚴司令官　福田雅太郎

是日午前九時臨時震災救護事務局警備部員及事務員會合して、左の如く協定す。

東京方面ニ於ケル警備事項

第一、宮城赤坂離宮其他官邸ノ警備、並重要官公衙ノ警護ニ關スル件。

右ハ軍隊及警察ニ於テ既ニ嚴重ナル警衞及警護ヲ爲シツヽアリ。

第二、各避難地ノ保護取締ニ關スル件

罹災民ノ避難地殊ニ丸ノ內、日比谷公園、上野公園、九段坂上、牛ケ淵公園、帝大、一高構內、其ノ他集合避難セル場所ニ對シテハ、適當ナル軍隊並警察官ヲ配置シ、以テ保護取締ノ方法ヲ講シツヽアルモ、尙一層其周到ヲ期スルコトニ努ムルコト。

第三、市街及一般民衆ノ保護取締ニ關スル件

一、檢問所ノ設置　市ノ周圍並市內樞要ノ場所ニ檢問所ヲ設ケ、軍隊及警察官ヲ配置シ、容疑人物ノ尋問ヲ行ヒ、容疑スヘキ人物ハ、之ヲ警察官署ニ引渡シ、取調ヲ爲サシムヘシ。

二、檢問所又ハ巡邏隊其ノ他警備ニ配屬セラレ居ル者ニ於テ、容疑人物ヲ尋問スル際ニハ、攜帶品ニ付テ檢索ヲ行ヒ、危險物件ヲ所持セル場合ニハ、之ヲ領置スル事。

三、危險物件ヲ妄ニ攜帶スル者ハ、之ヲ領置スルコト、警邏巡察ハ、成ルヘク頻繁ニ行ヒ、以テ査察取締ノ周到ヲ期スルコト。

第四、一般朝鮮人ノ保護ニ關スル件

朝鮮人ニシテ容疑ノ點ナキ者ニ對シテ、之ヲ保護スルノ方針ヲ採リ、成ルヘク適當ナル場所ニ集合避難セシメ、苟クモ容疑ノ點アル鮮人ハ、悉ク之ヲ警察又ハ憲兵ニ引渡シ、適當處分スルコト。

第五、要視察人ノ取締ニ關スル件

要視察人危險ナル朝鮮人其他危險人物ノ取締ニ付テハ、警察官及憲兵ニ於テ充分ノ視察警戒ヲ行フコト。

尙一般民衆取締ノ際、理由ナクシテ拳銃等所持攜帶セル者ヲ發見シタル時ハ、一應之ヲ危險人物トシテ取扱フコト。

第六、民衆自衞團ノ統制ニ關スル件

民衆自衞團ノ自警ノ任ニ當ルハ適當ナルモ、往々ニシテ法規ヲ无視シ、嬌激ニ亘リ、却テ秩序ヲ紊スノ行爲ヲ爲ス者ナキヲ保セサルヲ以テ、自衞團ニ對シテハ、通常警察又ハ軍隊ノ指揮ノ下ニ、統御監督ヲ行ヒ、且適當ナル任務ヲ與ヘ、其ノ範圍內ニ於テノミ行動セシムルコト。

第七、出版物及印刷所取締ニ關スル件

本件ニ關シテハ、別紙通牒ノ通トス。

第八、警備ニ關スル通信連絡ノ整備殊ニ電話ノ速成ヲ圖ル件

電話ノ速成ハ、此ノ際警備上最モ必要ナルヲ以テ、軍隊ニ於テ出來得ル限リ之カ連絡助成ノ方法ヲ講スルコト、尙警察官憲ニ於テ、警察電話ノ修繕ノ速成ヲ計ル爲メ必要アルトキハ、陸軍ニ於テ工兵及材料ヲ供給シテ、之カ援護ヲ計ルコト、尙連絡上必要ナル箇所等ノ計畫ハ、陸軍省ニ通報スルコト。

第九、交通整理交通路ノ改備ニ關スル件

市內交通ノ便ヲ圖ル爲、橋梁ノ陷落燒失セル箇所ハ、成ルヘク速カニ假架橋ヲ行ヒ、其ノ他交通ノ支障トナル所ハ、之ヲ除去シ、以テ交通ノ便ヲ促進スルコト。

第十、宣傳取締並ニ宣傳ヲ實行スル件

不穩ナル印刷物ノ撤布貼紙其ノ他不穩ノ流言浮說ヲ流布スル者ニ對シテハ、嚴重ナル取締ヲ行ヒ、且ツ人心安定ヲ計ル爲メ、積極的ニ善良ナル意味ノ宣傳ヲ爲スコト。

右ハ臨時震災事務局情報部ニ於テ實行ニ努メツヽアルニ付、之ヲ充分援助スルト同時ニ、警備ノ方面ニ於テモ、適宜適當ナル宣傳ヲ出來得ル限リ實行ニ努ムルコト。

第十二、一般救護事務ノ援助ニ關スル件

糧食飲料水ノ給與、避難場所選定指示徵發ノ執行ニ付、一般救護事務ヲ行フ者ニ對シテハ、軍隊及警察ニ於テモ、充分援助ヲ與ヘ、其ノ便宜ヲ圖ルコトニ努ムルコト。

第十二、聯絡船ノ航行ニ關スル件

海軍ニ於テハ、要地間ニ於ケル連絡官船ヲ備ヘ、清水港ト東京又ハ橫濱トノ間ニ連絡船ヲ航行セシムルコトトシ、通信特使警備隊ノ派遣ニ對シ、出來得ル限リ便宜ヲ供與スルコト。

第十三、鐵道ニ依ル旅客ノ取扱ニ關スル件

此ノ際罹災民ヲ成ルヘク東京ヨリ地方ニ避難セシムルコトヲ以テ適當ナリト思料セラルルニ付、地方ニ向ウテ避難スル者ニ對シテハ、無賃乘車ノ方法ヲ採リ、又地方ヨリ東京ニ來ラントスル者ハ、公務ノ爲メノ者ヲ除ク外、萬止ムヲ得サル場合ノ外ハ、其ノ乘車ヲ拒絕スルコト。

第十四、東京又ハ橫濱ニ來ラントスル者ノ阻止方法に關スル件

鐵道ニ依ル者ト否トヲ問ハス、東京及橫濱方面ニ來ルモ、食糧品ノ給與困難ナル事情ヲ明カニシ、其旅行ヲ中止スル樣地方官ニ於テ速ニ周知方ヲ講スルコト。

尙警備事務ノ打合及連絡ヲ圖ル爲メ、每日午前九時ヨリ關係官廳事務官ノ會合ヲ行フコト。

大正十二年九月三日　警備部長

是に於て、戒命第三號第四號を發して、各隊を左の如く部署す。

軍隊區分及管區

1、東京北警備隊
イ、警備管區
龜戶以東總武鐵道線―本所綠町―兩國橋―本石町―東京驛―日比谷公園北端―宮城―麴町通―鹽町通―新宿驛―甲武及青梅線及其以北ノ東京府
ロ、警備部隊　司令官　森岡中將
近衞師團（交通諸隊、航空部隊並千葉縣埼玉縣下ニ殘留スル諸隊ヲ除ク）
步兵第六十六聯隊（一大隊缺）
步兵學校教導聯隊
2、東京南警備隊
イ、警備管區
近衞師團長擔任管區以南ノ東京府
ロ、警備部隊　司令官　石光中將
第一師團（步兵第一聯隊ノ一中隊騎兵第十五聯隊步兵第五十七聯隊同四十九聯隊自動車隊及千葉縣下ニ殘留スル諸隊ヲ除ク）
步兵第二十八旅團（第六十六聯隊缺）
騎兵學校教導隊
野戰砲兵學校教導聯隊同校高射砲練習隊
3、神奈川警備隊
イ、警備管區

相模川及其以東ノ神奈川縣（三浦郡及横須賀市ヲ除ク）及八王子附近

司令官　奥平少將

ロ、警備部隊

歩兵第二旅團司令部（憲兵其他必要ノ機關ヲ附ス）

歩兵第一聯隊ノ一中隊

歩兵第五十七聯隊（一大隊缺）

歩兵第四十九聯隊（未着）

騎兵第十五聯隊

工兵第十四大隊（未着）

4、小田原警備隊

イ、警備管區

相模川（含マス）以西ノ神奈川縣

ロ、警備部隊

野戰重砲兵第一旅團ノ一聯隊（未着）

5、直轄部隊

歩兵第六十六聯隊ノ一大隊

工兵學校教導大隊

鐵道第一第二聯隊

電信第一聯隊

飛行第五大隊

氣球隊

自動車隊

臨時鳩隊

憲　兵

警備部隊ノ任務

1、各方面警備隊ハ、夫々擔任管區内ニ於ケル治安維持ノ責ニ任シ、地方官憲ト協力シテ罹災民ノ救恤及保護ニ任ス。

2、直轄部隊

歩兵第六十六聯隊第二大隊ハ、戒嚴司令部及其附近陸軍官衙ノ警戒及戒嚴司令官ノ特命ニ依ル小派兵ニ任ス。

工兵學校教導大隊鐵道兩聯隊及電信第一聯隊ハ、各性能ニ隨ヒ、東京附近ノ交通通信施設ノ應急補綴ニ任ス。

飛行大隊ハ、戒嚴司令官ノ特命ニ依リ、諸命令ノ傳達其他通報連絡及宣傳ノ勤務ニ服セシム。

氣球隊ハ、其衞戍地ニ於テ待命シ、同地附近ノ警備及一部ノ車輛ヲ以テ輸送勤務ニ參與ス。

自動車隊ハ、戒嚴司令官ノ特命ニ依ル輸送勤務ニ服ス。

臨時鳩隊ハ、東京ヲ起點トシ戒嚴地域内外要地間ニ鳩通信網ヲ構成セシム。

憲兵ハ、他軍隊及地方警察等ト密接ナル連繫ノ下ニ其本務ニ服ス。

內、東京南北警備隊及直轄部隊の大部分は、前日來已に配備に就き、神奈川警備部は、是日より四日に掛けて、一部は驅逐艦に便乘し、主力は陸路行軍して横濱市に入る、唯歩兵第四十九聯隊は、富士裾野演習場に出張中に屬し、命令傳達の道なく、五日所命の配備に就きたり。

小田原方面は、野戰重砲兵第一旅團の一聯隊警備の命を受けしも、命令の到着に先ち、第十五師團長獨斷を以て隷下部隊中の歩工輜兵隊其他を出勤せしむ、是に於て當局は其處置を容認し、戒嚴司令官をして其編制を精査し、之を戒嚴部隊に加へしむ。

四日救護事務局警備部に於て

一、檢問所の勤務は、警察官のみならず、軍隊も之に協力する事。

二、軍備の配備せられあるを周知せしむる方法を取る事。

三、民衆の凶器携帶を禁止する事、之がため、法律上携帶を禁止あるもの丶取締を嚴格にし、棍棒類も使用方法不當なるものを取締る事、及凶器の押收は、自覺を促がす方法によりて行ひ、押收の實施は警察官軍隊共に之を行ふ事。

四、鮮人保護の方法を講ずる事。

五、民衆自警團に統制を加ふる事。

を協定し、戒嚴司令官は次の命令を發す。

第二號

關東戒嚴司令部

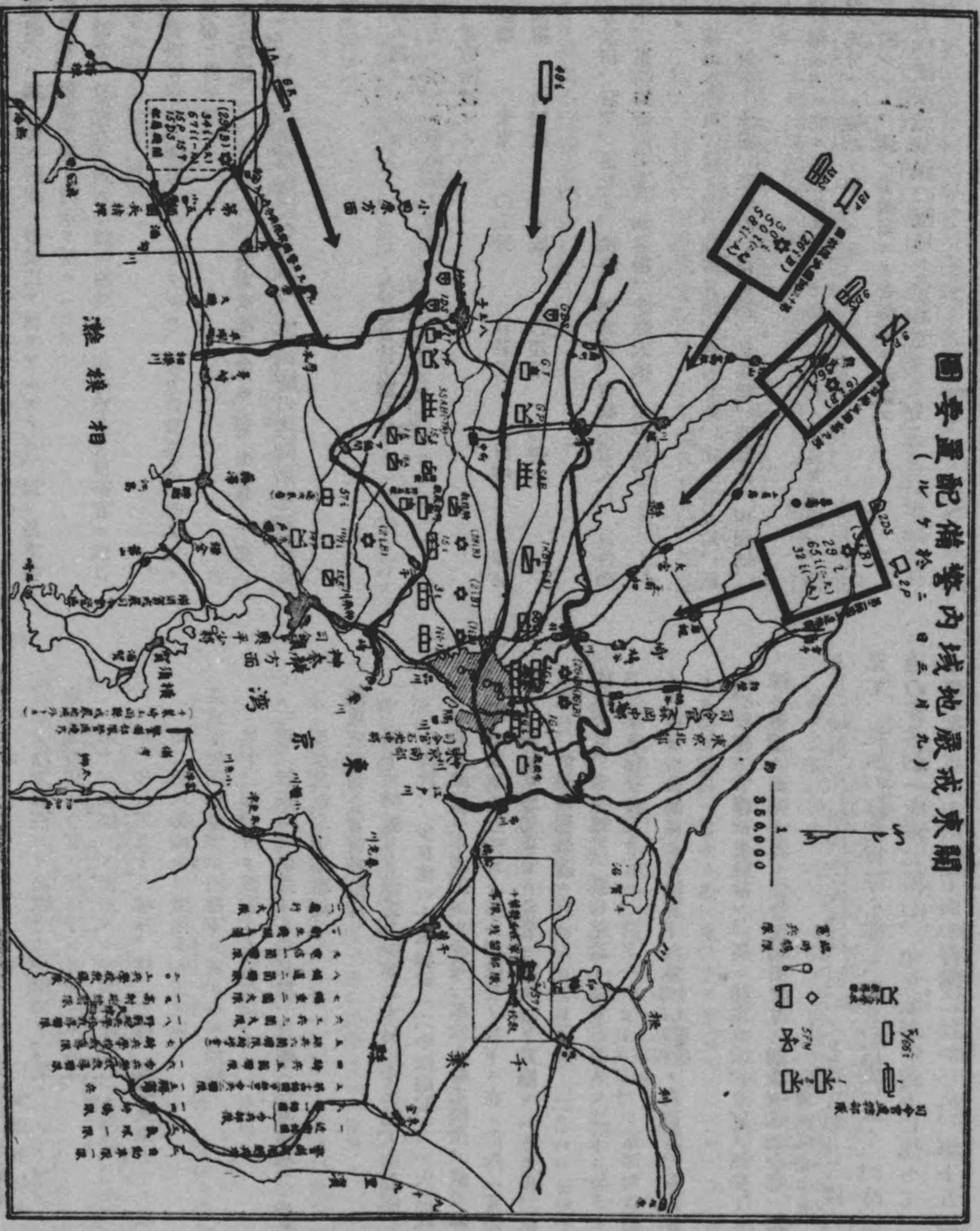

關東戒嚴地域内警備配置要圖（九月三日ニ於ケル）

軍隊ノ增加ニ伴ヒ警備完備スルニ至レリ、依テ左ノ事ヲ命令ス。

一、自警ノ爲メ團體若ハ個人每ニ所要ノ警戒法ヲ執リアルモノハ、豫メ最寄警備部隊憲兵又ハ警察官ニ屆出テ其ノ指示ヲ受クヘシ。

二、戒嚴地域內ニ於ケル通行人ニ對スル誰何檢問ハ、軍隊憲兵及警察官ニ限リ之ヲ行フモノトス。

三、軍隊憲兵又ハ警察官憲ヨリ許可アルニ非サレハ、地方自警團及一般人民ハ武器又ハ凶器ノ携帶ヲ許サス。

大正十二年九月四日　關東戒嚴司令官　福田雅太郎

而して他方には、午前八時軍隊に令して、警視廳の檢問所を援助せしむ。

戒命第八號

檢問所ニ關スル命令

（九月四日午前八時於戒嚴司令部）

一、警視廳ニ於テ左ノ箇所ニ檢問所ヲ開設ス。

停車場（○印ハ當分開設セス）

品川　○新橋　○東京　○上野　日暮里　田端　赤羽
池袋　新宿　飯田町　○兩國　○淺草　○押上

陸路要所

八ツ山下、五反田、目黑、惠比須、澁谷、神宮裏、青梅街道入口、目白橋大塚ガード下、巢鴨驛ガード上、駒込橋、千住大橋、逆井橋。

市內要所

新橋（芝口）、櫻田本鄉町、虎ノ門、赤坂見附、四谷見附、市ケ谷見附、飯田橋、水道橋、御茶ノ水橋、松住町、萬世橋、和泉橋、淺草橋、兩國橋、新大橋、三宅坂。

二、各師團ハ其警備區內ニ在ル各檢問所ニ下士以下約十名ノ兵員ヲ配置シ、警察官ノ檢問ニ對シ充分ナル援助ヲ與フヘシ。

三、實施ノ細部ニ關シテハ、豫メ警視廳ヨリ各師團ニ協議ス。

午前十一時地方師團派遣部隊の配屬を定めて、

戒命第五號

命令

（九月四日午前十一時於參謀本部構內）

一、目下地方師團ヨリ派遣中ナル諸隊ノ配屬ヲ、左ノ通定ム。

東京北警備司令官ノ指揮下ニ入ルヘキ部隊

第十三師團ヨリ派遣スル歩兵一旅團（二大隊缺）、歩兵第二十六旅團司令部、歩兵第五十八聯隊、第二大隊、及歩兵第三十九聯隊、及衞生機關。

第二第八師團ヨリ派遣スル工兵隊。

東京南警備司令官ノ指揮下ニ入ルヘキ部隊

第十三師團ヨリ派遣スル工兵隊。

第二師團ヨリ派遣スル歩兵第一旅團（一聯隊缺）、歩兵第三旅團司令部及歩兵第二十九聯隊。

關東戒嚴司令官直轄部隊

第十三師團ヨリ派遣スル第二大隊、歩兵第五十聯隊（六中隊編制）（三中隊缺）、歩兵第六十五聯隊（六中隊編制）（一大隊缺）。

第二師團ヨリ派遣スル歩兵一聯隊及衞生機關、第八師團ノ衞生機關。

二、平時編制上近衞若ハ第一師團長ノ隷下ニ在ル部隊（官衙學校、軍隊）ノ警備ハ、關東戒嚴司令官ノ命令ニ從ヒ之ヲ實施セシムト雖、此等部隊固有業務ノ系統ハ、依然所屬師團ニ存スルモノトス。

陸軍大臣、參謀總長、教育總監ノ隷下ニ屬スル部隊ニ於テモ同樣トス。

三、東京南警備司令官ハ、騎兵一中隊（騎兵第十六聯隊）ヲ藤澤町及鎌倉町ニ急行セシメ、神奈川警備司令官指揮下部隊（歩兵第四十九聯隊）ノ到着迄、地方官憲ト協力シテ同地方ノ治安維持ニ任セシムヘシ。

四、陸軍士官學校生徒隊ハ、新ニ關東戒嚴司令官ノ指揮下ニ屬セシメラル、該隊ハ豫備ノ直轄トス、命令受領者ヲ常時關東戒嚴司令部ニ派遣シ置クヘシ。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

とし、陸軍士官學校生徒隊は、直に之を各宮邸及各國大公使館の警衞に充て、從來の警備軍隊を徹し、即日配備に就く、同時に仙臺第二師團派遣の歩兵約一大隊に對し、命を輸送の途上に傳へて、埼玉縣浦和町に下車し、以て中山道方面の警備に就かしめ、第十五師團獨斷派遣の工兵第十五大隊は之を山田警備司令官の指揮下に入らしむ、同隊の先頭は是日到着す、又飛行第五大隊に命じ、五日以後、戒嚴施行地域內の要地に宣傳文を撒布せしむ。

一面軍醫學校學生を基幹として編成したる救護班を出し、東京南北警備隊に分屬して、東京市及附近の罹災民救護に任ぜしめ、陸軍大臣所轄官衙學校保管の電燈及作業燈を徵集して、照明班を編成し、宮城前其他の避難民集合地及交通要點に配置して夜間照明を爲し、芝浦に配給司令部、田端、龜戶、新宿に配給部を設け、以て糧食其他の配給業務に當り、更に官民の要請に應じて派兵せるもの、三四兩日間に大小六十七件に及ぶ。

此夜各方面より得たる情報を綜合して、

一、東京方面

一般情況略ス。

救護尙到ラス、人心恟々タリ。

現在兵力ハ殆ント市街ニ吸收セラレ、未タ民心ノ不安ヲ救フコト能ハス、警備部隊ニ對シ、分散配置及頻繁ナル巡察ノ勵行ヲ督勵スルト共ニ、尙十分ナル兵力ノ增加ヲ要ス。

二、橫濱方面

災害東京方面ニ比シ更ニ劇甚ニシテ、縣市中央機關及警察ノ實力閉熄シ、各種ノ流言及犯罪行爲頗ル多ク、人心恟々タリ、軍隊ノ到着ハ、感泣ヲ以テ迎ヘラレツヽアリ。

三、相模灣沿岸地方

災害甚大、住民軍隊ノ來着ヲ渴望ス。

流言ハ、西スルニ隨ヒ其影響少シ。

小田原方面ハ、全滅ニ近シ。

四、千葉縣方面

房總半島南部方面ハ災害甚大ナリ。

其他ノ地方ハ、避難民ノ蝟集及流言ニ依リ騷擾シアリ、殘留軍隊ハ、極力治安ノ維持ニ努メツヽアリ。

五、埼玉縣方面

避難民ノ蝟集及流言ニ因ル騷擾、略〻千葉縣方面ニ同シ、然レトモ交通通信機關ノ大部杜絕セル今日、震災ノ慘害及幾多ノ流言ニ由リテ興奮セル地方民ヲ介シテ得タル情報ハ、必スシモ地方ノ眞情ヲ映出セス、又實地視察者報告到着遲延シ、若ハ局部ニ止マルノ已ムヲ得サルモノアリ、隨テ朝ニ正確ト認メタル情報ハ、其夕ニ於テ全ク之ヲ放棄セサルヘカラサルコトアリ、又刻々通報ヲ受クル各地災害混亂ノ程度モ、其地方ヨリ東京ニ至ル交通ノ便否ニ依リ、大ニ斟酌ヲ要スルモノ少ナカラス。

を知り、乃ち兵力使用の第一次計畫を左の如く定む。

地方師團派遣部隊使用計畫概要　九月四日夜策定

一、戒嚴施行地域內各方面ノ情況ニ鑑ミ、地方師團派遣部隊ノ使用ヲ、左ノ如ク豫定ス。

東京府下　現在軍隊ノ外、少クモ歩兵一旅團、工兵隊四個、衞生機關七個ヲ增加ス。

神奈川縣下　橫濱市及相模灣沿岸ノ要地ヲ主ナル配兵地トシ、歩兵約三聯隊、騎兵一聯隊、工兵大隊二個、衞生機關五個ヲ使用ス。

歩兵部隊ノ大部及騎兵聯隊ハ、第一師團ノモノヲ以テ之ニ充ツ。

千葉縣下　現在軍隊ノ外、歩兵約一聯隊、衞生機關二個ヲ增加ス。

埼玉縣下　歩兵二、三大隊、騎兵一中隊ヲ使用ス。

爾餘ノ兵力（歩兵約一旅團、工兵大隊二個、衞生機關三個）ハ、今後ノ情況ニ應シ、隨時所要ノ方面ヲ增加ス。

二、地方師團派遣部隊ハ、其到着ニ隨ヒ、必スシモ建制ニ拘泥スルコトナク、前條ノ比率ヲ以テ、最モ急ヲ要スル方面ニ增加使用シ、爾後情況ノ鎮靜ヲ待テ、指揮關係ヲ整理ス。（本計畫ハ九月五日後、地方師團派遣部隊ノ增加及新情報ニ基キ、逐次修正ス。）

是日戒嚴地域再び擴張せられて埼玉千葉二縣に及ぶ。

朕大正十二年勅令第三百九十九號中改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名 御璽
攝政名
大正十二年九月四日
內閣總理大臣伯爵 山本權兵衞
陸軍大臣男爵 田中義一

勅令第四百二號

大正十二年勅令第三百九十九號中、左ノ通改正ス。

「東京府神奈川縣」ノ下ニ、「埼玉縣、千葉縣」ヲ加フ。

附 則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

是に於て戒嚴司令官は、五日

第三號

本年勅令第四〇二號ヲ以テ戒嚴施行地域ヲ千葉埼玉兩縣下ニ擴張セラレタルニ依リ、關係地方長官及警察官並郵便局長及電信局長ハ、勅令第四〇二號施行地域內ニ於テ、本司令官ノ管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スヘシ、但シ之カ施行ハ罹災者ノ救護並地方民心ノ安靜ヲ目的トスルヲ以テ、能ク時勢ノ緩急ニ應シ寬嚴宜シキニ適スルヲ要ス。

一、關係地方長官並警察官ハ、時勢ニ妨害アリト認ムル集會若ハ新聞紙雜誌廣告ヲ停止スルコト。

二、關係地方長官並警察官ハ、兵器彈藥等其他危險ニ亘ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ檢查シ押收スルコト。

關係地方長官並警察官ハ、時宜ニ依リ出入ノ船舶及諸物品ヲ檢查スルコト。

三、關係地方長官並警察官ハ、各要所ニ檢問所ヲ設ケ、通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノノ出入ヲ禁止シ、又ハ時機ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト。

四、關係地方長官並警察官ハ、晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入リ檢察スルコト。

五、關係地方長官並警察官ハ、本令施行地域內ニ寄宿スルモノニ對シ、時機ニ依リ地域外ニ退去ヲ命スルコト。

六、關係郵便局長及電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ハ開緘スル事

大正十二年九月五日 關東戒嚴司令官 福田雅太郎

の通達を爲すと同時に、職員を兩縣下に派して狀況を視察せしめ、大なる兵力の派遣を要せざるを知り、一面戒嚴區域內現在軍隊、東京府神奈川縣下の警備救護に全力を傾倒しつゝあるのみならず、交通斷絕の今日、之を迅速に新戒嚴施行地に轉用するの餘裕なく、而して地方師團の派遣部隊亦不日來着の豫期あるを以て、乃ち一時左の處置を爲す。

一、千葉縣下ニ對シテハ、大體現狀ヲ維持シ、各衞戍地每ニ、高級先任將校ニ於テ、最寄軍隊殘留諸隊ヲ糾合シテ警戒ノ爲必要ノ處置ヲ執ル、各軍隊ノ警戒方面左ノ如シ。

國府臺衞戍部隊	中山及其以西千葉街道方面
習志野衞戍部隊	中山(含マス)檢見川間千葉街道方面
千　葉衞戍部隊	稻毛、千葉、東金街道及其以南ノ地方
佐　倉衞戍部隊	稻毛、千葉東金街道以北ノ地方
下志津衞戍部隊	其衞戍地附近

二、埼玉縣ニ對シテハ、目下輸送中ナル第二師團步兵部隊中一大隊ヲ浦和附近ニ下車セシメ、增加隊來着ノ時期迄中山道方面ニ應急ノ配置ヲ執ラシム。

戒嚴司令部附笠井中佐(平十郎)命を受けて、方針指示兼現況視察として、市川習志野及千葉方面に向ひ、各衞戍司令官若くは代理者、及步兵學校長と連絡す。

若夫れ三日以來六日までに出勤命令を領したる地方師團の派遣部隊に在りては、急遽編制を了りて出勤し、第十五師團派遣部隊は陸路及海路より、其他は何れも鐵道に由り、東北本線若くは信越線を經て、東京北郊田端驛若くは日暮里驛に到着したり、當時信越線及東北本線は、帝都出入の唯一陸路にして、避難民上京者等の蝟集混雜名狀すべからず、軍隊は何れも狹縮列車に搭載せられ、極めて不十分なる給養を受けつゝ殆ど不眠の狀態を以て混亂の巷に來着し、直に不知案內の罹災地に配備せられて、連日連夜露天に曝され警備に就くの狀態にして、其勞苦察するに餘りありたり、一方に戒嚴司令官は、豫定の計畫に基き、其後の各地に於ける情況を顧慮し、逐次來着の各部隊を部署して、九月四日乃至十日に亘り、各方面の配備を完了す。

此等地方師團派遣部隊の到着日次及當初の使用區分は左の如し。

地方師團派遣部隊到着日次及使用區分

師團	部　隊　號	到着日次	使用區分
二	步兵第三旅團司令部	九月五日	東京南部
〃	步兵第二十九聯隊	九月五日	同右
〃	步兵第六十五聯隊(一大隊缺)	九月五日	司令官直轄
〃	步兵第三十二聯隊第二大隊	九月五日	同右
〃	工兵第二大隊	九月四日	東京北部
〃	衞生機關	九月四日	司令官直轄
三	工兵第三大隊	九月七日	司令官直轄
〃	衞生機關	九月六、七日	東京北部
四	衞生機關	九月九日	神奈川
五	工兵第五大隊	九月十一日	司令官直轄
〃	電信第二聯隊	九月九日	同右
〃	衞生機關	九月九、十三日	東京北部
六	衞生機關	九月八日	藤澤
七	工兵第七大隊	九月七、九日	東京南部
〃	衞生機關	九月七日	藤澤
八	步兵第四旅團司令部	九月九日	司令官直轄
八	步兵第五聯隊(一大隊缺)	九月九日	神奈川
〃	步兵第三十一聯隊(一大隊缺)	九月九日	司令官直轄
〃	步兵第十七聯隊第一大隊	九月八日	東京南部
〃	步兵第五十二聯隊第二大隊	九月九日	司令官直轄
〃	工兵第八大隊	九月五日	東京北部
〃	衞生機關	九月六日	東京南部
九	步兵第六旅團司令部	九月五日	中山、道
〃	步兵第七聯隊	九月七日	同右
〃	步兵第三十六聯隊	九月七日	東京南部
〃	工兵第九大隊	九月五、六日	同右
〃	三五ノ通信班	九月五、六日	司令官直轄
〃	六九ノ通信班	九月五、六日	同右
〃	衞生機關	九月五、六日	東京南部
十	工兵第十大隊	九月十一日	司令官直轄
〃	衞生機關	九月九日	神奈川
十一	工兵第十一大隊	九月十一日	司令官直轄
〃	衞生機關	九月八日	千葉
十二	工兵第十二大隊	九月十二日	神奈川
〃	衞生機關	九月八日	千葉
十三	步兵第二十六旅團司令部	九月五日	東京北部
〃	步兵第五十聯隊(三中隊缺)	九月五日	司令官直轄
〃	步兵第五十八聯隊第二大隊	九月五日	東京北部
〃	步兵第三十聯隊	九月五、六日	同右
〃	工兵第十三大隊	九月六日	東京南部
〃	衞生機關	九月六日	東京北部
十四	步兵第二十八旅團司令部	九月三日	東京南部
〃	步兵第十五聯隊	九月三日	同右
〃	步兵第六十六聯隊	九月三日	東京北部(一部司令官直轄)

十四	工兵第十四大隊	九月三日	神奈川
〃	衞生機關	九月三、四日	東京南部
十五	歩兵第二十九旅團司令部	九月六日	小田原
〃	歩兵第三十四聯隊（三中隊缺）	九月四日以後	同右
〃	歩兵第六十七聯隊第一大隊	九月六日	同右
〃	歩兵第六十聯隊混成一中隊	九月七日	司令官直轄
〃	工兵第十五大隊	九月四日以後	小田原
〃	輜重兵第十五大隊	九月五日	同右
〃	衞生機關	第一救護班九月四日 第二救護班九月十日	第一救護班小田原 第二救護班神奈川
十六	工兵第十六大隊	九月九日	藤澤
〃	衞生機關	九月九日	神奈川
十七	工兵第十七大隊	九月十一日	神奈川
〃	衞生機關	九月八、九日	東京北部
十八	工兵第十八大隊	九月十一日	司令官直轄
〃	衞生機關	九月九日	東京南部

是日、又東京方面罹災地一般の狀況を監視し、所要に應じて民心安定上必要の告示をなさしむるため、氣球隊より氣球一個を東京に招致し、昇騰の準備を爲さしめ、飛行第五大隊に任務を續行せしむるの外、不時着陸救援の場合を顧慮し、所澤、府中、小野路、座間道（含まず）以西の地區に於ける道路の地上偵察を實施せしむ、陸軍航空學校（陸軍航空部本部長隷下）亦引續き飛行第五大隊の作業に協力す、同時に歩兵第六十五聯隊二中隊は之を芝浦配給司令部に配屬したり、五日中に於ける官民要談の爲め、直轄部隊及東京南北警備隊に新派遣を命じたる場所百五箇所なり。

六日事務局警備會報に於て、屍體の所置を督勵する事、入京見舞は見物人を極力制限する事、自警團の取締を勵行する事を協定し、入京者制限に關する第四師團參謀長の照會に答へて、

一、入京許可の範圍　東京に居住し又は親戚を有するもの、及官公吏に限られ度。

一、入京の爲の心得　少くも一週間分の糧食及飲料水を携行する事、證明を與ふる事、與へて差支なき範圍は、入京許可の範圍に同じ。

一、其他參考となるべき事項　（一）今や沈靜に歸したるを以て、流言蜚語に惑はざる事、（二）汽車は頗る混雜するを以て婦女子を伴はざる事、夜間成るべく通行せざる事。

と曰ひ、戒嚴令施行區域擴張に關して、司令官より左の告諭出づ。

一、今回ノ震害ニ就キ救護ヲ容易ニシ、治安ヲ維持スル爲メ、東京府及神奈川縣ニ戒嚴ヲ令セラレタガ、此度更ニ之ヲ千葉及埼玉縣ニ擴張セラレタ、此擴張ハ別ニ新ニ恐ルベキ事柄ガ起ツタ爲デハナイ、罹災者ガ次第ニ此地方ニ入リ込ムニ從ヒ、色々ノ虚報流言ガ行ハレ、人心ヲ不安ニスル事ガアルノヲ取締ルノト、必要ノ場合ニハ軍隊ヲ以テ治安ヲ維持シ、救護ニ從事スルニ便ナル爲デアル。地方民ハ決シテ流言ニ迷ハサル、コトナク、避難民ハ地方民ニ對シ不都合ノ行動ヲ執ルコトナク、何レモ地方官公吏警察官ニ信頼シテ、平時ノ如ク落付イテ居ツテ、軍隊ノ厄介ニナル様ナ事ヲシテハイケナイ。

二、戒嚴ヲ令セラレテモ、直接ノ取締ハ地方警察官ガ之ニ任ズルノデアルコトヲ忘レテハイケナイ。

大正十二年九月六日　關東戒嚴司令官　福田雅太郎

六日に於ける各方面の狀況左の如し。

一、東京方面　警備救恤ニ關スル諸施設ハ、逐日完備ニ近ツキ、市內一般ノ狀況、益々安定ニ向ヒツヽアリ、但、個々物件直接警護ニ要スル兵力ハ、尙大ナル不足ヲ告ケ、且東京近郊ハ未タ全ク混亂ノ域ヲ脱セス、之ヲ設置セハ、不良ナル影響更ニ市內及他方面ニ傳播波及スルノ虞アリ、隨テ一層警備兵力ノ增加ヲ必要トス。

二、神奈川方面　軍隊ノ來着及糧食ノ到着ニ依リ、罹災者安堵ノ狀歴然タルモノアリ、但、兵力ハ將來之ヲ增加スルノ要アリ。

三、藤澤及鎌倉方面　災害ノ大ナルト該方面ハ地方トノ交渉上、獨立ノ司令部ヲ置クヲ便トス。

四、小田原方面　災害甚大、民心ノ動搖又甚シカリシモ、軍隊ノ來着ニ依リ、逐次鎭靜ス、第十五師團長ノ獨斷ヲ以テ戒嚴施行地域內ニ派遣セラレタル部隊ノ兵力編組ハ、未タ詳ナラサルモ、諸情報綜合ノ結果、概ネ左ノ如クナルヲ知ル。

歩兵第二十九旅團長ノ指揮スル歩兵約三大隊。

野戰重砲兵第一旅團ノ一部。

工兵第十五大隊ノ一部。

衞生機關。

兵力增加ノ必要ヲ陳述スル報告ナシ。

五、千葉縣方面　北部ハ被害極メテ少ク、憂フル所ハ、唯民心ノ動搖ノミ、南部ハ之ニ反シ、災害甚大ナルモ、他地方ノ如キ流言蜚語ニ基ク騷擾輕微ナリ、隨テ目下殘留ノ部隊ニ多少ノ兵力ヲ增加セハ、警備上支障ナカルヘシ。

六、埼玉縣方面　流言蜚語、避難民蝟集等ニ由ル民心ノ動搖甚シク、殊ニ熊谷、本庄等、縣下北部ニ於テハ、警察殆ト無視セラレ、騷擾逐次外部ニ波及セントスルノ徵候アリ、速ニ兵力ノ增加ヲ必要トス、但衞生機關ハ、派遣ノ必要ナシ。

乃ち七日以後に於ける兵力使用計畫を修正して、

一、東京方面　近衞第一師團現在部隊ノ外、第二、第十三、第十四師團ノ歩兵部隊ヲ使用ス。

八王子方面ノ警備ヲ東京南警備隊ノ擔任ニ移ス。

歩兵學校教導聯隊及工兵學校教導大隊ヲ、夫々所屬學校ニ復歸セシム。

二、神奈川方面　第八第九師團派遣歩兵部隊ノ內、三大隊ヲ增加ス、而シテ何レノ隊ヲ之ニ充ツヘキカハ、到着ノ狀況ニ依リテ之ヲ決スルモノトス、其管區ヲ横濱市、橘樹郡、都筑郡、久良岐郡ニ縮小ス。

三、藤澤及鎌倉方面　新ニ歩兵第一旅團長ヲ該方面ノ司令官トシ、歩兵第四十九聯隊（其一大隊ハ現ニ八王子ノ警備ニ任ス）ノ全部及騎兵一中隊ヲ以テ、該方面（高座鎌倉兩郡）ノ警備ニ任セシム。

四、小田原方面　第十五師團派遣部隊ノ大部ヲ新ニ關東戒嚴司令官ノ指揮下ニ置キ、相模川以西ノ警備ニ任セシム。

五、千葉方面　現在部隊ノ外、前記ノ如ク歩兵學校、工兵學校ノ教導隊ヲ歸還セシム。

六、埼玉縣方面　旅團長ノ指揮スル歩兵一聯隊、騎兵一中隊ヲ使用ス。

とし、是日より九日に亘り、逐次命令を下して、地方より來着する軍隊をそれ〴〵部署に就かしめ、埼玉方面は、現に東京に輸送中なる金澤第九師團派遣の歩兵部隊を留めて警戒せしむる事とし、是夜司令部附井出歩兵大尉を浦和に派し、歩兵第六旅團司令部搭乘の列車を迎へて、所要の情況を同旅團長林少將（智得）に通報し、併せて左の命令を傳達せしむ。

貴官ハ、目下輸送中ナル部下團隊中、歩兵一聯隊ヲ熊谷及浦和附近ニ下車セシメ、歩兵第三十二聯隊第二大隊ト交代シテ、埼玉縣下要地ノ警備ニ就キ、地方官憲ト協力シテ、同縣下ニ於ケル治安ノ維持並ニ住民ノ保護ニ任スヘシ。

而して氣球隊より招致したる氣球は、是日より九段上の兵營附近に昇騰して、市街の火災徵候偵知並に災害地の監視に任ず、六日中官民の爲に新に派兵したるもの五十餘箇所。

事變發生以來、各地の警戒救護に從ひつゝありたる在郷軍人は是に至て帝國在郷軍人會本部の指導下に、連繫を確實にし、統制ある行動を執る事となり、以て治安維持、火災盜難の豫防、惡宣傳防止等に努力す。

七日前日決定の方針に依り、命令を發して各方面警備部隊の充實及整理を行ふ、內神奈川方面は、引當部隊未到着、千葉縣方面小田原方面は、現在の兵力編組報告の未着なるため、正確の軍隊區分決定は之を翌日に延期したり。

戒命第十三號

命令

九月七日午前十時
於東京參謀本部構內

一、九月五日勅令第四〇二號ヲ以テ戒令施行區域ヲ千葉埼玉兩縣下ニ擴張セラル。

震災地方一般ノ狀態ハ、警備ノ充實ニ伴ヒ逐次平靜ニ復シツヽ、アルモ、此際一

層民心ニ安定ヲ與ヘ、且ツ罹災民ノ救護ヲ徹底セシムルノ必要ヲ認ム。

二、玆ニ警備部隊ノ整理ヲ行ヒ、前條ノ主旨ヲ貫徹セントス。

三、東京北部警備部隊ノ任務左ノ如シ。

步兵學校教導聯隊ハ、九月九日警備交代後原所屬ニ復歸セシムヘシ、第二師團衞生隊第三師團救護班ノ開設位置ニ關シテハ、別ニ之ヲ指示ス。

四、東京南部警備部隊ノ任務左ノ如シ。

但シ、步兵一大隊ヲ基幹トスル部隊ヲ八王子附近ニ派遣シ、步兵第四十九聯隊ノ一大隊ト交代シ、地方官憲ト協力シテ、該地附近ノ治安維持竝住民ノ保護ニ任セシムヘシ、步兵第六十五聯隊ノ一大隊九月九日步兵第六旅團ノ一聯隊ハ日暮里下車後、石光中將ノ指揮下ニ入ラシム。

步兵第三十二聯隊ノ一大隊（現ニ中山道方面ノ警備ニ任ス）ハ、成ルヘク速ニ第九師團ノ部隊ト交代ヲ終リ、東京ニ到ルモノトス。

第八師團衞生隊第九師團救護班ノ開設位置ニ關シテハ、別ニ之ヲ指示ス。

五、神奈川方面警備部隊ノ任務ハ、其管區ヲ縮小スルノ外、故ノ如シ。

騎兵第十五聯隊ノ一中隊ヲ九月九日藤澤町ニ派遣シ、柴山少將ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。

步兵第一聯隊騎兵第十六聯隊ノ一中隊ハ、九月十日迄ニ原所屬ニ復歸セシムヘシ。

六、藤澤方面警備部隊ハ、地方官憲ト協力シテ神奈川縣高座鎌倉兩郡ニ於ケル治安維持竝住民ノ保護ニ任スヘシ、騎兵中隊ハ九月九日藤澤町ニ於テ、工兵隊通信班ハ九月八日午後東京ニ於テ、柴山少將ノ指揮下ニ入ラシム。

七、小田原方面ノ警備部隊ハ、地方官憲ト協力シテ神奈川縣相模川以西ノ地域ニ於ケル治安維持竝住民ノ保護ニ任スヘシ。

八、中山道方面警備部隊ハ、成ルヘク速ニ步兵第三十二聯隊ノ部隊ト交代シテ警備ニ就キ、地方官憲ト協力シテ埼玉縣下ニ於ケル治安ノ維持竝住民ノ保護ニ任スヘシ。

九、市川船橋方面千葉方面佐倉方面ノ警備ハ、別命アル迄、該地方殘留地附近必要ト認ムル地點ヲ警備シ、地方官憲ト協力シテ治安維持竝住民ノ保護ニ任スヘシ。

步兵學校教導聯隊ハ、原所屬復歸後右ノ任務ニ服スルモノトス。

十、前記各警備部隊管區ノ境界別圖ノ如シ。

東京南部東京北部ノ境界從前ノ如シ。

各管區警備部隊ノ名稱ハ、爾今本命令所載ノ如ク改定ス。

十一、關東戒嚴司令官直轄部隊中、既ニ行動ニ就ケル部隊ハ、依然其任務ヲ續行スヘシ。

未着部隊ニハ、其到着ニ伴ヒ所要ノ命令ヲ與フ。

十二、戒嚴司令部ハ、依然參謀本部構內ニ位置ス。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

軍隊區分

東京北部警備部隊
司令官　森岡中將
近衞師團
師團司令部
近衞步兵第一、第二旅團
騎兵第一旅團（近衞騎兵聯隊ノ一中隊缺）
野戰重砲兵第四旅團
近衞工兵大隊
近衞輜重兵大隊
步兵第六十六聯隊（一中隊缺）
步兵第二十六旅團
旅團司令部
步兵第五十聯隊（三中隊缺）
步兵第五十八聯隊ノ一大隊
步兵第三十聯隊
工兵第二大隊
工兵第八大隊（一中隊缺）
第二師團衞生隊
第三師團救護班
第十三師團救護班

東京南部警備部隊
司令官　石光中將
第一師團
師團司令部
步兵第一聯隊
步兵第三聯隊
騎兵第二旅團（第十五聯隊缺）
野戰重砲兵第三旅團
工兵第一大隊
輜重兵第一大隊
步兵第二十八旅團（第六十六聯隊缺）
步兵第三旅團（第六十五聯隊ノ一大隊缺）
步兵第六旅團ノ一聯隊（步兵第三十六聯隊）
步兵第三十二聯隊ノ一大隊
騎兵學校教導隊
野戰砲兵學校教導聯隊同校高射砲練習隊
工兵第十三大隊
第八師團衞生隊
第九師團救護班
第十四師團衞生隊

神奈川方面警備部隊
司令官　奧平少將
步兵第二旅團（第三聯隊及第五十七聯隊ノ一大隊缺）
騎兵第十五聯隊（一中隊缺）
工兵第十四大隊

藤澤方面警備部隊
司令官　柴山少將
步兵第一旅團（第一聯隊缺）
騎兵第十五聯隊ノ一中隊
工兵第十六大隊
第十六師團通信隊

小田原方面警備部隊
司令官　木下少將
步兵第二十九旅團派遣部隊
野戰重砲兵第一、旅團派遣部隊
工兵第十五大隊
第十五師團救護班

中仙道方面警備部隊
司令官　林　少將
步兵第六旅團（一聯隊缺）
近衞騎兵聯隊ノ一中隊

市川及船橋方面警備部隊
千　葉　方面警備部隊
佐　倉　方面警備部隊
別命アル迄該方面殘留軍隊

直轄部隊
爾餘ノ諸隊

たま〳〵埼玉縣知事より、同縣下の騷擾藤岡町其他の群馬境界地方に波及する兆ある事、及川越方面亦民心動搖の傾向ある事を報じ來る、依りて之を中仙道方面警備部隊司令官に通報すると同時に、應急處置に關する訓令を與ふ。

工兵隊の使用に關して、既定計畫に基き、左の處置を取る。

一、工兵學校教導大隊ハ、既命ノ作業終了後、東京出發、所屬學校ニ復歸シ、（遲クモ九日）學校所在地附近ノ警備ニ任セシム。

二、新ニ到着セル工兵第七大隊ヲ東京南部警備部隊司令官ノ指揮ニ屬ス。

三、工兵第三、第九大隊ヲ戒嚴司令官ノ直轄トシ、前者ヲ以テ芝浦配給司令官ヨリ横濱配給司令部支部間ノ通信網ヲ構成セシメ、後者ヲ以テ東京市電氣局ノ作業ヲ援助セシム。

又氣球隊の殘留員は、命を受けて衞戍地附近の治安維持住民保護に當る、其外新到着の第七師團救護班は、藤澤方面警備部隊司令官の指揮に屬せしむ。

震災の爲使用兵力一覽表（九月七日夕調）

師團	部隊	到着狀況	方面
近衛	歩四聯、騎三聯、砲三聯、工一大、鐵道二聯、電信聯、飛行大、氣球隊、輜重隊	勤務中	東京中部以北
第一	歩三聯、騎三聯、砲三聯、工一大、輜重一大、自動車隊	勤務中	東京中部以南、但シ騎一聯ハ神奈川方面
第二	歩二聯、工大（通）、衛生機關	到着勤務	歩一聯ハ浦和方面、主力ハ東京方面
第三	工大（通）、衛生機關	未着	
第四	衛生機關	未着	
第五	電信一聯、工大（建）、衛生機關	未着	
第六	衛生機關	未着	
第七	工大（建）、衛生機關	未着	
第八	歩二聯、工大（建）、衛生機關	歩兵ノ外到着勤務中	近衛師團長ニ屬ス、東京中部以北
第九	歩二聯、工大（通）、衛生機關	歩兵ノ外到着勤務中	
第十	工大（建）、衛生機關	未着	
第十一	工大（建）、衛生機關	未着	
第十二	工大（建）、衛生機關	未着	
第十三	歩二聯、工大（通）、衛生機關	大部到着勤務中	近衛師團ニ屬ス、東京中部以北
第十四	歩二聯、工大（通）、衛生機關	到着勤務中	東京歩六六ハ近衛師團、歩一五ハ第一師團
第十五	歩一聯一大、工大（通）、衛生機關、重砲一聯	到着勤務中	小田原附近
第十六	工大（通）、衛生機關	未着	
第十七	工大（建）、衛生機關	未着	
第十八	工大（建）、衛生機關	未着	
教育總監隷下部隊	士官學校電信隊、歩兵學校、教導聯隊、野戰砲兵學校、教導隊、騎兵學校教導中隊	到着勤務中	東京
陸軍大臣隷下	航空學校	勤務中	

而して七日に於ける事務局警備部會報の協定は、軍用電話線の保護を警察官及軍隊に於て注意する事、放火の報告ありたるに對し、軍隊警察官之を警戒するのみならず、消防組警火組合よりも警戒する事、毎日出京者九萬人內外に對し、猶四五萬人の入京者ありて善後處置の妨害となる事少なからざるより、制限方法を鐵道省に於て立案し、警備部及陸軍省事務局長に協議する事等ありしが、戒嚴司令部に在りては、入京者の制限は、戒嚴司令官直接に之を禁遏するよりは、內務省側に於て全國に亙り取締を爲すの得策なるを認め、之を內務大臣に通牒したり、斯くて八日の警備部會報に於て、入京者制限は地方官廳發行の上京許可證明交附に際し、嚴實に制限を加ふに協定す。

八日神奈川方面警備部隊司令官より上申あり、

上　申

速ニ歩兵約一聯隊ノ増加ヲ望ム。

理　由（要旨）

一、工兵第十四大隊ハ、横濱市ノ交通整理其他ニ全力ヲ盡サヽルヘカラス。隨テ警備ニ用フル兵力ハ、歩兵第五十七聯隊ノ二大隊ト騎兵第十五聯隊主力ニシテ、市民ノ現狀ニ照シ、更ニ兵力ヲ増加スルニ非サレハ、警備ノ嚴肅ヲ期スルヲ得ス、延テ軍部ノ威信ヲ害シ、民心離反スルヲ虞ル。

二、警察官ノ威力全ク行ハレス、全然軍隊ノ力ニ依リテノミ安寧秩序ノ維持ニ努メサル可ラサル狀況ニシテ、軍隊ハ到ル所兵力ヲ分置スルヲ要シ、隨テ地域ニ比シ大ナル兵力ヲ要ス。

同時に神奈川縣知事及横濱市長よりも電報並に口頭を以て陸軍大臣及戒嚴司令官に對して増兵の懇請あり、戒嚴司令官は即日同方面の引當豫定部隊を變更して、左の如く處置す。

一、東京南部警備部隊司令官ヲシテ直ニ歩兵第一大隊（歩兵第三十六聯隊第三大隊）ヲ横濱ニ輸送シ、神奈川方面警備部隊司令官ノ指揮下ニ屬セシム。

二、時ニ來着セントスル歩兵第五聯隊（二大隊編制）及第四第十第十六師團派遣衛生機關ヲ横濱ニ輸送シ、神奈川方面警備部隊司令官ノ指揮ニ屬セシム。

而して七月に至るまで軍隊の現狀確知の由なかりし千葉方面は、是日各衛戍司令官及學校長より戒嚴司令部に派遣したる連絡將校の報告に依りて明瞭と爲り、小田原方面亦鳩通信を以て第十五師團長獨斷派遣の兵力編成及現狀を詳にするに至り、乃ち千葉方面に對しては、尙連絡將校に內命を與へ、小田原方面に對しては、更めて左の各隊を同方面警備部隊に編入す。

歩兵第二十九旅團司令部。
歩兵第三十四聯隊（三中隊缺）
歩兵第六十七聯隊第一大隊。
工兵第十五大隊。
輜重兵第十五大隊。
第十五師團第一救護班。

六日以後八日午後三時までに來着したる救援部隊左の如し。

仙臺第二師團ノ歩兵二箇聯隊。
名古屋第三師團ノ工兵大隊及衛生隊。
北海道第七師團ノ衛生隊。
弘前第八師團ノ歩兵二箇聯隊。
金澤第九師團ノ歩兵二箇聯隊。
姫路第十師團ノ衛生隊一部。
高田第十三師團ノ衛生隊。
豐橋第十五師團ノ衛生隊（小田原方面）
京都第十六師團ノ工兵大隊一部。

八日官民の要請に依り新派したる救護兵二十八箇所なり。

九日、各方面の狀況益々鎭靜するの一面、地方師團派遣の歩兵部隊は是日を以て悉く來着し、工兵及衛生機關の殘部亦來着期を豫測し得るに至りたるを以て、戒嚴司令部は、引續き豫定計畫に基き、警備部隊並に救護諸機關の整理充實を行ひたり。

九月九日處置

一、工兵第五大隊ヲ戒嚴司令官ノ直轄トシ、横濱配給部長勝野砲兵大佐（正魚）區處ヲ以テ、陸揚設備ノ作業ニ任セシム、但其軍隊ヲシテ一時神奈川方面警備部隊司令官ノ區處ニヨリ、同方面交通整理ノ作業ニ從事セシム。（戒命第十八號。）

二、第十五師團長獨斷派遣部隊中、歩兵第六十聯隊混成中隊長（小山大尉）ハ、同中糧秣海路輸送ノ宰領トシテ、九月五日以來横濱ニアリ、該方面ノ現況ハ、同中隊ヲシテ當分ノ內配給部ノ作業ヲ援助シ、且ツ警備ニ任セシムルノ必要ヲ認メタルヲ以テ、手續ヲ經テ、之ヲ戒嚴司令官ノ指揮ニ入ラシメ、直轄トシテ横濱配給部ノ勤務ヲ援助セシム。（九月九日戒命特號。）

三、警視廳ニ於テ新ニ設置セル東京市及其附近ノ檢問所中八十一箇所ニ對シ、夫々二乃至四名ノ兵員ヲ配置ス。（戒命第二十一號。）

四、來着中ナル第八師團派遣歩兵部隊ノ配屬ヲ左ノ如ク定ム。（戒命第十九號。）

歩兵第四旅團司令部 歩兵第三十一聯隊（二大隊編制） 歩兵第五十二聯隊第二大隊	戒嚴司令部直轄
歩兵第十七聯隊第一大隊	東京南部警備部隊

歩兵第五聯隊（二大隊編制）ハ、八日已ニ神奈川方面警備部隊司令官ニ配屬ス。

五、千葉縣方面ノ警備ニ關シ、騎兵第二旅團長三好少將（一）ニ、戒命第三十號ヲ與フ。

九日官民の爲に東京附近に警護兵を新派したるもの三十六箇所なり、是日の警備部會報は左の諸件を協定す。

一、鮮人ノ朝鮮歸國ハ、當分絶對禁止ノ方針ヲ取ル事。

二、交通上ノ重要術工物ヲ確定ニ保護スル爲、地方長官ニ通牒ヲ發スルト共ニ、要スレハ軍隊ヲ以テ援助ニ努ムルコト。

十日戒嚴司令官戒命第二十二號第二十三號を以て區處する所あり、左に第二十三號命令を擧ぐ。

戒命第二十三號

命令

九月十日午後三時
於參謀本部構內

一、歩兵第四旅團長ハ、部下二大隊ヲ以テ九月十一、十二兩日芝浦配給部ノ作業ヲ援助セシメ、作業完了ノ後ハ、築城部本部附近ニ村落露營セシムヘシ。

右作業間ニ於ケル同隊ノ給養ハ、芝浦配給部ノ擔任トス。

別ニ歩兵第五十二聯隊第二大隊ノ二中隊ヲシテ、明十一日歩兵第六十五聯隊第三大隊ノ二中隊ト交代シテ木原少將ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。

二、歩兵第六十五聯隊第三大隊ヲ、前記交代完了後、第一師團長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。

三、本十日以後東京ニ到着スヘキ工兵諸隊配屬左ノ如シ。

工兵第七大隊　東京南部警備部隊
工兵第十二大隊
工兵第十七大隊　｝神奈川方面警備部隊
工兵第十大隊
工兵第十一大隊
工兵第十八大隊　｝戒嚴司令官直轄

神奈川方面ニ至ルヘキ工兵諸隊ノ輸送、直轄工兵諸隊ノ任務ニ關シテハ、別ニ之ヲ指示ス。

四、新ニ到着セル衛生機關ノ配屬左ノ如シ。

第五師團救護班
第十七師團衛生隊　｝東京北部警備部隊
第十八師團救護班　東京南部警備部隊
第十五師團第二救護班　神奈川方面警備部隊

從來小田原方面警備部隊ニ屬セシ第十五師團救護班ニ、「第十五師團第一」ノ稱號ヲ冠ス。

前記各衛生機關ノ開設ニ關スル件及東京ヨリ配屬地ニ到ル輸送ニ就テハ、別ニ之ヲ指示ス。

五、小田原警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ルヘキ部隊ヲ、左ノ如ク改ム。

歩兵第二十九旅團司令部
歩兵第三十四聯隊（第一大隊缺）
歩兵第六十七聯隊第一大隊
工兵第十五大隊（本部及二中隊）
輜重兵第十五大隊
第十五師團第一救護班

六、東京南部警備部隊司令官ハ、代々木飛行場警備隊トシテ將校ノ指揮スル一小隊ヲ同地ニ差遣スヘシ、警備ノ方法ニ關シテハ、航空學校教導中隊長ノ區處ヲ受ケシムヘシ。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

此くの如くにして大災第一旬を過ぎ、豫定の兵力概ね充實すると共に、戒嚴地域內は普く軍隊警護する所と爲り、工兵其他の技術部隊及衛生部隊亦隨所に活躍して、交通通信の復舊、罹災民の救護、其他各種の救濟復舊事業に努力し、一方地方機關の復興に伴ひ、糧食其他の配給略ゝ其緒に就き、恟々たる民心稍ゝ安定して、地方の秩序漸く良好に維持せらるゝに至れり、斯くて戒嚴司令官は、十一日戒命第二十四號を以て、八王子方面警備の歩兵一大隊に對し、現在兵力の一部を殘して大隊主力を隨時撤去せしめ、又戒命第二十五號を以て、電信第一聯隊に將校以下十八名より成る照明隊を編成せしめ、陸軍技術本部所管の材料を以て橫濱市內の要所を照明せしめ、十二日には、東京市內の氣球監視を廢し、猶に戒命第九號を以て招致使用したりし人員器材は、十四日を以て其軍隊に復歸せしめ、戒命二十三號を以て芝浦配給部作業を援助せしめたる歩兵第四旅團（司令部及二大隊）は、十三日以後東京南部警備部隊司令官の指揮下に入らしめ、十三日に至り、陸軍當局に於て陸軍震災救護委員を設置し、補給、技術作業及患者救療業務を其手に移し、工兵の大部、鐵道隊、自動車隊及衛生機關、亦戒嚴司令部所屬の儘同委員の區處下に勤務せしむる事としたるを以て、戒嚴司令部は、斯に軍隊の分散配置を緊縮し、個々物件の直接警護を撤廢する方針を採り、戒嚴命第二十七號を發して今後の警備要領を指示す。

戒命第二十七號

命令

九月十三日午前九時
於東京參謀本部構內

一、各警備部隊逐日不休ノ努力ニ依リ、諸方面ノ秩序逐次復舊シ、地方諸機關ノ活動既ニ其緒ニ就キツヽアリ。

二、戒嚴軍隊ハ、將來其撤去ノ際ニ於ケル紛亂ノ再發ヲ豫防スル爲メ、地方復興ノ狀態ニ順應シテ警備ノ實行ヲ逐次地方機關ニ移シ、現在ノ配備ヲ緊縮セントス。

三、各警備部隊ハ、別紙警備繼續要領ニ基キ動作スヘシ、警備管區ノ境界故ノ如シ、但シ東京南部、東京北部警備部隊ノ爲メ、右境界ノ一部ヲ次ノ如ク改定ス。

總武鐵道線―本所區綠町―兩國橋―淺草區―神田區―麹町區―牛込區―大久保町―大久保停車場―同驛以西ノ甲武（中央）青梅兩鐵道線。

前記線上及各區ハ、東京北部警備部隊ニ屬ス。

四、歩兵第四旅團（司令部及歩兵第三十一聯隊（一大隊缺））ヲ東京南部警備部隊司令官ノ指揮ニ屬ス。

五、從來陸軍士官學校生徒隊ノ擔任セシ皇族邸及在京外國大公使館ノ警護ハ、九月十四日夜以降、東京北部、同南部警備部隊夫々當該管區毎ニ之ヲ分擔スヘシ、但シ、各地點警護ノ爲ノ兵力ハ、任務達成ニ支障ナキ範圍ニ於テ、生徒隊現使用兵力ニ比シ節減スルコトヲ得。

六、陸軍士官學校生徒隊ハ、九月十四日前記交代完了後所屬學校ニ復歸シ、予ノ隷下ヲ脫スルモノトス。

七、東京南部警備部隊司令官ハ、歩兵第十七聯隊ノ一大隊ヲ九月十四日正午日比谷公園附近ニ於テ東京北部警備部隊司令官ノ指揮ニ入ラシム。

八、歩兵第六十六聯隊第三中隊ハ、予ノ直轄トス。

東京南部警備部隊ハ、陸軍騎兵學校教導隊、同野砲兵學校教導聯隊、及高射砲練習隊撤去ノ場合ヲ顧慮シ、豫メ配備變更ノ準備ニ在ルヘシ。

右諸隊ノ撤去ハ、九月十八日頃ト豫定ス。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

「別紙」

今後ニ於ケル警備繼續要領

方針

漸進的手段ニ由リ、逐次警備ノ實行ヲ地方機關ニ移シ、以テ戒嚴令撤廢ノ際ニ於ケル紛亂ノ再發ヲ豫防スルニ在リ。

實施要領

第一、各警備部隊司令官ハ、豫メ地方ニ對シ、兵力ニ依ル直接警備ハ、震災直後ノ混亂ノ狀態ニ對シ臨機實施セルモノニシテ、永續スヘキモノニ非サル所以ヲ徹底セシメ、民心ノ安定ニ伴ヒ、警察力及公衆自衞觀念ノ復興ヲ促進ス。

第二、各警備部隊ハ、民心鎭靜秩序恢復ノ狀態ニ順應シ、地方諸機關ト緊密ナル連繫ノ下ニ、逐次現在ノ分散配置ヲ緊縮シ、兵力ニ依ル個々物件直接ノ警護ヲ減シテ、小地區毎ニ兵力ヲ集結シ、頻繁ナル巡察ニ依リテ警備ヲ持續ス。

地區毎ニ交代制ヲ採リ、以テ警備狀態ノ通久ニ基ク兵力ノ減耗、軍紀ノ弛廢ヲ防止ス。

人馬ノ保健、防疫ニ對シ、十分ノ注意ヲ加ヘ、特別ノ施設ヲ要スルモノハ、之ヲ戒嚴司令部ニ要請ス。

第三、直接兵力警護撤去ノ順序、左ノ如シ。

1、個人ノ所有ニ屬シ、震災後社會公益上特ニ警護ノ必要ヲ認ムル物件。

2、官公署及官有、公有若シクハ之ニ準スル重要物件、皇族邸、及戒嚴地域内外國公使館、及之ニ準スルモノ。

3、交通々信機關、及國家生存上及時局救濟上特ニ警護ヲ要スル物件、構築物若シクハ集積場爆發物、其他危險ノ虞レアル物品ヲ格納セル場所ニシテ特ニ警護ヲ要スルモノ。

避難外國人集合場群人收容所等ハ、別命アル迄各管區毎ニ之ヲ警護ス。

銀行ハ、開業當日ハ直接警護ヲ與フルヲ原則トシ、其他日及燒跡金庫ハ銀行自ラ之ヲ警護シ、所在軍隊ハ其請求ニ依リ巡察ヲ以テ之ヲ援助ス。

第四、前條撤去ノ着手時期ハ、各地方ノ情勢ヲ顧慮シ、各警備部隊司令官ニ於テ之ヲ決定スルモノトス。但シ、(3)所載ノモノニ關シテハ、別命ニ依ル。

前條ニ記上セサル物件ノ警護ニ關シテハ、特ニ命令スルモノ、外、各警備部隊司令官其要度ニ應シ適宜處置スルモノトス。

十四日陸軍士官學校生徒、戒嚴司令官の指揮を脫して原所屬に復歸す、戒嚴司令部は、戒命第二十八號を以て、

一、歩兵第六十六聯隊ノ一中隊ヲ東京北部警備部隊ノ指揮下ニアル其所屬聯隊ニ合セシメ、新ニ歩兵第十七聯隊ノ一中隊ヲ戒嚴司令官直轄部隊ニ加フ。

二、中山道方面警備部隊所屬近衞騎兵聯ノ一中隊ヲ所屬聯隊ニ復歸セシメ、騎兵第十三聯隊ノ一中隊ヲ以テ之ト交代セシム。

と同時に、戒命第二十九號を以て、從來工兵第九大隊の一部として行動中なりし歩兵第三十五第六十九聯隊派遣の通信班を作業一段落に依り、一時直轄と爲し、戒命第三十號を以て、

戒命第三十號

命令

九月十四日午前九時
於參謀本部構內

一、陸軍震災救護委員ノ設置ニ伴ヒ、現ニ戒嚴地域内ニ服務中ナル工兵ノ主力ヲ戒嚴司令官ノ直轄トナシ、同委員長ノ區處ヲ以テ震災救護ノ作業ニ從事セシムルコトヽナレリ。

二、東京北部同南部警備部隊司令官ハ、左記工兵隊ヲシテ爾今予ノ直轄タラシメ、且爾後ノ作業ニ關シテハ陸軍震災救護委員長ノ區處ヲ受ケシムヘシ、但シ目下該隊ノ實施中ナル作業ハ、前記委員長ト協議ノ上之ヲ完了セシムヘシ。

東京北部警備部隊
工兵第二、第八大隊
東京南部警備部隊
工兵第七、第十三大隊

別ニ近衞工兵大隊及工兵第一大隊ハ、當該警備部隊直接必要ノ作業ニ要スル部隊ヲ殘シ、前記委員長ノ區處スル作業ヲ援助セシムヘシ。

右兩大隊中當該警備部隊司令官ノ直接使用スル兵力ハ、其都度前記委員長ニ通告スルヲ要ス。

三、工兵第三、第五、第九、第十大隊ハ、爾今陸軍震災救護委員長ノ區處ヲ以テ作業ニ從事スヘシ。

四、震災救護委員長ノ區處スル作業ニ從事スル戒嚴司令官直轄工兵諸隊ノ補給ハ、戒嚴司令部之ヲ擔任シ、其他ノモノ（近衞工兵大隊及工兵第一大隊）ニ對スル補給ハ、當該警備部隊司令官ノ擔任トス。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

を令し、又戒命第三十一號を以て、照明自動車(宮城前開設のもの)及作業燈の一部を撤す。

十五日戒命第三十二號を以て、飛行第五大隊をして下士以下十六名を出して代々木着陸揚の勤務に從事せしめ、第三十三號を以て、現に戒嚴施行地域内に行動中の各師團派遣衞生機關は、原所屬の儘、陸軍震災救護委員の區處を受けしめ、各方面警備隊司令官は、地方の狀況及委員の意見を參酌して、配屬衞生機關の開設移動撤去及宿營給養に關する事項を規定し、同機關の專門業務及衞生材料補給等は、委員の區處に委せしむ、又東京南北警備隊をして小菅巣鴨兩刑務所の囚人を戒嚴區域外に護送を援助せしむ。

戒命特號

命令

九月十五日午後二時
於參謀本部構內

一、小菅及巣鴨刑務所ハ、左記ノ如ク囚徒ヲ戒嚴地域外ニ輸送ス。

(1)	自九月十六日 至九月十七日	巣鴨ヨリ	秋田ヘ	約　二〇〇人
(2)	九月十七日	小菅ヨリ	仙臺ヘ	約　二〇〇人
(3)	九月二十日	巣鴨ヨリ	前橋ヘ	約　二〇〇人

右護送ハ、刑務所ヨリ派遣セラルヽ看守之ニ任ス。

二、東京南部及同北部警備部隊司令官ハ、左記ノ兵員ヲ差遣シ、右囚徒護送ヲ援助セシムヘシ。

東京北部警備部隊
前項(1)ノ爲、將校一、下士以下二〇。
東京南部警備部隊
前項(2)ノ爲、將校一、下士以下二〇。
前項(3)ノ爲、將校一、下士以下二〇。

三、右護送援助員ハ、護送前日中ニ發送地刑務所ニ到リ、刑務所長ト連絡セシムヘシ。

護送援助員ハ、任務完了後、戒嚴司令官ノ隷下ヲ脫シ、原所屬ニ復歸セシムルコトヲ得。

四、給養ハ、携帶口糧ニ依ル當日午食ヲ準備スヘシ。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

注意　萬一ノ場合ヲ顧慮シ、實包ヲ携行ノコト。

是日に於ける戒嚴地域内に於ける警備部隊の配置は別圖の如く、其總兵力は近衞師團(東京)、第一師團(東京)、第二師團(仙臺)の歩兵二箇聯隊、第八師團（弘前）の歩兵二箇聯隊、第九師團(金澤)の歩兵二箇聯隊、第十三師團(高田)の歩兵二箇聯隊、第十四師團(宇都宮)の歩兵二箇聯隊、第十五師團（豐橋）の歩兵三箇大隊、騎兵六箇聯隊、野砲兵及野戰砲兵七箇聯隊、工兵十七箇大隊、鐵道二箇聯隊、電信二箇聯隊、衞生機關及救護班十九箇、飛行一大隊、自動車一隊、氣球一隊、臨時鳩隊、憲兵隊、歩兵學校教導聯隊、騎兵學校教導隊、野戰砲兵學校教導聯隊、高射砲練習隊一隊、工兵學校教導隊にして、内千葉縣警備部隊は、司令官直轄隊並に五方面警備隊に分れ、筒井歩兵大佐千葉方面警備隊に長とし、櫻井砲兵大佐下志津衞戍地警備隊に、飯野原騎兵中佐船橋方面警備隊に、山根砲兵中佐市川方面警備隊に長たり、中山道警備部隊は南北兩部警備隊に分ち、歩兵第七聯隊長南部警備隊を率ゐ、矢田歩兵中佐北部警備隊を率ゆ、其外神奈川警備部隊は、司令官直轄隊及北中南三地區警備隊に分警し、小田原警備部隊は、東西兩地區警備隊に分警す。

十六日是迄神奈川方面に行動したる工兵諸隊（工兵第十二、第十四、第十七大隊）及鐵道兩聯隊の作業一段落を告げたるに依り、是亦陸軍震災救護委員の區署を受くる事と爲る、尤も所屬關係は依然たり、直轄たりし工兵第十八大隊をして鐵道第二聯隊の作業を援助せしめ、騎兵學校教導隊、野戰砲兵學校教導隊、十八日出發、所屬學校に復歸して、十九日より千葉縣警備部隊司令官の指揮下に入らしめ、野戰砲兵學校、高射砲練習隊は十九日戒嚴司令官の指揮下を脫して所屬學校に復歸せしむ。唯騎兵學校教導隊の一小隊及野戰砲兵學校自動車一部のみ、爾後の用途を顧慮して、暫く殘置せしむ。

是日檢問所を整理す。

戒命特號

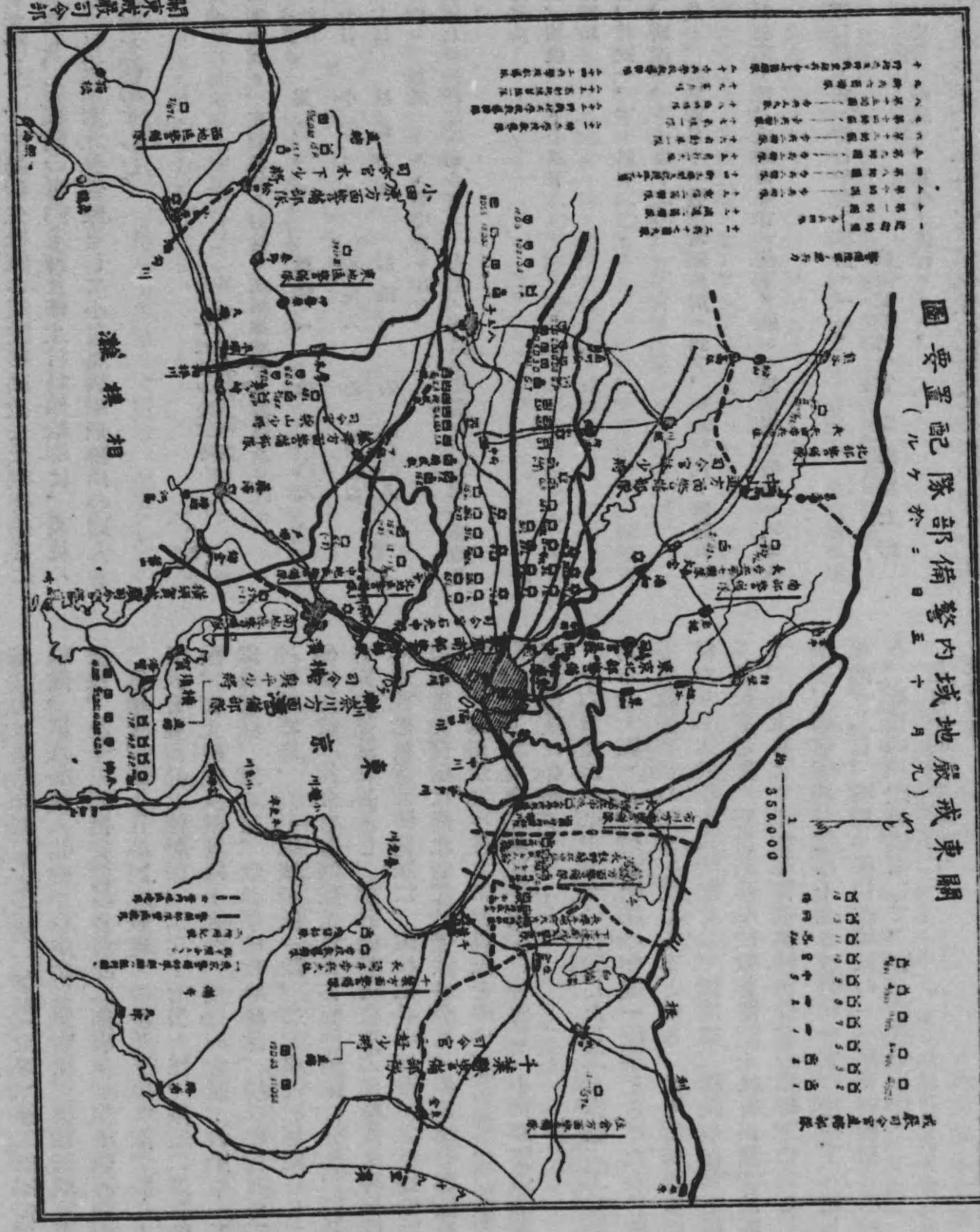

檢問所整理ニ關スル命令

九月十六日午前十一時
於參謀本部構內

一、九月四日發令「檢問所ニ關スル命令」所載、各檢問所ニ配置スヘキ兵員ハ、本十六日以後、下士若クハ上等兵以下五名トス。

品川、押上、淺草、三停車場ニハ、新ニ檢問所ヲ設置ス、同所ニハ、本十六日以後當該地區警備部隊ヨリ前項ト同數ノ兵員ヲ派遣シ、警察官ノ檢問ヲ援助セシムヘシ。

二、九月十日發令「檢問所增設ニ關スル命令」所載檢問所中、左ニ揭クル場所ニハ本十六日以後兵員ノ派遣ヲ要セス。

九段坂下、小川町、鞍掛橋、茅場町、大門前、二本榎、黑田邸正門前、青山六丁目、四谷鹽町丁字路、牛込柳町十字路、牛込鶴卷町、傳通院前、關口臺町、肴町十字路、一乘寺前、藏前片町、菊屋橋、明治神宮表參道、拔辨天、道玄坂上、向原派出所、本村十字路、雜司ケ谷水道、椎名町、隅田驛河岸。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

又東京北部警備部隊をして步兵一中隊を芝浦に出し、同地配給部長區處下に、陸揚作業を援助せしめ、步兵第十七聯隊及同第三十六聯隊の部隊と交代、約三日間服務せしむ。

十七日小田原方面警備隊救療機關不足を訴ふるを以て、神奈川方面警備部隊所屬にして、現に收容患者を地方機關に移しつゝある第十五師團第二救護班をして、十七日現地を發し、平塚に於て、小田原方面警備部隊司令官の指揮下に入らしむ、而して芝浦配給所配屬工兵第二大隊一小隊は、十九日所屬大隊に復歸せしめ、第二師團派遣衞生機關第三師團派遣衞生機關一部（第一救護班）、第十三師團派遣衞生機關、第十四師團派遣衞生機關亦十九日を以て原所屬に復歸するため、戒嚴司令官の指揮下を脫せしむ。

十八日芝浦陸揚地に於て夜間盜難多きを以て、在品川沖艦隊は、夜間海上の交通を禁止す、戒嚴司令部亦警視總監に左の命令を與へて、夜間芝浦附近海面の交通を禁ぜしむ。

治安維持ノ爲、明十九日以後、芝浦附近左記區間ニ於テハ、官憲ノ許可セルモノ、外、夜間ノ交通ヲ禁止スル樣取計ハルヘシ。

左記

目黑川河口ヨリ各棧橋外側ヲ經テ、洲崎埋立地西南端ヲ連ヌル線

追テ本件ハ、已ニ海軍ニ於テモ施行中ニ付、之ト連絡スルヲ要ス。

同日（十八日）戒嚴司令官は、九月十日後の各方面に於ける情況に鑑み、逐次地方師團派遣部隊を徹去するも、警備上差支なかるべきを認め、之が準備として、最も早く災地に招致したる步兵第二十八旅團に兵力集結を命じ、徹兵の着手に關して參謀總長及陸軍大臣に提議する所あり、十九日には、直轄工兵第十一大隊をして、二十日以後、主力を以て鎌倉附近の交通補修作業に任じ、一部を以て江戶川橋梁の補修を爲さしめ、直轄工兵第十八大隊をして同く二十日後、主力を以て酒勾川橋梁、一部を以て厚木附近相模川橋梁を補修せしめ、陸軍航空部本部長指導下に實施中の各務ケ原所澤代々木間の定期連絡飛行を二十二日限り一時中止せしむる事とし、飛行第五大隊に命じ、二十二日中に陸軍航空學校と交代し、代々木着陸場勤務を擔任し、應急出動し得る準備を爲さしむ。

二十日原隊復歸を命ぜられたる諸隊あり。

戒命第三十九號

九月二十日午前十一時
於參謀本部構內

命令

一、左記部隊ハ、九月二十一日予ノ指揮下ヲ脫シ、原所屬ニ復歸セシメラル。

步兵第三十五聯隊派遣通信班
步兵第六十五聯隊派遣通信班
第九師團派遣衞生機關
第十七師團派遣衞生機關

二、東京北部同南部警備隊司令官ハ、前記部隊中其指揮下ニ屬セルモノヲ派遣師團ニ復歸セシムヘシ。

三、步兵第三十五聯隊派遣通信班及步兵第六十九聯隊派遣通信班ハ、高級先任班長ノ指揮ヲ以テ、原所屬聯隊ニ復歸スヘシ。

四、前記諸隊ガ出發期日及鐵道輸送ニ關シテハ、交通課長ヲシテ區處セシム。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

檢問所亦再び整理せらる。

戒命第四十二號

檢問所整理ニ關スル命令

九月二十日午前十一時
於參謀本部構內

一、新ニ新橋、東京、及飯田町停車場ニ檢問所ヲ設置ス、同所ニハ、明二十一日以後、當該地區警備部隊ヨリ下士若シクハ上等兵以下五名ヲ派遣シ、警察官ノ檢問ヲ援助セシムヘシ。

二、九月十日戒命第二十一號「檢問所增設ニ關スル命令」所載ノ檢問所中、更ニ左ニ揭クル場所ニ對シテハ、本二十日夜以後兵ヲ派遣スルヲ要セス。

神保町交叉點、常盤橋十字路、京橋交叉點、宇田川町丁字路、赤羽橋派出所前、六本木十字路、靑山一丁目十字路、天神町三叉路、春日町十字路、江戶川橋、本鄕三丁目十字路、車坂停留場新坂下、三ノ橋、中ノ鄕丁字路、曳舟曾問、黑江町丁字路、扇橋、東大久保拔辨天停留場、板橋警察署前、停留場踏切(汽車)、大正道路踏切大倉邸下。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

又自警團は、從來警察官憲又は軍隊の許可を得る規定なりしを、警察權恢復の一步として、全然警察の管掌に屬せしむる事とし、第二號命令中、左の通改正す。

一ノ內「最寄警備部隊憲兵又ハ」及二ノ內「軍隊憲兵又ハ」ヲ削ル。

同時に事務局警備部會報に於て、鮮人の東京及隣接縣にあるものを除く外歸鮮を許す事を協定し、及燒跡に點燈促進を提議して、關係各部の同意を得。

是日戒嚴司令官の更迭あり、新司令官諸隊に左の如く訓示す。

戒嚴令下諸隊ニ與フル訓示

戒嚴ヲ令セラレテヨリ正ニ二旬、戒嚴諸隊不眠不休ノ努力ニ依リ、混沌タリシ罹災地ノ狀勢ハ、漸ク鎭靜ニ復シ、秩序回復其緖ニ就キ、民心亦堵ニ安ンスルニ至レリ。

此ノ時ニ方リ不肖牛造新ニ大命ヲ拜シテ戒嚴司令官ノ職ニ就ク、深ク諸隊連日ノ勞苦ヲ多トスルト共ニ、一層指揮ヲ振張シ、嚴ニ節制ヲ保持シ、軍民戮力精勵倦マス、以テ戒嚴ノ目的ヲ達シ、有終ノ美ヲ完ウセンコトヲ望マスンハアラス、各員宜シク自重奮勵、以テ軍ノ聲譽ヲ發揮シ、國民負託ノ重任ニ背サランコトヲ期スヘシ。

大正十二年九月二十日

關東戒嚴司令官　山梨半造

要するに震災第一旬は、軍隊の手に警備救護を併せ行ひ、警備部隊は、民心の鎭靜を目的として、個々物件の直接警護に當り、且頻繁なる巡察を派遣したりしが、第二旬に入り、人心漸く安定したるを以て、逐次兵力の集結を行ひ、救護は之を陸軍震災救護委員の手に移し、軍隊は專ら警備に任じ、第三回に及び、斯に撤兵期に達して第一次の撤兵を爲し、諸學校出動の警備部隊を解任せり。

二十一日戒命第四十三號を以て、

戒命第四十三號

命令

九月二十一日午前十一時
於參謀本部構內

一、東京北部警備部隊司令官ハ、九月二十二日ヨリ步兵一大隊（步兵第六十六聯隊以外ノモノ）ヲ東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシメ、別ニ步兵二中隊ヲ予ノ直轄タラシムヘシ。

右直轄兩中隊ハ、現在地附近ニ於テ待命シ、命令受領者（將校若ハ下士各一名傳令各二名）ヲ戒嚴司令部ニ差出シ置クモノトス、該隊ノ給養ハ、依然東京北部警備部隊ノ擔任トス。

二、東京南部警備部隊司令官ハ、步兵第三十一聯隊（一大隊缺）ヲ九月二十四日迄ニ橫濱ニ派遣シ、神奈川方面警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシムヘシ、該隊ノ鐵道輸送ニ關シテハ、交通課長ヲシテ之ヲ區處セシム。

戒命第三十五號ニ據リ同司令官ノ使用ニ供セシ野戰砲兵學校自動車班ハ、九月二十三日迄ニ之ヲ所屬學校ニ復歸セシムヘシ。

三、東京附近配給機關警護ノ爲新ニ配置スヘキ部隊ノ差出區分別紙ノ如シ。

但シ九月二十二日ヨリ前記大隊派遣ノ時機迄、步兵一中隊ヲ以テ前記ノ任務ニ服セシムヘシ。

四、步兵第五十七聯隊（一大隊缺）ハ、九月二十五日以後隨時他隊（神奈川警備部隊ニ屬スルモノ）ト交代撤去シ得ルノ準備ニ在ラシムヘシ。

五、步兵第五十二聯隊ハ、九月二十二日東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ルヘシ。

步兵第六十六聯隊派遣混成中隊ハ、九月二十四日橫濱出發所屬聯隊ニ復歸スヘシ、輸送ニ關シテハ交通課長ヲシテ區處セシム。

騎兵學校敎導隊派遣中隊ハ、九月二十二日東京出發所屬隊ニ復歸スヘシ。

關東戒嚴司令官　山梨半造

「別紙」

東京附近配給機關警護部隊差出區分

東京北部警備部隊ヨリ（九月二十二日差出）	
田端配給部	步兵一中隊
隅田川配給部支部	步兵一小隊
龜戶配給部	步兵一小隊
兩國配給司令部支部	步兵二小隊
東京南部警備部隊ヨリ（九月二十二日差出）	
芝浦配給司令部	步兵一大隊
新宿配給部	步兵一中隊
品川輸送部	步兵一小隊

備考

一、前記諸機關中、既ニ右指定警備部隊ヨリ警護部隊ヲ派遣シアルモノハ、之ヲ前記兵力中ニ合算シ、又他警備部隊ヨリ派遣シアルモノハ、交代ノ後所屬警備部隊ニ復歸スルモノトス。

二、前記諸機關ノ管理ヲ今後地方ニ引繼カシムル場合ニ於テモ、別命ナキ限リ、前記ノ兵力ヲ以テ警護ヲ持續スルモノトス。

を命じ、又戒命第四十四號を以て區處する所あり、步兵第十七聯隊第一中隊は、二十二日朝までに東京北部警備部隊派遣中隊と交代して所屬大隊に復歸を命ぜられ、左の各部隊亦各頭書の期日を以て戒嚴司令官の指揮下を脫して、原所屬に復歸する事と爲る。

九月二十三日	第十八師團派遣衞生機關
九月二十四日	第四師團派遣衞生機關
九月二十四日	第八師團派遣衞生機關
九月二十五日	第十六師團派遣衞生機關

二十二日には、上野驛前の檢問所に當該警備地區より下士若くは上等兵以下五名を出すと同時に、戒命第四十五號を以て、左の命あり。

戒命第四五號

命令

九月二十二日午前十時
於參謀本部構內

一、步兵第十五聯隊ハ、九月二十四日本職ノ指揮下ヲ脫セシメラル。

二、東京南部警備部隊司令官ハ、步兵第十五聯隊ヲシテ二十四日其指揮ヲ脫セシメ、原所屬ニ復歸セシムヘシ。

三、神奈川警備部隊司令官ハ、步兵第三十六聯隊ヲシテ明二十三日迄ニ東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。

同大隊ノ移動ハ、陸路行軍ニ由ルモノトス。

四、步兵第五十八聯隊第五中隊ハ、近衞步兵第三聯隊兵營內ニ於テ待命シ、同

聯隊第六中隊ハ別ニ指示スル所ニ據リ、戒嚴司令部ノ警衞ニ任スヘシ。

關東戒嚴司令官　山梨半造

此くの如くにして一部の撤兵を開始すると共に、戒嚴司令部は今後の撤兵に關して準備畫策する所あり、二十三日左の方針を定む。

大正十二年九月二十三日　警備課第一班

警備部隊撤兵要領（第二案）

本要領ハ、九月十四日起案警備部隊撤兵要領ノ實行延期ノ已ムヲ得サルニ至リシ爲、同日以後ノ情勢推移ニ鑑ミ、更ニ起案セルモノナリ。

方針

一、民心ノ安定秩序ノ復興ニ伴ヒ、機ヲ失セス地方師團派遣部隊ヲ撤去セシム。

九月下旬先ツ小數部隊主トシテ震災當時第一ニ出動セル地方師團ノ部隊ヲ撤去シテ、情勢ヲ觀察シ、大勢變化ナクンハ、引續キ數次ニ亘リ、爾餘ノ兵力ヲ撤去ス。

二、各期ヲ通シ、各方面殘存兵力ノ比率ヲ地方ノ情勢ニ適應セシメ、以テ警備ノ持續ニ遺算ナカラシム。

三、技術部隊及衞生機關ハ、適時地方機關ト交代シテ派遣師團ニ復歸セシム。

實地要領（附表參照）

一、第一次撤兵（九月下旬）

在京第十四師團ノ步兵部隊（六大隊）ヲ原所屬ニ復歸セシム、步兵第五十七聯隊主力（在横濱）ヲ佐倉ニ、騎兵第一旅團ノ三中隊ヲ習志野ニ、在京各砲兵隊ヲ各兵衞戍地ニ復歸セシメ、夫々衞戍地方面警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシム、但砲兵諸隊ハ、兵種ノ性質ニ鑑ミ、其兵力ヲ兵營附近ニ集結セシム。

各兵學校敎導隊ノ警備任務ヲ解キ、戒嚴司令官ノ指揮下ヲ脫セシム。

右兵力移動ニ伴フ警備ノ交代ニハ、概ネ所在步騎兵部隊ヲ以テ之ニ充テ、之カ爲兵力ノ增加ヲ要スル地方ニハ、他方面警備部隊ノ一部ヲ轉用ス。（附表第一參照）

工兵其他ノ技術部隊ハ、本期ニ於テハ、之ヲ撤去スルコトナシ。

衞生機關ハ、衞戍病院ノ設ナキ地方ニ於テ、軍隊內患者ノ治療ニ要スルモノ、ミヲ殘シ、其他ハ地方機關ニ業務ヲ繼承セシメ、九月三十日迄ニ其大部ヲ撤去シ、原所屬ニ復歸セシム。（附表第三參照）

二、第二次撤兵（時期ハ第一次撤兵後ノ形勢ニ依リ之ヲ決スヘシト雖、概ネ十月上旬ト豫定ス）

在京第二第十三師團ノ步兵部隊（合計十二大隊）ヲ逐次原所屬ニ復歸セシメ、小田原方面ニ在リテハ、概ネ步兵一大隊ヲ撤去シ、原所屬ニ復歸セシム。

（附表第一參照）

情況ニ依リ、中仙道方面警備部隊ノ大部ヲ東京ニ招致ス。

工兵其他ノ技術部隊撤去豫定、附表第二ノ如シ。

三、第三次撤兵（第二次撤兵ニ引續キ實施ス）

十月中旬ニ逮レハ、目下增加編成中ナル補助憲兵約千七百名ノ大部ヲ其任ニ就カシムルヲ得ヘシ。

在京濱地方第八第九師團ノ步兵部隊（合計十二大隊）ヲ逐次原所屬ニ復歸セシメ、之ニ伴ヒ、東京方面ハ現在ノ南北管區境界ヲ撤シ、近衞師團ノ步兵十二大隊、第一師團ノ步兵六大隊、及兩師團ノ騎兵部隊ヲ以テ警備ヲ擔任セシム、又横濱方面ノ爲ニハ、神奈川藤澤兩管區ヲ合一シ、第一師團ノ步兵第三大隊及砲兵一聯隊ヲ以テ警備ヲ持續セシム。（附表第一參照）

中仙道（第九師團）及小田原（第十五師團）方面ノ警備部隊ハ、夫々原所屬ニ復歸セシメ、狀況之ヲ要スレハ、近衞第一師團步騎兵ノ一部ヲ派遣ス。

工兵其他技術部隊ノ撤去豫定、附表第二ノ如シ。

四、第四次撤兵（時期ハ追テ定ム）

平時固有ノ衞戍狀態ニ復ス。

附表第一

各警備部隊兵力整理豫定計畫表（步兵部隊ノ分）

（大正十二年九月二十三日　參謀部警備課）

方面		東京北部	東京南部	神奈川	藤澤	小田原	中山道	千葉	直轄	備考
九月中旬現在兵力	師團ノ區分	GD ☆☆(1.2)（十二大隊） 8D（一大隊） 13D ☆（六大隊） (14D)（三大隊） 計 二十二大隊	1D（六大隊） 2D ☆(3)（六大隊） 8D ☆(4)（二大隊） 9D（二大隊） (14D) (28)（三大隊） 計 十九大隊	1D ☆(1)（二大隊） 8D（二大隊） 9D（一大隊） 計 五大隊	1D ☆(1)（三大隊）	15D ☆(29)（三大隊）	9D ☆(6)（三大隊）	57i 1 各兵學校敎導隊 殘留部隊	8D 一大隊ト一中隊他部隊ト交代シ概ネ步兵二中隊ヲ掌握ス	一、步兵以外ノ部隊ニ就テハ別ニ之ヲ計畫ス。 二、（）內ノ數字ハ當該步兵旅團若クハ步兵聯隊ノ番號トス、〇ハ次期ニ撤兵スヘキ部隊ヲ示ス。
第一次撤兵（九月下旬）	兵力移動	東京南部ヘ 原衞戍長ヘ	神奈川ヘ 原衞戍長ヘ	☆(2) 東京南部ヘ 二大隊佐倉ヘ 東京南部ヘ			一大隊東京南部ヘ	敎導隊ノ任務ヲ解ク		
	殘存兵力	GD ☆☆(1.2)（十二大隊） (13D) ☆(2.6)（六大隊） 計 十八大隊	1D ☆(2)（六大隊） 2D ☆(2)（六大隊） 8D（二大隊） 9D（四大隊） 計 十八大隊	8D ☆(4)（四大隊）	1D ☆(1)（三大隊）	15D ☆(29)（三大隊）	9D ☆(6)（二大隊）	1D ♂(57)（三大隊）		
第二次撤兵（追テ定ム）	兵力移動	原衞戍長ヘ	原衞戍長ヘ			一大隊衞戍長ヘ				
	殘存兵力	GD ☆☆(1.2)（十二大隊）	1D ☆(2)（六大隊） 8D（二大隊） 9D（四大隊） 計 十二大隊	8D ☆(4)（四大隊）	1D ☆(1)（三大隊）	(15D) ☆(29)（二大隊）	9D ☆(6)（二大隊）	1D ♂(57)（三大隊）		
第三次撤兵（追テ定ム）	兵力移動	東京府內警備ハ官區ノ境界ヲ撤シ GD 1Dヲ統一ス 原衞戍長ヘ 原衞戍長ヘ		原衞戍長ヘ 神奈川及藤澤方面ヲ統一シ横濱方面ノ兵力ヲ增加ス		原衞戍長ヘ	原衞戍長ヘ			
	殘存兵力	GD ☆☆(12)（十二大隊） 1D ☆(2)（六大隊）		1D ☆(1)（三大隊）		要スレハ他方面部隊ノ一部ヲ分遣ス		1D ♂(57)（三大隊）		
第四次	撤兵	←固有衞戍狀態ニ復舊セシム→								

附表第二

地方師團派遣工兵、直轄技術部隊撤去豫定計畫表

大年十二年九月二十三日
參謀部警備課

部隊號	配屬	撤去豫定
工二	東京方面ニ在テ直轄（陸震救委員區處）	作業ノ關係ヲ顧慮シ十月一日乃至十月十五日頃迄ノ間ニ於テ逐次撤兵派遣師團ニ復歸セシム
工七		
工八		
工九		
工十		
工十三		
工五	神奈川縣下ニ在テ直轄（陸震救委員區處）	工五ハ遲クモ十月十五日迄ニ派遣師團ニ復歸 工十八ハ現ニ實行中ナル馬入酒匂川作業終了後（十月五日頃）出發派遣師團ニ復歸
工十八		
工三	直轄（横須賀派遣中）	十月一日頃戒嚴司令官ノ指揮下ヲ脫セシム但作業ハ別途ノ指揮系統ニ由リ之ヲ繼續セシム
工十一	直轄（鎌倉方面派遣中）	現ニ實行中ナル交通路補修作業完了後（十月五日頃）出發派遣師團ニ復歸
工十二	神奈川方面警備部隊配屬（陸震救委員區處）	作業ノ關係ヲ顧慮シ十月一日乃至十月十五日頃迄ノ間ニ逐次撤去派遣師團ニ復歸セシム
工十四		
工十七		
工十五	小田原方面警備部隊配屬	當分現在ノ儘トス
工十六	藤澤方面警備部隊配屬	十月五日頃出發派遣師團ニ復歸
電信一	直轄	當分現狀ヲ維持ス
電信二		
鐵道一	直轄（陸震救委員區處）	十月一日乃至十月十日頃迄ノ間ニ於テ戒嚴司令官ノ指揮下ヲ脫セシム
鐵道二		
飛行五	直轄	
氣球隊	直轄（待命中）	九月下旬原所屬ニ復歸セシム
照明隊	直轄	當分現狀ヲ維持シ要スレハ逐次戒嚴司令官指揮下ノ兵力ヲ減ス
臨時鳩隊		
自動車隊		

備考　一、撤去ノ順序ハ作業ノ關係之ヲ許セハ遠隔セル後方ヨリ派遣セルモノヲ先ツ撤去スルモノトス。

二、各部隊ノ作業ハ概ネ現ニ實行中ノモノヲ最後トシ其後ノ作業ハ可成長方關ニ繼承セシムルモノトス。

附表第三

地方師團派遣衛生機關撤去豫定計畫表

大正十二年九月二十三日
參謀部警備課

衛生機關名	配屬關係	撤去豫定期日	摘要
第二師團衛生隊	東京北部	九月十九日	日赤福岡支部ニ引繼
第三師團救護班（半部）	東京北部	九月十九日	日赤愛知支部ニ引繼
（半部）		九月二十八日	市ケ谷病院閉鎖ニ付歸還
第四師團救護班	神奈川	九月二十四日	日赤神奈川、奈良支部濟生會救護員ニ引繼
第五師團救護班	東京北部	九月二十八日	和泉橋病院及濟生會病院ニ引繼
第六師團衛生隊	藤澤	九月二十六日	地方醫師團ニ引繼
第七師團救護班	藤澤	九月二十七日	日赤廣島島根支部ニ引繼
第八師團衛生隊	東京南部	九月二十四日	日赤愛知支部ニ引繼
第九師團救護班	東京南部	九月二十一日	日赤北海道支部ニ引繼
第十師團救護班	神奈川	當分殘置	
第十一師團救護班	千葉縣	九月二十六日	日赤山梨支部ニ引繼
第十二師團救護班	千葉縣	九月二十六日	地方醫師團ニ引繼
第十三師團救護班	東京北部	九月十九日	日赤京都支部、和歌山醫師會、王子醫師會ニ引繼
第十四師團衛生隊	東京南部	九月十九日	日赤愛媛支部ニ引繼
第十五師團救護班	小田原	九月二十八日	日赤廣島[illegible]兵庫支部ニ引繼但シ部隊患者ノ爲要スレハ一部ヲ殘置ス
第十六師團衛生隊	神奈川	九月二十五日	日赤靜岡支部 縣醫師會ニ引繼
第十七師團衛生隊	東京北部	九月二十一日	警視廳救護委員ニ引繼
第十八師團救護班	東京南部	九月二十三日	右同

是日

九月廿四日	歩兵第二十八旅團司令部
九月廿五日	輜重兵第十五大隊
九月廿六日	第六師團派遣衛生機關
九月廿六日	第十一師團派遣衛生機關
九月廿六日	第十二師團派遣衛生機關
九月廿七日	第七師團派遣衛生機關
九月廿八日	第三師團派遣衛生機關
九月廿八日	第五師團派遣衛生機關

皆頭書の期日を以て戒嚴司令官の指揮下を脫して原所屬に復歸する事と爲る、又嚮に戒嚴司令官の更迭と共に、小泉憲兵司令官(六一)に代りて憲兵司令官に任じたる柴山重一より部下に左の訓示あり。

帝國非常變災ノ秋ニ際シ、本職卒補憲兵司令官ノ任ヲ拜シ、各官ト共ニ、此ノ重責ニ當ルコトヲ得タルハ本職ノ洵ニ光榮トスル所ナリ、玆ニ就任ニ際シ、聊カ示ス所アラントス。

一、變災以來戒嚴地境内ニ在ルト否ラサルトヲ問ハス、各官以下奮勵努力、夙夜黽勉、治安ノ維持、災害ノ救護、秩序ノ恢復ニ努メ、其ノ勞苦洵ニ甚大ナルモノアルヲ認メ、殊ニ妻子骨肉ヲ失ヒ、家ヲ燒キ、而モ專念尙ホ其ノ任ニ臨ム者アルヲ見テ、大ニ其ノ勞ヲ多トスル所ナリ。

一、熟々按スルニ、這回ノ大震災ハ、洵ニ我帝國ノ運命ニ關スル異常ノ重大事件タリ、此時ニ方リ、治安維持ノ大任ヲ有スル我憲兵ノ其ノ職責ヲ執行スルニ方リテハ、須ラク其ノ重責ノ存スル所ヲ稽ヘ、大局ニ着意シテ、小事ニ拘泥スルコトナク、且帝國ノ統治ハ、立憲法治ニ存シ、斷シテ不法行爲ヲ許ササルコトヲ辨ヘ、又徒ニ感情ニ趨ルヲ避ケ、專心一意、關係各部、就中警備軍隊、及地方官憲ト其ノ協調ヲ保持シ、以テ此ノ重任ヲ盡サンコトニ努ムヘシ。

想フニ、今ヤ帝國ハ、前古未曾有ノ災害ニ際シ、之カ復興ト將來ノ發展ニ對シテハ、列强ノ均シク環視スル所ナリ、我國官民ハ、宜シク戮力協心、以テ我建國ノ基礎極メテ堅確鞏固ニシテ、確乎動カスヘカラサルモノアルヲ中外ニ宣示スヘキノ秋ナリ、各官以下、須ラク思索ヲ玆ニ回ラシ、自重奮起、警察機關トシテ中外ニ重ヲ爲シ、上聖恩ノ萬一ニ奉シ、下億兆ノ信望ニ背クナカランコトヲ期スヘシ。

右訓示ス。

大正十二年九月二十三日　憲兵司令官　柴山重一

二十四日戒嚴司令官各方面の狀況に鑑み、左の如く區處す。

戒命第四十七號

命令

九月二十四日午前十一時
於參謀本部構内

一、歩兵第二旅團（司令部及歩兵第五十七聯隊（一大隊缺））ハ、九月二十五日橫濱出發一旦其衛戍地ニ復歸シ、爾後旅團司令部ハ東京南部警備部隊司令官、歩兵第五十七聯隊（一大隊缺）ハ千葉縣警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ルヘシ。

二、歩兵第四旅團長齋藤少將ハ、九月二十五日以後神奈川方面警備部隊司令官タルヘシ、其指揮ニ屬スヘキ部隊左ノ如シ。

歩兵第四旅團（歩兵第五、第三十一聯隊ノ各一大隊缺）騎兵第十五聯隊（一中隊缺）
工兵第十二大隊
工兵第十四大隊
工兵第十七大隊
第十師團救護班

神奈川方面警備部隊ノ任務故ノ如シ。

三、東京北部警備部隊司令官ハ、九月二十五日騎兵第十三、十四聯隊ヨリ三中隊ヲ其衞戍地ニ復歸セシメ、千葉縣警備部隊司令官指揮下ニ入ラシムヘシ。

四、東京北部、同南部警備部隊司令官ハ、步騎兵部隊ヲ以テ砲兵諸隊ノ擔任警備ヲ繼承セシメ、砲兵諸隊ヲシテ九月二十七日迄ニ其兵力ヲ各其兵營ニ集結セシムヘシ。

前記砲兵諸隊中東京衞戍部隊ハ現所屬ノ儘トシ、千葉縣下ノ衞戍地ニ復歸スルモノハ、其到着ノ日ヨリ千葉縣警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ルモノトス。

五、千葉縣警備部隊司令官ハ、九月二十七日迄ニ各兵學校教導隊ヲシテ各其學校ニ歸還セシムヘシ。

本命令ニ依リ新ニ其指揮下ニ入ルヘキ砲兵諸隊ハ、成ルヘク其衞戍地以外ノ警備ニ使用セサルヲ要ス。

九月二十八日以後ニ於ケル各兵學校教導隊ノ行動ニ關シテハ、追テ命令ス。

六、中仙道方面警備部隊司令官ハ、步兵一大隊ヲ九月二十七日東京ニ差遣スヘシ、其配屬ニ關シテハ追而命令ス。

關東戒嚴司令官　山梨半造

是日在習志野收容鮮人學生百七十名を二十六日東京に輸送し、朝鮮總督府に引渡す事とし、之が準備を命ず。

二十五日には戒命編第三號を以て左の人員を現所在地出發歸營せしむ、蓋諸隊本務の關係を顧慮するなり。

戒命編第三號

命令

九月二十五日午前十時
於參謀本部構內

一、別紙ノ人員ヲシテ、予ノ指揮下ヲ脫シ所屬隊兵營ニ復歸セシム。

二、工兵第十八大隊長ハ、別紙該隊欄內所載ノ人員ヲ九月二十五日現在地出發歸營セシムヘシ。

三、東京南部、北部、神奈川警備部隊司令官ハ、別紙所載ノ各隊長ヲシテ、其部下中別紙所載ノ人員ヲ九月二十七日現在地出發歸營セシムヘシ。

四、鐵道輸送ニ關シテハ交通課長ヲシテ區處セシム。

但シ步兵第四旅團歸還人員ノ爲メ東神奈川ヨリ東京ニ至ル輸送ハ、旅團ニ於テ適宜處理シ、右實施前之ヲ交通課長ニ通報スヘシ。

關東戒嚴司令官　山梨半造

「別紙」

教育ノ爲原所屬ヘ復歸セシムヘキ人員表

所管師團	部隊號	將校	下士	一年志願兵	下士候補者	工卒教育修業中ノ者			看護學修業兵	計
						銃工	縫工	靴工		
第二	步兵第二十九聯隊	一	｜	｜	二八	一〇	二四	二七	｜	九〇
第八	步兵第三十一聯隊	一	｜	｜	｜	一二	一九	一九	｜	五一
第九	步兵第七聯隊	一	｜	｜	｜	二六	三四	四〇	｜	一〇一
第九	步兵第三十六聯隊	一	｜	｜	九	二六	三〇	二九	｜	九五
第十三	步兵第五十聯隊	一	｜	｜	一五	一八	一八	一九	｜	七一
同	步兵第五十八聯隊	｜	一	｜	｜	一二	八	二	｜	二三
同	步兵第三十聯隊	五	五	｜	二三	二七	二五	二四	一〇	一一九
第十八	工兵第十八大隊	｜	｜	一四	｜	｜	｜	｜	｜	一四
第八	步兵第五聯隊	一	｜	｜	｜	二四	二一	二一	｜	六七

是日戒嚴司令官は、國民に左の如く諭示す。

戒嚴ニ關スル勅令發布以來既ニ二旬、此間戒嚴司令官隷下各機關並ニ軍隊ノ諸般ノ行動ハ、世人周知ノ事實ナルカ、今尙ホ往々ニシテ戒嚴部隊ノ任務ニ就キ、種々誤解ヲ抱クモノアルハ、頗ル遺憾トスル所テアル。

抑關東戒嚴軍隊ノ任務ハ、東京及其附近ニ於ケル鎭戍警備ニ任スルノニ在ルコトハ、關東戒嚴司令部條例ノ示ス處テアッテ、此任務ヲ達成スルタメ、地方ノ行政、司法ノ事務中軍事ニ關係アル事項ニ限リ、戒嚴司令官ニ管掌ノ權ヲ委セラレタ次第テアル、畢竟非常ノ際速ニ市民ノ危急ヲ救フト共ニ、斯ノ如キ場合ニ於テ動モスレハ秩序ヲ紊シ公安ヲ害スル者ヲ生スヘキヲ慮リ、之ヲ未然ニ防遏センカ爲ニ外ナラヌノテアル。

當時ノ慘狀ハ今玆ニ喋々ヲ要シナイカ、幾百萬ノ市民立トコロニ其住居ヲ燒盡シ、父母骨肉ヲ喪ヒ、加フルニ交通、通信、照明ノ途全ク絕エ、不逞ノ徒此際ニ乘シ犯行ヲ恣ニシ、流言蜚語各所ニ起リ、人心ノ不安激昂、其極ニ達シ、事態頗ル重大、眞ニ一刻ノ猶豫ヲ許サナカツタノテアル、玆ニ於テ戒嚴部隊ハ、一方ニ於テ警備ヲ嚴ニシ、秩序ノ維持、安寧ノ恢復ニ努力スルト共ニ、他方ニ於テ官民各機關ト協力シテ、或ハ糧秣ノ補給ニ、或ハ傷病者ノ救護ニ、又或ハ交通、通信ノ整理ニ、有ラユル應急諸施設ニ對シ、毫モ餘力ヲ貽サナカツタノテアル、而シテ此等補給、救療、交通、通信諸設備ノ如キハ、一見戒嚴軍隊本來ノ任務外ノ樣テアルカ、當時此種ノ業務ノ成否如何ハ、一般ノ治安ニ直接重大ナル關係ヲ有セシコトハ、識者ノ周知セル所テアッテ、非常ノ時非常ノ任務ヲ擔當シテ、全力ヲ傾注シテ、始メテヨク此ノ振古未曾有ノ危機ヲ救ヒ得タノテアル。

爾後時日ノ經過ト共ニ、人心漸ク安靜ニ歸シ、諸般ノ應急施設、着々其緖ニ就キ、今ヤ復興ノ氣運勃然トシテ起リ、政府又其機關ヲ設置シ、特ニ應急ノ時期ヨリ、復舊ノ時期ニ進マントシツツアルノテアル、從テ戒嚴軍隊ハ、補給、救護、交通等ノ業務ヲ、行政機關タル陸軍省ノ手ニ移シ、本然ノ任務タル警備ニ專任スルコトニナッテタノテアル、而シテ目下軍隊ノ配置ハ、民心ノ安定竝地方警察力ノ充實ニ順應シテ、漸次分散セル兵力ヲ集結シツツアルケレトモ、其ノ至嚴ナル警備力ノ實質ニ於テハ、何等ノ差異ナク、若シ必要アレハ命令一下、何時ニテモ出動セシムルコトカ出來ルノテアル、之ヲ要スルニ、糧食ノ配給トカ、傷病者ノ救護トカ、乃至ハ諸種ノ復舊工事ノ如キモ、政府竝府縣市各機關ニ於テ、一定ノ方針ノ下ニ、既ニ着々實施セラレツツアル以上ハ、最早當初ノ如キ、戒嚴軍隊ノ應急的行動ノ必要ヲ認メナイ、從テ戒嚴軍隊ハ、本然ノ任務ニ立チ歸リ、警備ニ專念スヘキテアル、但シ軍民一體ノ要義ニ基キ、直接間接ニ、陸軍全體トシテ成シ得ル限リ、努力ヲ惜マナイコトハ勿論テアルカ、非常ノ場合ノ非常ノ處置ハ、永續セシムヘキモノテナイカラ、秩序恢復ト共ニ、平時狀態ニ復スヘキテ

官民共ニ、能ク此ノ間ノ事理消息ヲ辨ヘテ、今後ノ施設ニ努メネハナラヌ、尙ホ此際一語附加シテ置キタイノハ、今次ニ於ケル戒嚴令適用ノ範圍ハ、所謂臨戰地境ノ場合ヲ適用シタルモノテアッテ、前ニ述ヘアル如ク、行政司法上軍事ニ關スルコト、換言スレハ、軍政ヲ以テスル治安維持ニ關スルコトヲ主トスルノテアッテ、彼ノ合圍地境ノ場合ノ如ク、一切ノ行政司法上ノ事項ヲ管掌シ盡ス次第テハナイ、然ルニ此ノ區別ヲ充分了解セサル結果、一切ノ事ヲ戒嚴司令部ノ管掌ニ任セラレアル如ク信スルモノカナイテモナイ、戒嚴令適用ノ勅令下レル以上ハ、關係地方官其ノ他ノ諸官ハ、當然戒嚴司令官ノ下ニ所定ノ管掌事項ニ就キ、進テ命ヲ受クヘク、又地境內ノ一般地方民ハ、其ノ規定スル所ニ從ハネハナラヌカ、如何ナルコトモ軍隊萬能テ、一般地方行政モ司法モ、戒嚴司令官ノ管掌下ニ、軍隊カ處理スル樣ニ思フノハ誤リテアル、軍隊ハ固ヨリ一般公益ノ爲、喜ンテ努力ヲ吝マナイカ、何事モ軍隊ノ責任トセラレテハ、時ニ迷惑ヲ感スル場合カナイテモナイ、之等ノ點ニ關シテモ、又相當ノ了解ヲ得タイモノテアル。

廿六日戒命第四八號を以て、

戒命第四八號

命令

九月二十六日午前十一時
於參謀本部構內

一、左記部隊ハ、九月二十八日予ノ指揮下ヲ脫セシメラル、夫々所屬學校長ノ隷下ニ復歸スヘシ。

陸軍步兵學校教導聯隊
陸軍騎兵學校教導隊
陸軍野戰砲兵學校教導聯隊
陸軍工兵學校教導大隊

二、戒命第四十七號ニ據リ、九月二十七日東京ニ到着スヘキ步兵第七聯隊第三大隊ハ、東京南部警備部隊司令官ノ指揮ニ屬ス。

同大隊ハ、澁谷驛到着ノ時ヨリ新所屬ニ移ルモノトス。

東京北部、南部警備部隊ハ、兵員休宿ノ爲メ、新ニ別紙所載陸軍建築物ヲ利用スルコトヲ得。

關東戒嚴司令官　山梨半造

「別紙」

東京附近警備部隊休宿ノ爲利用シ得ヘキ陸軍既設建築物（收容豫定人員）

一、東京北部警備部隊ノ爲

十條兵器製造所	（步兵約二大隊）
東京兵器支廠（大隊）	（步兵約一大隊）
陸軍戸山學校校舍	（步兵約一中隊）
陸軍砲工學校校舍	（步兵約一中隊）

二、東京南部警備部隊ノ爲

陸軍大學校校舍	（步兵約一大隊）
陸軍々用自動車調査委員廳舍	（步兵約一大隊）
野砲兵第一聯隊	（步兵約一中隊）
自動車隊兵舍	（步兵約一中隊）
近衞輜重兵大隊兵舍 輜重兵第一大隊兵舍	（步兵約一中隊）

別ニ步兵第三聯隊構內ニ步兵一大隊分ノ廠舍ヲ建築シ東京南部警備部隊司令官ノ使用ニ供ス。

三、豫備

霞ケ關陸軍倉庫	（步兵約二中隊）
陸軍士官學校々內	（步兵約一中隊）
東京陸軍幼年學校々內	（步兵約一中隊）

附記

一、前記各收容豫定人員ハ其最大限ヲ示ス。

二、前記各位置ニ乘馬兵種ノ部隊ヲ收容シ、馬匹休宿ノ爲地積及特別ノ施設ヲ要スト認ムル場合ニハ、實施前之ヲ戒嚴司令部ニ報告スルモノトス。

三、既ニ各警備部隊ニ於テ軍隊休宿ノ爲利用シアルモノハ本表外トス、九月二十七日調ヲ以テ該陸軍既設建築物ノ名稱及同日現在收容人員概數ヲ報告スヘシ。

を命じ、戒命特號を以て、左の命令を傳ふ。

檢問所ニ關スル命令

九月二十六日午後六時
於戒嚴司令部

警視廳管內檢問所ニ對スル兵力ノ配置ハ、明二十七日以後、東京南北兩部警備部隊司令官（近衞師團長及第一師團長）ニ於テ關係警察官憲ノ要求ト管內ノ情勢トニ鑑ミ適宜之ヲ決定スヘシ。

但シ、之カ處置ハ其都度報告スルヲ要ス。

關東戒嚴司令官　山梨半造

而して嚮に協定したる鮮人學生總督府引渡は、是日之を實施し、同じく習志野に收容したる支那人亦外務省の手を經て本國に送還する事とし、三十日四百名輸送の手筈を爲す、又習志野收容鮮人引出の申出に對しては、警視廳に於て差支なしと認むるものを引渡す事としたり。

二十七日の區處左の如し。

戒命第五十號

命令

九月二十七日午前十時
於參謀本部構內

一、左記部隊ハ、頭書ノ期日ニ於テ予ノ指揮下ヲ脫セシメラル。

九月二十九日　步兵第六十六聯隊

九月三十日　第十師團派遣衞生機關

二、東京北部警備部隊司令官及神奈川方面警備部隊司令官ハ、前項部隊中其ノ指揮下ニ在ルモノヲシテ原所屬ニ復歸セシムヘシ、前項部隊ノ出發期日及輸送ニ關シテハ、交通課長ヲシテ區處セシム、明二十八日中ニ連絡者ヲ同官ノ許ニ差遣セシムヘシ。

關東戒嚴司令官　山梨半造

此くの如くにして地方の狀況次第に平靜に赴くに從ひ、是迄警備に專任したりし各部隊も、教育復興を顧慮すべき時機に達し、二十八日には左の戒命を見るに至れり。

戒命第五一號

命令

九月二十八日午前十一時
於參謀本部構內

一、各警備部隊司令官ノ指揮下ニ在ル步騎兵部隊等ニシテ約三中隊以上ヲ一地ニ集結シアルモノハ、當該警備部隊司令官承認ノ下ニ、十月一日以後概ネ三分ノ一交代ヲ以テ、該警備地區內若ハ其附近ニ於テ、射擊其他ノ教育ヲ實施スルコトヲ得。

二、近衞及第一師團ノ固有編成內ニ在ル砲兵諸團隊（在橫須賀部隊ヲ除ク）ハ、十月一日以後、概ネ半數交代ヲ以テ射擊演習其他ノ教育ヲ行フコトヲ得、之カ爲戒嚴地域外ノ射場ニ出張スルモ妨ケナシト雖モ、其日數ハ必要ノ最少限度ニ止ムルヲ要ス、兩師團長ハ前項ノ主旨ニ遵ヒ、相互竝關係ノ向ト協議ノ上、隸下砲兵諸團隊ノ射擊演習計畫ヲ統制シ、其實施前左記事項ヲ戒嚴司令官ニ報告スヘシ。

射擊演習ノ爲衞戍地外ニ出張スヘキ部隊（交代順序）、及各部隊ノ出張期日。

使用射場及各團隊ノ使用期間。

其他戒嚴地域內ノ警備ニ關係アリト認ムル事項。

出張ノ爲ノ行軍、輸送、宿營等ハ、當該部隊（師團）自ラ之ヲ計畫スヘシ、但シ豫メ其大要ヲ戒嚴司令官ニ報告シ其認可ヲ受クルモノトス。

三、飛行第五大隊、氣球隊及其他ノ直轄部隊ニシテ待命ノ位置ニ在ルモノハ、各其所在地附近ニ於テ適宜ノ教育ヲ行フコトヲ得。

關東戒嚴司令官　山梨半造

同時に飛行第五大隊は、十月一日を以て在營特命を命ぜられ（尤も代々木練兵場には通信所を殘置し、所要の人員器材を以て着陸場勤務を繼續する筈なり）、神奈川方面警備部隊配屬の衞生部員亦十月一日原所屬復歸を命ぜられ、第一師團編成戒嚴司令官隸下の患者救療班之に代りて神奈川方面に警備部隊司令官の指揮下に入る。

三十日には、電信第一聯隊をして參謀本部構內及橫濱に於ける照明班を撤去せしめ、又命を下して左の如く區處す。

戒命第五四號

命令

九月三十日午後一時
於參謀本部構內

一、近衞、第一師團長ハ、部下團隊教育上必要ト認ムル場合ニ於テハ、警備ニ支障ナキ範圍ニ於テ、一時其擔任警備地域以外ニ出張スルコトヲ得、但シ豫メ出張先期日ヲ報告シ認可ヲ受クルモノトス。

地方師團派遣團隊長及數警備地域ニ分置セラレアル團隊ノ長官亦之ニ準ス。

二、從來命令（戒命）ニ依リ個々物件直接警護ノ兵力ヲ指定セルモノニシテ、當該警備部隊司令官ニ於テ其ノ後ノ狀況上兵力ヲ削減シ得ト認ムル場合ニハ、該物件管理責任者ト協定ノ上、機宜ノ處置ヲ取ルコトヲ得。

但シ警備部隊ヲ全廢セントスル場合ニハ、豫メ其ノ旨ヲ報告スルモノトス。

三、東京附近檢問所警護ノ爲ノ派兵ハ、今後特ニ命令スルモノ、外之ヲ廢止ス。

是日歸國支那人四百三十名を習志野より芝浦に移送し、外務省に引渡す。

十月に入り、前旬に於て第一次撤兵を實施し、各兵學校教導隊の警備任務を解除したるに拘らず、一般に何等の動搖をも見ず、殊に千葉縣下の如き、災害最も大なりし房總半島南部を除くの外、殆ど平時に異るなきに至り、軍隊に在りても、逐次配備を緊縮して諸教練を再興したり、是に於て戒嚴司令官は、豫定の計畫に基き、第二次以下の撤兵を促進せんとせしも、政府及地方官憲に於て現狀持續を希望すること切なるを以て、今後に於ける諸隊の撤去を、略ゝ左の如く定め、軍隊に對して訓示する所ありたり。

地方師團派遣步兵部隊撤退順序

第一次（九月下旬）
　第十四師團（六大隊）　撤退（終了）
第二次（十月五日ヨリ同十一日ニ亘ル間）
　第二師團（六大隊）
　第十三師團（同　右）　撤　退
　第十五師團ノ一大隊

第三次（十月下旬）

第八師團（六大隊） 第九師團（同　右） 第十五師團ノ二大隊	撤　退

地方師團派遣工兵隊直轄技術部隊撤去豫定計畫表

大正十二年十月五日　關東戒嚴司令部

部隊號	現在配屬關係	撤去豫定期日
工九	直轄、救護委員區處	十月十日
工二		十月二十日
工十		十月十五日
工十三		十月十一日
工五		十月十四日
工十八	直轄（神奈川縣下）	十月二十日
工三	直轄（横須賀）	別途ノ詮議トス
工十一	直轄（鎌倉方面）	十月八日
工十二	神奈川方面警備部隊（救護委員區處）	十月十六日
工十四		十月十七日
工十七		十月十五日
工十五	小田原方面警備部隊	十月二十日
工十六	藤澤方面警備部隊	十月八日
電信一	直轄	當分現在ノ儘トス
電信二		
鐵道一	直轄（待命中）	十月八日警備任務ヲ解キ所屬師團長ノ隸下ニ復ス
鐵道二		
氣球隊		
飛行五	直轄	當分現狀ノ儘トス但照明班ハ十月十五日頃
照明班		
鳩隊		
自動車隊		

警備狀態ノ持續ニ關シ軍隊ニ與フル訓示

戒嚴軍隊ノ機敏ナル行動ト將卒舉生ノ努力ハ、克ク稀有ノ天災ニ際シテ災害ノ擴大各種ノ騷擾ヲ防遏シ、地方機關ノ復興ヲ促進シ、今ヤ警備ニ救護ニ軍隊ノ直接行動ヲ必要トスル範圍ハ逐次減少シ、此間月餘ニ亘ル劇務ト不十分ナル休養トニ拘ラス、軍律ノ維持人馬ノ保健見ルヘキモノアルハ、本職ノ衷心欣幸トスル所ナリ、軍隊ノ本務、敎育上ノ必要ニ鑑ミ、成ルヘク速ニ諸隊ヲ平時ノ態ニ復歸セシメムコトハ、本職ノ夙ニ念トセル所ナルモ、官民ノ熱心ナル輿望ハ、未タ以テ出動軍隊全部ノ撤去ヲ肯セサル事情アリ、隨テ長時日ニ亘ル軍隊ノ營外駐留ニ關シ、動ミモスレハ各種ノ弊害ヲ誘致シ、零碎ノ蹉積リテ從來ノ功績ヲ敎フニ至ラムコトヲ虞ル、各隊長ハ宜シク部下ヲ戒飭シ、特ニ左ノ諸點ニ關シテ遺ナカラムコトヲ期スヘシ。

一、軍隊ノ敎育ハ一日モ之ヲ忽ニスヘカラス、各隊長ハ絶エス機ヲ促ヘテ部下ノ訓練、軍律ノ緊肅ニ努メ、以テ平素錬成ノ効果ヲ確保スルニ努ムヘシ、動ノ當初慘害ノ目擊ト公衆ノ偉大ナル信望ニ依リテ極度ニ緊張セラレタル志氣ハ、情況ノ鎭靜ニ隨ヒ、動ミモスレハ弛緩ニ傾キ、爲ニ犯則者ヲ生スルナキヲ保セス、特ニ深厚ノ注意ヲ望ム。

二、駐留久シキニ亘ルニ隨ヒ、皮相ノ論者ハ、往々軍隊ノ行動ニ對シ左右ノ批評ヲ加フルコトナキニ非ス、本職既ニ政府當局竝地方官憲ヲ介シテ這般言論ノ取締ニ注意シツヽアリト雖モ、將來ハ此際苟モ輕佻ナル風說ニ眩惑セラルヽコトナク、毅然トシテ其本分任務ニ嚮ヒテ邁進シ、以テ森嚴ナル軍隊ノ威望ヲ維持發揚セムコトヲ期セサルヘカラス。

三、警備部隊ノ緊急行動ハ不遑斷行ヲ要スルコト勿論ナルモ、其他ノ場合ニ於ケル地方官民トノ接觸交渉ニ方リテハ、善ク軍隊行動ノ目的ヲ徹底セシメ、公正穩健以テ不測ノ誤解ヲ豫防スルニ努ムヘシ。

軍隊休宿ノ爲當局ノ施設ハ尙全警備部隊ノ所要ヲ充スニ至ラス、隨テ一部ノ民家分宿ハ已ムヲ得サル所ナリ、各隊長ハ善ク地方ノ情勢ヲ顧慮シ、兵力ノ配置民有物件利用ノ程度ヲ適切ナラシムルニ注意スヘシ。

之ヲ要スルニ、戒嚴軍隊當初ノ職任ハ既ニ達成セラレタリト雖モ、罹災地方公衆ノ陸軍ニ對スル負託尙大ニシテ、一方各地情勢ノ鎭靜ニ伴ヒ、士卒ノ言動ニ對スル部外ノ注目漸ク滋カラムトス、各隊長ノ上述諸件ニ關スル着意既ニ完カルヘキヲ信スト雖、警備ノ持續ト共ニ、一層之ヲ倍蓰シ、以テ有終ノ成果ヲ收メムコトヲ切望ス。

右訓示ス

大正十二年十月七日　關東戒嚴司令官　山梨半造

同時に參謀長よりも口達あり、內撤兵に關して左の言あり。

一、八王子市ハ、十月十日頃ヨリ步兵第四十九聯隊ノ約一中隊ヲ以テ目下派遣中ノ部隊ト交代セシメラル、豫定ナリ。興瀨方面モ其頃尙必要アレハ、前記八王子派遣部隊ヨリ一部ヲ分遣スルコト、スヘシ。

二、左記部隊ハ本月中旬ニ於テモ歸還ノ手續ヲ取ル豫定。

步兵第十七聯隊第一大隊　　步兵第五十二聯隊第二大隊

步兵第三十四聯隊ノ一部

三、戒嚴令撤廢前ニ於テ、先ツ其地域ヲ縮少セラル、場合ニハ、多分千葉、埼玉兩縣ヲ先ツ戒嚴地域ヨリ解除セラル、コト、信ス。此場合ニハ、千葉縣ハ當然憲兵增加及師團長ノ職權ニ依ル配兵ノ外平時狀態ニ復シ、埼玉縣下ニ在ル第九師團ノ部隊ハ東京ニ移ルコトアルヘシ。

此間に於ける軍隊の移動は、十月二日中山道司令官戒嚴司令官の命に依り、翌三日を期して步兵第七聯隊本部並に一大隊を東京に差遣し、轉じて東京支部警備隊司令官の指揮下に入らしめ、三日各隊長は、左の人員を五日出發野營せしむべき命を受く。

敎育ノ爲原所屬ヘ復歸セシムヘキ人員表

所屬師團	部隊號	將校若ハ下士	下士	一年志願兵	下士候補者	工卒敎育修業中ノ者 銃工	縫工	靴工	計
第一	步兵第四十九聯隊	一	—	—	—	三	一二	一四	三〇
第二	工兵第二大隊	一	—	—	—	六	六	九	二二
第三	工兵第三大隊	一	—	—	—	五	二	鍛工八 一五	三一
第五	工兵第五大隊	一	—	—	—	二	五	七	一五
第八	步兵第十七聯隊	一	—	—	—	二	一五	一三	三一
同	步兵第五十二聯隊	一	—	—	—	二	一一	一〇	二四
第十	工兵第十大隊	一	—	—	—	六	九	九	二五
第十三	工兵第十三大隊	一	二	七	二	—	—	—	一二
第十五	步兵第三十四聯隊	一	—	—	—	—	—	六二	六三
同	工兵第十五大隊	一	—	—	—	—	—	七	八
第十六	工兵第十六大隊	—	準士官以上一三	二	—	—	—	—	一五
	臨時鳩隊	—	三	—	—	—	—	—	三
合計		—	—	—	—	—	—	—	三三四

四日戒命第五十七號を以て、

十月五日	步兵第三旅團（步兵第六十五聯隊缺）
同	步兵第六十七聯隊第一大隊
同	工兵第七大隊
同	工兵第八大隊
十月七日	步兵第三十聯隊
十月九日	步兵第三十二聯隊第二大隊
同	步兵第六十五聯隊（一大隊缺）

十月十一日　步兵第二十六旅團（三大隊缺）

に各戒嚴司令官の隷下を脱して歸還せしめ、戒命第五十八號を以て、神奈川方面警備部內配屬の騎兵第十五聯隊機關銃隊委員及東京部警備部隊配屬騎兵第十三聯隊機關銃隊をして、共に十月五日現地を發し衛戍地に歸りて千葉縣警備部隊司令官の指揮下に入らしめ、戒命第五十九號を以て、代々木練兵場に於ける着陸並に通行設備を五日限り撤去せしめ、從て飛行第五大隊よりの同地派遣員及東京南部警備部隊派遣の同地警護隊をして作業完了後原隊に復歸せしめ、十月五日後に於ける航空通信網を左の如く改編す。

關東戒嚴司令部內航空無線通信所
下志津航空無線通信所　十月五日撤去
關東戒嚴司令部航空課ヨリ所澤及立川ニ至ル航空電話網　代々木通信所ヲ撤去シ、司令部所澤間及司令部立川間ヲ直通トシ存置

又戒命六十號を以て、東京北部警備部隊より中尉一、東京南部警備部隊より軍醫以下四を關東戒嚴司令部に出して同部に服務せしめ、千葉縣警備部隊司令部をば、十月六日後習志野に位置せしめ、特別戒命を以て、步兵第三十四聯隊の六十一名、工兵第十五大隊の工卒修業者七名をして、教育のため十月五日發を以て歸營せしめ、步兵第五十八聯隊第六中隊をして、十月五日同聯隊第五中隊に代りて、直轄待命の位置に就かしめ、第五中隊よりは、依然陸軍省衛兵を出すの外、第六中隊の服務を繼承せしむ。

六日には、戒命第六十一號を以て區處すること、左の如し。

戒命第六一號

命令　十月六日午前十一時
於參謀本部構內

一、左記部隊ハ、十月八日予ノ指揮下ヲ脱セシメラル。

工兵第十一大隊　工兵第十六大隊

右兩隊ハ、十月七日東京ニ來着（工兵第十六大隊ハ、同日藤澤方面警備部隊司令官ノ指揮下ヲ脱ス）シ、八日以後交通課長ノ區處ヲ以テ、原所屬ニ復歸スルモノトス。東京到着後ノ行動ニ關シテハ、別ニ之ヲ命令ス。

二、十月八日氣球隊、鐵道第一、第二聯隊（諸隊中今後特ニ命令スル人員器材ヲ除ク、）ノ戒嚴ニ關スル任務ヲ解除シ、夫々所屬師團長ノ隷下ニ復セシム。

三、東京北部警備部隊司令官ハ、十月七日十條兵器製造所構內軍隊休宿場ヲ開放シ、戒嚴司令官直轄部隊ノ使用ニ供スヘシ。

四、東京南部警備隊司令官ハ、十月九日步兵一中隊ヲ戒嚴司令部ニ差遣シテ予ノ直轄タラシメ、別ニ步兵一中隊騎兵一小隊ヲ同日以後青山附近ニ控置シテ、隨時予ノ使用ニ供シ得ル如ク準備スヘシ。

五、藤澤方面警備部隊司令官ハ、十月八日乃至二十日ノ間ニ於テ、步兵第四十九聯隊ノ一部ヲシテ交互ニ一時歸營セシメ、人員ノ交代其他ノ整理ヲ行フコトヲ得。

六、步兵第五十八聯隊第五、第六中隊ハ、十月十日所屬大隊長ノ隷下ニ復歸スヘシ。

戒命第六一號附二（工兵第十一、第十六大隊長ニ與フルモノ）

命令　十月六日午前十一時
於參謀本部構內

一、工兵第十一、第十六大隊ヲ東京經由原所屬ニ復歸セシム。

十月七日（工兵第十六大隊ニ在リテハ同日藤澤方面警備部隊司令官ノ指揮下ヲ脱ス、）鐵道ニ由リ東京ニ來着、適宜ノ驛ニ下車シ、先任大隊長ノ區處ヲ以テ、王子町十條兵器製造所構內及附近ニ宿營スヘシ。

但行李器材等ハ、現在地出發ノ際衛戍地宛直送ノ手續ヲ取ルコトヲ得。

二、東京ヨリ衛戍地ニ至ル輸送ニ關シテハ、交通課長ヲシテ區處セシム、速ニ連絡ヲ同官ノ許ニ差遣スヘシ。

關東戒嚴司令官　山梨半造

九日戒命第六十二號を以て、工兵第九大隊は十月十日、工兵第十三大隊は十月十一日、何れも戒嚴司令官の指揮を脱して原所屬に歸らしめ、戒命第六十三號を以て、藤澤方面警備部隊に、十二日八王子及與瀬町に一部隊を出さしめ、依然同司令官の指揮下に同地を警備し、現在の小田原方面警備部隊を原所屬に復せしむ、外に教育の爲め十月十日原隊復歸を命ぜられたるもの、步兵第七聯隊の將校以下十三名あり、十月戒命第六十四號を以て、

十月十四日　工兵第五大隊（同日橫濱ヨリ東京ニ招致）
十月十五日　工兵第十大隊
同　工兵第十七大隊（同日神奈川方面警備司令官の隷下を脱し、東京に招致）

に戒嚴司令官の指揮を脱して歸還せしめ、小田原方面警備部隊司令官木下少將歸任の要あるに依り、步兵二十九旅團司令部をして、十月十四日戒嚴司令官の指揮を脱せしめ、同時に步兵第三十四聯隊長をして、同方面司令官の職務を繼承せしむ。

此くの如くして、十月上旬第二次の撤兵を了し、十月中旬に及ぶや、前月二十九日陸軍大臣の命を以て編成したる補助憲兵豫定の配置に就きて業務を開始し、戒嚴司令官よりは訓示ありたり。

訓示

臨時增設憲兵隊ノ編成成リ將ニ其配備ヲ了ラムトス、抑ゝ憲兵ノ本務ニ關シテハ法規ノ示ス所重ネテ玆ニ贅スルヲ要セサルノミナラス、過般陸軍大臣亦特ニ懇示スル所アリシモ、職ニ之カ直接指揮ニ任スル本職ノ希望ヲ陳ヘ注意ヲ喚起セントス。

今ヤ戒嚴施行地域一般ノ情勢ハ外觀殆ント平靜ニ歸シタリト雖、民心未タ全ク堵ニ安スルノ域ニ達セス、從テ一方ニ於テ一部ノ軍隊ヲ歸還セシメ、逐次其本務ニ就カシムルモ、他方ニ於テハ之ニ代ルニ地方警察ノ實力增加ノミヲ以テ足レリトセス、更ニ多數憲兵ノ增加配置ヲ以テシ、之カ缺ヲ補ヒ萬一ニ備ヘサルヲ得サル狀態ニ在リ、蓋シ憲兵ノ任ハ軍隊ノ撤去ト共ニ重且ツ大ヲ加ヘタルモノト謂フヘク、而モ之カ增加ノ趣旨ハ實ニ軍隊配置ノ缺ヲ補ナフヲ主眼トシ、憲兵從來ノ配置ノ不足ヲ充タス意ニアラサルコトハ、之ヲ主トシテ補助憲兵ノ增員ニ俟サルヲ以テ見ルモ明ナリ。

而シテ震災後ニ於ケル警備ノ任務ハ、平時ニ比シ多岐多樣ニシテ、特ニ地方一般ノ情勢全然平時ト異ナルモノ多ク、憲兵ノ執務モ亦深ク此情勢ノ變化、就中地方官公吏ノ實情、一般地方民心ノ歸嚮ヲ考慮シ、之ニ順應シテ、地方警察ノ機能及軍隊ノ警備ト相待テ一層機宜ノ措置ヲ要スルモノ尠シトセス。憲兵ハ深ク今次增員配置ノ趣旨ヲ體シ、地方民心ノ不安ヲ除却シ、從來軍隊ノ主務トセシ治安警備ノ爲メニ其主力ヲ指向スルコト刻下ノ要務タルヘキコトニ留意スルト共ニ、愼重ナル注意ヲ以テ、軍隊及地方警察トノ密接圓滑ナル協調ヲ保チ、努メテ職域ノ分界ヲ守リ、特ニ今次ノ增員ニ基ク複錯綜セル配置ノ裡ニ在テ、較ゝモスレハ起リ易キ職務執行上ノ扞格ヲ避ケ、徒ニ小異ニ拘泥シ、或ハ小成功ヲ競フ等ノ弊ニ陷ラサルコトヲ期セサルヘカラス、本職ハ此重大ナル時機ニ當リ、憲兵カ克ク所謂國家警察ノ見地ニ立脚シ、常ニ大局ニ着眼シ、深ク民心ノ安定ヲ念トシ、災害後日ヲ經ルニ從ヒ生スヘキ地方官憲及民情ノ變化ニ應シテ、緩急運用ノ妙ヲ誤ラス、斯クテ治安警備ノ重任ヲ果スニ萬遺算ナカラムコトヲ切望シテ已マサル所ナリ。

大正十二年十月十一日

關東戒嚴司令官　山梨半造

憲兵司令部東京憲兵隊并増置憲兵隊配置定員表

隊別	本部 分隊	分遣所	將官	佐官	尉官	准士官	下士 曹長	下士 軍曹	憲兵上等兵	補助憲兵（兵卒）	主計	計手	一（二）等軍醫	看護長	看護卒	獸醫	蹄鐵工長	計	馬
憲兵司令部			一	二 ケ一	1 六 ケ一	二	1 二三 技手五			三六	四	六	二	二	二	一	一	九〇 ケ二 技五	八
東京憲兵隊	本部			一	2 二	二	1	七	|	|	一	二	|	|	一	|	一	二〇	五
	麹町			|	一	一	1	2 三	二二	三〇	|	|	|	|	|	|	|	六〇	一九
		須田町		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	二
		九段		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	二
		半藏門		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	二
	日本橋			|	一	|		2 二	六	一八	|	|	|	|	|	|	|	二九	四
		水天宮		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	二
		靈岸島		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	二
	築地			|	一	|		2 二	六	一八	|	|	|	|	|	|	|	二九	五
		月島		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	三
		尾張町		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	三
	芝			|	一	|		2 二	六	一八	|	|	|	|	|	|	|	二九	五
		虎ノ門		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	三
		陸軍原		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	三
	北條			|	|	|		1 二	六	一七	|	|	|	|	|	|	|	二七	五
	計			一	2 七	三	2	3 二七	八二	一九一	一	二	|	|	一	|	一	三二九	六五
江東憲兵隊	本部			一	1	一	1	四	|	|	|	一	|	|	|	|	|	一〇	二
	押上			|	一	1		4 三	六	四〇	|	|	|	|	|	|	|	五五	四
		寺島		|	|	一		一	四	二〇	|	|	|	|	|	|	|	二六	四
		曳船		|	|	|		一	四	一七	|	|	|	|	|	|	|	二二	四
	龜戸			|	一	|		3 二	六	四〇	|	|	|	|	|	|	|	五二	五
		吾嬬町		|	|	|		二	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一六	三
		小松川		|	|	|		二	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一六	三
		大島		|	|	一		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一六	三
	江東			|	|	|		2 二	六	三八	|	|	|	|	|	|	|	四九	三
		兩國		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	二
		扇橋		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	二
	黑江町			|	一	|		2 二	六	一八	|	|	|	|	|	|	|	二九	三
		洲崎		|	|	|		二	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	二
	計			一	1 四	1 三	1	11 二三	五六	二三三	|	一	|	|	一	|	|	三三六	四六
	本部			一	2	四	1	四	|	|	|	|	|	|	|	|	|	一一	二
	上野			一	|	|		3 三	六	二八	|	|	|	|	|	|	|	四一	三
		根津		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	三
		本郷三丁目		|	|	|		一	四	一〇	|	|	|	|	|	|	|	一五	二

上野憲兵隊	淺草		—	一	—	3 二	六	三〇	—	—	—	—	—	—	—	四二	二
		厩橋	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	二
		吉原	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一六	三
	千住		—	一	—	2 二	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	二九	三
		北千住	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	三
	田端		—	一	1	3 二	六	三〇	—	—	—	—	—	—	—	四三	三
		王子	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	二
		三河島	—	—	—	一	四	二〇	—	—	—	—	—	—	—	二五	三
		尾久	—	—	一	一	四	二〇	—	—	—	—	—	—	—	二六	三
	板橋		—	一	—	2 二	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	二九	二
		所澤	—	—	一	一	四	—	—	—	—	—	—	—	—	六	二
		赤羽	—	—	—	二	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一六	二
		浦和	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	二
	白山		—	一	—	2 二	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	二九	二
		巣鴨	—	—	—	一	五	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一六	二
	熊谷		—	一	—	1 二	六	二〇	—	—	—	—	—	—	—	三〇	三
		本庄	—	—	—	1 一	三	一五	—	—	—	—	—	—	—	二〇	二
	計		一	2 七	1 四	1 17 三三	九四	三〇七	—	一	—	—	一	—	—	四六九	五一
牛込憲兵隊	本部		一	1	一	1 四	—	—	—	一	—	—	一	—	—	一〇	三
	牛込		—	一	—	2 三	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	三〇	二
		飯田橋	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	二

牛込憲兵隊	大塚		—	一	—	2 二	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	二九	二
		大塚終點	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	三
		江戸川橋	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	二
	目白		—	一	—	2 二	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	二九	二
		池袋	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	三
		高田馬場	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	三
	四谷		—	一	—	2 三	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	三〇	四
		代々幡	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	二
		中野	—	—	一	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一六	三
	八王子		—	一	—	1 二	六	二〇	—	—	—	—	—	—	—	三〇	三
		立川	—	—	一	一	四	—	—	—	—	—	—	—	—	六	二
	計		一	1 五	三	1 9 二四	六二	一六二	—	一	—	—	一	—	—	二七〇	三五
麻布憲兵隊	本部		一	1	一	四	—	—	—	一	—	—	一	—	—	一〇	二
	麻布		—	一	—	2 三	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	三〇	三
		高輪	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	二
		目黒	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	三
	赤坂		—	一	—	2 二	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	二九	四
		赤坂見附	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	二
		霞町	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	二
	澁谷		—	一	—	2 二	六	一八	—	—	—	—	—	—	—	二九	三
		三軒茶屋	—	—	—	一	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一五	三

			横濱憲兵隊														藤澤憲兵隊											小田原憲兵隊										合計	備考
品川		計	本部	横濱				根岸				神奈川				計	本部	藤澤			鎌倉			横須賀			計	本部	小田原				厚木		平塚		計	三四	一、本表中アラビヤ數字ハ補助憲兵（下士以上）ヲ示ス。
	大井				日本橋	戸部町	御產宮		前田橋	本牧	堀之內		東神奈川	横濱驛	程ケ谷				茅ケ崎	下鶴間		戸塚	逗子		田浦	浦賀				國府津	熱海	箱根		秦野		大磯		六四	
																																						二	
—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	ヶ一 一〇	
一	—	1 四	2	一	—	—	—	一	—	—	—	一	—	—	—	2 三	1	一	—	—	一	—	—	一	—	—	1 三	1	一	—	—	—	一	—	一	—	1 三	ヶ四 一二 12	
—	—	一	一	1	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—	一	1 四	一	1	—	—	—	—	—	—	一	—	1 二	一	1	—	—	—	—	一	—	—	1 二	二四 5	
2 二	一	1 一九 3	1 四	1 5 三	一	一	一	2 二	一	一	一	2 二	一	一	一	2 二〇 9	1 四	3 二	一	一	2 三	一	一	2 二	一	一	1 一七 7	1 四	2 二	一	一	一	5 二	一	2 二	一	1 一五 9	11 二〇一 77	
六	四	四八	—	六	四	四	四	六	四	四	四	六	四	四	四	五四	—	六	四	四	六	四	四	六	四	四	四二	—	六	四	四	四	六	四	六	四	三八	四七六	
一八	一〇	一三二	—	六一	一五	一五	一五	四〇	一五	一五	一五	四六	一五	一五	一五	二七六	—	三〇	一〇	一〇	二八	一〇	一〇	一八	一〇	一〇	一三六	—	四〇	一〇	一〇	一〇	二〇	一三	三〇	一〇	一四三	一、六二六	
—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	八	
—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一五	
—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	五	
—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	五	
—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一〇	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二	
二九	一五	二一七	一五	七八	二一	二〇	二〇	五一	二一	二〇	二〇	五一	二〇	二〇	二一	三七八	一四	四三	一五	一五	四〇	一五	一五	二九	一六	一五	二一七	一四	五二	一五	一五	一五	三四	一九	四一	一五	二二〇	二、三五六	
四	三	三一	二	八	三	三	三	六	六	三	三	七	三	三		五〇	二	八	六	五	六	二	二	六	四	五	四六	二	一八	三	三	三	一〇	五	三	三	五〇	三七六	

此間の軍隊移動は、十月十一日千葉縣警備部隊司令官三好少將騎兵學校長に轉じたるを以て、東京北部警備部隊に屬せる騎兵第一旅團長小畑少將之に代る事と爲り、戒命第六十五號を以て、

戒命第六十五號

命令

十月十一日午後一時
於参謀本部構内

一、騎兵第一旅團長ハ、爾今千葉縣警備部隊司令官トス、十月十二日其司令部ヲ習志野ニ移シ、右職務ヲ繼承スヘシ。

二、東京北部同南部藤澤方面神奈川方面警備部隊司令官ハ、左記諸隊中目下其指揮下ニ在ルモノヲシテ、各頭書ノ期日ニ於テ現在地出發陸路行軍ニ由リ衛戍地ニ復歸セシムヘシ。

左記

十月十四日　騎兵第十三、第十四聯隊。
但シ、騎兵第十三聯隊ハ一中隊ヲ依然中仙道方面警備部隊ニ、騎兵第十四隊ハ一中隊ヲ東京北部警備部隊ニ殘置配屬ス。
十月十五日　騎兵第六聯隊。
但シ、一中隊ヲ東京南部警備部隊ニ殘置配屬ス。
十月十六日　騎兵第十五聯隊（在藤澤方面ノモノハ十五日聯隊主力ニ合ス）。
但シ、其一中隊（一小隊缺）ヲ神奈川方面警備部隊ニ、一小隊ヲ藤澤方面警備部隊ニ殘置配屬ス。

右諸隊ハ、千葉縣下到着ノ時ヨリ千葉縣警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ルモノトス、又衛戍地復歸ノ爲鐵道輸送ヲ要スル人馬物件ノ處理ハ、當該部隊自ラ之ヲ行フモノトス。

關東戒嚴司令官　山梨半造

と命ぜられ、十二日戒命第六十六號を以て戒嚴司令部用自動車に對して區處する所あり、戒命編第六號を以て、歩兵第七聯隊の下士以下四名（經理並に兵器委員助手）、歩兵第十七聯隊の下士以下十九名、歩兵五十二聯隊の下士以下二十八名（共に下士、下士候補者、及通信修業者）を、教育並に委員業務整理の爲め、十三日亦戒命第六十七號を以て、

十月十六日　工兵第十二大隊（十七日東京出發）
十月十七日　工兵第十四大隊（十八日東京出發）

を歸還せしむ、十四日には、藤澤方面警備部隊に左の要旨を電命す。

工兵第十六大隊殘置部隊ヲシテ、既設通信網ヲ撤收シタル後、十七日現在地出發、原所屬ニ復歸セシム。
工兵第五大隊ヲシテ十月十五日、工兵第十、第十七大隊ヲシテ同十六日、各東京出發、其衛戍地ニ歸還セシム。

十六日特號戒命を以て近衛師團長に、

（１）鐵道第一第二聯隊ノ各一部〔鐵道第一聯隊《本部及一大隊（二中隊）並材料廠》及鐵道第二聯隊ノ一大隊ト材料廠〕ヲ十月二十四日迄ニ東京ニ招致シ、陸軍震災救護委員長ノ區處ヲ以テ、市内電氣鐵道橋架設ノ作業ニ從事セシム。
（２）鐵道第二聯隊ノ一中隊ヲシテ、十月十九日所屬聯隊ニ復歸セシム。

を命じ、戒命編第七號を以て、歩兵第三十四聯隊の將校以下百七十七名（將校七、下士七、上等兵一〇、下士候補者二八、上等兵候補者九四、通信修業者三一）を教育のため、十月十六日現在發所屬兵營に歸還せしむ。

十七日埼玉縣方面警備撤去のため、戒命第六十八號を以て、

中仙道方面ノ警備ハ、憲兵ヲ除ク外、十月二十日之ヲ撤去ス。
歩兵第六旅團司令部及同第七聯隊第二大隊ヲシテ同日鐵道ニ因リ東京ニ來着シテ、東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシム。
從來歩兵第六旅團司令部ニ臨時配屬セラレアリシ人員鳩隊及騎兵第十三聯隊ノ一中隊ハ、同日夫々原所屬ニ復歸セシム。

を命じ、又東京南部警備部隊司令官をして十月十八日を期し、歩兵第五十二聯隊第七中隊に代はるべき歩兵一中隊を出して、戒嚴司令官の直轄たらしむ、是日更に戒命第六十九號を以て、

戒令第六九號

命令

十月十七日午前十一時
於参謀本部構内

一、左記部隊ハ、各頭書ノ期日ニ於テ予ノ指揮下ヲ脱セシメラル。
十月二十日　歩兵第十七聯隊第一大隊
同　歩兵第五十二聯隊第二大隊
同　工兵第二大隊
同　工兵第十五大隊
十月廿一日　工兵第十八大隊

二、歩兵第五十二聯隊第七中隊ハ、十月十九日所屬大隊ニ復歸スヘシ。

三、東京南部警備部隊司令官ハ、歩兵第十七聯隊第一大隊及同第五十二聯隊第二大隊ヲシテ十月二十日其指揮ヲ脱シ各原所屬ニ復歸セシムヘシ。

四、工兵第十八大隊ハ、十月二十一日東京ニ來着シ、近衛歩兵第二聯隊兵營ニ宿營スヘシ、又東京到着ノ前日速ニ關東戒嚴司令部ニ設營者ヲ出シ、宿營竝給養ニ關スル指示ヲ受ケシムヘシ。
但シ、東京ニ至ル迄ノ鐵道輸送ハ其ノ隊自ラ之ヲ處理スルモノトス。

五、第三第四諸隊ノ東京出發期日追テ命令ス。

六、工兵第二大隊ハ、十月二十日早朝東京出發、原所屬ニ復歸スヘシ。

七、以上諸隊原衛戍地歸還ノ爲メ鐵道輸送ニ關シテハ、交通課長ヲシテ區處セシム、速ニ連絡者ヲ同官ノ許ニ差遣スヘシ。

八、小田原方面警備部隊司令官ハ、工兵第十五大隊ニシテ十月二十日其指揮ヲ脱シ原所屬ニ復歸セシムヘシ。
但鐵道輸送ニ關シテハ、同大隊自ラ之ヲ處理スルモノトス。

關東戒嚴司令官　山梨半造

の命令すると同時に、戒命第七十號及特命を以て、横須賀方面の要塞補修作業に當りたりし工兵第三大隊は十月二十日、横濱に作業中の鐵道第一聯隊將校以下十三名は十月十八日共に所屬聯隊に復歸せしむ。

十九日歩兵第十七聯隊第一大隊、同第五十二聯隊第二大隊、何れも十月二十日を以て東京發衛戍地歸還の事と爲り、二十日には、戒命第七十一號を以て左の如く命ぜらる。

戒命第七一號

命令

十月二十日午後一時
於参謀本部構内

一、藤澤方面警備管區及八王子與瀬方面警備ハ、憲兵ヲ除ク外、十月二十七日之ヲ撤去ス。
歩兵第五聯隊（一大隊缺）ハ、近ク予ノ指揮下ヲ脱セシメラル、筈。

二、藤澤方面警備部隊司令官ハ、十月二十七日迄ニ其ノ管區內及八王子與瀬方面ノ警戒配置ヲ撤去シ、二十五日歩兵一大隊及騎兵一小隊ヲ神奈川方面警備管區ニ差遣シ、齋藤少將ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。
從來歩兵第一旅團司令部ニ增加配屬セラレアリタル人員通信機關ハ、十月二十八日迄ニ夫々原所屬ニ復歸セシメ、增加供用器材ハ之ヲ差出部隊ニ返附スヘシ。

三、歩兵第一旅團司令部及歩兵第四十九聯隊（一大隊缺）ハ、前記警戒配置撤去ト共ニ之ヲ第一師團長ノ隷下ニ復歸セシム、師團長ニ於テ適時之ヲ衛戍地ニ歸還セシムルコトヲ得。
衛戍地歸還ノ爲ノ輸送及行軍ハ、部隊自ラ之カ計畫處理スルモノトス。

四、神奈川方面警備部隊司令官ハ、十月二十五日、二十六日兩日ニ亘リ、歩兵第五聯隊（一大隊缺）ヲ東京ニ輸送シ、同地ニ於テ復命ヲ待タシムヘシ。
同隊ハ東京滯在間予ノ直轄トス、其ノ宿營及給養ハ左記部隊ヲ以テ之ヲ擔任セシム。
聯隊本部及一大隊ノ爲　近衛歩兵第二聯隊
爾餘部隊ノ爲　近衛歩兵第四聯隊
歩兵第五聯隊設營者ハ、二十三日戒嚴司令部ニ出頭スヘシ。

關東戒嚴司令官　山梨半造

又工兵第三大隊は、特別を以て十月二十二日原所屬復歸を命ぜらる。若夫れ陸軍の直接保護せる在習志野朝鮮人支那人の處置は、十月二日支那人六百名を芝浦に移送して外務省に引渡し、四日朝鮮人七百名を朝鮮總督府に、十日一在習志野支那人全部を支那公使に、十五日朝鮮

人五百名を朝鮮總督府出張員に、十九日百五十名、二十四日五十八名を何れも朝鮮總督府出張員に引渡して、之を結了したり。

而して憲兵及警察官の增加増置は、十月中旬完了せるより、下旬に入りては、第三項の撤兵を實行し、全地方師團派遣部隊を歸還せしむ、二十五日遂に千葉埼玉兩縣の戒嚴は解除せられたり。

朕大正十二年勅令第三百九十九號中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年十月二十三日　內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛
陸軍大臣男爵　田中　義一

勅令第四百五十二號

大正十二年勅令第三百九十九號中、左ノ通リ改正ス。

「埼玉縣　千葉縣」ヲ削ル。

附　則

本令ハ、大正十二年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス。

是に於て戒嚴司令官は、兩方面警備撤去の前後、親ら神奈川縣下を巡視し、幕僚をして方面毎に隷下各機關の服務狀態及軍隊地方間の關係、民心の趨嚮を調査せしめ、其結果、

1、警備部隊憲兵及地方諸機關相互ノ協同ハ、概ネ圓滑適切ニ實行セラレ、新ニ增加配置セラレタル憲兵補助憲兵モ、漸ク職務ニ慣レ、警備部隊撤去後、治安維持上ノ缺陷ヲ生スルカ如キコトナキ見込ナリ。

2、地方官民ハ、一般軍隊ニ大ナル信賴ヲ有スルコト、從來ト渝ルコトナク、相互ノ關係圓滿ナリ、偶〻軍隊ニ對シ、寃蜀的要求ヲナシ、或ハ其行動ニ關シ、無責任ナル言論ヲ敢テスルモノナキニ非スト雖モ、一般ノ理解ハ、之ニ由リテ傷ケラル、コトナシ。

3、警備部隊ノ撤去ハ、地方民ニ對シテ多少不安ノ念ヲ生セシメ、殊ニ災害甚大、復興着手ノ遲延セシ神奈川縣下ニ於テハ、警備ノ現狀維持ヲ切望スルモノ尠カラスト雖、撤兵ノ極メテ徐々ニ實施セラレタルト、其後ノ狀況依然平靜ナルヲ以テ、危惧ノ念ヲ收メツ、アリ。

4、各方面共ニ復興ノ氣勢大ニ旺盛トナリ、秩序治安ノ狀態面目一新ス、唯窃盜其他小犯罪頻發シ、尙之ヲ一掃スルニ到ラス。

を知り、次旬以後の新なる警備要領を規定し、十一月一日より之を實施する事とす。

戒命第七十五號

命　令

十月廿九日午前十一時
於參謀本部構內

一、戒嚴地域ノ縮少竝地方師團派遣部隊ノ全部撤去ニ伴ヒ、別紙要領ニ據リ今後ノ警備ヲ繼續セントス。

從來使用セシ東北部同南部及神奈川方面警備部隊ノ名稱ハ、十月三十一日ヲ以テ之ヲ廢止ス。

二、近衛第一兩師團長ハ、其隷下部隊ヲ以テ、特ニ規定スル事項ノ外、十一月一日ヨリ別紙警備繼續要領ニ基キ、夫々擔任ノ警備ヲ實施スヘシ。

三、左記部隊ハ十月三十一日之ヲ近衛師團長ノ隷下ニ復セシム。

戒嚴司令官直轄步兵隊
電信第一聯隊
飛行第五大隊

但、通信第一聯隊ノ實施中ナル既命ノ作業竝戒嚴司令部通信勤務ハ、近衛師團長ニ於テ依然之ヲ續行セシムルモノトス。

四、左記部隊ハ十月二十一日之レヲ第一師團長隷下ニ復セシム。

步兵第四十九聯隊第三大隊、
騎兵第十五聯隊混成中隊
自動車隊

但、從來戒嚴司令部及陸軍震災救護委員ノ爲自動車隊長派遣セル人員器材ハ別命アル迄第一師團長ニ於テ現區分ノ儘之ヲ殘置セシムルモノトス。

五、臨時鳩隊ハ依然余ノ直轄トス。

其ノ一部ヲ藤澤及橫濱ニ分置シ、同地東京間ノ通信ニ任スヘシ。

在藤澤ノモノハ同地憲兵隊長、在橫濱ノモノハ同地高級警備部隊長ノ區處ヲ以テ、勤務ニ從事シ、夫々右兩隊ヨリ給養ヲ受クルモノトス。

六、近衛第一兩師團ハ、十一月以後月木ノ兩日午前十一時會報參列ノ爲幕僚一名ヲ、其他ノ日ニアリテハ午後一回書類受領ノ爲下士若ハ兵卒一名ヲ戒嚴司令部ニ差遣スヘシ。

關東戒嚴司令官　山梨半造

「別　紙」

十一月一日以後ニ於ケル　警備繼續要領

第一、要　領

一、東京衞戍地及橫濱市附近ヲ以テ直接警戒地區ト命名シ、東京衞戍地ハ、近衞第一兩師團ヲシテ其警備ヲ分擔セシメ、橫濱市及其接續町村ノ警備ハ之ヲ第一師團ノ擔任トス。

近衞第一兩師團ハ、前記直接警戒地區內ニ兵力ヲ集結シ、警戒部隊ノ配置及巡察ノ派遣ニヨリ擔任地區內ノ警備ヲ持續ス。

二、前條以外ノ戒嚴地域ヲ巡察警戒地區ト命名シテ、コレヲ近衞第一兩師團擔任地區ニ區分シ、主トシテ兩師團長ノ派遣スル巡察ニヨリ、狀況ノ視察竝警戒ヲ行ヒ、尙憲兵ヲシテ警備ヲ兼掌セシム。

三、警備ノ方法ハ、逐次コレヲ平時衞戍狀態ニ推移セシム。

第二、地區ノ區分

一、直接警戒地

近衞師團擔任地區

砂町深川區京橋區麴町區四谷區。

豐多摩郡(澁谷町ヲ除ク)、北多摩郡及其以北ノ東京衞戍地。

第一師團擔任地區

芝區麻布區赤坂區澁谷町荏原郡及其以南ノ東京衞戍地橫濱市及其接續町村

二、巡察警戒地區

近衞師團擔任地區

東京府但前記直接警備地區ヲ除ク。

第一師團擔任地區

神奈川縣但シ前記直接警戒地區三浦郡及橫須賀市ヲ除ク。

第三、警備ノ實施

一、直接警戒地區ニ對スル警備

(イ)東京方面ニ在リテハ、軍隊ノ大部ヲ依然其ノ兵營ニ集結シ、兩師團擔任地區內ノ警戒ハ、各團隊長ノ行フ巡察及警戒部隊ノ配置(禁闕守衞隊衞戍服務規則ニヨル諸衞兵及震災後配置セル警戒部隊ヲ含ム)ニ由リコレヲ行フ。

禁闕守衞隊及東京衞戍服務規則ニ依ル諸衞兵ハ、本警備繼續要領ニ基ク兩師團擔任地區ニ關係ナク、震災前ト同樣ニ之ヲ配置ス、之ニ對スル巡察ハ衞兵派遣師團ニ於テ之カ實施ヲ規定ス。

皇族邸在京外國公使館衞兵ノ殘部ハ十月三十一日限リ之ヲ撤去ス。

戒嚴司令部ノ警戒ハ十月三十一日正午ヨリ近衞師團ノ擔任トス。

(ロ)橫濱方面ニ在リテハ、第一師團長ノ規定スル處ニ據リ、概ネ十月三十一日同地現在ノ兵力ヲ以テ東京方面ニ準シテ警備ヲ行フ。

而テ同地軍隊（憲兵ヲ含マス）ノ警戒任務ハ、之ヲ小範圍ニ局限シ、對外部交涉及警備ノ爲地方官憲援助ニ關スル各種ノ措置ハ、主トシテ第一師團司令部ニ於テ之ヲ行フモノトス。

二、巡察警戒地區ニ對スル警備

兩師團長ハ、時々巡察ヲ派遣シ、關係地方官憲警察及憲兵隊等ト連絡シ、概ネ各旬每ニ擔任地區內ノ狀況ヲ調査シ、必要ト認ムル警戒手段ヲトル。

三、震災後配置セル警戒部隊ハ、特ニ命令スルモノ、外、今後兩師團長ニ於テ其ノ存續ノ要度ヲ顧慮シ、被警護當事者ト協定ノ上、逐次コレヲ撤去スルコトヲ得。

兩師團長ニ於テ大ナル兵力ノ移動ヲ行ハントスルトキ、及部新ニ警戒部隊ヲ配置シ若ハ之ヲ撤去シタルトキハ、其都度之ヲ報告スルモノトス。

第四、非常又ハ災害ニ際スル處置

一、非常又災害ニ際シテハ、兩師團長ハ其ノ擔任地區內ニ於テ警備上必要ト認ムル處置ヲトル、而シテ東京衞戍地ノ爲ニハ、東京衞戍服務規則第五章ノ規定ヲ

準用シ、同中甲師團司令部ニ關スル事項ハ之ヲ戒嚴司令部ニ適用ス。

二、右ノ外兩師團ハ、非常若ハ災害ノ場合直ニ戒嚴司令官ノ使用ニ供スル爲、概ネ左記ノ兵力ヲ常時屯營ニ控置ス。

近衞師團	歩兵二中隊	騎兵一小隊
第一師團	歩兵一中隊	騎兵一小隊

該控地部隊ノ位置及隊號ハ、變更ノ都度之ヲ報告スルモノトス。

戒命第七十六號（憲兵司令官ニ與フル訓令）

訓令

一、戒嚴地域ノ縮少並地方師團派遣部隊ノ全部撤去ニ伴ヒ、警備部隊ヲシテ十一月一日以降別紙戒命第七十五號ニ依リ行動セシム。

二、憲兵司令官ハ、其隸下部隊ヲ以テ其本務ヲ遂行シ、且十月十一日本職訓示ノ趣旨ニ從ヒ、他軍隊ニ協力スヘシ、特ニ現戒嚴地域中軍隊ヨリ兵力ヲ配置セサル地方ニ於テハ、所要ニ應シ治安警備ノ勤務ヲモ兼掌スルモノトス。

三、神奈川縣下憲兵諸隊補助通信用トシテ藤澤ニ鳩班一箇ヲ配置シ、同地憲兵隊長ノ區處ヲ受ケシム、其給養ハ同官ノ擔任トス。

十月二十九日午前十一時
於參謀本部構内
關東戒嚴司令官　山梨半造

十月下旬軍隊移動

十月二十一日

戒嚴司令官は、戒令第七二號及特號を以て、左の要旨を下達す。

1、左記部隊ヲシテ、夫々頭書ノ期日ニ於テ原所屬ニ復歸セシム。

十月二十三日　歩兵第三十六聯隊（同日東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ヲ脱シ、同二十四日東京出發）

十月二十五日　歩兵第六旅團（同日東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ヲ脱シ、同二十六日東京出發）

同　電信第二聯隊（十月二十五日東京出發）

2、小田原方面ノ警備ハ、憲兵ヲ除ク外、十月二十七日之ヲ撤去ス。歩兵第三十四聯隊（三中隊缺、臨時配屬機關ヲ含ム）ハ、十月二十五日ヨリ同二十七日ニ亘リ、逐次警備ヲ撤シ、其衛戍地ニ復歸セシム。

3、東京北部警備部隊司令官ヲシテ、十月二十三日歩兵一中隊ヲ戒嚴司令部ニ差遣シ、戒嚴司令官ノ直轄タラシム、從來直轄タリシ歩兵第七聯隊ノ一中隊ハ、之ト交代シテ所屬聯隊ニ復歸ス。

十月二十二日

十月二十五日千葉埼玉兩縣下に對する戒嚴令一部の施行解止せらるべき豫定なる事を千葉縣警備部隊司令官に内報す。

十月二十四日

戒嚴令一部解止の勅令に基き、戒命第七十三號を以て左の要旨を下達す。

十月二十五日千葉縣警備部隊の戒嚴に關する任務を解き、夫々原所屬に復歸セシム。

神奈川方面の情勢平靜に歸したるを以て、戒命第七十四號を以て左の如く命令す。

1、左記部隊ヲシテ夫々頭書ノ期日ニ於テ、原所屬ニ復歸セシム。

十月二十七日　歩兵第五聯隊（一大隊缺）十月二十五日東京出發。

十一月三十日　歩兵第四旅團（司令部及歩兵第三十一聯隊（一大隊缺））十月二十九三十兩日ニ亘リ東京ニ移リ、

十一月一日東京出發。

同　横濱派遣第一師團患者收療班

2、從來歩兵第四旅團司令部ニ臨時配屬セラレタル人員、及第一師團患者收療班ハ、十月三十日夫々原所屬ニ復歸セシム。

3、歩兵第四十九聯隊第三大隊長ヲシテ、十月三十日以後、其大隊及騎兵一中隊ヲ指揮シ、横濱附近ノ警備ニ任セシム。

十月二十九日

戒命第七十五號を下達し、同時に横須賀戒嚴司令部、警視廳、東京府廳、市役所、神奈川縣廳、横濱市役所、及關係各省に通報す。

十月三十日

戒命特號を以て左の要旨を下達す。

騎兵第一第二旅團（近衞騎兵聯隊、騎兵第一聯隊ヲ除ク）ニ屬スル部隊ニシテ、目下戒嚴地域内ニ出勤シアルモノハ、所屬師團長ニ於テ、臨時之ヲ交代シ、若ハ所屬聯隊ニ復歸セシムルコトヲ得、横濱方面ニ對シテハ、當分ノ間、騎兵約一中隊ヲ殘置スルモノトス。

十月三十一日

戒命特號を以て、戒嚴司令部傳令として、下士以下二十五名を近衞師團より出さしむ。

芝浦夜間交通禁止亦三十一日限り之を解除す。

若夫れ十一月一日後に在りては、豫定の如く、近衞第一兩師團を以て新配置に就き、警戒配置を一層緊縮したるも、各方面の狀況平靜にして、愼重の注意を加へたる横濱方面亦何等憂ふべき事故の發生を見ず、乃ち戒命第七十七號第七十八號第七十九號を以て、電信第一聯隊、鐵道第一第二聯隊、自動車隊臨時鳩隊の派遣人員器材を整理し、それぞれ所屬部隊に歸還せしめ、臨時鳩隊中、十一月十五日以後引續き勤務せしむべき人員は、之を第一師團長の指揮に屬す、而して横濱警備は、戒命第八十號を以て左の如く命令す。

戒命第八〇號

命令

一、第一師團長ハ在京歩兵部隊中一大隊ヲ横濱ニ差遣シ、歩兵第四九聯隊第三大隊ト交代セシメ警備勤務ヲ繼承セシムヘシ。

二、在横濱騎兵第十五聯隊ノ一中隊ハ、第一師團長ニ於テ十一月十四日以後隨時所屬聯隊ニ復歸セシムルコトヲ得。

十一月十三日午前十一時
於參謀本部構内
關東戒嚴司令官　山梨半造

十五日勅令を以て十六日を限り戒嚴令の適用解除せられ、同時に關東戒嚴司令部廢止せらる。

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ、樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ、帝國憲法第八條第一項ニ依リ、大正十二年勅令第三百九十八號一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ通用スルノ件廢止ノ件ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年十一月十五日　内閣總理大臣伯爵　山本權兵衞

内務大臣子爵	後藤　新平
文部大臣	岡野敬次郎
海軍大臣	財部　彪
陸軍大臣男爵	田中　義一
農商務大臣男爵	田　健治郎
遞信大臣	犬養　毅
司法大臣	平沼騏一郎
鐵道大臣	山之内一次
大藏大臣	井上準之助
外務大臣男爵	伊集院彥吉

勅令第四百七十八號

大正十二年勅令第三百九十八號ハ、之ヲ廢止ス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス。

朕大正十二年勅令年三百九十九號大正十二年勅令第三百九十八號ノ施行ニ關スル件廢止ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年十一月十五日　内閣總理大臣伯爵　山本權兵衞

海軍大臣	財部　彪
陸軍大臣男爵	田中　義一

勅令第四百七十九號

大正十二年勅令第三百九十九號は、之を廢止す。

附則

本令ハ、公布ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス。

是日勅令第四百八十號を以て東京警備司令部の設置を見たると同時に、關東戒嚴司令部は廢止せられたり。

要するに戒嚴二箇月半に於ける警備は、約言すれば、

第一期　（自九月三日至九月十日）

一、戒嚴施行地域及警備方面の擴大及兵力增加。

二、軍隊は警備及救護を併せ行ふ。

三、民心鎭靜の目的を以て警備部隊は、個々物件直接警護の方式を取り、且頻繁なる巡察を派遣す。

第二期　（九月中旬）

一、地方民心の安定に伴ふ兵力の逐次集結。

二、軍隊は警備に專任し、救護は之を陸軍震災救護委員に移す。

第三期　（九月下旬）

一、第一次撤兵。

二、諸學校出動警備部隊の解任。

第四期　（十月上旬）

一、第二次撤兵。

二、警備に支障なき範圍に於て諸教練の復興。

第五期　（十月中旬）

一、憲兵警察官の增加配置概ね完了。

二、中仙道方面警備部隊撤去。

第六期　（十月中旬）

一、戒嚴地域の縮小（千葉縣警備部隊の解任）。

二、第三次撤兵（地方師團派遣部隊全部撤退）。

三、小田原藤澤方面警備部隊撤去。

第七期　（十一月上半月）

近衛第一兩師團諸隊及憲兵を以て警備を繼續し、以て戒嚴解止に至る。

なりしを見る。

震災雜錄（第五）

永田青嵐

（十）

災後は失職者が殊に多くなつた、相當の家庭であり乍ら燒け出されて無一物となり俄かに路傍や公園內でパン屋スイトン屋を始める者もあり、又はペンと筆を握つた白い手で天秤棒を擔ぐと云ふ者も多かつた、市役所で燒跡の灰燼を取片付ける爲に成るべく失業の自由勞働者を雇ひ入れる事としたが三人掛りで漸やく四斗俵を動かすと云ふ者が多く、能率は頗る惡いと云ふ始末であつた。

秋風に人夫の顏の白さかな

警備部隊行動（自大正十二年九月三日 至同十月卅一日）

師團	隊號	兵力	戒嚴司令官ノ指揮下ニ入ルヘク命セラレタル暦日	到着暦日	當初ノ配屬	爾後ノ配屬變更竝下令暦日	戒嚴司令官指揮ヲ脱セル暦日
近衛師團	近步一旅團司令部		九月三日	九月三日	東京北部		
	近步一		九月三日	九月三日	東京北部	〇十月二十一日一中隊ハ司令官直轄（戒命特）〇十月三十一日原所屬ニ復歸（戒命75）	
	近步二		九月三日	九月三日	東京北部		
	近步二旅團司令部		九月三日	九月三日	東京北部		
	近步三		九月三日	九月三日	東京北部		
	近步四		九月三日	九月三日	東京北部		
	騎一旅團司令部		九月三日	九月三日	東京北部	〇十月一日千葉縣ニ移リ司令部ヲ習志野ニ置ク（戒命65）〇十月二十五日戒嚴ノ任務解止（戒命73）	
	近騎		九月三日	九月六日	東京北部	〇九月七日一中隊ハ中仙道ニ（戒命73）〇九月十四日中仙道ノ一中隊ハ騎十三ノ一中隊ト交代（戒命23）	
	騎十三		九月三日	九月三日	東京北部	〇九月七日殘留部隊ハ千葉ニ（戒命73）〇九月十四日一中隊ハ中仙道ニ於ケル近騎一中隊ト交代（戒命28）〇九月二十五日一部千葉へ（戒命47）〇十月四日機關銃隊ハ千葉へ（戒命58）〇十月十一日中仙道ノ一中隊ヲ殘シ衞戍地歸還（戒命65）〇十月二十日中仙道ノ一中隊ハ原所屬ニ復歸（戒命63）〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	騎十四		九月三日	九月三日	東京北部	〇九月七日殘留部隊ハ千葉へ（戒命73）〇九月二十五日一部千葉へ（戒命47）〇十月十四日一中隊ヲ東京北部ニ殘シ他ハ衞戍地歸還（戒命65）〇十月二十五日戒嚴ノ任務解止（戒命73）但シ東京北部ノ一中隊ハ戒嚴司令官ノ指揮ヲ脱セス（戒命73） 〇十一月一日東京北部ノ一中隊ハ原隊ニ歸還（戒特）	
	近砲		九月三日	九月三日	東京北部	〇九月二十七日兵營ニ兵力集結（戒命47）	
	野重四旅團司令部		九月三日	九月三日	東京北部		
	野重砲四		九月三日	九月三日	東京北部	〇九月七日殘留部隊ハ千葉へ（戒命13）〇九月二十七日兵營ニ兵力集結（戒命47） 〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務ヲ解止（戒命73）	
	野重砲八		九月三日	九月三日	東京北部	〇九月二十七日兵營ニ兵力集結（戒命47）	
	近工		九月三日	九月三日	東京北部	〇九月十四日陸軍震災救護委員區處ヲ受ク（戒命30）	
	鐵一		九月三日	九月三日	司令官直轄	〇九月七日殘留部隊ハ千葉へ（戒命13）〇九月十六日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命34）〇十月八日戒嚴ニ關スル任務ヲ解キ師團長ノ隷下ニ入ル但シ一部ハ司令官直轄トス（戒命61） 〇十月十六日一部ヲ東京ニ派遣シ陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命特號）	
	鐵二		九月三日	九月三日	司令官直轄	〇九月七日殘留部隊ハ千葉へ（戒命13）〇九月十六日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命31）〇十月八日戒嚴ニ關スル任務ヲ解キ師團長ノ隷下ニ入ル、一部司令官直轄（戒命61）〇十月十六日一部ヲ東京ニ派遣シ陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ケ（戒命61）殘留部隊ハ十月十九日原隊ニ復歸（特號）	
	飛行五		九月三日	九月三日	司令官直轄	〇十月一日兵營ニ在リテ待命（戒命52） 〇七月三十一日師團長ノ隷下ニ入ル（戒命75）	
	氣球隊		九月五日	九月六日	司令官直轄	〇九月七日殘留部隊ヲ以テ衞戍地附近警備（戒命13）〇九月十四日衞戍地歸還（戒命26）〇十月十八日一部ヲ司令官直轄トシ他ハ戒嚴ニ關スル任務ヲ解止シ師團長ノ隷下ニ入ル（戒命61）	
	近輜		九月三日	九月三日	東京北部		
	衛生機關		九月三日	九月三日	東京北部		
	電一		九月三日	九月三日	司令官直轄	〇十月三十一日師團長ノ隷下ニ復歸（戒命75）	
第一師團	步一旅團司令部		九月三日	九月三日	東京南部	〇九月七日藤澤へ（戒命13） 〇十月二十七日東京南部ニ（戒命71）	
	步一		九月三日	九月三日	東京南部	〇九月三日一中隊ハ神奈川へ九月十日復歸（戒命13） 〇十月十八日一中隊ハ司令官直轄（戒命61）	
	步四九		九月三日	九月七日	神奈川（一部司令官直轄）	〇九月三日一大ハ八王子警備ニ任シ九月七日步六五ノ一大ト交代復歸（戒命63）〇九月七日藤澤ニ（戒命47）〇十月九日一中隊ハ八王子ニ至リ步七ノ一中隊ト交代（戒命63）〇十月二十七日主力ハ原所屬ニ復歸シ第三大隊ハ神奈川ニ歸リ横濱ノ警備ニ任ス、司令官直轄（戒命71）〇十月三十一日第三大隊ハ師團長ノ隷下ニ復歸ス（戒命75）	
	步二旅團司令部		九月三日	九月三日	神奈川	〇九月二十九日東京南部ニ（戒命47）	
	步三		九月三日	九月三日	東京南部		
	步五七		九月三日	九月三日	神奈川（一部千葉）	〇九月二十五日千葉へ（戒命47） 〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	騎二旅團司令部		九月四日	九月四日	千葉	〇九月七日千葉司令部ニ（戒命13）〇十月十四日原衞戍地ニ（戒命65） 〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務ヲ解止（戒命73）	
	騎一		九月三日	九月三日	東京南部		
	騎十五		九月三日	九月三日	東京南部直ニ 神奈川	〇九月九日一中隊藤澤方面ニ（戒命13）〇九月七日殘留部隊ハ千葉ニ（戒命13）〇十月四日機關銃隊ハ千葉へ（戒命58）〇十月十六日一中隊ヲ以テ神奈川藤澤兩地區ヲ警備セシメ主力ハ衞戍地ニ歸還（戒命65）〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）〇十月二十七日藤澤ノ小隊ハ神奈川へ（横濱警備）（戒命71）	
	騎十六		九月三日	九月三日	東京南部	〇九月四日一中隊ヲ藤澤ニ派遣九月十日原所屬ニ歸還（戒命5、13）〇九月七日殘留部隊ハ千葉へ（戒命13）〇十月十五日一中隊ヲ東京南部ニ殘シ衞戍地歸還（戒命43）〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73） 〇十月三十一日東京南部ノ一中隊ハ師團長ノ隷下ニ復歸（戒命75）	
	騎砲		九月三日	九月三日	東京南部	〇九月二十五日兵營ニ兵力集結（戒命47） 〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	野砲一		九月三日	九月五日	東京南部		
	野重砲三旅團司令部		九月三日	九月三日	東京南部	〇九月二十五日原衞戍地ニ（戒命47） 〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	野重砲一		九月三日	九月三日	東京南部	〇九月七日殘留部隊ハ千葉へ（戒命13、〇九月二十五日兵營ニ兵力集結（戒命47） 〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	野重砲七		九月三日	九月三日	東京南部	〇九月七日殘留部隊ハ千葉へ（戒命13）〇九月二十五日兵營ニ兵力集結（戒命47） 〇十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	工一		九月三日	九月三日	東京南部	〇九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	
	輜一		九月三日	九月三日	東京南部		
	衛生機關		九月三日	九月三日	東京南部	〇九月二十九日第一師團ヲシテ新ニ患者收容班ヲ編成セシメ神奈川へ（戒命53） 〇十月三十日右收容班ハ原所屬ニ復歸（戒命74）	
	自動車隊		九月三日	九月三日	司令官直轄	〇九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30） 〇十月三十一日師團長ノ隷下ニ復歸（戒命75）	
第二師團	步三旅團司令部		九月四日	九月五日	東京南部		十月五日
	步二九		九月四日	九月五日	東京南部		十月五日
	步六五		九月四日	九月五日	司令官直轄	〇九月七日第二大隊ハ東京南部ニ（戒命13） 〇九月十日第三大隊ハ東京南部ニ1/52iト交代（戒命23）	十月九日
	步三二		九月四日	九月五日	司令官直轄	〇九月四日浦和附近ノ警備（戒命7） 〇九月七日東京南部ニ（戒命13）	十月九日
	工二	二大	九月四日	九月四日	東京北部	〇九月十四日司令官直轄トナリ同日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月二十日
	衛生機關	一大	九月四日	九月四日	司令官直轄	〇九月七日東京北部ニ（戒命13） 〇九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	十月十九日

團	騎砲		九月三日	九月三日	東京南部	○九月二十五日兵營ニ兵力集結（戒命47）○十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	野砲一		九月三日	九月五日	東京南部		
	野重砲三旅團司令部		九月三日	九月三日	東京南部	○九月二十五日原衛戍地ニ（戒命47）○十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	野重砲一		九月三日	九月三日	東京南部	○九月七日殘留部隊ハ千葉ヘ（戒命13）、○九月二十五日兵營ニ兵力集結（戒命47）○十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	野重砲七		九月三日	九月三日	東京南部	○九月七日殘留部隊ハ千葉ヘ（戒命13）○九月二十五日兵營ニ兵力集結（戒命47）○十月二十五日戒嚴ニ關スル任務解止（戒命73）	
	工一		九月三日	九月三日	東京南部	○九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	
	輜一		九月三日	九月三日	東京南部		
	衛生機關		九月三日	九月三日	東京南部	○九月二十九日第一師團ヲシテ新ニ患者收容班ヲ編成セシメ神奈川ヘ（戒命53）○十月三十日右收容班ハ原所屬ニ復歸（戒命74）	
	自動車隊		九月三日	九月三日	司令官直轄	○九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）○十月三十一日師團長ノ隷下ニ復歸（戒命75）	
第二師團	歩三旅團司令部		九月四日	九月五日	東京南部		十月五日
	歩二九		九月四日	九月五日	東京南部		十月五日
	歩六五		九月四日	九月五日	司令官直轄	○九月七日第二大隊ハ東京南部ニ（戒命13）○九月十日第三大隊ハ東京南部ニI/52iト交代（戒命23）	十月九日
	歩三二		九月四日	九月五日	司令官直轄	○九月四日浦和附近ノ警備（戒命7）○九月七日東京南部ニ（戒命13）	十月九日
	工二	二大	九月四日	九月四日	東京北部	○九月十四日司令官直轄トナリ同日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月二十日
	衛生機關	一大	九月四日	九月四日	司令官直轄	○九月七日東京北部ニ（戒命13）○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	十月十九日
第三師團	工三		九月四日	九月七日	司令官直轄	○九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月二十二日
	衛生機關		九月四日	九月六七日	東京北部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	第一班九月十九日 第二班九月二十八日
第四師團	衛生機關		九月四日	九月九日	神奈川	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十四日
第五師團	工五		九月六日	九月十一日	司令官直轄	○九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月十四日
	電二		九月六日	九月十一日	司令官直轄		十月二十五日
	衛生機關		九月四日	九月九日十二日	東京北部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十八日
第六師團	衛生機關		九月四日	九月八日	藤澤	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	一部九月十八日 殘九月二十六日
第七師團	工七		九月四日	九月七九日	東京南部	○九月十四日司令官直轄同時陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月五日
	衛生機關		九月四日	九月七日	藤澤	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十七日
第八師團	歩四旅團司令部		九月六日	九月九日	司令官直轄	○九月十三日東京南部ニ（戒命27）○九月二十五日神奈川ニ（戒命47）	十月三十一日
	歩五	二大	九月六日	九月九日	神奈川	○十月二十五日東京ニ移リ司令官直轄（戒命71）	十月二十七日
	歩三一	二大	九月六日	九月九日	司令官直轄	○九月十三日東京南部ニ（戒命27）○九月二十四日神奈川ニ（戒命43）	十月三十一日
	歩一七	一大	九月六日	九月八日	東京南部	○九月十四日東京北部ニ（戒命27）○九月十四日一中隊ハ司令官直轄トナリ九月二十二日歩五八ノ二中隊ト交代（戒命43）○九月二十二日東京南部ニ（戒命43）	十月二十日
	歩五二	一大	九月六日	九月九日	司令官直轄	○九月二十二日東京南部ニ（戒命43）○十月九日一中隊 司令官直轄トナリ十月十八日歩一ノ一中隊ト交代歸還ス（戒命61）	十月二十日
	工八		九月四日	九月五日	東京北部	○九月十四日司令官直轄同日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命7）	十月五日
	衛生機關		九月四日	九月六日	東京南部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十四日
第九師團	歩六旅團司令部		九月四日	九月五日	中山道	○十月二十日東京南部ニ（戒命33）	十月二十五日
	歩七		九月四日	九月七日	中山道	○九月二十六日第三大隊ハ東京南部ニ（戒命46）○聯隊本部及第一大隊ハ十月一日東京南部ニ（戒命56）○十月二十日第二大隊ハ東京南部ニ（戒命63）○十月十八日一中隊ハ歩五二ノ一中隊ト交代司令官直轄（戒命68）○十月二十四日司令官直轄ノ一中隊ハ近歩一ノ一中隊ト交代（戒命特）	十月二十五日
	歩三六		九月四日	九月七日	東京南部	○九月八日第三大隊ハ神奈川ヘ（戒命16）○九月二十二日第三大隊ハ東京南部ニ（戒命45）	十月二十三日
	工九		九月四日	九月五六日	東京南部	○九月七日司令官直轄（戒命13）○九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月十日
	歩三五通信班		九月四日	九月五日	司令官直轄		九月二十一日
	歩六九通信班		九月四日	九月五日	司令官直轄		九月二十一日
	衛生機關		九月四日	九月五六日	東京南部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十一日
第十師團	工十		九月六日	九月十一日	司令官直轄	○九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月十五日
	衛生機關		九月四日	九月九日	神奈川	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月三十日
第十一師團	工十一		九月六日	九月十一日	司令官直轄		十月八日
	衛生機關		九月四日	九月八日	千葉	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十六日
第十二師團	工十二		九月六日	九月十二日	神奈川	○九月十六日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命34）	十月十六日
	衛生機關		九月四日	九月八日	千葉	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十六日
第十三師團	歩二六旅團司令部		九月四日	九月五日	東京北部		十月十一日
	歩五〇	二大	九月四日	九月五日	司令官直轄	○九月七日東京北部ニ（戒命13）	十月十一日
	歩五八	一大	九月四日	九月五日	東京北部	○九月二十二日二中隊ハ司令官直轄（戒命43）○司令官直轄二中隊ハ歩五二ノ一中隊ト交代復歸（戒命61）	十月十一日
	歩三〇		九月四日	九月六日	東京北部		十月七日
	工十三		九月四日	九月六日	東京南部	○九月十四日司令官直轄同時陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月十一日
	衛生機關		九月四日	九月六日	東京北部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月十九日
第十四師團	歩二八旅團司令部		九月三日	九月三日	東京南部		九月二十四日
	歩十五		九月三日	九月三日	東京南部		九月二十四日
	歩六六		九月三日	九月三日	東京北部 （一部司令官直轄）	○九月三日一大隊ハ司令官直轄（戒命13）○九月十五日司令官直轄部隊ハ歩七ノ部隊ト交代原隊ニ歸還	九月二十九日
	工十四		九月三日	九月三日	神奈川	○九月十六日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命34）	十月十七日
	衛生機關		九月三日	九月三四日	東京南部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月十九日
第十	歩二九旅團司令部			九月六日	小田原		十月十四日
	歩三四	二大		九月四日以後	小田原	（九月七日ヨリ九月九日ニ亘リ戒嚴軍隊ノ軍隊區分ニ編入ス）	十月二十七日
	歩六七	一大	師團長ノ獨斷	九月六日	小田原		十月五日
		混			司令官直轄		九月二十四日

第五師團	工五		九月六日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	電二		九月六日	九月十一日	司令官直轄		十月二十五日
	衛生機關		九月四日	九月九十二日	東京北部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十八日
第六師團	衛生機關		九月四日	九月八日	藤澤	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	一部九月十八日 殘九月二十六日
第七師團	工七		九月四日	九月七九日	東京南部	○九月十四日司令官直轄同時陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月五日
	衛生機關		九月四日	九月七日	藤澤	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十七日
第八師團	歩四旅團司令部		九月六日	九月九日	司令官直轄	○九月十三日東京南部ニ（戒命27）○九月二十五日神奈川ニ（戒命47）	十月三十一日
	歩五	二大	九月六日	九月九日	神奈川	○十月二十五日東京ニ移リ司令官直轄（戒命71）	十月二十七日
	歩三一	二大	九月六日	九月九日	司令官直轄	○九月十三日東京南部ニ（戒命27）○九月二十四日神奈川ニ（戒命43）	十月三十一日
	歩一七	一大	九月六日	九月八日	東京南部	○九月十四日東京北部ニ（戒命27）○九月十四日一中隊ハ司令官直轄トナリ九月二十二日歩五八ノ二中隊ト交代（戒命43）○九月二十二日東京南部ニ（戒命43）	十月二十日
	歩五二	一大	九月六日	九月九日	司令官直轄	○九月二十二日東京南部ニ（戒命43）○十月九日一中隊 司令官直轄トナリ十月十八日歩一ノ一中隊ト交代歸還ス（戒命61）	十月二十日
	工八		九月四日	九月五日	東京北部	○九月十四日司令官直轄同日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命7）	十月五日
	衛生機關		九月四日	九月六日	東京南部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十四日
第九師團	歩六旅團司令部		九月四日	九月五日	中山道	○十月二十日東京南部ニ（戒命33）	十月二十五日
	歩七		九月四日	九月七日	中山道	○九月二十六日第三大隊ハ東京南部ニ（戒命46）○聯隊本部及第一大隊ハ十月　日東京南部ニ（戒命56）○十月二十日第二大隊ハ東京南部ニ（戒命63）○十月十八日一中隊ハ歩五二ノ一中隊ト交代司令官直轄（戒命68）○十月二十四日司令官直轄ノ一中隊ハ近歩一ノ一中隊ト交代（戒命特）	十月二十五日
	歩三六		九月四日	九月七日	東京南部	○九月八日第三大隊ハ神奈川ヘ（戒命16）○九月二十二日第三大隊ハ東京南部ニ（戒命45）	十月二十三日
	工九		九月四日	九月五六日	東京南部	○九月七日司令官直轄（戒命13）○九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月十日
	歩三五通信班		九月四日	九月五日	司令官直轄		九月二十一日
	歩六九通信班		九月四日	九月五日	司令官直轄		九月二十一日
	衛生機關		九月四日	九月五六日	東京南部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十一日
第十師團	工十		九月六日	九月十一日	司令官直轄	○九月十四日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月十五日
	衛生機關		九月四日	九月九日	神奈川	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月三十日
第十一師團	工十一		九月六日	九月十一日	司令官直轄		十月八日
	衛生機關		九月四日	九月八日	千葉	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十六日
第十二師團	工十二		九月六日	九月十二日	神奈川	○九月十六日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命34）	十月十六日
	衛生機關		九月四日	九月八日	千葉	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十六日
第十三師團	歩二六旅團司令部		九月四日	九月五日	東京北部		十月十一日
	歩五〇	二大	九月四日	九月五日	司令官直轄	○九月七日東京北部ニ（戒命13）	十月十一日
	歩五八	一大	九月四日	九月五日	東京北部	○九月二十二日二中隊ハ司令官直轄（戒命43）○司令官直轄二中隊ハ歩五二ノ一中隊ト交代復歸（戒命61）	十月十一日
	歩三〇		九月四日	九月六日	東京北部		十月七日
	工十三		九月四日	九月六日	東京南部	○九月十四日司令官直轄同時陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命30）	十月十一日
	衛生機關		九月四日	九月六日	東京北部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月十九日
第十四師團	歩二八旅團司令部		九月三日	九月三日	東京南部		九月二十四日
	歩十五		九月三日	九月三日	東京南部		九月二十四日
	歩六六		九月三日	九月三日	東京北部（一部司令官直轄）	○九月三日一大隊ハ司令官直轄（戒命13）○九月十五日司令官直轄部隊ハ歩七ノ部隊ト交代原隊ニ歸還	九月二十九日
	工十四		九月三日	九月三日	神奈川	○九月十六日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命34）	十月十七日
	衛生機關		九月三日	九月三四日	東京南部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月十九日
第十五師團	歩二九旅團司令部		師團長ノ獨斷派兵ニ據リ出動ス	九月六日	小田原	（九月七日ヨリ九月九日ニ亘リ戒嚴軍隊ノ軍隊區分ニ編入ス）	十月十四日
	歩三四	二大		九月四日以後	小田原		十月二十七日
	歩六七	一大		九月六日	小田原		十月五日
	歩六〇	一混中		九月七日	司令官直轄		九月二十四日
	工十五			九月四日以後	小田原		十月二十日
	輜十五			九月五日	小田原		九月二十五日
	衛生機關		第一救護班九月四日 第二救護班九月十日		（第一救）小田原（第二救）神奈川		九月二十八日
第十六師團	工十六		九月四日	九月九日	藤澤	○十月十七日殘置部隊ハ指揮下ヲ脫ス	十月八日
	衛生機關		九月四日	九月九日	神奈川	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十五日
第十七師團	工十七		九月六日	九月十一日	神奈川	○九月十六日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命34）	十月十五日
	衛生機關		九月四日	九月八九日	東京北部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十一日
第十八師團	工十八		九月六日	九月十一日	司令官直轄		十月二十一日
	衛生機關		九月四日	九月九日	東京南部	○九月十五日陸軍震災救護委員ノ區處ヲ受ク（戒命33）	九月二十三日
臨時鳩隊			九月三日	九月三日	司令官直轄		九月十九日
照明班			九月三日	九月三日	司令官直轄	○九月四日近衛師團諸隊及陸軍航空學校ノ人員、器材ヲ以テ集成九月中旬以後逐次其任務ヲ解除ス	九月中旬以後
士官學校生徒隊			九月四日	九月四日	司令官直轄		九月十四日
歩兵學校教導聯隊			九月三日	九月三日	東京北部	○九月七日所屬ニ歸還ノ上千葉ヘ（戒命13）○九月二十七日學校ニ歸還（戒命47）	九月二十八日
騎兵學校教導隊			九月三日	九月三日	東京南部	○九月七日殘留部隊ハ千葉ヘ（戒命13）○九月十九日千葉ヘ（戒命35）○九月二十二日派遣小隊所屬隊ニ復歸（戒命43）○九月二十七日學校ニ復歸（戒命47）	九月二十八日
野戰砲兵學校教導聯隊			九月三日	九月三日	東京南部	○九月七日殘留部隊ハ千葉ヘ（戒命13）○九月十九日千葉ヘ（戒命35）○九月二十七日學校ニ復歸（戒命47）	九月二十八日
高射砲練習隊			九月三日	九月三日	東京南部		九月十九日
工兵學校教導大隊			九月三日	九月三日	司令官直轄	○九月九日學校ニ歸リ千葉ニ（戒命13）○九月二十七日學校ニ歸還（戒命47）	九月二十八日

戒嚴地域内警備状況

自大正十二年九月上旬
至同年十月下旬

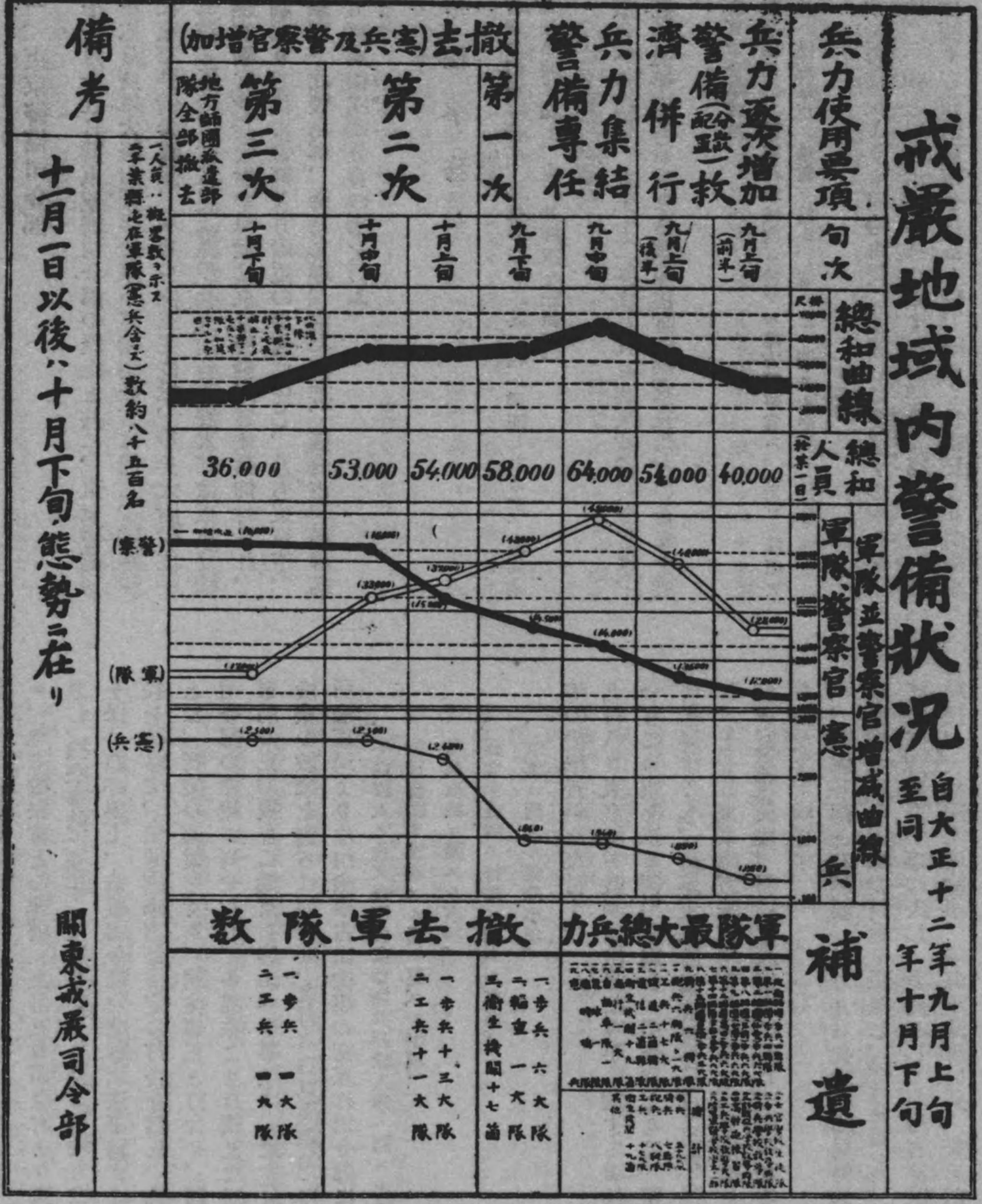

備考

一、人員ハ概數ヲ示ス
二、平素在京軍隊（憲兵含マズ）數約八千五百名

十一月一日以後ハ十月下旬ノ態勢ニ在リ

關東戒嚴司令部

一 警備部隊行動

（自大正十二年九月[illegible]日 至同年十[illegible]月[illegible]日）

[illegible]

二、東京警備司令部

大正十二年十一月十五日關東戒嚴司令部の廢止と共に、東京警備司令部置かれ、十六日陸軍大將山梨半造東京警備司令官に補し、陸軍步兵大佐秦眞次は東京警備參謀長、步兵少佐三宅俊雄、步兵大尉伊佐一男は東京警備參謀、步兵中佐米村靖雄、步兵大尉竹下幾太郎は東京警備副官、軍事參議官副官步兵大尉幸田發は東京警備副官兼勤仰付られ、警備司令部編制成り、代て帝都及其附近の警備に任じ、乃ち東京市、荏原郡、豐多摩郡、北豐島郡、南足立郡、南葛飾郡、横濱市、橘樹郡を警備し、兼て東京衞戍司令官の事を行ふ。

附

司法事務

戒嚴司令官管掌の行政事務は、警備の項中に其一班を併記したるが、尙同司令官管掌の司法事務に關し、左に其梗概を記錄す。

（上）普通司法事務

イ、地方警察官への指揮　大正十二年九月五日關東戒嚴司令官は、關係地方裁判所檢事の監督官たる東京控訴院檢事長に左の命令を發す。

關東戒嚴司令官命令第四號

大正十二年勅令第四〇二號施行地域内ニ於ケル地方檢察官ハ、軍事ニ關係アル事件ニ付テハ迅速嚴正ノ措置ヲ爲シ、速ニ之ニ關スル必要ノ報告ヲ爲スヘシ。

翌六日關東戒嚴參謀長よりも同檢事長に通牒して要望する所あり、七日勅令第四〇三號を以て治安維持に關する罰則及同第四〇號を以て暴利取締に關する罰則發布せらるゝや、同じく參謀長より同檢事長に通牒を發せり。

ロ、地方檢察官との連繫　九月五日司令官より東京控訴院檢事長に對し、檢察事務に關する命令あると同時に、地方檢察官との間に連絡を保つの必要上、戒嚴司令部附陸軍司法事務官は六日司法省刑事局長を訪ひて、犯罪檢擧方針一定の打合を爲し、殊に東京地方裁判所とは、密接の連繫を計り、同檢事正と打合せ、同局檢事をして戒嚴司令部の會報に列せしめ、各部隊より口頭又は書面に依り、地方檢事局の犯罪搜査に端緒を與ふべき事項は、細大共資料を提供し、以て檢察の敏捷を圖るに便せり、九月六日以後數旬に亙り、東京地方裁判所檢事局より片山檢事古山檢事の交互に司令部に來往するに對し、

一、不逞鮮人ノ放火强盜强姦毒物井戸投入等ニ關スル事項。
一、造言蜚語ヲ流布スル者ニ關スル事項。
一、暴利取締ニ關スル事項。
一、社會主義者ノ行動ニ關スル事項。
一、軍事ニ關スル犯罪事項。

等の檢擧資料を交付す。

九月八日東京地方裁判所檢事は軍事に關する事件の報告に關し、司令官に口頭を以て伺出を爲し、司令官よりは、重大事件は其都度報告を要するも、輕微事件は事後報告にて可なる旨の口頭指揮を爲し、十一日東京地方裁判所より書面を以て指揮を乞ひ來るや、十二日戒嚴參謀長は、嚮に口頭伺出に對して與へたる旨趣に從ひ處理せられたき旨回答す。

ハ、關係各部との連繫　九月九日救護事務局警備部内に、司法省刑事局長主宰の司法委員會を組織し、連日會報を行ひ、情報の交換、事務の打合を爲す事に決し、委員として內務省警保局長、司法省刑事局長、大審院上席檢事、陸海軍法務局長、憲兵司令官、事務官として、上記各官部下高等官及東京地方裁判所檢事、警視廳刑事部長、陸軍省軍事課員等列席し、戒嚴司令部よりは委員として阿部參謀長、事務官として森參謀之に參加す、九月二十三日までは、連日午前後隔日に開催し、十月十二日以後は一週二回、十一月二日以後は一週二回開催す。

九月十一日第二回會同の時に決議したる各主務官に具申すべき事項は、

一、今回ノ變災ニ際シ行ハレタル傷害事件ハ、司法上之ヲ放任スルヲ許サス、之ヲ糺彈スルノ必要ナルハ、閣議ニ於テ決定セル處ナリ、然レトモ情狀酌量スヘキ點少カラサルヲ以テ騷擾ニ加ハリタル全員ヲ檢擧スルコトナク、檢擧ノ範圍ヲ顯著ナルモノノミニ限定スルコト。
二、警察權ニ反抗ノ實アルモノ、檢擧ハ嚴正ナルヘキコト。
三、檢擧ノ時機ニ就テハ、愼重ニ定ムルヲ要シ、現今ハ人心安定セサルヲ以テ、直ニ着手スルコトナク、唯證據ノ保全ニ力メ、檢擧ノ開始ニ就テハ、檢事ハ司法省ノ指揮ヲ待チ行フコト。
四、檢擧ノ時機ハ、各地方ノ情況ニヨリ異ルヘキモ、東京及横濱ヲ除キ、其ノ他ノ地方ハ同時一齊ニ始ムルコト。
五、檢擧ニ對スル準備トシテ、警察力恢復ノ爲、警察ニ保護中ノ鮮人ヲ某地ニ取纏メ保護スル方法ヲ取ルコト。
六、鮮人等ノ不逞行爲ニ就テモ、嚴正ナル捜査檢察ヲ行フコト。

にして、十二日各主務官の承認を得、十九日埼玉縣下に於ける騷擾事件の檢擧を爲し、千葉縣に於ては、其翌日之を行へり、二十一日鮮人不逞事件の噂に關し、司法事務協議會を開き、江東方面に於ては、各種の犯行あり、而して寺島村方面と龜戸方面とは、風說の根源に就き異る旨の結論に歸決す、十月一日東京に於ける二日よりの檢擧に、軍隊の應援準備を依賴し來るより、之を警備部に內命す。

ニ、騷擾事件並に軍事犯罪檢擧狀況　は、

一、埼玉縣　に於ては、熊谷本庄方面に於て、自警團の鮮人に對する騷擾事件勃發以來、繼續搜索し、縣警察司法當局と打合の上、中仙道警備部隊（步兵第六旅團）の援護下に、九月十九日早曉一齊に檢擧に着手し、二十一日檢事取調の上、豫審判事の拘留狀を發したるもの七十四名、其後同縣下に亙り檢擧し、二十五日までに九十名を起訴す。

二、千葉縣　自警團の鮮人に對する騷擾事件を九月二十日より二十七日に亙り、縣下一齊に檢擧に着手し、引致せられたるもの三百二十五名、審理の結果、九月二十六日までに起訴したるは八十五名なり、檢擧援護に關し、軍隊は萬已むを得ざる場合に警察官を支援する事とし、必要なる人員を檢擧すべき個所に配置したるが、其人員は一方面最大三十名なり。

其他神奈川縣東京府に於ても、自警團の鮮人に對す暴行爲の檢擧をなせり。

軍事に關する犯罪は十月九日までに東京地方裁判所檢事局に於て不起訴處分に付したるもの九名、十月十一日までに起訴したるもの四名なり、何れも哨兵侮辱罪に該り、懲役二箇月又は禁錮二箇月に處せらる。

（下）軍事司法事務

イ、軍法會議の管轄　九月六日戒嚴司令部會報に於て、左の事項を通達す。

各地ヨリ招致セラレタル軍隊所屬者ノ戒嚴地域內ニ於ケル犯罪行爲ノ裁判ハ北警備地區司令官ノ指揮下ニ在ルモノハ近衞師團軍法會議、南警備地區司令官ノ指揮下ニ在ルモノ及ヒ第一師管內ニ於テ勤務スル部隊所屬ノ犯罪事件ハ、第一師團軍法會議之ヲ管轄ス。

ロ、陸軍刑法及犯罪事項檢擧注意　軍中に在りて犯したる罪の加重に關する法條は、之を適用せさる事とし、九月七日以後司令部會報に於て犯罪事項に關し、參謀長より各部隊に、左の要旨を通達す。

犯罪ノ搜索ニ關シテハ、其任務上、警察官主トシテ之ニ當ルヘク、軍隊ハ事宜ニ依リテハ、警察官憲ヲ援助シ、其ノ任務遂行ニ關與シ、警察官憲ニ便宜ヲ與ヘ得ヘキモ、軍隊自ラ專ラ犯罪搜査ニ從事スルカ如キコトハ、之ヲ避ケ

サルヘカラサルコト、及軍隊ニシテ犯罪關係ノ事項ニ關與シタルトキハ、後日ノ證左ニ資スル爲メ、證據保全ニ努ムルコトヲ要ス。

ハ、神奈川及藤澤方面警備隊司法事務　九月三日及七日神奈川藤澤兩警備隊司令部編成せらるゝや、第一師團は、各法務官一、錄事一を臨時に配屬せしめ、就中横濱に在りては、當初地方檢事局及警察官憲の能力十分に發揮し能はざりし狀況なりしを以て、法務官は、地方檢事局を補佐し、普通犯罪事項の檢擧事務をも掌りたり、神奈川警備隊司令部附法務官は九月二十五日更に戒嚴司令部より同司令部附を命ぜられ、十月二十八日まで任命を遂行し、藤澤警備隊司令部附法務官は、十月五日まで共任務に在りたり。

〔參考〕　流言蜚語

九月六日午後より東京附近に鮮人の不逞行爲に對する流言蜚語熾に行はれ、更に關東一帶に傳播せられ、爲に各地に於て鮮人に對する騷擾事件を發生したるが、東京附近に於ける情報を綜合すれば、左の如し。

A、分類

イ、江東方面に關するもの。　ロ、東京西部に關するもの。

ハ、市內一般に關するもの。

B、出所原因

イ、江東方面に關するもの

(1)實在の事實(掠奪强姦等)を根據として生じたるもの。

(2)鮮人勞働者を好まざる邦人勞働者一般氣風に乘じ、勞働ブローカー及〇〇〇〇の宣傳に基くもの。

(3)無賴の徒が此機會に於て凶暴なる行動をなしたるものなる事。

(4)無智の鮮人勞働者が徒に附和雷同し、或は衣食のため不逞行爲を爲したるものある事(邦人勞働者にも此種のものあり)。

ロ、東京西部に關するもの

(1)横濱刑務所解放囚徒が三々五々群をなして東上の途上、犯罪を爲したるに基因するもの。

(2)横濱近在在住鮮人の不逞行爲を目擊したる避難民の言動に基因するもの。

(3)横濱に於ける某一派の行動に基因するもの。

(4)横濱の無警察狀態を救濟する應急手段として〇〇〇〇の好意的宣傳に基因するもの。

ハ、市內一般に關するもの

(1)江東及東京西部より蜚語の侵入。

(2)軍人軍隊の間區の傳達及軍隊の配備による地方民の錯誤的解釋に因るもの。

(3)市內一般の秩序維持のため〇〇〇の好意的宣傳。

要するに江東方面及横濱方面の分は、全く獨立したる流言と見做すべく、東京西部のものは、横濱方面より流布したるものと解するを得、市內一般に關するものは、兩者の侵入と一部〇〇〇の獨斷的好意宣傳に起因したるものと認めらる、此間社會主義者の流布に活躍せし事實に就ては、具體的確證なし。

關東各地方に對しては、避難民により頗る誇大に且つ頗る迅速に流布せられたり。

鮮人保護

流言蜚語の行はれたるより無辜の鮮人にして迫害を蒙りたるもの少なからざるを以て、軍隊及警察に於て之を保護し、九月末に至り、人心安定し、朝鮮總督府の保護設備成るに及び、之を引渡したるが、內東京附近に在りたる鮮人は、初警察署に收容したるも、其人員夥多にして保護のために警察力を要する大なりしを以て、江東方面にては、九月五日より逐次習志野廠舍に集合收容し、千葉縣下のものも之に同じく、東京市內各警察に散在せるものは、九月十一日より目黑競馬場に收容し、警視廳に於て給養し、軍隊之が警備を擔任したり、其人員六百四十三名、九月二十六日朝鮮總督府出張員に引渡す、乃ち青山外苑設備の廠舍に收容し、次で歸國せしめ、又解放す、習志野收容のものは、給養警備共軍隊之を擔任し、千葉警備部隊司令官の監督下に保護を完うせり、人員三千七十五名、九月二十六日學生百七十名を東京に移して總督府出張員に引渡たるを初とし、十月四日八日十九日二十四日東京に移送し總督府出張員に引渡し、九月下旬より確實の引取人あるものは逐次之を引渡し、十月二十四日處置を了る、又埼玉縣各警察署保護の四百七十一名は、九月十八日第十四師團管下金丸原演習廠舍に集合收容し、地方側之を給養し、軍隊警備したり、亦十月二十日までに總督府に於てそれ〲解放又は歸國せしむ。

兵員等輸送

交通通信部　戒嚴司令部編成當初佐伯大尉主として鐵道關係業務に當り、九月六日より松田中佐及川大尉之を處理し、十三日福島大尉及川大尉に代り、課長岩越大佐及松田中佐監督下に之を處理せり、十七日松田中佐技術部に移り、佐伯大尉及雇員渡邊經一郞福島大尉を補助す。

交通課　九月十七日交通通信部を交通課と改稱す、十月二日課長岩越大佐戒嚴司令部附を免ぜられ、安井少佐代る。

鐵道省に於ては、初め有田事務官連絡のため來り、九月八日より十月八日頃まで同省事務官行島銀太郞事務に當る。

（一）戒嚴地外よりの軍隊輸送

戒嚴地外より軍隊を集中するに當り、統一的輸送を爲し得ざるの事情に在りたるを以て、之が輸送は、全然各部隊に委し、各部隊は、地方鐵道官憲と直接交渉して輸送を實施したり。

（二）戒嚴地域內輸送

イ、軍隊輸送　戒嚴地域內の兵力移動に際し鐵道輸送を爲す事に關し、九月七日鐵道省と左の如く協定す。

軍隊ハ最寄ノ驛長ニ請求シ、軍隊自ラ輸送ヲ實施ス、之カ爲メ輸送部隊長ハ、豫メ人馬材料ノ概數、輸送日時、輸送區間等ヲ戒嚴司令部ニ報告シ、戒嚴司令部ハ、前記人馬材料日時區間等ニ關シ、鐵道省ニ通報シ、車輛配給ノ準據ヲ與フ。

九月十日戒嚴地境內の鐵道輸送に關し、

1、經費ハ後日ノ審議ニ附ス。

2、輸送ヲ簡捷ナラシムル爲メ、輸送指揮官又ハ宰領者ニ於テ、發驛ノ驛長ニ輸送請求ヲナス。

該請求表ニハ、責任者捺印、人馬物件、出發日次、所要車輛數等ヲ明記ス。

を協定し、二十日鐵道省竹島事務官に對して戒嚴地內軍人乘車法に關する便宜方法を交渉するや、軍隊輸送は、一定の要件を具備する適宜の文書を提出する事に依り、軍隊軍人及携行軍需品共全部無賃輸送を爲すべき旨通知あり、是に於て戒嚴地內國有鐵道無賃乘車證明書の樣式を定め、二十二日各部隊に通知せしも、二十六日陸軍省陸普第三九七九號を以て、戒嚴地境內の軍事輸送に關し、一般軍隊に通牒を發したるを以て、所謂證明書の樣式は省通牒に據る事としたり。此くの如くにして戒嚴地內の軍隊輸送は、輸送軍隊自ら輸送を處理する事と爲したるも、戒嚴當初の軍隊輸送並に輸送部隊丈にして、鐵道省地方驛長の處理困難なるものは、戒嚴司令部之を計畫して、鐵道省に交渉し、之を輸送部隊に通知したり、左の如きもの即ち是なり。

九月八日	第一師團人三四〇、馬四	品川八王子間
〃	〃 人二〇〇、馬一六	品川横濱間
〃 九日	歩三二聯隊第二大隊	本庄田端間
〃	歩兵學校歩兵二箇大隊(人八〇〇、荷物若干)	錦絲堀發千葉着
〃	歩兵第五聯隊(二大隊)	田端發横濱着
八日乃至九日	電信第二聯隊	田端發横濱着
〃	工兵第五大隊	田端發横濱着
〃 十一日	工兵第七大隊	大宮發横濱着
〃 廿一日	歩兵第三聯隊(二大隊)	東京發横濱着
〃 廿五日	歩兵第二旅團司令部 歩兵第五十七聯隊	横濱發佐倉着

ロ、在鄉軍人青年團輸送　軍隊作業援助のため配屬せられたる在鄉軍人青年團の輸送を取扱ひたるは、

九月十二日　宮城縣在鄉軍人七九名　田端發程ケ谷着
〃　十三日　埼玉縣熊谷聯隊區司令部比企聯合分會員將校以下三二名　品川發程ケ谷着
〃　十四日　新潟縣青年團二〇六名　田端發程ケ谷着

ハ、避難支那人輸送　九月二十五日後取扱ひたる支那人は、

九月三十日　支那人四〇〇、護衛兵一五、荷物二、〇〇〇　津田沼發錦絲町着
十月二日　支那人五〇〇、護衛兵若干、荷物若干　同右
〃　五日　支那人六五〇、護衛兵三〇、荷物若干　同右
〃　十一日　支那人六六〇、護衛兵一〇　津田沼發兩國橋着
計　支那人一、六一〇、護衛兵五五、外若干、荷物若干

ニ、避難鮮人輸送　九月二十五日警備課森中佐より習志野避難鮮人學生護衛兵共約二百名を、二十六日夕迄に津田沼より東京に輸送する事の請求ありて之を輸送し、後數回の輸送を爲す、即ち十月四日千五十名、八日五百名、十二日三百名、十五日五百名、十九日二百五十名、二十四日七十名、計鮮人二千八百七十名外護衛兵若干を、津田沼驛より錦絲町驛又は兩國橋驛に輸送せり。又中仙道方面より那須野への鮮人輸送は、之を取扱はざりしも、鐵道省との交渉に當る。

ホ、歸還軍隊輸送　統一計畫の下に輸送するを主義としたるも、便宜部隊自ら輸送するものありとし、九月十八日鐵道省と、

1、戒嚴地域外ニ歸還スル軍隊ノ鐵道輸送手續ハ成ルヘク軍用輸送券ヲ使用スルモ、使用シ得サル場合ハ、戒嚴地域內ニ於ケル鐵道乘車手續ヲ通用スルコト。
2、鐵道省連絡船ハ、鐵道ト共ニ海陸ヲ通シ、一葉ノ軍用輸送券又ハ之カ代用文書ヲ以テ乘船スルコトヲ得。

と協定し、同日鐵道省輸送局長より歸還軍隊軍需品輸送手續及料金に關する通牒あり、課に於て左の歸還部隊の計畫指示をなす。

1、各師團派遣衞生機關（第二乃至第十四師團衞生隊及第十六乃至十八師團衞生機關計十六隊）　自九月十九日至九月三十日
2、同通信班（步兵第三十五聯隊通信班、步兵第六十九聯隊通信班二隊）　九月二十一日
3、步工兵隊ヨリ教育其他ノ爲一部歸還セシ部隊（步二九、步三一、步七、步三六、步五〇、步五八、步三〇、步五、步四九、步一七、步五二各聯隊、工二、工三、工五、工一〇、工一六各大隊、計十六隊）　自九月二十七日至十月五日
4、步兵部隊（步兵旅團司令部＝步兵第三第四第六第二十六第二十八旅團司令部、步兵聯隊＝步一五、步六六、步二九、步三〇、步六五、步五〇、步三六、步七、步五、步三一各聯隊及步三二ノ第二大隊、步五八ノ第二大隊、步一七ノ第一大隊、步五二ノ第一大隊、步六〇ノ一中隊、計十個聯隊ト四大隊及一中隊）　自九月廿四日至十一月一日
5、工兵隊（工二、工三、工五、工七、工八、工九、工一〇、工一一、工一二、工一三、工一四、工一六、工一七、工一八各大隊、計十四箇大隊）　自十月六日至十月二十三日
6、電信隊（電信第二聯隊計一箇聯隊）　十月二十五日

第三　航空

A、東京衞戍司令部航空

東京衞戍司令官たる近衞師團長隷下の飛行第五大隊は、九月二日拂曉より命を承けて左の任務に服す。

（一）飛行機ヲ宇都宮ニ飛行セシメ、日光御用邸ニ於ケル兩陛下ノ御動靜を奉伺シ、同時ニ宮內次官ヨリ宮內大臣宛及陸軍大臣ヨリ第十四師團長宛ノ公書ヲ傳達スルコト。
（二）東京本部及中央線方面ノ狀況偵察（東京北部を偵察スル陸軍航空學校ニ連繫シ、寫眞偵察ヲ主トス）。隊は乙式一型偵察機第二四六號（操縱者工兵特務曹長大橋秀治郞偵察兵少尉林順三）をして午前五時十五分立川離陸、宇都宮練兵場着陸、午前九時十九分歸還せしむ、尙大隊長は萬一を顧慮し、午前六時五十分更に一機を出して、第二四六號の行動を確認せしめ、且田母澤御用邸撮影、午前九時十九分歸還せしむ。

報告要旨

一、宇都宮―日光間電信電話ハ通シアリ。
二、日光御用邸ハ無事ニシテ、兩陛下御安泰ニアラセラル。
三、陸軍大臣ノ信書ハ、第十四師團長ニ手渡ス。
四、宮內次官ノ宮內大臣宛信書ハ、栃木縣警察部其ノ內容ヲ警備電話ヲ以テ宮內大臣ニ傳達ス。

而して偵察飛行には乙式二機を使用し、視目寫眞偵察を併用し、左の報告を得たり。

一、東京ノ情況
1、山ノ手方面ヲ除キ、殆ト燒盡ス。
2、神田日本橋京橋區ハ、炎々タル猛火ノ爲高度ヲ下ケ得ス。煙高二千五百米ニ達ス、氣流不良、操縱不如意ナリ。

二、橫濱ノ狀況
全市猛火ニ被ハレ、煙高三千米ニ及ヒ、低空ノ偵察不如意ナルモ、慘害激甚ナリ。

三、中央線方面ノ狀況
1、八王子市ハ倒壞半ニ及ヒ、市內混亂、市外ニ避難民ノ大集團アリ。
2、中央線ハ、八王子―猿橋間ヲ除キ、列車運行中ナリ。
3、與瀨―淺川間、湯ノ花隧道平ノ澤隧道東口墜落。
4、上野原―與瀨間、與瀨隧道墜落。
5、上野原―四方澤間、第二四方澤東口隧道墜落。

東京衞戍司令官命令、

命令

九月二日午後五時三十分
於陸軍省內衞戍司令部

一、明三日飛行第五大隊ハ、主トシテ南部ノ災害情況ヲ偵察シ、成ルヘク寫眞撮影ヲ實施スヘシ。
二、爾今飛行機ノ使用ニ關シテハ、直接航空本部長ノ指揮ヲ受クヘシ。

附記

明三日早朝、左ノ如ク飛行シ得ル如ク飛行機ヲ準備スヘシ。
大阪へ　一機、　宇都宮へ　一機、　高田へ　一機。

此日陸軍省構內裏玄關前天幕內に執務す。

三日朝來左の將校以下勤務に從ふ。

陸軍航空本部長中將安滿欽一、陸軍航空部附少將植田謙吉、陸軍航空部員步兵大佐小澤寅吉、陸軍航空部檢查官益田濟、陸軍航空部員步兵中佐安達堅造、同步兵中佐中西正、陸軍航空部附步兵曹長河野肇造。

是日は乙式二機を以て東京南部の災害狀況を偵察せしも、天候不良にして雲低きため午後飛行を中止し、陸軍航空部陸軍省航空課陸軍航空學校飛行大隊間に左の協定を爲す。

（一）宇都宮方面トノ連絡ハ、特ニ急ヲ要スルモノ、外、地上連絡ニ讓ル。
（二）東京附近―各務ケ原間ニ連絡ノ爲、通常每日一回、双方ヨリ乙式型偵察機一機ヲ飛行セシム、而シテ各務ケ原ヨリハ、同地ヲ基點トシテ、地上連絡ヲ行フ。
此連絡飛行機ハ、通常往航午前八時、歸航午後一時出發トス。
搭載物ハ、總重量二十瓩、總才數二才ヲ限度トス。
（三）爾餘ノ飛行機ハ、之ヲ控置シ、適時監視及情況偵察ニ使用ス。
備考　東京附近―各務原間ハ、陸軍航空學校、飛行第二大隊ニ於テ乙式ヲ以テ擔任シ、別ニ第三師團長ハ、演習トシテ名古屋（小幡原）―三方原―三島―代々木間連絡ニ任シ、各務原以西ハ第十六師團長ノ指揮ニ依リ、各務原―八日市―大阪間ヲ演習トシテ連絡飛行ヲ行フ。

同時に陸軍副官より宮內內務外務遞信文部農商務司法海軍鐵道各次官及內閣書記官警視總監東京府知事東京市長臨時震災事務局長に左の如く移牒す。

陸普第三五三八號

定期連絡飛行ノ件通牒

大正十二年九月三日　陸軍副官　中村孝太郎

東京市長　永田秀次郎殿

明四日ヨリ若干日間、陸軍航空部隊ヲシテ別紙計畫ニ基キ、東京名古屋間ノ定期連絡飛行ヲ實施セシメ候ニ付、公文書等（郵便電信ヲ以テ名古屋以外ノニ轉送シ得ルモノヲ含ム）託送ニ相應可申候條及通牒候也。

追テ、託送品ハ、陸軍航空部（在三宅坂）ニ送付相成度、尙飛行機ノ特種上遲着其ノ他ノ事故ナキヲ保シ難キニ付、御含置相成度申添候。（別紙飛行機使用計畫略。）

四日の飛行に關する命令は、陸軍航空本部より左の如く出づ。

命令

九月三日午後四時
於陸軍省航空課

飛行第五大隊ハ、明（四三）日中央線列車運行狀態及宇都宮トノ連絡（午前九時出發シ得ル準備スヘシ）ニ任スヘシ。

B、戒嚴司令部航空

三日夕關東戒嚴司令部編成せられ、飛行第五大隊及氣球隊は共隷下に入り、陸軍航空部員步兵中佐安達堅造、同少佐江橋英次郎、同大尉柴田信一、戒嚴司令部附を命ぜらる、是日航空本部長命を陸軍航空學校敎導中隊に下して、代々木練兵場を補助着陸場に使用するため整備せしむ、以て連絡に便するなり。

戒嚴司令部編成に伴ひ、陸軍大臣の命に依り、航空本部長指揮下の陸軍航空學校、同下志津分校、並に飛行第二大隊と用法上の連絡を圓滑にする目的を以て、戒嚴司令部附のものをして兩者の事務を兼掌せしむるに決す。

午後より陸軍省航空課內に執務す。

四日參謀磯田砲兵大尉東京及附近の震災狀況上聞の爲め、代々木宇都宮間を飛行機に因り、日光御用邸に伺候す、安達中佐は司令官に隨行して赤坂離宮に參候し、攝政宮殿下に拜謁仰付られ、震災地空中寫眞の御說明を上聞に達す、陸軍航空學校下志津分校相良砲兵大尉以下參謀本部東南側空地に航空無線通信所を設け、所澤及下志津との通信を開始す、飛行第五大隊は中央線方面の鐵道狀態を偵察し、五日は人心安定のため宣傳文を撒布し、及大島三原山爆發の眞否其他を偵察したり。

六日又宣傳文を撒布し、偵察の補足を行ひ、五日の戒命に依り、同夜晩く東京に到着したる氣球隊は、九段附近に陣地を定め、左の命令に基き即時昇騰す。

戒命第十二號

命令

九月六日正午
於關東戒嚴司令部

一、氣球隊ハ、九段步兵營附近ニ昇騰シ、損害ヲ被ラサル市街地ノ火災徵候ノ偵察、並災害地域ノ監視ニ任スヘシ。

二、其隊ノ有スル通信器材ヲ以テ氣球昇騰地ト戒嚴司令部間ト電話連絡ニ任スヘシ。

三、晝間氣球ノ昇騰ニ際シテハ、大國旗ヲ揭揚スルヲ要ス。

右命令ト同時ニ、特ニ宮城離宮官公署揚陸場等ノ監視ヲ嚴ニスヘキヲ注意ス。

戒命第十三號

命令

九月六日午後六時
於關東戒嚴司令部

飛行第五大隊及氣球隊ハ、爾今別命ナケレハ、前任務ヲ續行スヘシ。

八日に至り、戒嚴司令部、陸軍航空部、陸軍省航空課、陸軍航空學校、關係各隊間に、九月十一日以後に於ける航空部隊使用に關する協定あり。

一、陸軍航空部ヲシテ、所澤―各務原間連絡飛行ヲ擔任セシメ、主トシテ飛行第二大隊及同大隊長ノ臨時區署ヲ受クル飛行第四大隊ノ一部ヲ以テ之ニ充テ、當分双方ヨリ日々一回ノ定期連絡ヲ行フモ、各種交通通信ノ整備ニ伴ヒ、臨時連絡ヲ止ム。

所澤―代々木間ノ連絡　所澤及代々木ニ於ケル地上勤務ハ、陸軍航空學校ニ於テ之ヲ實施ス。

二、宣傳飛行ハ、關東戒嚴司令部ノ擔任トシ、飛行第五大隊ヲシテ實施セシム。

立川―代々木間ノ連絡ハ、飛行第五大隊ニ於テ實施ス。

三、氣球隊ハ、適時其屯營ニ復歸セシム。

十日戒嚴司令部宣傳實行部を閉鎖し、將來の宣傳は主として地上軍隊の手に實施する事と爲れり。

十一日補給救護及技術的作業は陸軍震災救護委員の管掌に歸し、戒嚴司令部は、隷下部隊を以て主として警備に任ずる事と爲り、戒嚴司令部航空執務所は、省航空課內より參謀本部戒嚴司令部內に移す。

十二日東京派遣の氣球隊に合して、十四日までに原衛戍地に歸せしむ、是日戒嚴司令部編成の改正あり。

一、司令部參謀部內ニ、警備、情報、航空、交通、補給ノ五課ヲ設ケ、從來不文ナリシ航空分掌業務ヲ左ノ如ク成文ス。

1、航空通信連絡並隷下航空部隊使用ニ關スル事項。

2、隷下航空部隊補給ニ關スル事項。

3、航空部本部隷下部隊學校トノ交渉事項。

二、航空課ハ、安達步兵中佐ヲ長トシ、江橋步兵少佐柴田步兵大尉ヲ課員トシ河野步兵曹長三橋雇員ヲ配屬ス。尙航空部本部長管掌業務トノ連絡上、許可ヲ得テ、陸軍航空部永井步兵中尉奧山雇員吉田給仕ヲ臨時配屬シ、航空課業務ヲ補助セシム。

十三日よりは日々一機を代々木練兵場に備へて應急準備に任じ、二十七日まで日々代々木―立川、立川―所澤、代々木―所澤間の連絡に當り、偵察及通信命令の傳達を爲し、十六日より飛行第五大隊より下士以下を出して航空學校敎導中隊の代々木飛行場勤務を援助し、二十五日よりは同勤務を同隊に擔任す。

各務ヶ原―所澤―代々木間の定期飛行は二十二日限中止せられ、飛行第五大隊は十月一日以後兵營に在りて待命する事となり、代々木練兵場には通信所を殘置し、所要人員器械を留む。

共後氣球隊は、十月八日戒嚴任務を解きて原所屬近衛師團長の隷下に復歸し、飛行第五大隊の飛行機を代々木練兵場常置を十月一日を以て中止し、同五日までは臨時着陸を顧慮して勤務員を置き、爾後立川司令部間は、主として電話を以て連絡し、三十日戒嚴司令官の直轄を脫して近衛師團長の隷下に復歸す。

關東大震災ニ關スル飛行第五大隊飛行記錄

自九月二日
至十月三十日

月日	機種番號	操縱者	偵察者	出發時刻（時分）	歸還時刻（時分）	飛行時間（時間分）	任務	報告摘要
九月二日	乙式二四六	大橋特務曹長	林少尉	前 六、二五	前 八、二五	一、四〇	京都宮第十四師團長及宮內大臣宛ノ信書携行同地田母澤御用邸ノ模樣聽取	
〃	乙式二二四	小田曹長	小池中尉	〃 六、五〇	〃 九、一九	二、二七	第一機ノ宇都宮ニ於ケル情況確認且田母澤上空ニ至リ御用邸ノ情況視察	宇都宮、田母澤、狀況異狀ナシ 任務完了
〃	乙式二二六	久野少尉	久野少尉	〃 八、一八	〃 四、五三	一、三五	視察　東京南部撮影	
〃	乙式二四六	織田中尉	金井中尉	後 一、二八	後 一、四六	一八	宇都宮ニ連絡	雲ノタメ引返セリ

九月二日	乙式二四六	織田中尉	金井中尉	後 二、五三	後 三、二三	三〇	宇都宮連絡		雲ノ爲メ引返セリ
〃	乙式二二四	丹原曹長	富永中尉	〃 五、四〇	〃 六、三〇	五〇	八王子附近情況偵察	八王子附近ハ混雜シ婦女子ハ皆避難シツヽアレトモ鮮人ニ關シテハ異狀ヲ認メス	
九月三日	同右	山崎特務曹長	小野中尉	前 一〇、一五	前 一〇、四〇	二五	東京市東南部航空學校ト協定地域災害狀況ノ寫眞撮影止ムヲ得サレハ視目偵察		東京上空ニ至リ雲ノタメ任務ヲ遂行シ得ス
〃	乙式二五六	丹原曹長	林少尉	〃 一〇、一五	〃 一一、〇〇	四五	同右		同右
九月四日	乙式二五七	久野少尉	五見大尉	〃 九、一七	〃 一〇、四〇	一、二三	鐵道偵察		
〃	乙式二四六	織田中尉	磯田大尉	後 一、五三	後 二、四三	五〇	宇都宮連絡		宇都宮ニ滯在
九月五日	乙式二二四	小田曹長	林少尉	前 八、一七	前 九、三三	一、一六	田端新宿ヲ連ヌル線以東ノ東京市ノ宣傳文撒布及災害情況ノ寫眞撮影		
〃	乙式二五六	山崎特務曹長	小野中尉	〃 八、五六	〃 九、五六	一、〇〇	田端新宿ヲ連ヌル線以西ノ東京市ノ宣傳文撒布及災害情況ノ寫眞撮影		
〃	乙式二二八	久野少尉	富永中尉	〃 八、一三	〃 八、四三	三〇	國分寺府中原町田長津田横濱市川崎溝口調布宣傳文撒布横濱情況偵察大島ノ遠望景況ヲ視察		
〃	乙式一三四	同右	同右	〃 九、〇三	〃 一〇、〇三	一、〇〇	同右		
〃	乙式二五七	大橋特務曹長	金井中尉	〃 九、三三	〃 一〇、一四	四一	昨日宇都宮連絡ノ爲メ飛行セシ織田機狀況視察並宇都宮ニ連絡		任務完了
〃	乙式二四六	織田中尉		宇都宮發	〃 一〇、二〇	一、一〇	宇都宮連絡		
〃	乙式二五六	小田曹長	小池中尉	前 一〇、三一	後 一二、〇一	一、三〇	八王子上溝厚木伊勢原秦野小田原大礒平塚井茅ケ崎諸地方ニ宣傳文撒布井小田原災害狀況視察料寫眞撮影大島噴烟狀態遠望		
〃	乙式二二四	丹原曹長	林少尉	〃 一〇、三〇	〃 一二、〇一	一、三一	戸塚町藤澤町鎌倉町ノ各地ニ宣傳文撒布井鎌倉町横須賀市横濱市ノ情況		
〃	乙式二五七	大橋特務曹長	金井中尉	宇都宮發	〃 二、二三	一、二〇	宇都宮連絡		任務完了 書類携行
九月六日	同右	織田中尉	林少尉	前 八、一五	前 八、五五	四〇	代々木練兵場ニ至リ戒嚴司令部ノ主腦トシテ一當地以西ノ甲州街道八王子厚木諸道偵察		任務完了
〃	同右	同右	同右	後 四、二〇	後 四、三五	一五	同右		同右
九月六日	乙式二二四	西川曹長	小池中尉	前 九、〇〇	前 九、五四	五四	東京及東京附近宣傳文撒布		任務完了
〃	乙式二五六	山崎特務曹長	小野中尉	〃 九、〇三	〃 一〇、一五	一、一二	鎌倉葉山方面寫眞撮影		
〃	九式二四六	丹原曹長	加藤特務曹長	前 九、〇〇	前 九、五七	五七	東京市宣傳文撒布		任務完了
〃	乙式二二四	曾根大尉		〃 一〇、一七	〃 一一、四一	一、二四	上溝原町田厚木町調布方面宣傳文撒布及橋梁偵察		
〃	乙式二五六	久野少尉	小野中尉	〃 一一、三〇	後 一二、三一	一、〇一	小田原方面寫眞撮影		
九月七日	乙式一三四	西川曹長		〃 九、四〇	前 九、五〇	一〇	通信文携行連絡		任務完了
〃	乙式二五七	織田中尉	富永中尉	〃 一〇、五七	後 一二、二〇	一、二三	相模平地主要部落及東京市北部ニ宣傳文撒布及情況視察		
〃	乙式一三四	西川曹長	三重縣保安課長	〃 一〇、二五	前 一〇、五七	三二	通信文携行並輸送		
〃	同右	同右		〃 一一、〇三	〃 一一、一三	一〇	同右		任務完了
〃	乙式二二四	小田曹長	小野中尉	〃 一一、〇〇	〃 一一、四〇	四〇	東京市内及東北方部落宣傳文撒布及情況視察		同右
〃	乙式□□六	久野少尉	三重縣保安課長	後 〇、〇三	〃 六、三〇	往 二、二七 復 二、四〇	明野ヘ連絡並三重縣保安課長ヲ明野ニ輸送		同右
〃	乙式一三四	西川曹長		〃 四、〇〇	後 四、四五	四五	通信文携行代々木前進着陸場ヨリ歸還		同右
九月八日	同右	小田曹長		前 八、二一	前 八、三四	一三	代々木ニ前進並連絡		同右
〃	乙式二五七	山崎特務曹長	小池中尉	〃 七、二七	〃 七、五二	二五	東京市内罹災民集合地殘存セル市街地及郡部ニ宣傳文撒布		同右
〃	乙式二四八	丹原曹長		〃 九、二七	〃 九、五二	二五	所澤ニ連絡		同右
〃	同右	同右		〃 九、五五	〃 一〇、一〇	一五	所澤ヨリ歸還		同右
〃	同右	大橋特務曹長	小野中尉	〃 一一、一五	後 〇、二五	一、一〇	東京市内罹災民集合地殘存セル市街地及郡部ニ宣傳文撒布		同右
〃	乙式一三四	小田曹長		〃 一〇、四五	前 一一、〇二	一七	代々木ヨリ連絡ノタメ信書携行		同右
〃	同右	同右		後 一二、四七	後 一、〇四	一七	代々木ヘ前進並連絡飛行		同右
〃	乙式二四八	織田中尉	林少尉	〃 一、五〇	前 二、二五	三五	東京市内罹災民集合地殘存セル市街地及郡部ニ宣傳文撒布		同右
九月八日	乙式一三四	小田曹長		後 五、四〇	後 五、五五	一五	代々木ヨリ歸航並連絡		同右
九月九日	乙式二五六	久野少尉	富永中尉	前 六、二七	前 七、四八	一、二一	代々木ニ於テ宣傳文ヲ受領シ横濱市主要罹災民集合地ニ宣傳文撒布及情況視察		
〃	乙式一三四	山崎特務曹長		〃 六、二六	〃 六、四一	一五	代々木ニ連絡飛行		任務完了
〃	乙式二二四	西川曹長	小野中尉	〃 九、〇七	〃 一〇、三〇	一、二三	厚木小田原方面寫眞撮影		

九月九日	乙式一三四	山崎特務曹長		後二、〇〇	後四、一七	一七	代々木ヨリ歸還		宣傳文撒布 信書携行
九月十一日	乙式二四六	織田中尉	林少尉	前八、五九	前一一、〇五	二、〇六	利根川左岸地區境町古河舘林佐野足利太田伊勢崎桐生前橋ノ各地宣傳文撒布		任務完了
〃	乙式二四八	丹原曹長		〃八、二九	〃七、四〇	三〇	代々木ニ連絡		同右
〃	乙式二五七	大橋特務曹長	小池中尉	〃八、五九	〃一〇、五五	二、〇〇	利根川右岸地區粕壁杉戸久喜幸手加須忍町熊谷妻沼深谷本庄高崎ニ宣傳文撒布	雲ノタメ設定地域ニ撒布シ得ス熊谷高崎藤岡新町木崎深谷ニ撒布	高崎練兵場ニハ通信筒ヲ投下シタリ
〃	乙式二四八	丹原曹長		〃一二、一三	後〇、四五	一、三〇	代々木ト小田原トノ連絡ノタメ小田原ニ通信筒投下		任務完了
〃	同右	同右		後四、〇二	〃四、二〇	一八	代々木ヨリ歸航		信書携行
九月十二日	乙式二五七	西川曹長	富永中尉	前八、三〇	前八、二〇	三〇	新宿ヨリ日比谷公園ニ連ヌル線以南ノ山ノ手線一帶及糧食分配所附近ニ宣傳文撒布		任務完了
〃	乙式二四六	小田曹長	小野中尉	〃八、〇〇	〃八、二四	二四	新宿ヨリ日比谷公園ニ連ヌル線以北ノ山ノ手一帶及糧食分配所附近ニ宣傳文撒布		同右
〃	乙式二四八	大橋特務曹長		〃八、〇五	〃八、三二	二七	代々木トノ連絡		密雲ノタメ引返ス
〃	同右	同右		〃一〇、三七	〃一一、〇五	二八	同右		信書携行
〃	乙式二六七	西川曹長	富永中尉	〃一〇、四三	〃一一、三〇	四七	宣傳文撒布		任務完了
〃	乙式二四六	小田曹長	小野中尉	〃一〇、四七	〃一一、二七	四〇	同右		同右
〃	乙式二四八	大橋特務曹長		後三、二五	後三、四〇	一五	代々木ヨリ歸航		信書携行
九月十三日	乙式二五七	久野少尉		〃〇、〇四	〃〇、一七	一三	代々木ニ連絡		任務完了
〃	同右	同右		〃三、〇二	〃三、一七	一五	代々木ヨリ歸航		同右
九月十六日	乙式五二七	西川曹長		前八、五〇	前九、〇五	一五	代々木ニ連絡		
〃	同右	同右		後四、〇〇	後四、三〇	三〇	代々木ヨリ歸航		任務完了
九月十七日	乙式二二四	丹原曹長		前七、三八	前七、五五	一七	代々木ニ連絡		信書携行
〃	乙式二二五	山崎特務曹長	富永中尉	〃一一、〇〇	〃一一、一七	一七	東京方面大災情況偵察	三河島ニ於テ約二三十軒炎上シタルモ目下鎭火セリ東京市內ハ異狀ヲ認メス	
〃	乙式二二四	丹原曹長	同右	後三、一七	後三、三六	一九	代々木ヨリ立川ヘ歸航		二二號車輪修□ノタメ
〃	乙式二二五	山崎特務曹長		〃一、三五	〃一、五二	一七	代々木連絡		

九月十七日	乙式二二四	丹原曹長		後一二、五八	後一、一五	一七	代々木連絡	車輪携行
〃	同右	同右	今澤大尉	〃二、三〇	〃三、一〇	四〇	藤澤警備隊司令官宛ノ信書ヲ同地上空ニ至リ通信筒投下	任務完了
〃	同右	同右		〃四、一〇	〃四、四〇	三〇	代々木連絡	同右
九月十八日	同右	小田曹長	曾根大尉	前八、一五	前八、三一	一六	同右	
〃	同右	同右	同右	後三、二八	後三、四五	一七	同右	任務完了
九月十九日	同右	山崎特務曹長		前八、一〇	前八、三四	二四	同右	
〃	同右	同右		後三、四〇	後三、五五	一五	同右	任務完了
九月二十日	同右	大橋特務曹長		前八、四〇	前八、五五	一五	同右	
〃	乙式二五六	久野少尉	林少尉	〃一〇、四〇	〃一一、二〇	四〇	横濱小田原方面寫眞撮影	天候險惡トナリ任務遂行シ得ス
〃	乙式二二四	大橋特務曹長		後二、四〇	後三、一五	三五	代々木ヨリ歸航	任務完了
九月廿一日	乙式二四六	久野少尉		前八、四七	前九、〇五	一、一六	代々木ニ連絡	
〃	乙式二五六	織田中尉	林少尉	〃九、五六	〃一一、一三	一、一七	芝浦寫眞撮影	
〃	乙式二四六	久野少尉		〃一一、〇五	〃一一、二〇	一五	代々木ヨリ歸航	任務完了
〃	同右	同右		後三、一七	後三、三二	一五	代々木ニ連絡	
〃	乙式二五六	山崎特務曹長	小野中尉	〃二、〇五	〃三、一〇	一、〇五	寫眞偵察	
〃	乙式二四六	久野少尉		〃三、三二	〃四、〇〇	二八	代々木ヨリ歸航	任務完了
九月廿二日	同右	西川曹長		〃二、五〇	〃三、三五	一、四五	代々木ニ連絡	
〃	同右	同右		〃四、三〇	〃四、五〇	二〇	代々木ヨリ歸航	
九月廿三日	同右	丹原曹長	曾根大尉	前八、一五	前八、五〇	三五	代々木ニ連絡	
〃	乙式二五六	久野少尉		〃八、四四	〃九、〇〇	一六	同右	
〃	乙式二五七	大橋特務曹長	小池中尉	〃八、四四	〃九、〇五	二一	同右	
〃	乙式二二四	山崎特務曹長	小野中尉	〃八、四四	〃九、〇三	一九	同右	
〃	乙式二三六	久野少尉		〃九、四二	〃九、五七	一五	立川ヘ歸還	任務完了
〃	乙式二二四	山崎特務曹長	小野中尉	〃九、四九	〃一〇、〇四	一五	同右	同右
〃	乙式二五七	大橋特務曹長	小池中尉	〃九、五三	〃一〇、〇六	一三	同右	同右
〃	乙式二四六	丹原曹長	曾根大尉	後一、四四	後二、〇五	二一	同右	同右
九月廿五日	乙式二四八	織田中尉		前一〇、一五	前一〇、三五	二〇	代々木ニ連絡	

九月廿五日	乙式二五七	小田曹長	川上主計	前一〇、三五	前一〇、〇五	三〇	代々木ヨリ歸航	脚部故障ノ爲メ引返す
〃	乙式二四八	織田中尉	小田曹長	〃一一、四七	後〇、〇七	二〇	代々木ヨリ連絡	信書携行
〃	同　右	西川曹長		後一、三五	〃一、五四	一九	代々木ニ連絡	任務完了
〃	乙式二四六	織田中尉	小野中尉	〃一、一〇	〃二、三五	一、二五	小田原連絡飛行	
〃	同　右	同　右	同　右	〃四、四〇	〃五、〇三	二三	代々木ニ連絡	故障の爲引返
〃	乙式二四八	西川曹長	川上主計	〃四、四〇	〃四、四六	六	代々木ヨリ歸航	任務完了
〃	乙式二五七	小田曹長		〃六、〇五	〃六、三五	三〇	同　右	
九月廿六日	乙式二二四	久野少尉		前八、四〇	〃九、〇〇	二〇	代々木ニ連絡	
〃	乙式二四八	西川曹長	川上主計	〃一〇、〇〇	〃一〇、三〇	三〇	立川ニ歸還	任務完了
〃	乙式二五六	丹原曹長		〃一〇、一三	〃一一、〇〇	四七	下志津ニ連絡	
〃	同　右	同　右		後一、二五	後二、〇〇	三五	下志津連絡歸還	任務完了
〃	乙式二二八	小田曹長		〃二、一〇	〃二、五五	四五	寫眞及文書携行	
〃	乙式二二四	久野少尉	林　少尉	〃三、五〇	〃三、三〇	三〇	連絡ノタメ	
〃	乙式二二八	小田曹長		〃三、四〇	〃四、一一	三一	立川へ歸還	任務完了
九月廿七日	同　右	西川曹長	曾根大尉	前九、一〇	前九、二七	一七	代々木ニ連絡	同　右
〃	同　右	同　右	同　右	後三、二五	後三、四一	一六	同　右	同　右
九月廿九日	同　右	大橋特務曹長		前九、二六	前九、四六	一九	同　右	同　右
〃	同　右	同　右		〃一〇、三〇	〃一一、〇五	三五	同　右	同　右
〃	同　右	同　右		〃一一、二五	〃一一、四〇	一五	同　右	同　右
〃	同　右	同　右		後三、四三	後八、〇〇	一七	同　右	同　右
〃	同　右	山崎特務曹長		前九、三五	前九、五〇	一五	同　右	同　右
〃	同　右	同　右		〃一一、三〇	〃一一、五六	二六	同　右	同　右
十月一日	乙式二四六	大橋特務曹長	曾根大尉	〃一〇、一〇	〃一〇、四〇	三〇	同　右	
〃	乙式二五六	丹原曹長	小池中尉	後一、四〇	後三、五〇	一、三〇	同　右	
〃	乙式二四六	大橋特務曹長	曾根大尉	〃二、五二	〃三、一〇	一八	同　右	
〃	乙式二五六	小田曹長		前一〇、四〇	前一〇、五〇	一〇	同　右	
十月四日	乙式二二八	曾根大尉	櫻井大佐	〃九、五〇	〃一〇、二六	三六	横濱情況視察	
十月四日	乙式二二八	大橋特務曹長		前一一、〇五	前一一、二三	一八	連　絡	
〃	乙式二四六	山崎特務曹長	小野中尉	〃一〇、三〇	〃一一、〇六	三六	横濱寫眞偵察	
〃	同　右	久野少尉	林　少尉	後一、〇六	後二、〇一	五五	馬入川橋梁偵察	

飛行時間合計數八百〇七時ト十分間。

大正十二年（自九月五日至九月十四日）氣球昇騰記錄　氣球隊

月日	昇騰回數	偵察時間（時間　分）	偵察者	任務	報告	摘要
九月六日	八	九、一〇	八名全員	東京市内一般ノ徴候偵察及監視	震災地ノ情況報告	偵察者ハ隊長以下全員之ニ當ル
九月七日	七	一〇、〇〇	八名全員	同右	同右	
九月八日	七	九、一五	四宮少佐田部大尉ヲ除ク全員	同右及寫眞撮影	同右	
九月九日	五	六、一〇	同右	同右	寫眞呈出震災地情況報告	
九月十日	四	四、五〇	同右	同右	同右	氣流不良ノ爲午後昇騰セス
九月十一日	六	七、二〇	同右	同右	同右	
九月十二日	五	七、二五	八名全員		夜間ノ情態報告	
九月十三日	四	五、五〇	同右	寫眞撮影	寫眞呈出	
合計	四六	六〇、〇〇			八回	

備考　一、右表ノ八名全員ハ四宮少佐田部大尉戸田大尉安井大尉福武中尉山口歩兵中尉米滿中尉小林中尉トス。

二、毎日戒嚴司令部ニ天氣ヲ報告ス。

第四　補給

イ、經過

（一）第一期（自九月一日至九月三日）　補給部成立に先ち、省及東京衛戍司令部は、主として糧食及自動車燃料の補給計畫を樹て、二日朝宇都宮高田名古屋各師團大阪糧秣支廠を始めとして各部隊より保管糧秣を急送せしめ、近縣より蒐集し、先づ近衛第一兩師團の糧秣を出して、避難民を救護せしめ、交通機關杜絶の結果、自動車の必要激増したるに對し、之が燃料の配給刻下の急務と爲りたるより、陸軍部内貯藏油を一般官公衙公共團體其他通信業者に配給したるのみならず、民間在留の集積を計り、自動車燃料配給を統制し、以て臨時震災救護事務局ガソリン課成るに及ぶ。

（二）第二期（自九月四日至九月十日）　關東戒嚴司令官隷下に補給部を設け、指揮下に芝浦、田端、龜戸、新宿、横濱各配給部隅田川兩國各配給支部を置き、以て一般及軍隊糧秣の輸送配給に當れり、之を補給部補給作業の上期

と爲す。

（三）第三期（自九月十一日至九月二十日）陸軍省に陸軍震災救護委員の設置を見、戒嚴司令部警備以外の業務を同委員に移すに及び、補給部亦同委員の隸下に入りて一般の輸送配給業務に當り、食糧問題の安定に伴ひ、餘力を衣服材料の輸送に轉用するの端を啓くと共に、一面集積業務を開始す、而して一方に於ける戒嚴部隊の補給は、參謀內に補給課を設けて之を主司し、同時に集積業務をも行ふ、之を補給部補給作業の中期、補給課補給作業の上期と爲す。

（四）第四期（自九月二十日至九月卅日及十月二日）一般補給業務は、陸軍震災救護委員より臨時震災救護事務局に移され、乃ち輸送配給作業を配給部より同局管理の救護協議會に引渡し、救助米は事務局食糧部之を統制し、販賣米は農商務省食糧局之を處理する事となり、九月二十三日より二十八日までに配給部の引繼了り、補給部は三十日を以て撤廢せらる、即ち補給部作業の下期なり、軍隊の補給業務は、上期を承けて十月二日の編制改正に至る、即ち補給作業の中期なり。

（五）第五期（自十月二日至十月卅一日）十月二日補給課編制改正あり、次第に業務を縮小し、以て同月三十一日の廢止に至る、實に補給課作業の下期なり。

ロ、糧食補給

A、一般糧食補給

大災のため帝都の大半を焦土とし、糧食物資を烏有に歸したるのみならず、交通設備も悉く破壞せられ、二百萬の罹災者は首として糧食缺乏の脅威を感じたり、當局は直に全國に打電じて糧食材料の發送を命ずると共に、其の管理する殘存米を以て救助に從事し、有志亦米廩を開きて急を救ふと雖、資源忽ち枯渇し、四日に至り剩す所僅に一兩日を支ふるに過ぎざらんとしたり、たま〳〵信越東北常磐總武諸鐵道開通し、曩の電報に依り、若くは自發的に發送したる各地の糧食田端隅田川龜戶各驛に集り、海軍及地方の救護船逐次芝浦に到着し、補給の成算確立するを得たり。

而して一方に臨時震災救護事務局の設置を見ると同時に、關東戒嚴司令部の編制成り、糧食に關し、事務局の統制に基き、陸軍は芝浦龜戶田端新宿に配給部を設け、極力事務局を援助する方針を決議し、九月四日戒嚴司令部に補給部を設け、步兵大佐外山豐造を部長とし、戒嚴部隊の補給を爲すと共に、戒嚴地域內の一般罹災者に對し、糧食の輸送配給に關する計畫指示に任ぜしむ、乃ち戒嚴司令部情報部の情報に基き、罹災民集散の概數を推斷し、大正十年度國勢調査の人口を參考して補給計畫を策定す、五日午前九時事務局に於て關係委員會合して、

協定（九月五日於事務局會議協定）

方針

戒嚴司令部補給部ハ、臨時震災事務局ノ指示ニヨリ、戒嚴地域內ニ在ル罹災者ニ對シ、府市ノ糧秣交付所迄食糧ノ輸送及之カ警戒ニ任ス、而シテ食糧ノ統制運用ニ關シテハ、事務局其責ニ任シ、補給部ハ、之カ輸送ニ任シテ、事務局ノ業務ヲ極力援助スルニ在リ。

細項

第一項、陸揚　陸揚計畫及實施ハ、總テ海軍ニ於テ之ヲ統一指揮ス、而シテ芝浦陸揚ニ於テハ、其岸壁迄ノ陸揚ハ海軍之ニ任シ、陸軍ハ之ヲ集積所ニ運搬集積シ、警戒ノ責ニ任ス、其授受保管ハ、事務局出張員、陸海軍主任者立會ノ上之ヲ行フモ、事務局ノ主宰スル處トス。

第二項、配給　配給ハ到着食糧ノ數量及府市ノ要求ニ基キ、事務局ニ於テ統制シ、其實行ニ關シ、補給部ニ指示シ、補給部ハ、各其配給部ニ命シ、府市ノ要求スル食糧分配所（區役所或ハ郡役所）ニ輸送セシム。

但、配給ヲ敏速ナラシムルタメ、補給部會報ニ於テ、關係當事者會議ノ上、翌日ニ關スル配給計畫ヲ立テ、之ヲ實施スル外、臨時突發ノ事件ニ關シテハ、各配給部ニアル關係當事者協議ノ上、適宜處理スルモノトス。

第三項、輸送及授受　集積地及下卸地ヨリ糧秣分配所ニ至ル間ノ輸送及其警戒ハ、配給部ノ責任トス、而シテ發送地ニ於ケル授受ハ、關係當事者立會ノ上配給部之ヲ受領シ、分配所ニ於テ府市ノ吏員之ヲ受領ス、爾後罹災者ニ對スル分配ハ、府市ノ吏員其責ニ任ス。

第四項、陸揚輸送材料（車馬艀舟）及人夫　陸揚及輸送材料及人夫ハ、配給部ノ要求ニ依リ、府市之ヲ提供ス、而シテ其徵傭ニ關シテハ、主トシテ警視廳其責ニ任ス。

右輸送材料及人夫ノ雇傭銀ハ、府市ニ於テ之ヲ擔任シ、配給部ハ人夫ノ給養ニ任ス。

第五項、糧秣材料彼此融通ノ件　各配給管區ハ、其管區內ノ物資ニヨリテ其擔任區域ノ配給ニ任スルモ、情況ノ變化ニ應シ、適宜融通ヲ要スル時ハ、補給部ハ府市ノ當事者ト協議シ、各配給部ニ命シテ轉送セシメ、若ハ補給部自ラ之ヲ行フコトアリ、又府市軍部ノ食糧ニシテ、配給ノ關係上流用ヲ要スルトキハ、配給部ニ於テ當事者協議ノ上之ヲ決定ス。

第六項、鐵道輸送　鐵道輸送ノ利用ニ關シテハ、事務局交通部ニ於テ鐵道省ニ交涉シ、ナシ得ル限リ補給ニ協力スルヲ以テ、補給部ハ、事務局食糧部ヲ經テ交通部ニ要求スルコト。

第七項、食糧以外ノ配給　後日之ヲ定ム。

の協定を爲すや、直に事務局及府市警視廳等調査する所の罹災民集散の情況及糧食到着の概數に基き、前補給計畫を假正して左の如く策定す。

補給計畫

方針

飢餓ニ瀕セル罹災者ニ對シ、速ニ先ツ食糧ヲ配給シ、其危急ヲ救フニ在リ、之カ爲配給ハ事務所ノ指示ニヨリ、各宛名ノ主任者ニ交付スルヲ本則トスルモ、情況ノ變化ニ應シ、臨機協定シテ彼是流通シ、以テ給養ニ支障ナカラシムルニ在リ、而シテ配給日額ヲ一萬石（二萬五千俵）ト豫定ス。

處置

一、補給部ヲ戒嚴司令部內ニ設ケ、事務局ノ指示ニ基キ、府市要求ニ依リ、配給業務ヲ統一セシム。

二、直接配給ノ實施ニ任スルタメ、龜戶田端新宿橫濱ニ配給部ヲ設置シ、其配給管區及食糧分配所ヲ豫定スルコト、別紙要圖ノ如シ。

三、配給日額ヲ約一萬石ト概定シ、各管區ニ配當スルコト次ノ如シ。

龜戶配給部（南葛飾郡、本所區深川區）	四、九〇〇俵
田端配給部（北豐島郡、南足立郡）	五、九〇〇俵
同隅田川支部（本鄉、下谷、小石川區）	
新宿配給部（豐多摩郡四谷、牛込區）	四、二〇〇俵
芝浦配給部（荏原郡、麻布、赤坂、芝、日本橋）	八、〇〇〇俵
同兩國支部（京橋、麴町、淺草、神田區）	
橫濱配給部（橫濱市、神奈川縣）	橫濱及神奈川縣下ノ配給ハ、向後海神奈川ニ陸揚シ、品川ニ輸送ノ準備ニアラシム
補給部（全管區及軍隊）	全管區ニ亘リ臨機赴援スルノ外、軍隊ノ補給ニ任ス

四、輸送機關ヲ左ノ如ク配屬シ、當該管區ノ輸送ニ任セシム。

	自動貨車	馬車	手車	人夫
芝浦配給司令部	三〇	七〇	三〇	二、〇〇〇
龜戶配給部	一〇	一〇	—	二五〇
田端配給部	二〇	六〇	一〇	四〇〇
新宿配給部	一〇	五〇	二〇	三五〇
橫濱配給部	五	一〇	一〇	二〇〇
補給部	二〇	—	—	五〇
計	九五	二〇〇	七〇	三、二五〇

理由

配給日額ノ決定　罹災前ニ於ケル東京市ノ人口ハ約二百五十萬、隣接五郡ノ人口約百二十萬人ナリ、罹災率市ハ八割郡部約二割ト見ル時ハ、震災ノタメ救助

ヲ要スルモノ東京市百七十五萬、郡部二十四萬、合計約二百萬人ト概算ス。今一人一日四合ノ米ト四十匁ノ副食物ヲ配給スルモノトセム乎、八千石ト八萬貫ノ副食物ヲ配給セサルヘカラス。

此他震災ニヨル失業者購買不能者一割トシ、若干ノ餘備ヲ見込ム時ハ、一日米一萬石（二萬五千俵）副食物十萬貫ノ輸送ヲ準備スルヲ要ス。

配給管區　配給管區ハ、其後方補給線ノ狀況及其能力及擔任管區ノ現在人口、特ニ救助ヲ要スル人員ノ多寡其他交通網ノ狀況ニ應シテ之ヲ決定セサルヘカラス、當時人口ノ動靜容易ニ之ヲ知ル能ハス、府市ノ調査モ未タ詳ナラサリシヲ以テ、之ヲ適確ニ區分スルコト困難ナル故、主トシテ後方補給線ノ情況及交通網ノ情況ニヨリテ之ヲ決定シ、現在人口ハ府市ノ大要調査ニ基キテ略〻各管區ノ擔任ヲ平均セシムルコトトセリ。

東京市ノ罹災者百八十萬トシテ、其七割ハ隣接郡部ニ、三割ハ市內ニ在リ、內一割ハ各燒跡ノ安全ナル地域ニ集マルモノト判斷シ、其救助米配給額ハ、之ヲ標準トシテ其運搬材料ヲ準備セリ。（以下略。）

陸軍少將木原清芝浦配給司令官に任じ、砲兵大佐廣瀨壽助田端配給部長に、騎兵大佐森壽新宿配給部長に、砲兵大佐本庄庸三龜戶配給部長に任じ、即夜出發部署に就き、各部の編成を完結す。

命令左ノ如シ。

戒補命第一號

芝浦配給司令官
田端配給部長
龜戶配給部長
新宿配給部長　｝ニ與フル命令

戒嚴司令部命令

一、別紙第一ノ地點ニ配給部ヲ設置シ、戒嚴地區屯在軍隊ノ給養並ニ罹災民ノ救護ノタメ、必要ナル糧食ノ受領集積及ヒ配給ノ業務ヲ行フ。

二、貴官ハ別紙編成表ノ人員ヲ指揮シ、第一項ノ業務ヲ實施スヘシ。

三、罹災民ノ救護ニ關シテハ、其地出張地方關係吏員ト協議シ、業務ノ圓滑ヲ計ルヘシ。

四、所要ノ輸送機關ハ、其地方吏員之ヲ徵傭シ配給部ノ使用ニ充當スル筈。

五、配給所在地並ニ輸送中ノ警備ニ要スヘキ衛兵ハ、其地當該警備區司令官ニ請求スヘシ。

六、配給管區並ニ徵傭區域等ノ事項ニ關シテハ、追テ之ヲ規定ス。

七、細部ニ關シテハ外山大佐ヲシテ指示セシム。

九月五日　　戒嚴司令官大將　福田雅太郎

戒補指第一號

命令追加其一

一、配給管區並徵傭區域ヲ、左ノ如ク規定ス。

配給（司令）部	配給管區	交付地	徵傭區域
芝浦配給司令部	麴町區	半藏門麴町高等小學校	以上五區一郡
	京橋區	築地本願寺	
	芝區	勞資協調會	
	赤坂區	區役所	
	麻布區	區役所	
	荏原郡	品川驛前廣場、蒲田、大崎	
芝浦配給司令部 兩國支部	日本橋區	水天宮橫	以上三區
	神田區	一橋高等小學校	
	淺草區	新谷町元車庫前	
田端配給部 同　隅田川支部	本鄕區	區役所	以上三區二郡
	小石川區	區役所	
	下谷區	東京自治會館	
		板橋驛	
	北豐島郡	三河島驛	
		田端驛	
		隅田川驛	
	南足立郡	北千住驛	
新宿配給部	四谷區	大木戶新宿御苑前	以上二區一郡
	牛込區	市ケ谷小學校	
	豐多摩郡	中野驛	
		澁谷驛	
		新宿驛	
龜戶配給部	本所區	國技館	以上二區一郡
	深川區	元岩崎邸清水公園	
	南葛飾郡	龜戶驛	

補指一號追加　（九月五日）

配給（司令）部服務要領

一、配給部ハ左ノ要領ニ依リ服務ス。

配給部ハ、陸揚又ハ停車場ニ陸揚下卸セラレタル糧秣材料ヲ受領シ、之ヲ所定分配所ニ輸送ス。

分配所ニ於ケル下卸及爾後ノ輸送分配ハ、地方官憲ノ手ニヨルモノトス。而シテ授受傳票ハ、司令官若ハ部長ノ捺印アル適宜ノ傳票ニヨルヘク、其一片ヲ保存スヘシ。

二、輸送機關ハ、明六日午前八時各配給部所在地ニ於テ、地方官憲ヨリ左ノ如ク提供スル筈。

イ、人　夫

芝浦配給司令部	三〇〇人
同　兩國支部	一〇〇人
田端（隅田川支部）配給部	二〇〇人
新宿配給部	一五〇人
龜戶配給部	一〇〇人

右人夫ハ、配給部カ其地ニ於ケル糧秣材料等ノ積載下卸等ニ任スルモノニシテ、停車場ニ於ケル下卸、分配所ニ於ケル下卸、爾後ノ分配ノ爲ニハ、地方官憲ニ於テ所要ノ人夫ヲ徵傭スルモノトス。

ロ、手車及荷馬車

地方官憲（市役所、警視廳）ニ於テ出來得ル限リノ數量ヲ徵發シ、六日午前八時迄ニ各所定ノ配給所ニ集合セシムルニ依リ、其所要量ニ應シ、配給部及地方官憲ト協議ノ上、之ヲ決定シ配當スヘシ。

ハ、自動貨車

目下自動貨車ハ、軍部四十五輛、市役所四十輛ヲ所有シアルモ、軍部ノモノハ、地方官憲ニ貸與シテ、手裡ニ在ルモノハ僅ニ十五輛ナリ、依テ確實ニ六日使用シ得ルモノハ、軍部二十輛、（十四師團ヘ貸與セシ六輛歸還スヘキニ依リ）市役所ヨリノモノ四十輛、計六十輛ナリ。

此外警視廳ニ於テナシ得ル限リ（約三十輛）徵傭シ補給部本部ニ提供スヘキニヨリ、之ヲ自動車隊長ノ隷下ニ統一セシメ、左ノ如ク配置シテ、各配給部本部ノ輸送ニ任セシム。

但、左記配當數ハ、七日以後、情況ニ應シテ之ヲ變更スルコトアルヘシ。

左　記

配屬部隊	員數	到着時日	輸送擔任區域
補給部本部	二〇	六日午前七時	緊急ヲ要スルモノ及全般ニ亘ルモノ、及豫備
芝浦配給司令部	一六	六日午前八時	各配給管區
同　兩國支部		〃	〃
田端配給部	一二	〃	〃
同　隅田川支部		〃	〃
新宿補給部	八	〃	〃
龜戶補給部	四	〃	〃
計	六〇		

各配給部位置ハ、

芝浦配給司令部	芝浦一號埋立地葛原冷藏庫隣
田端配給部	田端驛東側第四小學校內
同　隅田川支部	（晝間）隅田驛渡邊倉庫 （夜間）南千住町役場側
新宿配給部	新宿檢車場南側貨車ホーム
龜戶配給部	事務所　龜戶驛西側龜戶郵便局 配給所　龜戶驛貨車ホーム

而して芝浦配給司令部に於ける配給は、部員砲兵大佐入江仁六郎之を主任し、船舶は輜重兵大佐服部英男之を主任す。

六日午前八時業務を開始す、芝浦に於ては、海軍及芝浦司令部前日來陸揚場設備に從事し、午前九時急造棧橋五個を完成して、海軍の手に陸揚を開始したるも、人夫艀舟の徵備意の如くならず、僅に水雷艇驅逐艦に轉載して、海員自ら陸揚に當るが如き有樣となり、作業進捗する能はず、依りて府市に人夫艀舟の提供を要求すると共に、非常徵發令の實施を內務省に上申し、直に裁決を得て、警視廳及府市に協力して之を徵備す。

是亦配給する所左の如し。

一、田端配給部　貨車五十一輛分の糧食を、主として山の手方面に配給す。

二、新宿配給部　貨車約十輛分及其他若干の糧食を牛込四谷の兩區及豐多摩郡に配給す。

三、芝浦配給部　米四百八石、乾麵麭千三百八十八函、罐詰二千五百個、油類約二千函を陸揚し、內若干を配給す。

四、龜戸配給部　米約二千俵、甘藷並調味品を南葛飾郡本所深川方面に配給す。

是の夕、藏前高等工業學校跡に芝浦配給部兩國支部を開設す、鄕砲兵中佐支部長たり、橫濱配給部は設置準備の爲め砲兵大佐勝野正魚以下五名、午後一時を以て芝浦を發し、海路橫濱に向ふ。

配給業務の敏速圓滑を圖るが爲め、補給部に會報を開き、各配給部の連絡主任及府市の當事者を會し、翌日の配給に關する手筈を定め、府市は日々配給額を要求し、補給部は之に應じて各配給部に命じ配給する所あらしむることとし、爾後每日午後五時を以て會合するの約を定む、是日の會報に於て、協議の上、補給計畫に若干の修正を加へ、當分田端配給部をして芝浦を援助せしむ。

戒補給第二號

九月六日午後八時
於戒嚴司令部

指　示

一、明七日早朝ヨリ補給部各部ハ、左ノ要領ニ依リ服務スヘシ。

第一、補給管區並交付地

別紙第一ノ如シ。

第二、糧秣授受ノ要領

糧秣交付傳票(別紙第二)ニヨリ授受ヲ行ヒ、每日ノ授受狀況ヲ明ニシ、會報時ニ報告スヘシ。

配給司令部

陸揚場ニ於ケル受領ハ、陸軍內務海軍主任官立會ノ上、數量ヲ明ニシテ授受ヲナス。

地方官憲又ハ他ノ配給部ニ交付スル時ハ、受領者ヲシテ甲片ニ記名捺印セシメテ之ヲ保管シ、自ラ乙片ニ記名捺印ノ上、之ヲ受領者ニ交付ス。

配給部

下卸停車場或ハ外部ヨリ糧秣ヲ受領スル時ハ、甲片ニ自ラ記名捺印シ所要ノ記入ヲナシ、之ヲ發送官憲ニ出シ、乙片ヲ保管ス。

府市ノ吏員ニ交付スル時ハ、下卸地ニ於テ發送前所要ノ記入ヲナシ、甲片ヲ保管シ、乙片ヲ地方官憲ニ交付ス。

第三、輸送機關

左ノ如ク輸送機關ヲ配屬ス。

依テ其官營給養ハ、配屬ヲ受ケタル各配給部(司令部)ニ於テ擔任スヘシ。

人夫	員數	交付地	交付日時	交付官	受領者
芝浦(兩國ヲ含ム)	四〇〇	各(司令)部所在地	午前七時	市	當該部長
新宿	一〇〇				
田端(隅田川ヲ含ム)	五〇		八時	府	
龜戸	一〇〇				

イ、自動車

明七日午前八時ヨリ、左ノ如ク自動車ヲ配屬シ、輸送ニ任セシム。

配給部	自動貨車	側車附二輪車	乘用自動車
芝浦	三〇	一	二
龜戸	一〇	一	一
田端	一〇	一	二
新宿	一〇	一	一
計	六〇	四	六

但、現在配屬セラレタルモノ若ハ自ラ徵備セシモノハ此數ニ含ム。

ロ、手車、荷馬車

所要量ヲ地方官憲ニ請求シテ徵備ス。

第四、交付糧秣ノ數量

各配給(司令)部ハ、別紙第三ノ如ク、各交付地ニ於テ地方官憲ニ交付ス。

第五　自動車隊

自動車隊ハ、所命ノ自動車ヲ各配給部ニ配屬セシメタル外、豫備隊ヲ以テ、別紙第四ノ如ク、輸送補給ニ任ス。

1、豫備糧秣集積(戸山原―司令部間)　白米五〇石、野菜三〇〇貫、罐詰大部。

2、生魚配給　陸軍部隊第一師團、近衞師團、士官學校、麻布、戒嚴司令部配給部、陸軍官衙、赤坂、內務省、海軍省、牛込、新宿。

3、敎育總監部　白米五石、野菜一〇〇貫、牛罐一〇個。

4、新宿―芝浦間　新宿ハ米一、〇〇〇俵。

5、豫　備　臨機命ス。

交付傳票樣式

交付者便箋

甲　糧秣交付傳票				
品目				
數量				
交付場所				

右正ニ受領候也

大正十二年　月　日

受領者　氏名捺印

……印……割……

受領者ニ交付

乙　糧秣交付傳票				
品目				
數量				
交付場所				

右正ニ受領候也

大正十二年　月　日

交付者　氏名捺印

別紙第一

配給(司令部)	配給管區	交付地	徵備區域
芝浦配給司令部	麴町區	半藏門高等小學校	以上五區一郡
	京橋區	築地本願寺	
	芝區	勞資協調會	
	赤坂區	赤坂區役所、澁谷驛	
	麻布區	麻布區役所	
	荏原郡	蒲田驛、大森驛、大井驛、品川驛、大崎驛、惠比須驛	
芝浦配給司令部兩國支所	日本橋區	水天宮	以上三區
	神田區	一ツ橋小學校	
	淺草區	新谷町元車庫前隅田川驛(南千住驛)	

田端配給部	本郷區	本郷區役所、駒込驛	以上三區二郡
	小石川區	小石川區役所、大塚驛	
	下谷區	上野公園東京自治館	
同　隅田川支部	北豐島郡	目白驛、池袋驛、板橋驛、巢鴨驛、田端驛、三河島驛、隅田川驛	
	南足立郡	北千住驛、隅田川驛	
新宿配給部	四谷區	大木戸新宿御苑前	以上二區一郡
	牛込區	市ケ谷小學校	
	豐多摩郡	澁谷驛、新宿驛、中野驛、新大久保驛、高田馬場驛	
龜戸配給部	本所區	錦絲町停車場前	以上二區一郡
	深川區	元岩崎邸清水公園	
	南葛飾郡	龜戸驛	

備考　右ノ交付地ハ、九月七日ノ爲ノモノヲ示ス、爾後若干ノ變更ヲ見ルコトアルヘシ。

七日、海軍の努力に依り、陸揚作業漸く進捗し、人夫車馬亦集り、集積配給略ょ府市の要求を充たす、即ち成績を概擧すれば左の如し。

一、田端配給部

主として山手線を利用し、郡部及小石川方面竝澁谷方面に左の如く輸送配給す。

巢鴨方面	二一貨車（內米一五貨車）
池袋方面	四三貨車（內米二〇貨車）
目白方面	二貨車（米）
新宿方面	六五貨車（內米三七貨車）
澁谷方面	四四貨車（內米二九貨車）
原宿方面	一貨車（米）
惠比須方面	一貨車（米）
大崎方面	一貨車（米）
品川方面	二貨車（米）
計	米約　一七、五〇〇俵

二、新宿配給部

主として田端配給部より山手線により廻送したる糧食を左の如く配給す。

牛込區	四〇〇俵（米）	副食物若干
四谷區	五〇〇俵（米）	副食物若干
新宿 高田馬場 新大久保	一、四五〇俵（米）	
麻布區	二貨車（米）	
世田ケ谷村	二〇〇俵（米）	
計	米約　三、〇〇〇俵	

三、龜戸配給部

南葛飾郡 本所區 深川區	二、五〇〇俵	副食物若干

四、芝浦配給司令部

配給	米約　六〇〇俵　副食物若干
陸揚	千五百俵、在鄕軍人の協力を得て作業を進捗せしむ。

是日八王子及小田原方面に食糧を輸送するため、新宿配給部に命ずるに、支部設置の目的を以て八王子を偵察すべしと云ふを以てす。同時に横須賀配給部の增員を追遣し、神奈川に支部を設けて、東京方面に物資を輸送するの準備に任ぜしむ、一方に陸軍省軍事課長衣糧課長補給部長の會合に於て、軍用糧秣配給の打合を爲し、會報に於て、八日後の配給を捷速ならしむる爲め、當分宛名の如何に拘らず、出先當事者間に協定して、地方吏員現在せざる支部等に在りては、配給部長の適宜獨斷に依り、府市の要求を參酌して分配すること、及當分田端より澁谷惠比須大崎に轉送して、芝浦配給管區を援助するを決議す。

戒補指第三號

戒嚴司令部命令

九月七日午後八時
戒嚴司令部ニ於テ

爾今補給部ハ、左ノ要領ニ依リ服務スヘシ。

第一、要領

一、對內

陸軍官憲ノ送付スル糧秣ハ、總テ之ヲ糧秣廠ニ於テ受領シ、陸軍省指定スル數量ヲ殘留シ、他ヲ戒嚴司令部ニ交付セラル。

戒嚴司令部ハ、前項ノ糧秣ヲ以テ當該戒嚴地域內陸軍諸部隊ニ補給シ、其殘餘ヲ罹災民ノ救護ニ充ツルモノトス

二、對外

1、陸海兩路ヨリ到着スル糧秣ハ、戒嚴司令部ニ於テ之ヲ下卸又ハ陸揚シ、（岸壁迄ハ、海軍之ヲ實施ス）之ヲ各宛名者ニ配當スルモノトス。

2、而シテ其統制ハ、救護局ノ指示ニ基キ、配給部及地方官憲主任者協議ノ上、其要求ニ從ヒ、希望ノ場所迄配給部ニ於テ運搬スヘシ。

3、總テ之等ノ輸送ニ要スル人馬材料ハ、戒嚴司令部ノ要求ニ依リ、地方廳ニ於テ之ヲ差出スモノトス。

第二、事務實施ノ要領

一、對外

1、陸揚糧秣ハ、海軍ノ岸壁陸揚ニ從ヒ、陸軍ハ、逐次之ヲ集積シ、點檢ノ上、各主任者立會ノ上、授受ヲ明ニシ（宛名官衙ニ於テ受領責任者トス）、陸軍之カ保管ニ任ス。

集積セル糧秣ハ、地方廳ノ要求ニ基キ、希望ノ場所ニ之ヲ輸送ス。

但シ、配給ノ統制ヲ要スル際ハ、救護事務局主任者ノ指示ニ依リ、各主任者協議ノ上決定ス。

2、下卸停車場ニ於ケル授受ハ、宛名官衙主任者之ヲ受領シ、陸軍側ハ、府ノ要求ニ基キ、希望ノ地點ニ輸送ス。

爾後ノ分配ハ、地方吏員ニヨリテ之ヲ行フ。

二、對內

陸軍部隊ノ補給ハ、戒嚴司令部ノ區處ニ基キ、各師團及補給部ニ於テ概ネ左ノ區分ニ從ヒ、補給ヲ行フ。

第一師團

第一師團長ノ指揮下ニアル陸軍部隊。

近衞師團

近衞師團長ノ指揮下ニアル陸軍部隊。

補給部

東京衞戍地內ニ在ル陸軍官衙、學校。

補給部ニ於テ使用スル人夫。

直轄部隊（着京後未配屬ノモノ、及補給部警備部隊）

配給區分

概ネ左表ニヨル別紙要圖參照。

給養擔任部	受領スヘキ配給部	
第一師團	芝浦配給司令部	新宿配給部
	同支部	
	龜戸配給部	
近衞師團	田端配給部	新宿配給部
	同支部	
	龜戸配給部	
補給部	芝浦配給司令部	新宿配給部
	同支部	龜戸配給部
	田端配給部	
	同支部	

各給養擔任部ハ、配當セラレタル各配給部ニ至リ協定シ、交付地點、時日、數量ヲ要求シ、希望ノ地點ニ於テ受領シ、部下ニ分配ス。

八日、引續き陸揚及配給を爲し、概ね府市の要求を充足す、たま〱配給の權限に關して救護事務局との間に疑議を生じ、再び權限及責任の範圍を限定し、事務局は萬事を統制し、補給部は、其指示に基き、各配給部に命じ府市要求の日額を分配所まで輸送且監視せしめ、一切彼此流用をなすことなく、宛名のものに交付することに改む。

是日、橫濱及東神奈川に陸揚點を設け、以て芝浦の陸揚を補助し、港灣兼て橫濱市及神奈川縣下の罹災者救護に當らしむる目的を以て、港灣視察團を橫濱附近に派遣す、其結果、橫濱及海神奈川共に陸揚場として利用するに至り、海神奈川陸揚の物資は、之を東京に轉送して、其補給を補助せしめ得ることを確認す。

補給部長より橫濱配給部長への指示、

戒補指第四號

指　示

一、貴官ハ、海軍ト協力シテ、橫濱ニ廻送シ來ル救助用糧食及軍用品ヲ陸揚集積シ、配給ヲ行フヘシ。
二、配給ノ要領ハ別紙ニ依ルヘシ。
三、工兵第五大隊ノ一中隊ハ、貴官ノ指示ニ基キ、陸揚地ノ設備ヲ援助スル筈。
四、所要ノ人夫運搬具ハ、地方官憲ニ請求スルコトヲ得。
五、其他出張ノ海軍及鐵道側主任者ト連絡シ、業務ノ進捗ヲ圓滑ナラシムヘシ。

大正十二年九月八日
補給部長　外山豐造
橫濱配給部長　勝野正魚殿

九日、七日以來の好晴と各部の連繫圓滿なるとより、陸揚配給共に業務の順調なる進捗を見、各配給部は、何れも府市の要求以上を配給す。

品川輸送部編成完結し、關東戒嚴司令官の隷下に入る、砲兵大佐倉岡直熊部長たり。

戒補命第四號

品川輸送部長ニ與フル命令

命　令

一、貴官ハ、別紙ノ人員ヲ指揮シ、品川ニ位置シ、停車場司令部ノ業務ヲ實施スヘシ。
二、品川停車場及輸送中ノ警戒ニ要スヘキ警戒兵ハ、其地當該警備地司令官ニ請求スヘシ。
三、細部ニ關シテハ、外山大佐ヲシテ指定セシム。

關東戒嚴司令官大將　福田雅太郎

戒補指第五號

品川輸送部長　倉岡直熊殿

指　示

戒補命第四號ニ基キ、左ノ指示ヲナス。
一、業務實施ノ爲ニハ、鐵道輸送勤務令ニ準據スヘシ。
二、輸送ニ關シテハ、關係鐵道吏員及配給部（司令部）ト密ニ連繫シ、業務ノ圓滑ヲ期スヘシ。
三、輸送品ニハ、臨時配屬セラルル警戒兵ヲ以テ所要ノ宰領者ヲ附シ、輸送ノ確實ヲ期スヘシ。
四、積載及下卸ニ要スル人夫ハ、其地地方吏員之ヲ徴傭シ使用ニ充當スル筈。

補給部長　外山豐造

是日、救護事務局より、近き將來に於て、救助米は罹災無資産者にのみ給與し、其他は成るべく購買せしむる方針なる所あるべしと命ぜられ、補給部亦近く戒嚴司令官の隷下を脫して陸軍省に移管せらるべきを以て、編成改正を研究す。

翌十日は雨天泥濘のため作業困難なりしも、地方官憲の援助により業務大に捗り、所望以上の配給をなしたり、橫濱配給部は、是日を以て配給業務を開始す、同部長は、前日左の命令を受く。

戒補命第三號

配給部設置ニ關スル件命令

一、貴官ハ、橫濱ニ配給部ヲ設置シ、別紙戒補命第一號ニ準シ、業務ヲ實施スヘシ。
二、橫濱配給部ノ編成ハ、別紙第二ノ如シ。

大正十二年九月九日
關東戒嚴司令官　福田雅太郎
橫濱配給部長　勝野正魚殿

配給業務は、是日關東戒嚴司令部より陸軍省に移り、陸軍震災救護委員の管理に屬す、蓋漸く情勢緩和し、急遽拙速を貴びたる時期を過了したるを以でなり、戒嚴司令部は爾後部內に補給課を置きて、單に警備部隊の補給を爲す。

六日より十日に至る五日間に各配給部の配給したる總額は、米五千五百八十七石、副食物六十二萬三千二百五十貫にして、二百五十萬人に對して一日一人四合二に當る。

而して補給部十一日事務所を陸軍省作戰資財整備會議室に移して引續き執務し、各配給部は何れも從來の事務所に配給業務を續行す。

是時陸揚配給共に順調に進捗し、各糧食分配所皆數日の豫備糧秣を有し、糧食の補給漸く緩和す、唯人口の移動頻繁なるより調査頗る困難にして、處々に配給の不平を訴ふる聲あり、物資の到着一樣ならずして、山の手方面は、野菜の潤澤なるに拘らず、調味品（鹽、醬油等）の乏缺を訴へ、龜戶兩國管區は之に反する如き現象を呈せり。補給部は、爲に中央自動車隊を派して調味品副食物を輸送し、之が調節に力めたり、而して會報に於て、府市に人口調査の新報提出を依賴し、救護事務局に集積倉庫の選定及之が準備の必要を具申し、兼て其會報臨席を求む。

是日品川輸送部業務を開始し、橫濱配給部亦ドック棧橋に於て陸揚を開始す。

十二日、補給部は、十一日現在の府市に於ける人口調査に基き、救助米の數量を撰定すると同時に、救護事務局の指示に從ひ、逐次販賣米を市場協會、商工課等に交付することとなり、補給計畫を改訂す。

補給計畫

一、要領　府市ノ人口調査ニ基キ、一人一日三合ヲ救助米トシテ交付スル外、各配給部ヨリ合計六千俵ヲ標準トシ、販賣米トシテ府市ノ商工課產業組合市場協會等ニ交付シ、逐次救助米ヲ減少シテ、販賣制度ニ移ルニ在リ、而シテ當分救助米配給日額ヲ九、一二〇石（二二、八〇〇俵）、販賣米二、四〇〇石（六、〇〇〇俵）、合計一一、五二〇石（二八、八〇〇俵）ト豫定ス。
二、配給管區　舊ノ如シ、但、緩急ニ應シ、臨機他ノ配給部ヲ應援セシムルコトアルヘシ。
三、配給日額　左ノ如ク概定ス。

配給部	擔任配給區（舊ノ如シ）	救助米配給日額（一人三合）	販賣米	計
芝浦配給司令部 同　兩國支部	八區 一郡	七、六五〇（四斗俵）	二、〇〇〇俵	九、六五〇俵
龜戶配給部	二區 一郡	二、七〇〇	—	二、七〇〇
田端配給部 同　隅田川支部	三區 二郡	八、三五〇	一、〇〇〇	九、三五〇
新宿配給部	二區 一郡	四、一〇〇	三、〇〇〇	七、一〇〇
合計	一五區 五郡	二二、八〇〇	六、〇〇〇	二八、八〇〇
橫濱配給部	橫濱市及 神奈川縣	—	—	—

四、配給實施ノ要領　配給ハ、每夜開催スル會報ニ於テ、事務局ノ指示、及府市ノ要求ニ應シ、補給部之ヲ配給部ニ命シ、其糧食分配所ニ輸送交付セシムルコト、舊ノ如シト雖モ、販賣米ハ、府市ノ證明書ヲ所持スル公共團體ニハ、配給部ニ於テ適宜交付ス、而シテ情況急ヲ要スルトキハ、出先當事者間ニ協議シ、配

給ヲ敏速ナラシム、尙野菜副食物等ニシテ變敗ノ患アルモノハ、適宜處分スルモノトス、之等輸送ノタメ、馬車ノ增加ヲ要スルモノハ、適宜配給部ヨリ府市ニ請求シテ、其提供ヲ受クルモノトス。

五、軍用糧秣　軍用糧秣ハ、左記ノ數量ヲ補給集積セハ、殘餘ハ總テ事務局ニ讓渡シ、一般救助用ニ充ツルモノトス。

1、戒嚴間所要糧秣十月十五日迄ノ分ヲ戒嚴部隊ニ補給ス。

2、東京衞戍部隊平時所要一ヶ月半分ノ糧秣ヲ各屯營倉庫ニ集積ス。

而シテ(2)項ハ、中央自動車隊之ニ任シ、(1)ハ各部隊配給部ヨリ受領スルモノトス。

其詳細、別冊軍用糧秣補給集積要領ノ如シ。

六、集積　救護用食糧逐次堆積セリ、速ニ之ヲ格納シ、其變敗ヲ防ク爲、配給部所在地附近ニ集積倉庫ヲ選定シ、急造倉庫ノ建築ニ着手スルヲ要ス。

而シテ其位置ヲ、左ノ諸點ニ豫定ス。

芝　浦　錦絲町驛　隅田川驛　池袋驛
青　山　飯田橋驛　神田川倉庫　秋葉原

右計畫ニ基キ、戒嚴司令部直轄部隊及補給部ノタメ、三宅坂中央倉庫ヲ開設シ、集積ニ着手ス。

東京衞戍部隊ノ平時要領糧秣集積ノ目的ヲ以テ、其集積地ノ偵察ヲ行ハシム。

是頃市民は、乾麵麭よりも白米を欲し、米よりも副食物を要望す、而して連日の霖雨に依り、野菜の變敗を生ずるもの多きを加へたるを以て、適宜處分し、中央自動車隊をして之が配給に任ぜしむ。

十三日橫濱稅關棧橋の陸揚を開始し、作業大に進み、同地附近の配給餘裕を生ずるを以て、東海道線汽車の開通を待ちて、東京に回送するの準備を爲す、是時千葉方面よりの糧食輸送を中止す、救護事務局の照會に依るなり、然るに龜戶配給部の殘存糧食漸く乏しきを以て、補給部より之が復活追送を事務局に具申す、同時に八王子方面糧食缺乏の訴願あり、乃ち十三貨車の糧食を回送して其急に應ず。

十四日は暴風大雨、芝浦の陸揚を中止するの已むなきに至り、一面千葉方面よりの追送亦能力なきの故を以て實現するに至らず、是に於て東武線汽車に依りて田端配給部の糧食を龜戶に送り、以て其配給を援助し、十五日にも依然芝浦の陸揚中止中なるより、引續き田端より龜戶管區を援助し、芝浦管區亦隅田川配給支部の援助を受く、而も田端配給部も物資の到着其量を減じ、各方面の援助漸く困難ならんとするを以て、補給部長自ら橫濱配給部に到り、同部長及海軍當事者と協定し、陸揚作業を海神奈川に開始し、以て芝浦作業を援助し、兼て物資を新宿方面に回送するの議を救護事務局に申す、他方に倉庫事務は事務局並に府市各調査する所あり、是に至りて略ゝ其位置を定む、連日の會報は是日より隔日に之を行ふことに決す。

十六日、橫濱配給部海軍と協力して海神奈川陸揚を開始し、鐵道省に交渉して、輸送の準備を整ふ、芝浦に在りても、風波を冒して陸揚に力めしも、功程十分なる能はず、是時各配給部の集積糧、僅に一日分を餘すのみ、幸に軍用糧秣の轉用及海神奈川の陸揚開始により、配給難を免るゝを得たり、品川輸送部是日を以て、嚮に田端より回送し來れる貨車に由り配給業務を開始す、前日、荏原郡蒲田附近の守備より同地近傍に飢餓に瀕せる數千の避難民ありとの情報あり、依て是日中央自動車隊をして乾麵麭二十萬食を輸送せしめしに、却て數日分の食糧堆積せることを發見す。

補給部員、救護事務局及府市當局と共に、集積倉庫の位置を實査し、十八日より建築に着手するに決す。

隅田川　一、〇〇〇坪
青　山　九五〇坪
錦絲堀　八五〇坪
東京府擔任

芝　浦　少クモ三、〇〇〇坪　東京市擔任

十七日、天候恢復し、芝浦四千噸を陸揚す、海神奈川亦陸揚作業大に進捗し、二列車を品川に廻送し、各配給部皆要求額を充足するを得たり、就中救助米は、各分配所何れも餘裕あるを以て、專ら野菜副食物の配給を力む、たま〳〵補給部と救護事務局との連繫十分ならざりしため、十八日後海神奈川の陸揚を中止する筈なりしも、交渉の結果之を復活し、一方に公共團體は、芝浦に於て、沖渡法により直接に艦船より貨物を受領することに決す、翌十八日食糧部員橫濱配給部同支部に至り、海神奈川に於て每日少なくも六十貨車分の食糧を陸揚して品川に回送することとなり、同時に橫濱支部の光谷監察官救護事務局に到り、補給部長と協議して方針を一定し、全く配給上の困難を除去し得たり。

斯くの如くにして配給業務玆に安定を得、人心漸く平靜に歸するを以て、補給部は、撤退して業務を地方行政官廳及實業家の手に讓るの意見を具申す。

十九日救護事務局に於て補給業務に關する打合せあり、業務引繼の大要を決議せるを以て、補給部は、補給計畫及引繼要領を策定す。

補給業務ニ關シ打合セ事項

第一、目　的

從來ノ補給系統ヲ整理シ、其配給業務ノ實施ヲ圓滑ナラシムル目的ヲ以テ、大正十二年九月十九日午前臨時震災救護事務局ニ於テ、左記關係委員會合シ、協議決定スルコト左ノ如シ。

左　記

事　務　局
食糧部委員　海軍中將　中里重治
同　鶴見左吉雄
同　松村眞一郎
食糧部委員　潮惠之助
農商務省食糧局長　三浦實生
鐵道省書記官　吉田浩
海軍側委員　海軍中佐　名古屋十郎
陸軍側委員　一等主計正　佐藤金治
同　砲兵大尉　深山龜三郎

第二、方　針

救助ノ要否ヲ明ニシ、逐次救助米ヲ減シテ、販賣制度ニ移リ、以テナルヘク速ニ平常ノ狀態ニ復歸セシムルニアリ、而シテ救護事務局食糧部ハ、優先權ヲ以テ救助米ニ關スル件ヲ統制シ、農商務省食糧局ハ、販賣米ニ關スル件ヲ處理ス。

第三、要　領

一、救護事務局食糧部ニ於テハ、專ラ救助米ニ關スル事項ヲ管掌ス。

之カ爲時々府及市ヲシテ救助人員ヲ調査報告セシメテ、一日一人三合トシテ其額ヲ決定シ、之ヲ補給部ニ移シ、補給部ハ、各配給部ニ命シ、分配所ニ輸送シテ、府市ノ吏員ニ交付セシム。

九月十五日調ニ基ク救助米ハ左ノ如シ。

合　計　四、〇六九石(一〇、一七三俵)、一、六一七、〇〇〇人
府　二、五九九石(六、四九八俵)
市　一、四七〇石(三、六七五俵)

二、補給部ハ、食糧部決定ノ日額ヲ各配給部ニ命シテ配給セシム、而シテ各配給部ハ、常ニ翌一日分ノ豫備ヲ保有スルモノトス。

三、食糧部ハ、右日額ノ外、救助米五日分ヲナルヘク速ニ(一週間以內)左記倉庫ニ集積シテ、不時ノ用ニ充ツ。

芝　浦
錦絲町
隅田川
尙神田川倉庫、秋葉原、飯田橋、汐留、板橋ニ集積倉庫ノ豫定ヲナシ、調査中ナリ。
青　山

四、右ノ如ク救助所要額ヲ控除シタル殘額ハ、總テ之ヲ農商務省食糧局ニ交付シ、一般販賣用ニ充ツルモノトス。

五、天候其他ノ障碍ニヨリ、救助米ニ不足ヲ生スルトキハ、食糧部ハ絶對優先權ヲ以テ、食糧局ヲシテ其販賣米ヲ戻入セシムルモノトス。

第四、補給業務變更要領

要旨　救護米販賣米ノ區分、鐵道輸送系統ノ變更ニ伴ヒ、補給部ノ業務系統ヲ整理變更シ、配給ヲ圓滑ナラシムルニ在リ。

配給管區　從來ノ通リ之ヲ變更セス、但新ニ品川輸送部ヲシテ荏原郡ニ對スル配給ヲ擔任セシメ、芝浦管區ヨリ除外ス。

各配給部ニ配當スヘキ後方連絡線　左ノ如シ。

龜戸	常磐線（若ハ東北本線）—我孫子—房總線—龜戸
田端	東北本線及信越線
隅田川	常磐線
新宿	東神奈川—東海道線—品川—新宿
品川	東神奈川—東海道線—品川
芝浦	海上
兩國	海上—芝浦—兩國

配給部ノ配給及集積要領　各配給部ハ、其擔任セル日額ノ配給ヲ終レハ、翌一日分ノ豫備ヲ控除シ、尙左ノ數量ヲ日々倉庫ニ集積シ、殘餘ハ總テ農商務省食糧局ニ交付ス。

區　分

龜戸配給部

房總線ヨリ到着スル糧秣（少クトモ日々三十輛ノ糧秣ヲ輸送セシムヘシ）ヲ受領シ、其配給日額ヲ府市ニ交付セハ、錦絲町倉庫ニ二十五日迄ニ約五千俵（二千石）ノ救助豫備糧秣ヲ集積シ。爾餘ヲ錦絲町ニ於テ農商務省食糧局ニ交付ス。

田端配給部

東北本線、信越線、常磐線ヨリ到着スル糧秣ハ、之ヲ田端管區ノ救助米日額ヲ配給シ、翌一日分ノ豫備ヲ控除セハ、隅田川倉庫ニ二十五日迄ニ三萬俵（一萬二千石）ノ救助豫備糧秣ヲ集積シ、殘餘ハ總テ農商務省食糧局ニ交付ス、其交付地ハ隅田川及池袋ト豫定ス。

芝浦配給司令部（兩國支部ヲ含ム）

其擔任セル配給管區ノ救助米日額ヲ配給セハ、一日分ノ豫備ヲ殘置シ、其他ハ總テ農商務省食糧局ニ交付ス、而シテ其交付所ハ、ナルヘク沖渡シヲ利用シ、陸上ノモノハ、當分夜間等業務ニ差支ナキ時刻ニ於テ行フ。

其他ハ之ヲ倉庫ニ集積ス。

新宿配給部

品川ヨリ日々輸送ヲ受ケテ之ヲ擔任セル救助米日額ノ配給ヲ終レハ、翌一日ノ豫備ヲ保存シ、二十五日迄ニ靑山倉庫ニ一萬五千俵（六千石）ヲ集積ス。

其殘餘ハ、澁谷ニ於テ農商務省食糧局ニ交付ス。

品川輸送部

横濱配給部神奈川支部ヨリ日々概ネ六十輛以上ノ輸送ヲ受ク。

右ノ內品川輸送部ノ擔任ニ係ル荏原郡ノ救助米日額ノ配給ヲ終レハ、翌一日ノ豫備ヲ保留シテ、殘餘ハ總テ新宿ニ廻送ス。

横濱配給部

救護事務局横濱支部ノ指示ニ從ヒ、神奈川縣及横濱市及附近ノ警備軍隊ノ補給ニ任ス。

而シテ神奈川支部ヲシテ附近ノ配給ヲ行ハシムル外、該地ニ陸揚セシ糧秣ヲ東海道線ニヨリ品川ニ輸送ス、其日額少クトモ貨車六十輛トス。

第五、農商務省食糧局ニ交付スヘキ糧食

第四要領ニヨリ、救助米ノ日額五日分ノ集積ヲ終レハ、爾後各配給部ハ、配給日額ヲ府市ニ交付シ、殘餘ハ總テ販賣用トシテ食糧局ニ交付ス。

其交付地ハ、當分ノ內左ノ地點トシ、爾後逐次販賣米ノ増加ニ伴ヒ、交付地ヲ増加スルモノトス。

錦絲町　　隅田川　　池袋　　澁谷　　芝浦及同海上。

第六、建築材料及雜品

建築材料ハ、交付地、交付者指定ノモノ以外ハ、總テ之ヲ隅田川錦絲町芝浦、靑山等ノ集積場ニ集積シ、其主力ヲ隅田川トス。

雜品、衣服、救恤品等ハ、事務局ノ指定ニ從ヒ、配給者ハ集積ス。

第七、鐵道省トノ交渉事項

龜戸配給部ニ廻送スヘキ列車ハ、常磐線或ハ東北本線ヲ我孫子ニ於テ鐵道省自ラ之ヲ切替ヘ、日々概ネ三列車（內糧秣三十輛內外）ヲ廻送ス。

田端及隅田川ニ到着スヘキ列車ハ、之ヲ他ノ配給管區ニ廻送セス。

海神奈川ヨリ品川及新宿ニ廻送スヘキ列車ハ、神奈川ニ於テ之ヲ區分スヘキカ或ハ品川ニ於テスヘキヤハ、更ニ研究スルモ、當分品川ニ直送シ、品川ニ於テ整理區分ノ上、新宿ニ廻送スルコトト定ム。

各配給部業務引繼要領

陸軍震災救護委員

（大正十二年九月十九日起草二十日決定）

第一、要　旨

一、本要領ハ、各配給部（配給司令部及輸送部ヲ含ム）ノ業務ヲ臨時震災救護事務局ノ管理スル救護協議會ニ引繼ノタメ處理スヘキ要項ヲ掲ケタルモノトス、各配給所ハ、引繼ノ細部ニ關シ、更ニ事務局當事者ト打合ノ上、其ノ實施ニ任スルモノトス。

第二、引繼當事者

一、引繼ハ、救護事務局出張員、各配給部長（芝浦ハ配給司令官、品川ハ輸送部長、支部ニアリテハ支部長）及協議會出張員立會ノ上實施スルモノトス。

第三、引繼日次

一、引繼ノ日次ヲ豫定スル事、左ノ如シ。

芝浦配給司令部（同兩國支部）	九月二十二日、二十三日
龜戸配給部	九月二十六日
田端配給部（同隅田川支部）	九月二十七日
新宿配給部、品川輸送部	九月二十八日
横濱配給部（同神奈川支部）	九月二十七日、二十八日

第四、引繼當日ノ業務

一、引繼當日（二日ニ亘ルモノハ二日間）ハ、配給業務ハ之ヲ行ハサルモノトス。

引繼當日ニ於ル物品ノ受入（陸揚又ハ下卸共）其他新ナル交涉ハ、協議會ノ擔任トス。

第五、諸物件其他ノ引繼

一、引繼ヲ爲スヘキモノ

1、糧秣其他ノ配給品（陸軍用トシテ送付ヲ受ケタル精麥馬糧ノ全部、及軍隊用トシテ交付スヘキ規定品目數量ヲ除ク）。

2、使用中ノ陸上、水上諸運搬具人夫等（軍用ノ人馬運搬具ヲ除ク）。

3、使用中ノ土地、建物（建設中ノ倉庫共）陸揚設備等。

4、各配給部備附諸物品、燃料其他ノ消耗品類共）。

二、引繼ノ方法

1、諸物件ハ、引繼當日朝現在（引繼二日ニ亘ルモノハ第一日朝）ヲ以テ現狀ノ儘ニテ引繼モノトス。

2、糧秣其他配給物品ハ、現在品目錄ニヨリ引繼クモノトス。

陸軍用トシテ送付ヲ受ケタル糧秣ハ、別ニ現在品目錄ヲ以テ當該物品ノ會計官吏ヨリ協議會出張員ニ引繼ク（第五ノ（1）陸軍用殘置糧秣ヲ除ク）モノトス。

3、各配給部ニ配屬（特ニ配屬セラレタルモノ及自ラ傭入タルモノ）使用中ノ陸上、水上諸運搬具ハ、其種類員數賃金其他給與方法ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ、現狀ノ儘ニテ引繼ヲ爲スモノトス。

4、各配給部ニ配屬（特ニ配屬セラレタルモノ、及自ラ傭入タルモノ）使用中ノ人夫、地方靑年團ノ引繼ニ關シテモ、前號ニ同シ。

但、在鄕軍人ニシテ、各配給部ニ使用中ノモノハ、引繼當日ヲ以テ解散歸鄕セシムルモノトス。

歸鄕ノタメ鐵道船舶輸送等ニ關シ便宜ヲ與フル等ノ處理ハ、陸軍側ニ於テ擔任スルモノトス。

5、各配給部ニ於テ使用中ノ土地建物ハ、略圖及土地建物ノ種類坪數用途所有主等ヲ記載セル引繼目錄ヲ以テ引繼クモノトス。

陸揚設備ハ、現狀ノ儘同シク目錄ヲ以テ引繼クモノトス。

6、配給部備附物件ハ、（燃料其他ノ消耗品共）現在品目錄ニ依リ引繼クモノトス。

但、陸軍ヨリ備附タル天幕、雨覆、炊具等ニシテ引繼貸與ヲ要スルモノハ、品目員數ヲ明ニシ、協議會ヨリ借用證ヲ徵シ、更ニ貸付ヲナスモノトス。

又市役所其他陸軍以外ノ官衙等ヨリ、各配給部カ借入使用中ノ自動車（運轉手共）其他ノ物件ハ、一旦返却ノ上、協議會ニ於テ借入レヲ爲シタル形式ヲ採ルモノトス。

第六、引繼後ノ警備

一、協議會ノ業務實施上必要ノ警備ハ、別ニ定ムル處ニ依リ、戒嚴司令部ニ於テ實施ス（ヘキモノヲ要スレハ、補給部出張員（第七參照）ニ申出テ、同出張員之ニ應スル處置ヲ採ルモノトス。

第七、配給部ノ殘務及事務局協議會ト陸軍トノ連絡

一、各配給部ノ業務ヲ協議會ニ引繼ヲ爲シタル翌日ヲ以テ、各配給部ノ編制ヲ解ク、但シ當分ノ內從前ノ各補給部及支部ノ位置ニ補給部出張員ヲ置キ、事務局及議會トノ連絡、及陸軍ノ各部隊ノ補給業務（第五ノ（1）陸軍用殘置糧秣ノ保管出納共）ニ任セシム。

各配給部殘務整理ノ位置ハ、別ニ示ス各配給部ノ殘務ヲ協議會ニ引繼ク日ヨリ起算シ、一週間以內ニ完了スルモノトス。

補給部出張所々員及殘務員ハ、別ニ任命ス。

第八、引繼後ニ於ケル陸軍各部隊糧秣ノ補給

一、引繼後ニ於ケル陸軍諸部隊所要糧秣（第五ノ（1）ニ依リ殘置シタル以外ニ更ニ必要トスルモノ）ハ、事務局ニ請求シ、協議會ヨリ受領スルモノトス。

第九、經費ノ整理

一、各配給部ニ配屬セラレ、又ハ直接傭人使用中ノ諸運搬具及人夫等ノ賃金ハ、引繼前日迄ノ分ハ、各配給部ニ於テ支拂ヲナスモノトス、引繼當日及其以後ニ係ルモノ（引繼ノタメ使用スルモノ共）ノ支拂ハ、協議會ノ擔任トス。

各配給部ノ經費ニシテ、引續前日迄ニ債權確定セルモノハ、各配給部ニ於テ支拂ヲ爲スモノトス。

二、土地建物ノ使用等ニ關シ、後日使用料金又ハ損害賠償等ノ要求アリタル時ハ、協議會ハ補給部出張員ト協議ノ上、處理スルモノトス。

第十、報　告

一、各配給部ハ、引繼後直ニ其概要ヲ殘務整理終了ト共ニ、各配給部取扱ニ係ル業務ノ詳細ヲ補給部長ヲ經テ委員長ニ報告スルモノトス。

二、各配給部取扱ニ係ル配給品授受ノ書類ハ、別ニ指示スル方法ニ依リ整理シ、前號後段ノ報告ト共ニ提出スルモノトス。

第十一、雜　件

一、引繼前現存スル陸軍所屬器具材料ハ、成ルヘク陸軍ニ於テ他ニ撤出スルコトニ努メ、尙殘置スルモノハ、其保管ヲ協議會ニ委託シ、所要ニ應シ陸軍ニ引取ルモノトス、爾後鐵道、水路ニ依リ到着スルモノ亦同シ。

二、各配給部備付ノ書類及事務用品ノ殘餘（協議會ニ引繼ヲ要セサルモノ）ハ、補給部ニ引繼クモノトス。

三、陸軍自動車班ハ、委員長ノ區處ニ依リ、軍隊輸送ノ餘力ヲ以テ、協議會ノ配給業務ヲ援助ス。

是に於て陸軍震災救護委員長は、二十一日命を芝浦配給司令部及自動車に傳へ、二十五日各配給部に命を傳へて引繼を實行せしむ。

九月十一日より二十日に至る十日間に補給部及配給部に於て實施したる配給額は、米一一六、六二六石、副食物一、六八〇、七〇〇貫、及雜品材料にして、二百萬人に對し、一日一人五合八に相當し、尙販賣米二、三三〇石を交付したるものとす。

斯くて芝浦配給部及同兩國司令部は二十三日、龜戶配給部は二十六日、田端配給部及隅田川支部は二十七日、橫濱配給部及同神奈川支部、品川新宿何れも二十八日業務を協議會に引繼ぎ、補給部業務は、三十日之を陸軍省主任局課に引繼ぎ、玆に全く同部を撤廢す、此間各配給部の實施したる配給額は、米二一五、四四七石、副食物三七八、〇一八貫、其他衣服材料等なり、又九月四日補給部設置より三十日の撤廢までに於ける總配給額は、米二四五、一八四石四（六一二、九六一俵）、副食物二、六八一、九六八貫（三二一、二〇〇梱）、燃料一九、八一七罐、衣服雜貨材料等約一、五六〇、〇〇〇貫を算す。

食糧品配給狀況地區別一覽表

	區分／管區	米（四斗入俵）	副食物 生野菜（貫）	副食物 乾野菜（貫）	副食物 鹽乾魚（貫）	副食物 罐詰類獸魚肉（貫）	調味品 漬物類（貫）	調味品 味噌（樽）	調味品 醬油（樽）	調味品 食鹽（俵）	小麥粉（袋）	其他食料品（貫）	燃料 薪（束）	燃料 木炭（俵）	雜品（個）	備考
芝浦配給司令部	麹町區	六、六二四	三六一	—	五〇四	八六一	四七三	四五八	一九八	六八	七二八	一、四九三	—	五〇〇	一、三四六	一、米ノ小數點以下ハ斗ヲ示ス
	京橋區	四、八八三・一	三三一	—	四八六	八〇五	三六三	三九一	二二一	二七	七〇	一、一七三	—	三〇〇	二、〇〇三	二、雜品ハ大部分「アンペラ」蓙慰問品トス
	芝區	九、七六八・三	六〇五	—	五三二	八八八	四九七	三九二	五三	二八	二七〇	一、九五七	—	五〇〇	一、七二八	
	赤坂區	三、九五八	四五五	六〇	五〇五	四一八	四〇二	二二九	三四	一五	一六八	一、四五五	—	五〇〇	一、三六〇	
	麻布區	八、三六〇	六〇五	三三	七七二	七七一	四〇七	三六六	三九	一六	二七〇	一、六二三	—	五〇〇	一、三五〇	三、配給箇所中其他ハ府廳市役所公設市場神田川市場ヲ主トス
	荏原郡	二八、九五五	四七〇	三二〇	六〇〇	七九九	六三八	五四一	五四	一三	六六七	二、二〇一	—	八〇	一、四二三	
	其他	三四、一九四・二	一、一三七	三七五	五、八〇四	一四、三七五	一、〇三一	五四九	四三八	六五	六、七二四	一〇、三三三	一三、五三〇	八八四	三六、一四九	
	計	九七、五五三俵二斗	四、一六三	七六七	九、三〇五	一八、八二五	三、八〇八	二、九二六	一、〇三六	二二九	八、八九七	三〇、〇九五	一三、五三〇	三、二六四	四五、三九	
附屬支部	淺草區	八、一三三俵三斗五升 (ム)九九	四四六	一、〇〇三	一、〇九六	一、六八三	八二九	五七	六八	—	—	三二三	—	—	一一〇	左側(ム)印ハ麥ヲ示ス
	神田區	五、一〇九俵二斗 (ム)二九	二八四	二七五	四四八	八九三	五三九	三六	四五	—	—	一三〇	—	—	六三	
	日本橋區	(ム)一、六八六 四・五	二九	二七〇	二八五	五七八	二九三	二二	二五	—	—	六九	—	—	四七	小數點以下ハ四斗俵ナラサルモノヽ斗ヲ示ス
	兩國支部用	九七・五	六	五	三四	四八	六	一	五	—	—	一六	—	—	一	
	本所區	一八七	—	二〇	四四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	神田川倉庫	三、八七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	龜戶配給	三、五九六・五	—	—	一八〇	—	二六四	一二〇	—	—	—	—	—	—	—	
	東京市役所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	三、七〇九俵三斗五升 (ム)一、三四三・二斗	七六五	一、五七三	二、〇六五	三、二一一	一、九四〇	二〇五	一四三	—	—	四二八	—	—	二三一	
	南葛飾郡	五〇、〇九五 △九七	二五、五三一 △一二三	五一	一四〇	二、五〇八 △	二二七 △七三	七九八 △六八	三、三三五 △五	二七〇	—	一九、七三五 △四	一、四二一	一、一一〇	四三〇 △八一六	左側△印アルモノハ寄贈品トス

亀戸配給部	本所區	四、三二一	二、〇三四 △六	一	六一	一〇五 △三〇	三五九 △七	二一〇 △八	七六〇	三〇	一	四八四・五	一	一〇	△四三三 四七	
	深川區	二、七六八	二、四六四 △六	一	六〇	一〇七 △二六	二三七 △五	二三四 △七	四〇〇	二〇	一	五〇九	一	二〇	△八〇 二〇	
	軍隊	四八五	五三五	一	二	三三	二四 △一	三五	三六一	一〇	一	四〇	一	一	△一〇 四	
	計	五七、三五九 △九〇七	三〇、五八四 △一三七	三二	二三四	七五一 △二六九	七二七 △八六	一、二六七 △九三	七、一五六 △五	三三〇	一	二、九九六 △四	一、四三二	一、一六〇	△一、三三三 四九七	
田端配給部	北豊島郡	六九、九三五	六、四二三	一七六	六三四	七、三五六	二、五四九	五、三三五	九、〇〇三	一	三三一	二、八九三	二、五二一	四、一九六	一三、八二一	
	南足立郡	二四一	二五	一	一	一四八	三三	一	一三三	一	一	一	一	一	一	
	東京市	九、八六二	二、〇三四	一	一	七九八	一、七九六	二、一三三	四一一	一	一二五	一、八六〇	八七七	三七	三、四六六 木材八四本	
	小石川區	一五、三三七	二、四七一	一四	二七	一、八二一	一、二三三	一、三九四	二、三五八	一	一	三二四	六五〇	三、八六三	五、一四一	
	本郷區	一、七四三	二七四	一	五	九三五	二九四	二七四	一四八	一	一	二九四	一	一	八五七	
	下谷區	一	三九	一	一	一	一	八五	一三〇	一	一	一	一	一	二〇	
	麹町區	三	八〇	一	一	三七五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	日本橋區	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	淺草區	五三二	五八二	一	一	八四	一〇七	一七八	六〇	一	一	九五	一	一	六一三	
	其他	一、五九九	八八	一	一〇	四七五	五〇〇	二六九	五三	一	一	四三六	一四五	一	一、二三九	
	計	九九、三三五	一三、〇一八	二六〇	六七六	一二、九八一	六、四九一	九、六七五	一三、五〇三	一	四四六	六、〇二三	一五、一八五	八、〇九六	二六、一九七 木材八四本	
隅田川支部	本郷區	八、〇〇一	一、七二五	一	一	一四五	一	六三七	九九七	一	一	三三	一、五〇〇	四、四〇〇	七四六	
	小石川區	三、五九四	三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	下谷區	八、一一九	一、八八九	一	一	二四五	一	六一九	四五三	一	一	二六九	二、三六一	一、三二五	四一九	
	淺草區	二、一四七	二、〇一二	一	一	三六	一	八〇三	八三五	一	一	八六四	二、四〇〇	二、六七四	一、〇五三	
	深川區	四五〇	三、四三七	一	一	一	一	四八五	一六三	一	一	一九七	一	一	二五	
	南足立郡	九、〇六〇	四四八	一	一	二〇五	一	二六〇	一	一	一	三〇	一	一	二七	
	麹町區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇	
	本所區	八	二、〇一一	一	一	一	一	九六二	九五〇	一	一	九五	一	一、九三七	六九〇	
	北豊島郡	二四、七二七	二、三〇五	一	一	二五	一	三三五	三〇	一	一	三三	一	一	三〇一	
	東京市	五、七九三	四、三五六	一	一	四九五	一	一、二八九	三〇一	一	一	七五九	三、二〇一	九七	一、一六八	
	神田區	七、六六五	三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	
	日本橋區	六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	牛込區	七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	南葛飾郡	一、〇二九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	東京府	四三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇	
	其他	二六八	六〇	一	一	八七	一	一	一	一	一	三三	一	一	四三六	
	計	六九、三二五	一八、四三二	一	一	一、二五八	一	五、五九三	三、七四七	一	一	二、五五〇	一三、八三五	七、八七五	五、一六二	
新宿配給部	四谷區	九、八五三	二、九三三	二六七	五六二	二、六〇五 二車 1/3	七七五 1/3車	一、六六八 2/3車	一、九〇〇 2/3車	一	一	二、六九五 二車	五、九三〇	六、〇八五	六、七二二 五車	
	牛込區	一五、五〇四	二、五九七	三六八	一六七	二、五三二 二車 1/3	七九五 1/3車	一、四五三 2/3車	一、九六五 2/3車	一	一	三、三三四 二車	七、〇三七	六、八二八	六、五七一 二車	
	東京府	七七、五二七	二、二二四	二四三	三〇三	四、一四六 二車 2/3	七〇一 1/3車	三、六二五 2/3車	二、四八三 2/3車	一	一	二、九三六 二車(氷)車 1/2	七、四五〇 二車	一〇・〇六一	一〇、三五五 (氷)十車(被)一〇、九九〇枚、木二車	
	東京市	五、九九三	二四五	二九三	一	三〇〇	四一	六三	九三三	一	一	八三二 (氷)八車 1/2	二、五四五 一車	二、八二五	七、六六八 被九五〇(木)一〇七車	
	商工課	五、七二三	一、一五八	一四六	六八	一二三	四三四	一六五	七四八	一	一	一、〇六〇	九六〇	八、二六九	一〇、五五五 二車	生野菜以下受拂集計表ト一致セサルハ本表ニハ個人渡シ貨物扱ニ係ルモノヲ合有セサルヲ以テナリ
	市協會	二、六〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三七	六六〇	一、九三六	一三三	
	産業組合	三、一四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	食糧局	二、三五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	其他	二、三六八	六四 二車	一	一三五	三三四 （外五）	一	一三 （外二四）	二七	一	一	四、四一六 氷二車	二六〇	一、四三〇	四、九六一 四、〇〇〇枚四車、木材五車、木一二〇車	
	計	二九、〇九一	九、〇四一 二車	一、二二五	一、一五六	九、九九九	二、六八〇 一車	六、九九六 二車	八、〇五四 二車	一	一	一五、二九〇 外七車氷三車	三三、八四三 三車	三七、四三三	三七、三六四 被一五、九〇〇枚三車、木一二〇車	
品川陸	農商務省	一三、〇五五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	荏原郡	五、一四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	大井	六〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	品川	五、七一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	品川ハ受拂集計表ト一致セス
	大森	四〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	蒲田	四五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

迄部・	入新井	七三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大崎	五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	東京府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇五	—
	計	二六、六四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇五	—
横濱配給部	横濱市	三〇、一五九	八、八六五	一、一〇六	八九一	七、三七六	二、四四三	一八二	八九〇	四九八	二、三六四	一、五四三	三、〇〇〇	一、〇〇〇	四五、三〇六
	横須賀市	一、〇五三	二	—	—	八九〇	三三	—	六九三	一〇	—	—	—	—	二、一六九
	神奈川縣廳	四、三三八	五六六	一二五	三四〇	一、六三四	一一一	九六	三七〇	一七八	四三	八九一	一、八三〇	一三五	一八、五三三
	都築郡	一、九五九	—	—	—	—	—	—	—	六六	—	—	—	—	八〇〇
	鎌倉郡	四、九三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇一〇
	三浦郡	二、三三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、五五〇
	高座郡	三、〇七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	足柄下郡	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、二六五
	愛甲郡	三五〇	—	—	—	一三一	—	—	—	—	—	一三	—	—	九一
	橘樹郡	一〇、三八〇	—	—	—	一、〇五〇	—	—	—	一、〇三〇	—	四三〇	—	—	一、九八六
	久良岐郡	一、三八〇	—	—	—	—	—	—	—	三一	—	二八	—	—	五九〇
	中郡	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	五〇	—	—	—	—	九三八
	計	六二、八三三	九、四四三	一、二三一	一、二三一	一一、〇八一	二、五八七	二七八	一、九五三	一、八六三	二、四〇七	二、七七三	四、八三〇	一、一三五	七七、一四七
	合計	五五五、八二一俵 ト一斗五升 寄九七俵 麥一三三俵 ト二斗	八四、五二六梱 二車 寄一三七梱	五、〇二六	一四、四六五	五七、〇七七 寄二六九	一八、三三三 一車 寄八六	三六、七一九 二車 寄九三	三四、三六一 二車 寄五	二、七五〇	一一、七四〇	五〇、一〇六 七車 米三車 寄四	八〇、六三九 三車	五九、二六五	一九、八六七 被一五、九〇〇枚三車 木材八四車 同一二〇車 寄一、三三三

備考

一、軍隊糧秣ヨリ救護用ニ使用シタル數量ハ本表外トス。

二、米ハ精米、玄米及外米ヲ總テ四斗俵ニ換算合計シタルモノナリ。

B、軍隊糧秣補給

糧秣補給の根源たる陸軍糧秣本廠燒失に加ふるに交通杜絶を以てし、糧秣の補給は、地方師團追送品を待つの間、各部隊貯藏の常用品殘部及戰用品に賴るの外なきは、變災當初の實況なりしなり、是を以て平時糧秣を貯藏せざる部隊の所要糧秣は、在京兩師團より適宜保管を轉換せしめたり、而も其實施の圓滑なる能はさる、例へば東京憲兵隊が急遽多數人馬を給養することとなりたるに拘らず、糧秣を得るに途なく、僅に近衞師團の保管轉換を受け、數日間定半量減の給養を爲したる如きあり、唯地方師團派遣部隊は、概ね二十日乃至三十日分の糧秣を携行し、之を以て自活するを得たり。

地方師團追送品の先づ到着したるは、第十四師團より新宿驛に達したるものを初とす、乃ち九月八日戶山ケ原倉庫に於て軍隊用糧秣を補給するを得、各所の補給機關亦次で共業務を開始す、戒嚴諸部隊は、隨時之に就きて所要の糧秣を受領したり。

九月十日陸軍震災救護委員設置せられ、補給部其指揮下に入るや、戒嚴司令部は補給課を置きて戒嚴部隊の補給を主司し、補給系統を左の如く規律す。

戒命第五號

戒嚴司令部命令

九月十一日
於戒嚴司令部

爾今戒嚴司令官隷下部隊ノ補給ヲ左ノ如ク規定ス。

一、隷下部隊所要糧秣補給擔任區分

部隊	補給擔任官
東京北部警備部隊	近衞師團經理部長
東京南部警備部隊	第一師團經理部長
神奈川、藤澤、小田原、中仙道 千葉縣方面警備部隊	各警備部隊長
直屬部隊	三宅坂倉庫長

二、遠隔セル部隊ノ給養ハ、當分現地物資ニ依ル。

三、三宅坂ニ倉庫ヲ設置シ、豫備糧秣ヲ準備シ、直屬部隊及不時ノ補給ニ充ツ

四、補足糧秣ハ、各補給擔任官ノ現地調辨ニ依ル、其調辨地區ハ、概ネ其警備管區ニ依ル。

五、補給ノ細部ニ關シテハ、外山大佐之ヲ指示ス。

戒嚴司令官　福田雅太郎

配賦箇所　各警備部隊長、各配給部長、品川輸送部長、直轄部隊長

而して直轄部隊にして地方警備部隊區域内に行動するものに對する補給は、所在警備部隊司令官に於て擔任せしむることとし、九月十四日之が實施方を命令し、戒嚴司令部自身は、在京直轄部隊に對する補給を實施する爲め、三宅坂に倉庫を設くる事とし、九月十一日より糧秣の集積並に補給に着手せしも、陸軍震災救護委員補給部中央倉庫を設けて三宅坂附近部隊の補給を開始するに及び、三宅坂倉庫在庫品は之を中央倉庫に引繼ぎたり、同時に小田原方面は、震害殊に甚しく、交通杜絶し、現地に於て自活すること不可能なれば、補給は追送に依るの外なけれども、東京方面よりは輸送至難なるを以て、陸軍省を經て第十五師團に令し、之が補給を援助せしむ。

然るに補給實施に際し、神奈川方面警備部隊は、現在地に主食を得る能はざるを以て原師團たる第一師團之が若干を補給し、尋で陸軍救護委員横濱配給部より受領することに定め、藤澤方面警備部隊亦主食の調辨不可能なりしを以て、九月十一日之を陸軍大臣に請求し、横濱配給部及隅田川配給支部より追送したり、千葉及中仙道方面は、物資豐富交通亦良好にして現地に自活し得たるに依り、唯加給品たる煙草を、藤澤神奈川兩方面警備部隊と共に全部戒嚴司令部より補給したり。

其後九月下旬に至り、陸軍震災救護委員補給部は、主要業務を臨時震災救護事務局に移管し、各配給部保管の軍用糧秣を整理し、過剩は之を一般救護用に轉換すると共に、戒嚴部隊は、戒嚴間所要の糧秣十月十五日までの分、及在京兩師團並に官衙學校の爲め、平時用糧秣一ケ月半分を、九月末日までに各部隊に集積することとなり、戒嚴司令部は、補給部と協定して集積計畫を定め、九月二十三日までに實施を戒嚴部隊に命令し、同月末日までに集積を了し、神奈川方面警備部隊に對しては、別に所要糧秣の集積を命じ、横濱配給部より現品を受領せしむ。

爾後の補給は之が集積糧秣を以てし、補足は之を現地物資に求め、概ね圓滑の給養を實施し得たり。

補給課事務分擔

大正十二年九月十一日補給課設置當時、經理關係の勤務に在りたるは、課長陸軍步兵大佐外山豐造、一般業務及庶務陸軍步兵少佐伊田常三郞外三名、經理關係勤務陸軍二等主計正松野一義外七名なりしが、課設置と共に、業務を左の三班に分ちて之を分擔したり。

一、糧秣、被服、事務用品其他の物品（衞生材料、獸醫材料）の補給及經理業務
一、兵器物品補給業務
一、課全般の庶務業務

八、燃料補給

（一）自動車燃料統制　震災の爲め交通杜絕し、自動車の必要頓に激增したるに拘らず、之が燃料の販賣店多く燒失し、殆ど補充の道なからんとしたるに依り、燃料の配給一大急務となりたり、是に於て陸軍は先づ部內貯藏油を一般官公衙公共團體通信業者其他に配給すると同時に、之が現在量の調査を開始す、即ち九月三日陸軍官衙軍隊學校貯藏の油量を調査し、各警備隊をして管內の燃料調査をなさしめ、又特に掛員を派して、日本石油株式會社隅田川倉庫大島町「ライジンクサン」會社及砂村「テキサス」會社の在庫品を調査せしむ、たま〳〵流言蜚語盛なりしを以て萬一を慮り、警備部隊に命じ、民間燃料倉庫の警備に任ぜしめたり。

配給開始當時東京附近現在の燃料、左の如し。

陸軍部內貯藏油量調査表　（單位罐）

部隊＼區分	飛行機用 揮發油	飛行機用 カストル	揮發油	モビール
陸軍航空部所澤支部	一、三〇〇	二〇〇		二五〇
所澤航空學校	一、三〇〇	一〇〇	六〇〇	一
下志津分校	一、五〇〇	一	一	四五〇
飛行第五大隊	三五〇	一	三〇〇	一
氣球隊	五〇	一	三〇〇	一〇〇
軍用自動車調査委員	一	一	二二〇	一
自動車隊	一	一	四〇〇	五〇
東京陸軍兵器支廠	一	一	二〇〇	二〇
計	四、五〇〇	三〇〇	二、〇二〇	八七〇

民間會社貯藏油量調査表　（單位罐）

會社名	場所	揮發油	モビール
日本石油會社	隅田川驛	一八、〇〇〇	一、九〇〇
ライヂングサン會社	大島町	三、〇〇〇	一
テキサス會社	砂村	六、〇〇〇	一
小倉製油所	本所	三〇〇	一
安全自動車會社	大島町	一	一
計		二八、五〇〇	一、九〇〇

而して陸軍部內のものは、即日之を戒嚴司令部に蒐集し、同時に民間よりも蒐集す、內陸軍部內より提供したるは、

陸軍部內提供燃料數量表

差出部隊＼品目	ガソリン（罐）	モビール（罐）	グリース（罐）	炭化石灰（磅）
陸軍航空部所澤支部	二七〇	二三〇	一	一
所澤航空學校	一〇〇	一	一	一
飛行第五大隊	四〇〇	五	一	一
氣球隊	二三八	五〇	一	一
陸軍自動車調査委員	二一五	二・五	一	一
自動車隊	九六	一	二二	三〇〇
東京陸軍兵器支廠	一〇〇	一〇	一	一
計	一、四一九	二九七・五	二二	三〇〇

にして、海軍燃料廠亦八千罐の提供する筈なりしも、後海軍の行動を變更したるより、九月四日橫須賀より回送したる「ガソリン」四十二罐を授受したるに止まる、民間よりは日本石油株式會社隅田川倉庫の在庫を提供せしめ、內「ガソリン」三千七百七十八罐、「モビール」八百三十七罐は、第一師團工兵大隊に命じて、九月五日より六日夜までに之を水路より芝浦埋立地に輸送せしめ、自動車隊は、同倉庫より「ガソリン」一千四百四十罐、「モビール」二十罐、石油六十罐、芝浦集積所より「ガソリン」百六十罐を戒嚴司令部に搬致したり、一面九月三日同會社に命ずるに、新潟縣柏崎製油所及秋田縣土崎秋田製油所貯藏油を東京に急送することを以てし、是時私報未だ通ぜざるを以て官報扱として打電し、四日更に社員を兩製油所に派遣せしむ、而も信越線中川口上野間不通なるを以て到着脂油集積の爲め、川口驛附近の農商務省所管研究所內の空地を借入れ、川口驛側線使用及揮發油運搬のため貨車の配給を鐵道省及川口驛長に交涉し、柏崎製油所より九月五日夜揮發油六百五十六函、六日四百五十函、爾後每日四百函を發送す、然るに六日川口驛隅田川驛間の鐵道開通したるを以て、川口着荷を直に隅田川驛に轉送せしむ、兩製油所より九月九日までに發送する所、揮發油一萬二千二百十八函、「モビール」一千六百十六函、「グリース」二百七十四函にして、爾後揮發油一千函を日々發送し得る狀態となり、全く補給上の憂慮なきを得たり、此外靑森縣知事は、六日午後五時靑森發田端驛着を以て揮發油五百罐を發送し、廣島縣知事亦七日綠崎驛發田端着を以て揮發油三千罐を發送す。

配給は、九月三日戒嚴司令部に於て先づ配給を開始し、次で同司令部の指示に基き、日本石油株式會社をして隅田川倉庫に於て配給を爲さしむ、民間一般の需用に對しては、五日より亦同會社をして之に任ぜしめ、會社は東京驛前及有樂館地下室に於て之に當れり、既にして臨時震災救護事務局に「ガソリン」課の設置を見るや、陸軍補給部は九月十日こゝに一般の配給を中止す。

（二）軍隊燃料補給　九月十日一般に對する燃料配給は、補給部之を臨時震災救護事務局に引繼ぎ、陸軍所屬の燃料は、省に所要量を一括して事務局に請求し、兵器廠をして之を受領配給せしむることとしたり、十一日戒嚴地內に於ける陸軍所要自動車無線電信及電燈用燃料補給要領（陸普第三、六五七號）を定め、戒嚴部隊に要するものは同司令部をして請求手續を行はしむ、而して現品受領のため、成るべく自動車の運行を節する目的を以て、所要多大なる東京北警備諸部隊は近衞師團兵器部、同南警備諸部隊は第一師團兵器部現品の受領配給を爲す事とし、其他は司令部構內に逐次搬致して配給を實施したり、十月十二日戒嚴並震災救護のため、陸軍所要の自動車無線電信及電燈用燃料及脂油補給に關する陸軍第四、二六三號の通牒ありて、請求手續を改正せらる。

補給課業務實施期間陸軍省に請求して戒嚴部隊に配給したるものガソリン六、〇一八罐、モビール五三〇罐、グリース一一九・五罐、石油二六罐なり。

（三）地方燃料徵用　東京南北警備部隊及中仙道警備部隊には、上記の手續を以て燃料を補給したるも、其他の警備部隊及東京以外に出動したるものに對しては、努めて之を搬致補給し、又所在に於て地方燃料を徵用せしむ。

（四）燃料整理　補給部當時、陸軍部內より提供したる揮發油一、四一九罐、モビール二九七・五罐、グリース二二罐、炭化石灰三〇〇磅、海軍軍需局より蒐集したる揮發油四二罐、戒嚴行動のため當該部隊自動車自給用として消費したる揮發油四五二罐、モビール三六罐は、補給課之を省に請求し、返納整理す、而して部外日本石油株式會社徵用及

臨時震災救護事務局より受領の燃料は、一に省の處理に任せり。

ニ、蓄電池充電

自動車中充電の必要あるものは、海軍省無線電信所に於て供給を受くる如く九月六日海軍省に交渉し、同十五日には、陸普第三、七三二號を以て蓄電池充電に關する件を定められ、是より所要に應じ、陸軍無線電信調査委員會に請求す。

ホ、被服其他

一般罹災救護のため、天幕其他を供用したること、別項記す所の如し。

戒嚴部隊の着裝被服は、第二又は第三裝用時服にして、背嚢入組品として、夏襦袢袴下各一、靴下二乃至三組を携帶し、地方師團派遣部隊は、以上の外、概ね毛布一、二枚、縫靴工具の一部を、多くの工兵隊は、作業衣袴一着づゝを携帶したり、（第九師團派遣諸隊は、更に夏衣一着づゝを携行す。）被服補修材料は、軍隊よりの追送品及現地調辨品を以て之に充當し、毛布の不足に對しては、戒嚴司令部又は在京師團より貸與することとせり。

九月二十四日、冬服追送の必要を認め、之が實施を戒嚴部隊原師團參謀長に要求し、十月上旬漸次到着するや、其旬末に略ゝ冬服に更衣するを得たり。

戒嚴部隊の兵力整理に伴ひ、憲兵隊の新編成成り、多數の補助憲兵各師團より派遣せられ、被服品は軍隊より携行若くは追送し、寢具用被服品は、陸軍省に請求して、陸軍被服本廠の補給を受く。

戒嚴部隊出動に伴ふ所要物品は、主として平時用品を充當せしめ、特に要するものは、各衛戍地又は現地に於て借上若くは購入して使用に供し、戒嚴司令部を經て供用したるは、天幕雨覆炊具の類のみなり。

事務用品は、浦鹽還送品到着後は、所要品を陸軍東京經理部より交付を受け、之を各部隊に配給し、其より以前は概して携行品又は現地調辨品を以て辛ふじて需要を充足したり。

ヘ、兵器補給

九月三日より十日までの期間は、戒嚴司令部內兵器に關する業務機關を設けず、補給に關しても規定せらるゝ所なきを以て、各部隊の請求受領及調辨等區々なりしが、九月十一日補給課編成に方り、兵器業務の機關を設置し、以て業務の統一を計れり、兵器補給の手續亦戒嚴地域內に於ける陸軍所要需品補給要領（九月十三日陸普第三、六九〇號）戒嚴地域內に於ける補給兵器授受輸送に關する通牒（九月廿二日陸普第三、八九六號）等に依り、準據明かなるに至り、又實施を適確ならしめんがため、戒嚴司令部より幾多の指示あり、左に戒嚴地域內に於ける軍需品補給要領等一二を擧ぐ。

陸軍第三、六九〇號

戒嚴地域內ニ於ケル陸軍所要軍需品（自動車等ノ燃料ヲ除ク）補給要領制定ノ件達

陸軍一般

戒嚴地域內ニ於ケル陸軍所要軍需品（自動車等ノ燃料ヲ除ク）補給要領、左ノ通定ム。

大正十二年九月十三日　陸軍大臣男爵　田中義一

戒嚴地域內ニ於ケル陸軍所要軍需品（自動車等ノ燃料ヲ除ク）補給要領

其一、一般要領

其一、戒嚴地域內ニ於ケル陸軍所要軍需品（自動車等ノ燃料ヲ除ク以下同シ）ノ補給ハ、本要領ニ依ル、本要領ニ定ナキ事項ハ平時ノ規定ニ依ルモノトス。

其二、兵器

第二、關東戒嚴司令官隸下部隊及陸軍震災救護委員長隸下機關ハ、兵器ノ支給交換修理及補充ヲ順序ヲ經テ關東戒嚴司令部及陸軍震災救護委員ニ請求シ、該司令部及該委員ハ之ヲ陸軍省ニ請求スルモノトス、但シ時ニ急ヲ要スルトキハ、各部隊等ヨリ直接陸軍兵器廠及陸軍航空部ニ請求スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ各部隊等ハ順序ヲ經テ陸軍省ニ報告スルモノトス。

第三、陸軍省ハ前項ノ請求ニ對シ、陸軍兵器廠及陸軍航空部ニ命シ實施セシムルモノトス。

其三、衛生材料蹄鐵及同屬品

第四、關東戒嚴司令官隸下部隊及陸軍震災救護委員長隸下機關ハ、衛生材料ノ補給ヲ、順序ヲ經テ關東戒嚴司令部及陸軍震災救護委員ニ請求シ、該司令部及該委員ハ之ヲ陸軍省ニ請求スルモノトス。

陸軍省ハ前項ノ請求ニ對シ、陸軍衛生材料廠又ハ衛戍病院ニ命シ補給セシムルモノトス、但シ時宜ニ依リ各部隊等ハ直接陸軍衛生材料廠衛戍病院又ハ最寄部隊ヨリ補給ヲ受クルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ各部隊等ハ順序ヲ經テ陸軍省ニ報告スルモノトス。

第五、關東戒嚴司令官及陸軍震災救護委員長隸下以外ノ部隊ハ、震災救護用衛生材料ヲ前項ニ準シテ陸軍省ニ請求シ補給ヲ受クルコトヲ得。

第六、各部隊ハ、衛生材料消費旬報（樣式附表）ヲ、順序ヲ經テ陸軍省ニ提出スルモノトス。

第七、關東戒嚴司令官隸下部隊及陸軍震災救護委員長隸下機關所要ノ蹄鐵及同屬品中原所屬部隊ヨリノ追送及現地調辨ニ依ルコト能ハサルモノハ、其ノ補給ニ、順序ヲ經テ關東戒嚴司令部及陸軍震災救護委員ニ請求シ、該司令部及該委員ハ之ヲ陸軍省ニ請求スルモノトス。

陸軍省ハ前項ノ請求ニ對シ、陸軍衛生材料廠近衛及第一師團司令部ニ命シ補給セシムルモノトス。

其四、糧秣及被服

第八、關東戒嚴司令官隸下部隊及陸軍震災救護委員長隸下機關ハ、主要糧秣ノ補給ヲ順序ヲ經テ關東戒嚴司令部及陸軍震災救護委員ニ請求シ、該司令部及該委員ハ之ヲ陸軍糧秣本廠ニ請求スルモノトス。

第九、關東戒嚴司令官及陸軍震災救護委員長隸下以外ノ部隊ハ、主要糧秣ノ補給ヲ陸軍東京經理部ヲ經テ陸軍糧秣廠ニ請求スルモノトス、但シ東京橫濱附近以外ニ在ル部隊ニ關シテハ、所管經理部ニ於テ處理シ、已ムヲ得サル不足品ハ所管經理部ヨリ陸軍糧秣本廠ニ請求スルモノトス。

第十、陸軍糧秣本廠ハ第八第九ノ請求ニ基キ、陸軍ヨリ臨時震災救護事務局ノ取扱ニ移シタル糧秣數量ノ範圍內ニ於テ該事務局ニ要求シ、其他ノモノハ自ラ之ヲ調辨シ各部隊等ニ交付スルモノトス。

第十一、被服品ハ補修材料等現地調辨シ得ルモノヲ除クノ外、總テ原所屬部隊ヨリ補給ヲ受クルモノトス。

其五、事務用品

第十二、各部所要ノ事務用品中原所屬部隊ヨリノ追送及現地調辨ニ依ルコト能ハサルモノハ、其ノ品種數量ヲ關東戒嚴司令部及陸軍省震災救護委員ニ於テ取纏メ陸軍省ニ請求スルモノトス。

陸軍省ハ、前項請求ニ對シ、陸軍東京經理部ニ命シ交付セシムルモノトス。

其六、經費

第十三　經費支出區分ハ別ニ定ムル所ニ依ル。

陸普第三、八九一號

震災ニ當リ支給若ハ貸與シタル兵器返納ニ關スル件通牒

大正十二年九月二十二日　陸軍省副官　中村孝太郎

關東戒嚴參謀長　阿部信行殿

今回ノ震災ニ當リ支給若ハ貸與シタル兵器ニシテ不用トナリタルモノハ、左記規定ニ依リ返納スルコトニ定メラレ候條、承知相成度候也。

左記

一、各部隊ニ於テ今回ノ震災ニ當リ支給若ハ貸與セラレタル兵器ニシテ不用トナリタルモノハ、順序ヲ經テ之ヲ受領シタル部隊ニ返納スルモノトス。

二、返納スヘキ兵器ニハ別紙返納兵器調査表二通ヲ附シ、一通ハ陸軍省ニ、一通ハ該兵器ト共ニ返納部ニ送付スルモノトス。

返納兵器調査表

品目	受領員數	不足員數	返納數	摘要

製表上ノ注意

一、支給若ハ貸與ヲ受ケタル月日及場所ハ適宜之ヲ明記スルモノトス。

二、摘要欄ニハ不足破損ノ箇所（部品共）等ニ就キ所要ノ事項ヲ記スルモノトス。

ト、輸送機關補給

A、自動車

天、自動車活動

1、東京衞戍司令部自動車

(一)自動車隊　震災の結果、諸種の交通機關悉く破壞し、之を補ふべきも自動車あるのみなれば、震災直後の交通界に於ける自動車の活動は、最も目覺ましきものゝ一なり。

九月一日午後二時自動車隊は、衞戍司令官の出勤命令に接して直に準備し、近衞第一兩師團に分屬す、爾後二晝夜全く不眠不休、屢〻火焰を犯し、死體を越へて救護警備の任に服せり、主要なる活動左の如し。

九月一日　乘用自動車自動二輪は、立川飛行大隊所澤航空學校佐倉下志津屯在部隊在京各部隊等に重要命令を傳達し、其他各官衙公衙間の連絡通信に任じ、殊に乘用車一は、二日午前二時出發し、宇都宮へ急行、午後十一時歸來し、兩陛下の御安泰を報じ、他の自動二輪車一は、箱根及小田原御滯在中の各宮殿下の御安否奉伺として急險を冒し强行す。

貨車十二輛は、午後五時出發、糧秣本廠被服廠跡九段牛ヶ淵淺草芝上野公園諸地點に糧秣分配所を設置するため、糧秣本廠に向ひたるも、猛火のため進む能はず、止むを得ず近衞師團各部隊より糧秣を受領し、前記諸公園に轉送分配す。内五輛は續いて近衞師團司令部より天幕を宮城前に輸送し、後憲兵及警備步兵を輸送す。

貨車四は、中野電信第一聯隊より電話及電燈材料を陸軍省に輸送す。

貨車五は、第一師團司令部步兵第一第三聯隊より糧秣を日比谷公園芝公園及宮城前に輸送し、後天幕及罹災者を輸送す。

貨車四は、午後五時出發、赤羽に至り、工兵隊の一部を芝日本電燈會社に輸送す。

貨車三は、午後九時出發、第一師團司令部より麵麭を宮城及東京驛前に輸送し、他の五輛は、午後十一時出發、步工兵を陸軍省に輸送す。

陸軍省參謀本部第一衞戍病院等類燒の危機に迫るや、貨車及牽引自動車の主力を以て重要書類及患者五〇〇名を士官學校及陸軍大學に移送し、二日午前八時に及びて終了す。

九月二日　貨車四は、依然第一衞戍病院より患者及衞生材料の輸送を繼續す。

貨車八は、終日給水、糧食の輸送に任じ、午後五時以後警備部隊警察官及警備用彈藥を各所に輸送す。

貨車各三は、物資收集班となり、大宮及宮中方面に向ひ、午後六時出發、糧秣を板橋中野附近に收集し、更に東京市區役所に輸送し、九月九日終了歸着す、此間各車一日の輸送行程概れ二百吉米なりとす。

市有撒水車六を以て終日飲料水を芝浦宮城前等に數回輸送し、午後四時三十分以後上野に向ひたるも、火災の遮る所となり本鄕に於て配給す。

貨車七は、第一師團各部隊より糧秣を芝浦其他に輸送す、他の貨車七は、糧秣の外兵器、材料等の輸送に任じて夜を徹す。

藤井大尉（孫助）を高崎方面に派して自動車油類を購入せしむ、午後三時高崎に至り、揮發油一五〇函モビール五〇函を蕨驛に向け發送し、三日午前二時歸來す。

乘用自動車自動二輪車は、前日の如く交通連絡の任に服す、内自動二輪車一は午後九時二十分出發、危險を冒して橫須賀に至り、第一師團命令を諸部隊に傳達し、三日午前十一時歸來し、他の一輛は、下志津部隊に命令傳達の命を受け、千住に至り、猛火のため前進する能はず、徒步松戸に達し、工兵學校に託して連絡傳達の任を終り歸來す。

埼玉縣廳の糧秣輸送援助のため、貨車九を派す、主として浦和志木板橋間の輸送に當り、五日午前三時乃至五時の間に歸來す。

工長及職工長若干名を以て、參謀本部構内に修理工場を開設す。

九月三日　貨車六は、步兵第一聯隊救護班芝浦に移送し、爾後糧秣の輸送に任ず、又三輛は、川口町より步兵第十五聯隊の一部を參謀本部内に輸送す。

撒水車六は、上野淺草宮城前其他に終日給水す。

牽引自動車は、赤羽より隅田川諸架橋點に架橋材料を輸送す。

貨車七は、午後七時出發、蕨驛に至り、屢〻戸山ヶ原間を往復して、第十四師團より輸送の糧秣を轉送し、五日午前九時歸來す。

其他全力を集中して、兵員糧食材料等の輸送に從事す。

乘用自動車自動二輪車は、前日と同じく行動終日し、特に自動二輪車三は、川口町及藤澤方面に活動す。

給水のため自動車四を橫濱に派遣す、四日以後連續給水に任ず。

(二)氣球隊自動貨車班　二日午前五時陸軍大臣より、出來得る限り多くの自動車を東京衞戍司令部に提出すべきの口命あり、氣球隊福武砲兵中尉（義雄）は、乘用車一、貨車三（屋形天幕を積載す）を指揮し、先發隊となり、午前八時屯營を發し、東京衞戍司令部に至り、救護用糧食其他の運搬に從事す、同隊戸田砲兵大尉は、朝來瓦斯鑵用自動車の鑵框を脫して、貨物積載用に整理し、午後三時自動貨車四を完成し、側車附自動二輪車一と共に、屯營を發し、東京衞戍司令部に至りて先發隊を併せ、衞戍司令官直轄部隊と成る、此日輸送する所、

區分／使用者	使用車輛數	行動時間	輸送 品目	輸送 數量	輸送區間	摘要
陸軍省	二	自前一一時至後九時	糧食	不詳	陸軍省—赤羽	避難民用
同	一	自正午至後四時	糧食	不詳	陸軍省	陸軍用
衞戍司令部	二	自後六時卅分至同八時	人員	六十名	近步四—澁谷	
同	二	自後六時至同八時	人員 糧食	人四十名 一噸	陸軍省—赤羽	
同	一	自後七時至同八時	人員		近步三—品川	用事ナク歸來ス

此外使用時間二十分乃至五十分の短時間なるものには、夜間鮮人を憲兵司令部に護送し、衞戍司令部用彈藥糧食を受領運搬するため車輛を行動せしむ。

2、關東戒嚴司令部自動車

(一)自動車隊　九月三日關東戒嚴司令部編成あり、自動車隊は、直轄部隊と爲りて隷下に入り、近衞第一兩師團に分屬しありたる二中隊及氣球隊自動車班を併せ指揮し、同時に破損自動車の補充修理交換等の業務を敏速ならしむるため、材料廠を設置す。

是時猛火始めて終熄して流言所々に起り、人心爲に安からず、各師團諸隊は、逐次帝都に集中し、糧食材料は、鐵路將た海路災地に輸送し來るを以て、自動車隊は隊を擧げて晝夜此等の軍隊糧秣兵器材料を輸送したり。

九月六日龜戸田端新宿各配給所業務を開始し、芝浦配給司令部は、海軍と協同して陸揚作業に從事するより、自動車隊は、前日來雇傭したる自動車及東京府市配給のものを合し、臨時に中小隊を編成し、主力（貨車六十輛）を各配給部に配屬して糧食材料の輸送に任じ、一部（貨車四十輛）を中央に控置して、突發的用途に應ずると共に、軍隊衣糧器材並に各官公衙外國大公使館及軍隊用糧食の輸送に當らしめ、尙一部（貨車十五輛）を材料廠に附して、各部隊破損車輛の交換用に充當し、全力を傾注して輸送能率の增進に努む。

當時の指示一二を抄す。

補指一號追加　九月五日

配給(司令)部服務要領

一、配給部ハ、左ノ要領ニ依リ服務ス。

配給部ハ、陸揚又ハ停車場ニ陸揚下卸セラレタル糧秣材料ヲ受領シ、之ヲ所定分配所ニ輸送ス。

分配所ニ於ケル下卸及爾後ノ輸送分配ハ、地方官憲ノ手ニヨルモノトス。而シテ授受傳票ハ、司令官若ハ部長ノ捺印アル適宜ノ傳票ニヨルヘク、其一片ヲ保存スヘシ。

二、輸送機關ハ、明六日午前八時各配給部所在地ニ於テ、地方官憲ヨリ左ノ如ク提供スル筈。

イ、人　夫

芝浦配給司令部	三〇〇人
同兩國支部	一〇〇人
田端(隅田川支部)配給部	二〇〇人
新宿配給部	一五〇人
龜戸配給部	一〇〇人

右人夫ハ、配給部カ其地ニ於ケル糧秣材料等ノ積載下卸等ニ任スルモノニシテ、停車場ニ於ケル下卸分配所ニ於ケル下卸、爾後ノ分配ノ爲ニハ、地方官憲ニ於テ、所要ノ人夫ヲ徵傭スルモノトス。

ロ、手車及荷馬車　地方官憲(市役所發視廳)ニ於テ出來ル限リノ數量ヲ徵發シ、六日午前八時迄ニ各所定ノ配給所ニ集合セシムルニ依リ、其所要量ニ應シ、配給部及地方官憲ト協議ノ上、之ヲ決定シ配當スヘシ。

ハ、自動貨車　目下自動貨車ハ、軍部四十五輛、市役所四十輛ヲ所有シアルモ、軍部ノモノハ、地方官憲ニ貸與シテ、手裡ニ在ルモノ僅ニ十五輛ナリ、依テ確實ニ六日使用シ得ルモノハ、軍部二十輛(十四師團ニ貸與セシ六輛歸還スヘキニ依リ)市役所ヨリノモノ四十輛計六十輛ナリ。

此外發視廳ニ於テナシ得ル限リ(約三十輛)徵傭シ、補給部本部ニ提供スヘキニ依リ、之ヲ自動車隊長ノ隷下ニ統一セシメ、左ノ如ク配置シテ、各配給部本部ノ輸送ニ任セシム。

但、左記配當數ハ、七日以後情況ニ應シテ、之ヲ變更スルコトアルヘシ。

配屬部隊	員數	到着時日	輸送擔任區域
補給部本部	二〇	六日午前六時	緊急ヲ要スルモノ及全般ニ亘ルモノ及豫備
芝浦配給部	一六	六日午前八時	各配給管區
同兩國支部		同右	
田端配給部	一二		
同隅田川支部			
新宿配給部	八		
龜戸配給部	四		
計	六〇		

戒補指第二號

指　示

九月六日午後八時
於戒嚴司令部

一、明七日早朝ヨリ補給部各郡ハ、左ノ要領ニ依リ服務スヘシ。

第一、補給管區並交付地

別紙第一ノ如シ。

第二、糧秣授受ノ要領

糧秣交付傳票(別紙第二)ニヨリ授受ヲ行ヒ、毎日ノ授受狀況ヲ明ニシ、會報ニ報告スヘシ。

配給司令部　陸揚場ニ於ケル受領ハ、陸軍內務海軍主任官立會ノ上、數量ヲ明ニシテ授受スヘシ。

地方官憲又ハ他ノ配給部ニ交付スル時ハ、受領者ヲシテ甲片ニ記名捺印セシメテ之ヲ保管シ、自ラ乙片ニ記名捺印ノ上、之ヲ受領者ニ交付ス。

配給部　下卸停車場或ハ外部ヨリ糧秣ヲ受領スル時ハ、甲片ヲ自ラ記名捺印シ、所要ノ記入ヲナシ、之ヲ發送官憲ニ出シ、乙片チ保管ス。

府市吏員ニ交付スル時ハ、下卸地ニ於テ發送所要ノ記入ヲナシ、甲片ヲ保管シ、乙片ヲ地方官憲ニ交付ス。

第三、輸　送　機　關

左ノ如ク輸送機關ヲ配當ス。

依テ其宿營給養ハ、配屬ヲ受ケタル各配給部(司令部)ニ於テ擔任スヘシ。

人夫	員數	交付地	交付日時	交付官	受領者
芝浦(兩國ヲ含ム)	四〇〇	各(司令)部所在地	七日午前八時	市	當該部長
新宿	一〇〇				
田端(隅田川ヲ含ム)	五〇			府	
龜戸	一〇〇				

イ、自動車　明七日午前八時ヨリ左ノ如ク自動車ヲ配屬シ、輸送ニ任セシム。

配給部	自動貨車	側車附二輪車	乘用自動車
芝浦	三〇	一	二
龜戸	一〇	一	一
田端	一〇	一	二
新宿	一〇	一	一
計	六〇	四	六

但、現在配屬セラレタルモノ若ハ自ラ徵傭セシモノハ、此數ニ含ム。

ロ、手車、荷馬車　所要量ヲ地方官憲ニ請求シテ徵傭ス。

第四、交付糧秣ノ數量

各配給(司令)部ハ、別紙第三(缺)ノ如ク、各交付地ニ於テ地方官憲ニ交付ス。

第五、自　動　車　隊

自動車隊ハ、所命ノ自動車ヲ各配給部ニ配屬セシメタル外、豫備隊ヲ以テ、別紙第四ノ如ク、輸送補給ニ任ス。

1、豫備糧秣集積(戸山原—司令部間)　白米五〇石、野菜三〇〇貫、罐詰大部。

2、生魚配給　陸軍部隊一師團、近衞師團、士官學校、麻布、戒嚴司令部配給部、陸軍官衙、赤坂、內務省、海軍省、四谷、牛込、新宿。

3、教育總監部　白米五石、野菜一〇〇貫、牛罐一〇個。

4、新宿—芝浦間　新宿ヘ米一、〇〇〇俵。

5、豫　備　臨機命ス。

交付傳票樣式

交付者保管

甲　糧秣交付傳票					
品目					
數量					
交付場所					

右正ニ受領候也
大正十二年　月　日
受領者
氏　名捺印

……印……割……

乙　糧秣交付傳票					
品目					
數量					
交付場所					

右正ニ受領候也
大正十二年　月　日
交付者
氏　名捺印

別紙第一

配給(司令)部	配給管區	交付地	徵傭區域
芝浦配給司令部	麹町區	半藏門高等小學校	以上五區一郡
	京橋區	築地本願寺	
	芝區	勞資協調會	
	赤坂區	赤坂區役所 澁谷驛	
	麻布區	麻布區役所	
	荏原郡	蒲田驛 大森驛 大井驛 品川驛 大崎驛 惠比須驛	
芝浦配給司令部兩國支部	日本橋區	水天宮	以上三區
	神田區	一ツ橋小學校	
	淺草區	新谷町元車庫前 隅田川驛(南千住驛)	

- 田端配給部
同　隅田川支部
  - 本郷區
    - 本郷區役所
    - 駒込驛
  - 小石川區
    - 小石川區役所
    - 大塚驛
  - 下谷區
    - 上野公園東京自治會館
  - 北豐島郡
    - 目白驛
    - 池袋驛
    - 板橋驛
    - 巢鴨驛
    - 田端驛
    - 三河島驛
    - 隅田川驛
  - 南足立郡
    - 北千住驛
    - 隅田川驛
  - 以上三區二郡
- 新宿配給部
  - 四谷區
    - 大木戸　新宿御苑前
  - 牛込區
    - 市ケ谷小學校
  - 豐多摩郡
    - 澁谷驛
    - 新宿驛
    - 中野驛
    - 新大久保驛
    - 高田馬場驛
  - 以上二區一郡
- 龜戸配給部
  - 本所區
    - 錦絲町停車場前
  - 深川區
    - 元岩崎邸　清水公園
  - 南葛飾郡
    - 龜戸驛
  - 以上二區一郡

備考　右ノ交付場ハ九月七日ノ爲ノモノヲ示ス、爾後若干ノ變更ヲ見ルコトアルヘシ。

（二）氣球隊自動貨車班　は九月三日午前九時自動車隊の指揮下に入り戒嚴司令部補給部に屬して行動したること上記の如し、其任務は左の如く區分せらる。

自動車隊　補給部の大輸送

氣球隊自動貨車班　戒嚴司令部內直接輸送

午後一時氣球隊山口騎兵中尉自動貨車六側車附自動二輪車一を指揮して來り、戸田砲兵大尉に交代して溜の自動貨車を合し、十三輛を指揮す、福武砲兵中尉は、副官部に屬し、主として乘用車の區處並に指揮に任ず。

三日より五日までの輸送は、左の如し。

月日	使用者	使用車輛數	行動時間	輸送 品目	輸送 數量	輸送區間	摘要
九月三日	內務省	貨車七 乘用車一	自前六時 至同九時	重傷患者	約六十名	日比谷府立第一中學―芝傳染病研究所	
〃	陸軍省	二	自前九時卅分 至後二時	糧食	不詳	―	
		四	自前十時 至後二時	糧食	不詳	―	
〃	東京市	九	自後二時卅分 至後十二時	給水	不詳	淺草 戸山原 本所深川	避難民用
〃	近衛師團司令部	三	自後二時	各種類	不詳	不詳	

備考　一、數量不詳ハ、往還回數多キタメ運轉手ノ記憶セサルモノトス、以下同シ。

二、近衛師團司令部ニ出セル三輛ノ行動不明ナリ。

月日	使用者	使用車輛數	行動時間	輸送 品目	輸送 數量	輸送區間	摘要
九月四日	東京市	四	自前五時 至後九時	給水	不詳	日比谷公園―上野	避難民用
		五	自前五時 至後八時	給水	不詳	日比谷―本所・深川・芝浦	
〃	管理部	二	自前五時 至後九時	糧食	不詳	蔬停車場―代々木	

備考　給水班藤崎戸谷軍曹以下ノ獻身的努力ノ市民ノ饑渇ヲ救ヒ得タルコト甚大ナリ。

月日	使用者	使用車輛數	行動時間	輸送 品目	輸送 數量	輸送區間	摘要
九月五日	陸軍省	六	自前五時 至同七時	交通車	―	司令部―新宿・澁谷・拔辨天	軍隊用
〃	東京市	六	自前七時 至後九時卅分	給水	不詳	日比谷―上野・淺草・本所深川	避難民用
九月五日	管理部	二	自前五時 至後八時	糧食	不詳	蔬―代々木	避難民用
		三	自前八時 至後八時	寢具 糧食	不詳	近歩一―戒嚴司令部・憲兵隊・衛戍病院 芝浦―司令部	軍隊用

六日より十日までの間は、司令部を中心とし、主として龜戸田端赤羽世田ケ谷六郷を連ぬる線內を運行區域とし、時に給水の爲め本所深川淺草方面を運行したり。

請求部隊	使用車數	輸送品 品目	輸送品 數量(噸)	延距離(吉)
陸軍省	一四	飲料水、食糧	二五・五	七七九
管理部	一六	糧秣 人員	二一 四〇人	二六七
鐵道聯隊	二	鐵道材料	四	六〇
宣傳部	三	用紙	四・五	四五
交通課	七	人員	一四〇人	七〇
補給部	八	人員	三〇九人	八〇
朝日新聞	二	糧食	二	四八〇
計	五二		五八 四八九人	一、七八一

而して輸送量の平均は、左の如し。

使用車數 定數	使用車數 延數	使用車數 一日平均	輸送量 總量(噸)	輸送量 一日平均(噸)	輸送量 一車一日	距離 延	距離 一車一日(吉)
一三	一一三	一一・三	一八〇	一八	一・六	四、〇〇〇	三七

備考　一、定數一三ハ、九月一日ヨリ漸次ニ增加セシモノナルヲ以テ、平均諸數量ハ、實際ヨリ少ク表ハレ居レリ。

二、距離不明ノモノハ、圖上距離ニ依レリ。

（三）民間自動車集收班　陸軍に於ける自動車隊及自動車所有部隊の自動車總數約七十有餘輛は擧げて輸送に從事したるより、九月三日の如き戒嚴司令部に乘用車五輛を殘存せるのみ、到底緊急業務を遂行する能はざるを以て、司令官は四日輜重兵大尉藤井孫助、同奧恭平、同中尉朝妻義之を基幹として自動車收集班を編成し、即日業務を開始し、十日に至り略ゝ所要を充たし、乘用自動車自動貨車各約四十輛、自動二輪車約十輛、運轉手約六十名及職工約二十名を雇傭して活動したり。

即ち九月四日先づ民間自動車同運轉手及職工雇傭規定を定めて、

民間自動車同運轉手及職工雇傭規定

第一條　關東戒嚴令施行ノ爲民間自動車同運轉手及職工ノ雇傭ハ、本規定ニ依ルモノトス。

第二條　雇傭期間ハ、戒嚴令施行期間內トス。

第三條　雇傭車及人員ノ集合及解傭場所ハ、通常參謀本部內トス。

第四條　雇傭スル人員及車輛數ハ、別ニ之ヲ定ム。

第五條　雇傭賃金日額左ノ如シ。

(1)乘用車(運轉手共)	五〇圓
但シ、馬力ニ依リ若干增減スルコトヲ得。	
(2)貨車一噸積(運轉手共)	五〇圓
但シ、半噸ヲ增ス每ニ五圓ヲ增加ス。	
(3)自動二輪車	二五圓
(4)運轉手	一〇圓
(5)同助手	五圓
(6)職工	一〇圓以下

但シ、特ニ夜間(自午後九時至午前五時ノ間トス)作業ニ從事シタル場合ニハ、一時每(端數ハ一時間トス)ニ五拾錢ヲ加給スルモノトス。

第六條　雇傭ニ應シ得ル自動車ノ資格、左ノ如シ。

(1)掛官ノ檢査ニ合格シタルモノニシテ、所用ノ工具ヲ有スルモノ。

(2)乘用車ハ三人乘(運轉手ヲ除ク)以上ナルコト。

(3)貨車ハ一噸積以上ナルコト。

(4)自動二輪車ハ、側車附又ハ後車附ナルコト。

第七條　雇傭ニ應シ得ル運轉手及職工ノ資格、左ノ如シ。

(1)年齡滿十七歲以上滿四十歲以下ノ男子ニシテ、健康體ト認定。

(2)運轉手ハ免許證ヲ所持スルコト。

(3)職工ハ、少クモ一箇年以上自動車又ハ其部品ノ修理實務ニ從事シタルモノナルコト。

第八條　雇傭セラレタル自動車ノ運轉手又ハ持主及職工ハ、官ト契約ヲ爲スモノトス。

第九條　雇傭自動車ノ燃料消耗品及雇傭者ノ給養ハ、官之ヲ支給ス、但シ雇傭者ノ被服ハ、各自携行シ見苦シカラサルヲ要ス。

第十條　自動車ニ破損ヲ生シタル際、小修理ハ官之ヲ擔任シ、大破損（修理十時間ヲ要スル見込以上ノモノヲ生シタルモノ）ハ、之ヲ解雇ス、但シ破損ニ就テノ責ハ、特ニ事由アルモノヽ外官之ヲ負ハス。

第十一條　傭入間運轉手助手及職工ニシテ業務上傷病ヲ生シタルトキハ、其ノ治療費ハ官之ヲ負擔ス、而シテ爾後ノ行動ニ堪エサルトキハ、即時解傭ス。

第十二條　前二條ノ場合ハ、時ノ如何ヲ問ハス賃金ハ一日ノ金額ヲ支給ス。

第十三條　自動車操縱上ノ事故ニ對スル損害賠償ハ、使用期間ニ限リ官之ヲ負擔ス、但シ自己車輛ノ破損ハ第十條ニ依ル。

第十四條　雇傭自動車同運轉手及職工ノ配當ヲ受ケタル各部隊各部ハ、之カ給養（賃金ヲ含ム）ヲ擔任シ、業務終了後解傭スルモノトス、但シ解傭シタルトキハ其ノ旨ヲ補給課長ヘ報告又ハ通報スルモノトス。

第十五條　補給課ハ、雇傭及各部隊各部ヘ配當ノ狀況ヲ記錄シ置クモノトス。

第十六條　雇傭人員車輛ノ配當ヲ受ケタル各部隊各部ハ、使用中ノ狀況ヲ記錄シ置クモノトス。

とし、之が集收に着手し、赤坂見附、青山、澁谷、三軒茶屋、及駒澤間の各自動車會社及供給者を歷訪し、之が提供を交渉す、五日以後更に赤坂、麻布、四谷、牛込、小石川各區に亘り之が勸誘に努む、而も災後應急整理未だ成らず、加ふるに餘震猶頻りにして流言蜚語終息せず、快諾するもの甚だ稀なるのみならず、警察其他官公衙公共團體等に使用せらるゝの結果、收集意の如くならず、是に於て九月六日已むを得ず收集法を改め、兵卒若干名を同行し、走行中の自動車を捉へて勸誘し、受諾すれば直に戒嚴司令部を施し、兵卒を同乘せしめて司令部に誘導し、或は貯藏揮發油消耗の爲め運轉不能に陷りたるものを搜索し、揮發油を供給して雇傭するの手段を撰べり、八九日頃に至り、離散運轉手漸次歸來すると同時に、民間の需用減退の結果、官に徵用せらるゝを有利として雇傭を願出るもの續出したり、側車附自動二輪車に至りては、民間使用の車數少なく、其使用は多く上流子弟の娛樂用に過ぎざりしを以て雇傭に應ずるもの少なく、實用に使用したるは概して小荷物專用にして乘用に適せず、之が爲め收集期間を通じて、僅に三輛を雇傭し得たるに過ぎず、九月七日陸軍省より五輛の支給を得、乃ち運轉手を雇傭して所要を充すを得たり、運轉手職工亦九月七八日頃より希望者增加し、十日頃は供給過多の狀態を呈したり。

乘用自動車四十七輛、種類二十種（ビック十二輛、フォード七輛、ハドソン六輛、其他ノモノ一乃至二輛）に上り、幌型は僅に七輛にして他は悉く函型なり、車室は多少の廣狹ありしも、運轉手を合し七人の乘用に堪へたり、自動貨車二十五輛は、種類は（フォード二十二輛、レパブリック五輛、其他ノモノ一乃至二輛）一噸積二十一輛、一噸半積九輛、二噸二噸半、四分の三噸、及半噸積各一輛にして、一噸積以下の自動貨車は積載量少なきも災害の整理完からず、殊に道路の破壞したる地域に使用して極めて有利なるを認むと云ふ、側車附自動二輪車總數三輛は、皆ハレーダビゾン種にして、側車型後車型の二類あり、後車附は運動性側車附に及ばざるも、小荷物運搬に利あり、又幌ありて、雨天の使用に便なりき。

收集民間自動車運轉手職工配當

部隊	乘用自動車	自動貨車	自動二輪車	運轉手	職工
陸軍省	二	―	―	―	―
戒嚴司令部	三七	―	三	六	―
自動車隊	―	二三	―	四三	二四
停泊場司令部	一	―	―	―	―
横濱配給部	一	―	―	―	―
品川配給部	一	―	―	―	―
田端配給部	一	―	―	―	―
龜戸配給部	一	―	―	―	―
横濱宣傳部	二	―	―	―	―
神奈川警備隊司令部	一	―	―	―	―
電信隊	―	二	―	―	―
重砲兵第四旅團	―	一	―	―	―
衛生材料廠	―	一	―	一	―
近衛師團司令部	―	患者用二	―	二	―
第一師團司令部	―	患者用二	―	四	―
東京市役所	―	―	―	七	―
計	四七	三五	三	六三	二四

備考　一、本表ノ外、自動車隊ヘハ、東京市役所ヨリ差出シタル自動貨車四十輛（運轉手共）ヲ配屬ス。

二、戒嚴司令部ニハ、側車附インデヤン自動二輛車五（運轉手共）ヲ配屬ス。

三、戒嚴司令部隸下各部隊ハ、民間自動車雇傭規定ニ依リ、各隊ノ所在地ニ於テ必要ノ期間、民間自動車ヲ借上使用ス。

3、陸軍震災救護委員自動車

九月十一日陸軍震災救護委員任命せられ、自動車隊は補給部と共に、共指揮下に移り、戒嚴司令部には、氣球隊自動貨車配屬して、司令部の輸送を專任す。

災後一旬、警備部隊は概ね配置を終り、道路橋梁の整理補修も緒に就き、加ふるに臨時自動車の編制次第に成りて、自動車隊は新勢力を加へ、以て整齊秩序ある集團輸送を行ひ得るに至りたれども、府市要求の日額增加と、屢ゝ襲來せる暴風雨とは、自動車隊の行動を困難ならしめたり。

九月二十一日以降、各配給部逐次に業務を臨時震災救護事務局協議會に引繼ぎ、三十日補給部の廢止を見る、此間自動車隊は、配給部の引繼に支障なからしむるため、全力を擧げて糧食被服建築材料等の輸送に任じ、爾後專ら軍用糧秣の集積に從事すると共に、餘力を以て協議會の配給を援助し、補給部廢止に伴ひ、輸送に關しては、陸軍省砲兵課長の指示を受くる事となり、一部を戒嚴司令部の位置に殘置し、主力は屯營に歸來す。

地、自動車修理

自動車の酷使に依りて頻發する自動車の故障を除くがため、兵器廠在庫部品の補給を受け、部品の交換を行ふと共に、自動車隊は九月三日より其材料廠を戒嚴司令部前の空地に設け、鋭意之が修理に任じ、九月八日よりは、造兵廠に於て自動車の修理を開始す、而も關係位置上修理の要求は司令部に殺到するより、兵器局並に造兵廠當事者と協議し、造兵廠より自動車現地修理班（幹部六名、職工三十名）を戒嚴司令部空地に派遣し、九月十七日現地修理作業を開始し、十八日命報に於て修理手續上の注意を指示す、二十五日陸普第三、九四五號を以て戒嚴地域内に於ける陸軍使用自動車修理に關する通牒あり、戒補第一八六號を以て之を各部隊に移牒す。

此くの如くにして車輛を修理する事六百輛、能く陸軍官衙學校軍隊及雇傭の自動車並に各官衙の自動車をして、其活動力を維持增進せしめたり。

B、荷馬車及艀舟

1、荷馬車

當初は荷馬車の徵用意の如くならず、所要の半數を充たす能はざる有樣にして、配給の急機に際し、主として自動車の活動に俟たざる能はざりしが、秩序の恢復に伴ひ、徵傭容易となり、九月中旬には約四百五十輛を徵傭したり 積載量平均二百貫にして 一日概む二往復を爲し、自動車に比すれば能力三分の一に過ぎざるも、賃銀五分の一內外なるを以て、九月中旬以降は之が增加徵傭に努めたり。

2、艀舟

海軍に於て其陸揚に徵傭せる外、補給部は隅田川水路、殊に本所深川方面の水路閉塞したるため、之を使用する能はず、唯芝浦配給司令部に於て、兩國支部に定期水路輸送を爲したると、隅田川支部が、時に數隻を雇傭して龜戸兩國管區の配給赴援を爲したるに過ぎず。

C、鐵道

鐵道に由りて配給したるは、事新しく說くまでもなし、九月六日より二十七日までに配給部の取扱ひたる貨車數を擧ぐ。

田端	四、〇四二	隅田川	約二、〇〇〇（主として建築材料）
龜戸	約八〇〇	新宿	一、八七六
品川	五二三		

D、人員

（一）人夫　當初徵備に困難を感ぜしも、次第に豐富と爲れり、然れども多く避難民にして、專門の人夫に非ざるを以て能率上らざりしも、九月十一日戸山學校學生の增援を得、之に指揮せしめて大に面目を改めたり、徵備人員延四四、六九六人なり。

（二）在郷軍人青年團　人夫の徵備意の如くならざるに際し、在郷軍人及青年團の應援ありて、其缺を補ひたり、人員延在郷軍人一七、〇六五人、青年團四、七四九人。

輸送材料一覽表（補給部）

配給部	旬別	自動車		荷車	手車	人員			艀舟
		乘用車	貨物			在郷軍人	青年團	人夫	
芝浦配給司令部	第一旬	二〇	一四三	三八六	三七	一、一三三	一六八	四、九八一	—
	第二旬	三八	三六六	二、〇四五	四七四	六、八四一	一、三一八	一九、〇〇八	—
	第三旬	六	六四	—	七〇	二一一	—	三、六七四	—
	計	六四	五七三	二、四三一	五八一	八、一八五	一、四八六	二七、六六三	—
同兩國支部	第一旬	二	三八	—	—	—	—	五六七	五
	第二旬	一五	一〇〇	—	—	五八四	—	三、四四三	九
	第三旬	二	二〇	—	—	—	—	三六四	一
	計	一九	一五八	—	—	五八四	—	四、三七四	一五
龜戸配給部	第一旬	六	四八	四九	—	二三七	二七〇	四〇四	—
	第二旬	三〇	一二八	九二	—	三六〇	三六〇	一、五〇〇	—
	第三旬	一五	五九	五一	—	—	—	七四五	—
	計	五一	二三三	一九二	—	五九七	六三〇	二、六四九	—
田端配給部	第一旬	六	二九	一二三	五二	—	一三七	三〇九	—
	第二旬	二〇	一〇二	八五八	三五	一、二四六	—	一、三三九	—
	第三旬	一二	五〇	三九五	—	—	—	九二八	—
	計	三八	一八一	一、三七五	八七	一、二四六	一三七	二、五七六	—
同隅田川支部	第一旬	四	七九	三〇一	—	—	五〇〇	—	四
	第二旬	一九	二八七	五八五	—	一、四〇七	二〇〇	一、三六〇	三六
	第三旬	一二	一四一	三一八	五〇	一四六	—	九六五	三〇
	計	三五	五〇七	一、二〇三	五〇	一、五五三	七〇〇	二、三二五	七〇
新宿配給部	第一旬	七	五二	一九八	一〇〇	三一	一五九	四六七	—
	第二旬	一八	一一六	六九七	—	三、七一六	一、二九六	一、五三一	—
	第三旬	二三	六八	三六四	—	三四七	二七五	三、一六五	—
	計	四八	二三六	一、二五九	一〇〇	四、二九四	一、七三〇	五、一六三	—
品川輸送部	第一旬	二	—	—	—	—	—	—	—
	第二旬	二〇	五〇	六〇	—	五三六	六六	—	—
	第三旬	一六	四八	四八	—	—	—	—	—
	計	三八	九〇	一〇八	—	五三六	六六	—	—
累計	第一旬	四七	三八四	一、〇五六	一八九	一、六七一	一、二三四	六、七二八	七
	第二旬	一六〇	一、一三九	四、三三五	五〇九	一四、六九〇	三、二四〇	二七、九七三	四五
	第三旬	八六	四八二	一、一七六	一二〇	七〇四	二七五	九、九九五	三一
合計	計	二九三 （三・一）	二、〇〇五 （二四・六）	六、五六七 （五五）	八一八 （一九）	一七、〇六五 （一六五）	四、七四九 （五六・五）	四四、六九六 （四三〇）	八三 （二・二）

備考（　）ハ一日平均ヲ示ス。

第五　救護

甲、救恤

（一）糧食施與　災害の突發と共に、在京陸軍各部隊は、其貯藏の糧秣を出して、避難者を救恤したること別項記す所の如く、例へば鐵道第二聯隊が汽車を運轉し、鐵道を修理するの傍、九月二日龜戸驛群集の避難民に對し、聯隊の乾麵麭五千食を分給して、飢餓を救ひ、又聯隊の車輛庫二棟及機關庫を開きて三日午後までに健康者千五百名、患者二百名を收容し、後之を千葉方面に送りたる類の如し、戒嚴司令部設置後は、司令官近衞第一兩師團に命じて、警備區內適宜の地に於て、各精米三十石の炊出を爲さしめ、四日更に近衞師團長をして、第十四師團送致の乾麵麭七千二百貫 牛肉鑵詰一千六百貫を 罹災者に 支給せしむ、當時近衞師團長が第十四師團長より受領したるは、乾麵麭七百五十九貫六百匁、尋常鑵詰九百九十八貫四百匁なりしと云ふ、同日第一師團亦命を受けて貯藏精米二十五石を偕行社に交付し、該軍人家族の糧食不足を補はしむ。

九日陸軍次官は、陸普第三、六一六號を以て戒嚴司令部に通牒し、各方面より送致の軍用乾麵麭は、所要殘留の外、救護用として速に罹災府縣市に適宜交付すべきを指示し、乃ち三百五十萬食分の分配計畫を定め、之を實施す、所謂分配計畫左の如し。

乾麵麭交付計畫

第一師團擔任	一〇〇萬
近衞師團擔任	一〇〇萬
東京憲兵擔任	五萬
其他	三五萬
豫備	一〇〇萬

二十一日には、陸軍省副官陸普第三、八六八號を以て、千葉習志野方面罹災民救護の爲め、乾麵麭三千五百貫（五萬八千食）を交付すべき旨、戒嚴司令部に通牒し、乃ち補給部をして津田沼驛着船橋方面警備隊長茂木中佐宛に送付せしめ、千葉縣警備隊司令官をして分配交付せしむ、二十三日更に陸軍省より北條館山附近の罹災民救護用乾麵麭交付の命あり、同く之を實施す。

附、給水

第一期　九月三日午前九時より內務大臣官邸に臨時震災救護事務局各部事務官會議あり、同飲料水部は、陸軍側より事務官陸軍一等主計正中村精一、同陸軍一等主計正矢代藤一出席し、內務省側委員長谷川久一、同事務官池田圓男と會して、市內飲料水供與の大體協議を爲す、當時市內水道の狀況は、

一、水道の破壞は、和田堀淀橋間に二箇所、及築土八幡前にあり、近衞工兵六十名援助して作業中なるも、完成は少なくも尙三日を要すべし。

一、鬼怒川電氣を利用し得るに至らば舊水道の水をポンプ揚して使用し得る見込を以て、此日朝來作業に取掛れり。

一、淨水場の水を自然流下に依り、芝の給水場に送りつゝあり、其量三日間の使用に堪ゆ。

一、此くの如くにして一地方の外、全市斷水し、市民は多少井水を利用するの外、全然給水の途絕ゆ。

一、從來東京市役所使用の撒水用タンク自動車、撒水馬車並に撒水手車燒失又は破損して用を爲さず。

といふに在るを以て、事務局は速に飲料水を全市に運搬するに決し、午前十一時會議終了と共に、陸軍經理局は直に左の處置を爲す。

一、運搬用自動車並に容水器整備

1、容水器調達　午前十一時五十分市內空樽大同屋牛込區星野四郎と空四斗樽購入を約し、在庫品約二千樽を他へ賣却する事なからしむ。

2、自動車整備　午後一時半軍用貨物自動車八輛を用意し、之に「給水」の大標示を施し、出發の準備を了す。

たま〳〵橫須賀より芝浦に廻航したる驅逐艇多量の飲料水を積載するを以て、東京市役所水道課と連絡し、午後二時半同課技手伊藤通敬を伴ひ、事務官矢代主計引率して、八輛の軍用自動車を連ね、四斗樽を滿載して芝浦に急行す、恰も市內各所に黑烟濛々天に漲り、市民は右往左往して混亂の狀筆紙に絕えたりしも、陸軍給水自動車を望見するや、沿道の老幼萬歲を唱呼し、相誡めて道を開き、到る處に「陸軍給水開始、先づ安心」の聲を聞き、作業員の士氣大に振ふ。驅逐艇飲料水陸揚作業は、假泊時間の關係及陸揚裝置不完全にして、意の如く進捗せざりしも、丸ノ內農工銀行附近の給水栓利用と相俟ちて、午後十一時半まで、戶山ヶ原其他の聚團避難者に給水す、翌四日は前夜中淀橋淨水場備付電氣水揚ポンプ六臺の內二臺の運轉を開始し、麴町芝麻布赤坂四區中の小部分に送水せしも、淨水場より本鄕貯水池に通ずる導管市ヶ谷見附附近に於て大破し、小石川本鄕牛込下谷淺草方面への送水は見込なく、月島本所深川方面への送水亦隅田川橫斷主要導管の破壞により同く見込立たざるに依り、警視廳及戒嚴司令部等と連繫し、日比谷公園西南端の消火栓に蒸汽ポンプを裝備し、之を給水の據點とし、一方に交通路の狀況を偵察しつゝも、深更まで作業を續行し、本所深川淺草下谷（上野公園）麴町芝神田方面へ各一回以上の給水を爲す。

第二期　九月五日に至り、臨時震災救護事務局は市役所水道課の給水實施中なるを聞き、矢代主計、內務側飲料水部長谷川委員の諒解を得、同省の池田事務官同伴市役所に至り、丹羽道路局長小川水道課長其他と協議し、今後陸軍及市合同し、勤務員及運搬具を統制して、一手に給水するに決し、是日より實行す。同決議に基き、矢代主計の市給水係長春日主事と協定したる給水計畫、左の如し。

東京市內臨時給水計畫

第一、軍用及市役所給水自動車ヲ各地區ニ配當スルコト、左ノ如シ。

方面	撒水用タンク自動車（容量一二—二〇石）	貨物自動車（容量四石）	摘要
本所	二	一	各車輛毎ニ運轉手及助手ノ外、陸軍及市役所ヨリ職員二—三ヲ附ス
深川	二	—	
淺草	二	一	
下谷	一	一	
麻布	二	—	
牛込		—	
本郷		一	
神田			
豫備	一	—	
計	一〇	四	

第二、前項ノ自動車ハ之ヲ市內各區長ニ交付スルコトナク、給水部（東京市役所水道課內）ニ於テ、統制使用スルモノトス。

第三、給水根據地ハ、當分ノ間日比谷公園西南端十字路附近消火栓トシ、水道工事ノ進捗ト共ニ其數ヲ增加シ、且漸次各給水地附近ニ近接セシム。

第四、橋梁破壞ノ爲メ、自動車ヲ通セサル深川方面ニ對シテハ、隅田川ノ水路輸送ニヨリ之ヲ補助ス、

第五、警視廳消火用ポンプヲ各給水栓ニ裝備シ、附近地區ノ給水ヲ實施ス。

第六、各送水地ニ三〇—五〇ノ四斗樽ヲ裝置シテ、附近給水ノ原點タラシム。

是日より陸軍一等主計高木六郎を給水部に配屬せしめ、且戒嚴司令部より自動車隊下士以下六名の配屬を受け、各自動車一名以上の軍人を乘車せしめ、市井運轉手を指導せしむ。六日午後市ヶ谷見附附近の水道鐵管修理成り、小石川本鄕方面の一部に送水せしも、淀橋淨水所附近に故障あるを發見し、再び送水を中止して之を修理し、七日より通水す。是日新に陸軍經理學校普通科學生三名飲料水部に配屬して、業務を補助す、又鐵道省より撒水用タンク自動車（約二〇石入）四臺を借りて給水用に使用す、五日の新計畫以來給水作業整然たる統制下に顯著なる成果を見るに至れり。

八日事務局は橫濱市飲料水供給狀態に關して左の報告に接す。

橫濱市は水道全然破壞し、修理は少なくも今後十日を要し、市民は井水を利用しつゝあるも、過度の使用の爲め濁水となり、市民は勿論、救援の警官數百名水の爲に困却す。

是に於て事務局は直に同市飲料水供給援助の策を定め、陸軍より東京市給水に供しつゝある軍用自動車四臺、及鐵道省より借用の撒水用タンク自動車二臺を急派す。

橫濱市給水作業は、九月九日開始、同三十日一旦作業を打切りたりしも、臨時震災救護事務局よりの依賴に依り、十月二日再び之を開始し、同二十二日に至る、全水量二萬五千二百五十石なり。

而して淀橋淨水場に於ける電氣水揚ポンプは、遂に六臺中の五臺まで運轉し得るに至り、各地水道栓の狀況次第に可良となりたりしも、使用增加に從ひ原水に減水を來し、十日頃より殆ど寒心すべき狀況を呈するに至り、連日徹宵して修理作業を續行し、他方には燒跡の水道栓の出水しつゝあるもの多く、防水の爲め派遣したる市職員に對し、附近避難者威嚇する如き擧動あるものあり、之が爲め市內各地警備軍隊は、事務局の依賴に應じて放水を防止す。十二日事務局より飲料水運搬用として貨物自動車四臺を東京市に交付す、飲料水運搬作業引續き成績良好なり。

第三期、聚團避難者は災後日每に移動し、戒嚴司令部警視廳等の報告に依り、概ね明瞭なるを得たるも、猶豫期せざる個所より搬水の要求頻出し、同時に工兵隊の交通路復舊作業進捗するに伴ひ、漸く給水計畫の再考を要するに至れり、是に於て九月十二日十三日陸軍側より矢代一等主計、水山陸軍屬、內務省側より萩原事務官、市より春日給水係長出場し、先づ給水の最も困難なる地區より實地調査を爲す、其結果、

イ、月島方面

A、三號地ハ地下四十五尺掘リ下クルコトニ依リ淸澄ナル井水ヲ得ルヲ以テ、現下主トシテ此ノ方法ニ依リ給水ス。

B、二號地ハ掘拔井二アルモ、使用シ得ルハ一ノミ。

C、一號地ニハ使用スヘキ井無シ。

月島ハ十二日午後六時現在避難者八千二百八十四名ニシテ、給水ハ前記井水ヲ利用シ、且五〇噸積水船ニ依リ、辛フシテ需用ノ一部ヲ充タスモ、船夫屢々逃亡シテ給水ノ實擧ラス。

ロ、本所深川方面

A、越中島方面ハ、若干ノ井水ヲ利用スルモ、十分ナラス。

B、洲崎方面ハ、自動車ニ依リ永代橋ヲ通過シ、十二日以來給水ヲ開始ス。

C、隅田川ニ連結スヘキ本所深川方面水路ハ、故障多ク船舶輸送不可能ナリ。

ハ、龜戸方面

堀拔井ノ數比較的多ク、附近ノ住民飮料水ノ不足ヲ感セス。

なる事明かなるを以て、各地區の搬水具配當を更定し、且搬水從業者の服務心得を定む。

搬水具配當

方面	撒水用タンク自動車	貨物自動車	撒水馬車	水船	補給根據地
本所	一（一號）	一	｜	二	濱町三丁目消火栓
深川	二（三號）（六號）	一	｜	三（越中島一 岩崎公園二）	
淺草	二（二號）（四號）	一	｜	一	上野山下消火栓
下谷	二（一三號）（一七號）	一	｜	｜	
芝	一（五號）	｜	｜	｜	日比谷公園消火栓
本郷、神田、京橋	一（一六號）	｜	｜	｜	
月島	｜	｜	｜	二	築地消火栓
其他	一（九號）	｜	｜	｜	
計	一〇	四	｜	七	

備考　水船ハ水上署ニ交渉シ「ランチ」ヲ借リ上ケ之ヲ曳カシム。

配水勤務員服務心得

一、勤務員ハ、夫々定メラレタル地區内ニ於ケル搬水ノ作業ニ從事シ、所定ノ給水回數ヲ確實ニ實施スヘキモノトス。

二、方面係長ハ、各擔任方面内ノ給水實施ヲ監督シ、毎日午後五時迄ニ、其實施ノ概況ヲ市役所水道課春日給水係長ニ報告スヘシ。

三、臨機速急ノ需用アリテ、指定個所以外ニ給水ヲ要スルトキハ、方面係長ニ於テ先ツ之ヲ決行シ、爾後報告スルコトヲ得。

四、勤務員ハ、各擔任地區ニ於ケル交通路ノ狀況並ニ避難民分布ノ狀況ヲ偵察シ、時々係長ニ報告スヘシ。

五、各地區運搬具ノ配當並ニ勤務員ノ分課、別紙ノ如シ。

（別紙略ス）

而して本所深川方面殊に月島越中島の給水十分なる能はざるものあるを以て、陸軍は十四日より下士の指揮する工兵十名を差遣して搬水船操漕の任に當らしむ、又市役所の配水職員約百名は、何れも家族を有し、個人としての用務少なからざるのみならず、震災以來連日の劇務に勞疲甚しく、同情に堪へざるものあるより、陸軍は同く十四日以降、在鄕軍人仙臺分會高橋步兵中尉以下八十名を增派して、給水作業を援助せしむ。

幹部に在りても、十五日以降は陸軍二等主計紺田修一を增員し、十七日以降は、陸軍二等主計石井增太郎を增員す、兩主計は市の春日給水係長と共に、現地を巡視偵察して搬水を調節し、自ら搬水自動車に搭乘して從業員の指揮督勵を爲し、兼て各地代表者と連繫して、著しく給水事業を進捗せしめたり、搬水作業從事中の在鄕軍人仙臺分會員は、十五日金澤分會員四十名と交代す、是日事務局より名古屋大阪兩市に電報して、京濱給水用の搬水自動車を送付せしむ。

水道工事は、月島給水の目的を以て十五日より隅田河底に二吋導管を布設し、十七日朝佃島に達し、更に三線に分ちて一號地及二號地に送水することとし、二十一日よりは更に二吋鉛管を關渡に布設し、二十四日を以て竣工す、本所深川方面送水の厩橋及永代橋鐵管は、十五日修繕の準備に着手し、前者は十九日を以て完了したり、然るに本鄕線導管十六日夜新宿大宗寺附近に破裂し、牛込本鄕方面一體に斷水したるを以て直に工事に着手し、十八日午後十一時通水するに至りしも、十九日午前零時三十分同線中富久町附近に故障を生じたるを以て再び斷水す、十九日修理成り、同夜更に本鄕貯水場附近に大小約二十箇所の破裂故障あるを發見し、直に工事に着手し、二十四日を以て成る、芝麻布方面に至る高地線にも、麻布四ノ橋附近の鐵管漏水したりしも、二十日修理し了る。

一面に市內の秩序漸次恢復して、各所にバラックの建築進捗するに及び、罹災者各舊位置に復歸する者多く、從て聚團的避難民離處する事となり、著しく給水區域を擴大せしめしも、從事員の精勵及水道修理の進捗に依り、給水上に於ける豫期の成果を得るに至れり。

斯くて二十五日には、月島方面の鉛管三條已に通水し、永代橋厩橋の主要導管も修理を了へ、本所深川方面の一部は送水するを得ることゝなり、淺草方面の送水亦緖に就く、是に於て搬送に依る飮料水の供給は、今後全力を本所深川方面に集注すれば足り、市の現職員を以て之に當るに堪ゆるを得るより、事務局及市役所當事者に協議し、是日を以て陸軍の援を打切り、兵員はそれ〴〵原所屬部隊に復歸せしめたり。

搬水の總量九月三日より二十五日までに三萬百八十七石、內十七日の二千二百八十一石を最多、六日の二百九十七石を最少とし、個所に於ては十八日の六十八箇所を最多、四日の十一箇所を最少とす、區別に於ては、下谷深川區一萬千七百六十五石を最多とし、淺草區五千六百二十石本所區四千五百八十石、下谷區二千七百九十六石、次を以て之に次ぎ、赤坂區日本橋區の各十一石を最少とす。

（二）被服材料施與　罹災民の各所空地に蝟集し、風雨に暴露せらるゝものに對し、戒嚴司令部は陸軍次官よりの通牒に接して、第二第七第八第九第十三第十四各師團の常用古品及陸軍被服本廠現在古品携帶天幕各約四千枚づゝを受領することゝなり、到着に從ひ、被服本廠現品及第八第十四師團追送品は近衞師團に、第二師團追送品は第一師團に、交付し、直接之を罹災民救護用に使用せしむ、第七第九第十二師團の分は、陸軍被服本廠之を受領したり。

九月七日陸軍省より陸普第三、五八六號の通牒あり、第一師團交付の戰用車輛雨覆二百枚は、之を芝浦配給司令部に交付し、同日陸普第三、五八七號通牒に依り、近衞師團より交付の戰用方錐形天幕二十張中四は協調會へ、一は東京日日新聞社へ配當す、九日更に陸普第三、六〇七號を以て第五師團廻送戰用天幕及雨覆交付の通牒ありしも、內屋形天幕一千七百枚の大部は、臨時震災救護事務局之を處置する事とし、其內五十二張は之を神奈川方面警備部隊司令官に交付す、同司令部は此內四十七張を橫濱市に配給したり。

乙、救療

イ、東京衞戍司令部救療

九月一日震災と共に各所に火を發し、死傷續出避難者踏至して、形勢容易ならざるものあるや、陸軍省は、醫務局員野副一等軍醫をして臨時に東京衞戍司令部に參加せしめ、東京第一、第二衞戍病院の職員を指揮して、臨時救護班を編成し、警視廳其他の救療機關と連絡して、患者の收容、衞生材料の交付等に當る、二日戒嚴令布かれ、災害愈ゝ擴大するに及び、在京兩師團及各部隊並に千葉方面の各部隊衞生員は、それ〴〵獨斷を以て各方面に出動し、患者の救療に從事す。

ロ、關東戒嚴司令部救療

三日關東戒嚴司令部の編制成るや、參謀本部內に於ける同司令部に救療部を設け、關東戒嚴司令官の指揮下に、各部隊の救療機關を統轄

し、罹災患者救療に關する業務を擔任す。

關東戒嚴司令部救療部編成

陸軍騎兵少佐（參謀）　坂本健吉
陸軍二等軍醫正　久我龜
陸軍一等軍醫　野副道彦

當時東京南北警備隊司令部は、已に左の諸班を編成す。

第一師團司令部にて編成せるもの
第一救護班　深川公園　歩兵第三聯隊にて編成す。
第二救護班　芝増上寺　砲工學校にて編成す。
第三救護班　洲崎埋立地　東京第一衛戍病院にて編成す。

近衛師團司令部にて編成せるもの、
第一救護班　兩國國技館　千葉衛戍病院にて編成す。

たまく陸軍大臣より、陸軍軍醫學校士官學生及准士官學生二十三名を患者救護要員として戒嚴司令部救療部に配屬せるを以て、乃ち之を甲乙二班に分ちて南北警備部隊司令官の指揮に移し、北部に於て四救護班、南部に於て六救護班を編成す、即ち

甲班　軍醫　七、上等看護長一、　東京北部警備部隊司令部配屬。
乙班　軍醫一四、上等看護長一、　東京南部警備部隊司令部配屬。

にして、諸班は即時各警備地に就く、是日南部警備部隊司令部に於て編成する所の救護班左の如し。

第一班　赤坂東宮御所前　新設
第二班　築地海軍大學校附近　新設
第三班　芝増上寺　砲工學校編成ノ芝班ニ代ル。
第四班　日比谷公園　新設
第五班　深川區役所前　新設
第六班　糧秣廠附近　新設。

同時に患者救護班用として陸軍衛生材料廠保管の輸送自動車十輛を陸軍省に請求し、四日運轉不能の自動車三輛を除きて七輛の交付を得、三輛を南部警備部隊司令部に、二輛を北部警備部隊司令部に交付す、而して運轉手は、各司令部に於て之を處便せしむ。

是日臨時震災救護事務局及警視廳と協議して、彼我救護狀況を相通報することとし、震災以來收容したる罹災患者は、當分當該軍隊に於て之を救療する事とす。

所謂北部警備部隊司令部編成の救護班四班は、左の如し。

第一班　上野公園　新設
第二班　淺草公園　新設
第三班　兩國附近　新設
第四班　傳通院附近　新設

南部警備部隊亦、更めて左の如く救護隊を配置す。

第一班　本所龜澤町
第二班　深川公園附近（前日築地海軍大學跡開設のものを移動し、衛戍第一病院編成の救護班と交代す。）
第三班　芝増上寺
第四班　深川岩崎邸
第五班　深川糧秣廠跡
第六班　日比谷より深川方面へ巡廻。

別に陸軍省の召致に應じて入京したる第十四師團の衛生隊は、東京北部警備部に配屬して本所方面の患者收療に任ずるの命を受け、同部隊に屬して、市外寺島村第七中學校內に於ける近衛歩兵第一聯隊醫務室開設の救護班を增援す、第十五師團衛生機關亦救援して小田原方面の作業に從ふ。

既にして警視廳より、淺草觀音堂救護所收容の罹災患者を小石川駕籠町府立第五中學校內に開設したる警視廳臨時病院に輸送するため、運搬材料及運搬の應援を求む、依て同公園內北部警備部隊救護班收容の患者を同廳救護所に引取收容せしむることとし、同部隊所屬擔架若干及患者運搬車を貸與し、明五日を以て警視廳收容の患者を府立第五中學校に運搬せしむ。

五日千葉、下志津部隊に於て、看護長以下を以て編成せる救護隊東京北部警備部隊司令部に至る、戒嚴司令部救療部乃ち陸軍省と協議し、陸軍軍醫學校學生五名の配屬を得、內二名を北部部隊に、三名を南部部隊に附屬す、時に警視廳より府下龜戶方面に罹災患者集合の報あり、依りて北部警備部隊司令部をして之を救はしむ、同司令乃ち新に增加したる軍醫學校學生を以て第六救護班を龜戶第一小學校に編成開設す、午後二時より六時に亘り、坂本參謀野添軍醫東京警備部隊司令部所管地區の救護狀況救護交通路を偵察し、救護實施に必要なる事項を調査し、參謀總長に報告して、速に衛生材料（主として火傷に對する）の多量を江東及向島方面に集積し、未收療患者の第一處置を普及せしむるの急務を上申し、特に衛生材料運搬用自動貨車二輛の配屬を受け、陸軍省に協議し、明六日午前八時までに、陸軍衛生材料廠臨時出張所（東京第一衛戍病院內）をして、左の材料を準備せしむ。

東京北部警備部隊司令部に、

硼膏	五〇磅	硫酸亞鉛	五〇瓦
亞鉛華オレーフ油	五〃	吳氏副木	三〇〇枚
二％硝酸銀液	二〃	健胃錠	三、〇〇〇個
卷軸帶（二號）	三〇〇卷	カンフル液	三〇〇〃
ガーゼ	五〇反	棉花	一五、〇〇〇反
脱脂綿	三〇磅	藥劑行李	一具
昇汞ガーゼ	三、〇〇〇瓦		

東京南部警備部隊司令部に、

硼膏	五〇磅	硫酸亞鉛	二五瓦
亞鉛華オレーフ油	三〃	吳氏副木	二〇〇枚
二％硝酸銀液	二〃	棉花	一〇、〇〇〇反
卷軸帶（二號）	二〇〇卷	健胃錠	二、〇〇〇個
ガーゼ	五〇反	カンフル液	二〇〇個
脱脂綿	二〇磅	昇汞ガーゼ	三、〇〇〇瓦

同時に東京南北警備部隊司令部に、左の指示並に注意を與ふ。

（イ）各救護班作業地點ヲ一般市民ニ宣傳シ徹底セシムルコト。
（ロ）目下淺草、兩國、上野等比較的市內ノ中心地ニ開設セル救護班附近ニハ、既ニ地方團體救護班逐次增加開設ノ狀況ナルヲ以テ、現ニ收容中ノ重症患者ハ、速ニ之ヲ東京第一衛戍病院若ハ陸軍軍醫學校ニ轉送シ、成ルヘク速ニ救護未了ノ地域タル本所深川兩區、市外ノ隣接町村ニ移動セシムルコト。
（ハ）部外ノ救護班ト連繫ヲ保チ、相互協力以テ救護ノ任ヲ完カラシムルコト。
（ニ）速ニ衛生材料ノ補給ヲナスヲ要ス、之カ爲明六日午前八時受領者ヲ衛生材料廠臨時出張所ニ差出シ、貨物自動車ニ積載セル衛生材料ヲ受領シ、直チニ江東及向島方面ニ材料ノ補給ヲナスコト。
（ホ）交通路ニ關スル事項。

是に於て東京北部警備隊司令部は、救護班を左の如く移動若くは新設す、南部警備部隊司令部指揮下の救護隊は、前日に同じ。

（イ）第一救護班ハ、上野ヲ撤シテ府下隅田村停車場附近ニ移動ス。
（ロ）第四救護班ハ、傳通院ヲ撤シテ寺島村第七中學校ニ移動ス。
（ハ）第五救護班ハ第十四師團衛生隊ヲ以テ新設シ、寺島村第七中學校ニ開設ス。
（ニ）第六救護班ハ、軍醫學校學生ヲ以テ新設、龜戶停車場附近ニ設置ス。
（ホ）其他ハ前日ニ同シ。

是日戒嚴司令部救療部陸軍省に申請して、東京第一衛戍病院附永松軍醫を補給部に配屬し、北海道帝國大學醫學部秦勉造外二十六名より成る救護班は、夕刻着京の豫定なるを以て、震災救護事務局に照會して同區處する所あらしむ、又自動車隊醫務室を戒嚴司令部內に開くや、同醫務室をして戒嚴司令部構內勤務者一般の診療に從事せしむ。

六日陸軍大臣命じて軍醫學校學生十名を戒嚴司令部に配屬す、乃ち

各半數を南北警備部隊に分屬せしむ、禱に、傳ふる所の召命に應じて上京したる各師團の救護班中是日着京したるは、

一、第九師團患者救護班　近衞工兵大隊屯營內に宿泊せしめ、命じて明七日を以て南部警備部隊司令部の指揮下に入らしむ。

二、第二師團衞生隊　神奈川方面救護の要あるも、補給の途なきを以て之を止め、命じて明七日を以て北部警備部隊司令部の指揮下に入らしむ。

三、第十三師團衞生機關　三小機關を編成して同師團派遣部隊と共に、田端に着す、乃ち同部隊と共に田端附近に在りて一般の救護に任ぜしむ。

にして救護班派遣及衞生材料送附の豫報ありたるは、

一、第三師團　同師團第二救護班（軍醫以下二十五名）五日夕刻出發、同第三救護班六日出發。

二、第四師團　衞生隊二一八名中、先發六日午後一時半大阪出發。

三、第十師團　衞生材料五千人分、是日午後二時四十分の貨物列車にて發送。

四、第二師團　綳帶材料及藥物、五日午後五時五十分發送。

なり。外に北海道大學醫學部並に三重縣赤十字支部より來援の報ありたるを以て、之を震災救護事務局に移牒す。

是日東京南北警備部隊所屬救護機關は、左の如く移動す。

東京北部警備部隊

第十四師團衞生隊を寺島村第七中學校より府下吾嬬村小學校に移動開設せしむ。

其他は前日に同じ。

東京南部警備部隊

第二救護班を深川公園より古石場町を經て糧秣廠に移動せしむ。

第三、第四、第五、第七救護班に第八救護班を新設連合せしめ、府下砂町小學校に開設せしむ。

第六救護班を龜澤町より國技館に移し、北部警備部隊所屬救護班と合同作業せしむ。

同時に兩部隊救療用として患者用毛布四千、病衣二千を赤羽倉庫より受領する爲め、七日以後四日間貨車自動車二輛を自動車隊より得て、南北兩部隊に搬送せしむ。

坂本參謀野副軍醫午前九時より午後四時まで南部警備部隊管區を偵察し、本所深川兩區の隅田川附近に開設せる救護班は、ほゞ第一救護を終り、目下大半內科患者の救療に係るのみならず、大島町、砂町附近には初療を施さざる多數患者集合するを以て、兩部隊に左の區處を與ふ。

(イ)東京北部警備部隊は、救護の全力を本所及寺島、隅田村方面に移し、寺島第七中學校を臨時病院に擴張し、以て罹災患者の收療に從事する事。

(ロ)東京南部警備部隊は、深川方面の患者救護を打切り、兩國國技館に應急患者中繼所を設け、主力は府下砂町、大島町、龜戶町方面に出動し、砂町若くは龜戶小學校に臨時病院を開設し、以て罹災患者の收療に從事する事。

是時第四師團長より、滿鐵理事以下醫員看護婦等六十名より成る救護班、多數の手當材料運搬材料を携行して大阪に着することを報ず、乃ち至急上京の命を傳ふると共に、救護事務局に移牒す、又戒嚴司令部構內開設中の自動車隊醫務室は、戒嚴司令部所屬のもの、參謀本部、陸地測量部、陸軍省、東京經理部所屬のものゝ一般診療所とす。

七日各師團よりの救援救護班は、

救護班名	出發日時	出發地	東京着日時
第六師團衞生機關	六日午前三、五七 七日午前三、五七	熊本	
第七師團衞生機關	六日午前九、三〇	青森	七日着
第十二師團衞生機關	六日午後八、〇〇	小倉	
第十六師團衞生機關	六日午前七、三〇	京都	八日着

の外、第十師團長よりは、「救護班人員の大部、衞生材料半部を携行して、六日正午姫路發鐵路出發、八日日暮里着の見込、材料半部及人員の一部は、七日姫路發、神戶に於て長崎丸に乘船橫濱に向ふ」、との報告あり、第十八師團救護班は、齋藤軍醫正以下八十名、六日午後久留米を發し、名古屋經由、中央線信越線に由り、日暮里着の筈なり、第九師團長赤同師團救護班が派遣部隊と共に、陸軍衞生材料廠に交付すべき衞生材料約二十噸を積載して出發し、八日午前田端に着すべきを報じ來る、救療部乃ち陸軍省戒嚴司令部補給部と協議し、同材料は一旦田端配給部に受領保管し、逐次衞生材料廠に輸送する事とす。

是日に於ける南北兩部隊救護機關の勤靜、左の如し。

東京北部警備部隊

第三師團第一救護班を、龜戶に於ける既設第六救護班に增加す。

第二師團衞生隊をして、中根岸金曾木小學校に救護所を新設せしむ。

其他は前日に同じ。

東京南部警備部隊

第八師團衞生隊をして大島町小學校に救護所を新設せしむ。

其他は前日に同じ。

開始以來七日までに各陸軍救護所に於て處置したる患者數一萬五千人。

(イ)近衞師團

⑴救護所十二箇所に於けるもの

開設以來處置患者總數	六、〇九八人
現在患者數	七七〇

⑵近步第一旅團營內救護所に於けるもの

開設以來處置患者數	三八四人
現在患者數	一八三

(ロ)第一師團（救護所十五箇所）

開設以來處置患者數	四、一九五人
現在患者數	五三九

衞生材料を警視廳に交付するもの一萬人分、京京府に交付するもの三萬七千人分なり。

八日朝現在の陸軍救護所位置は、

陸軍救護所位置（九月公報現在）

近衞師團第一救護所	東京府下隅田小學校
同　第二救護所	淺草公園
同　第三救護所	兩國國技館
同　第四救護所	府下寺島第七中學校
同　第五救護所	府下吾嬬町第一小學校
第一師團第一救護所	兩國國技館
同　第二救護所	芝公園
同　第三救護所	府下砂町小學校
同　第四救護所	
同　第五救護所	
同　第六救護所	深川糧秣廠跡
同　第七救護所	府下砂町小學校
同　第八救護所	
第二師團救護所	下谷金杉小學校
第三師團救護所	牛込第四中學校
第四師團救護所	橫濱
第六師團救護所	藤澤及鎌倉
第七師團救護所	藤澤及鎌倉
第八師團救護所	府下大島町小學校
第九師團救護所	府下砂町小學校
第十師團救護所	橫濱
第十一師團救護所	千葉縣習志野
第十二師團救護所	千葉縣國府臺

第十四師團救護所　府下龜戸町小學校

第十五師團救護所　〃　小田原

第十六師團救護所　横濱

にして、此外業務開設中のもの、三宅坂東京第一衛戍病院、世田ケ谷東京第二衛戍病院、九段陸軍軍醫學校、市ケ谷町陸軍軍醫學校、同陸軍士官學校、飛鳥山、田端、南千住等なり。

是日、各師團派遣の救護班來着したるもの少なからず、乃ち第七師團患者救護班に必要の注意事項を指示し、品川驛を經て藤澤方面の救護に任ぜしめ、同方面警備部隊司令官の指揮下に入らしめ、第十六師團衛生隊及第四師團救護班先發命令受領には、同く必要なる注意事項を指示して、神奈川方面警備部隊司令官の指揮に屬し、神奈川横濱方面の作業を爲さしむ、第十師團救護團の一部は、田端に着し、後續部隊は明日横濱上陸の豫定なるを以て、亦必要の注意を指示して直に横濱に向はしめ、後續部隊に合して神奈川方面警備部隊司令官に屬せしむ、同時に貨物自動車三輛を配屬して、携行の衛生材料約四噸を田端より品川驛に輸送せしむ、第十七師團の救護班は、先發命令受領者新宿驛に着す、依て留めて後續部隊の到着を待たしめ、第六師團衛生隊の一部亦新宿驛に着し、後續部隊明日着の豫定なるを以て、後續部隊の來着を待ち、鎌倉の救療に當らしむる事とし、之を藤澤方面警備部隊司令官の指揮下に入らしむ、第十二師團救護班先發隊は日暮里に着す、後續部隊の到着豫定期不明なるを以て、姑く同所に待命せしむ、尋で明日日暮里着豫定の報來る、第十一師團救護班は田端に着し、同じく命を待つ。

是時府下砂町、大島町、龜戸町、吾嬬町、寺島村方面の民家に、傳染病（主として赤痢）發生し、漸く蔓延せんとするの傾向あり、乃ち同地區方面駐屯部隊宿營附近の飲料水溝渠不潔地に消毒せしむる事とす、同時に千葉方面警備部隊司令官より、左の申請出づ。

國府臺野戰重砲兵第一、第二聯隊内に、江東方面の避難民約三千、習志野廠舍に支鮮人約三千二百名を收容し、病者續出するも、衛生材料及醫員なし、應援を乞ふ。

と、乃ち午前九時第十一師團救護班を習志野に、十二師團救護班を國府臺に派することとし、明日を以て兩救護班を千葉方面警備隊司令官の指揮下に入らしむ。

兩警備部隊救護班作業狀況は、

東京北部警備部隊

（イ）司令部所屬牛込第四中學校内臨時病院は、是日陸軍軍醫學校職員並に第三師團第二救護班を以て編成し、開設準備を行ふ。

（ロ）其他は前日に同し。

東京南部警備部隊

前日に同じ。

是日、野副軍醫東京北部警備部隊管區中主として下谷、田端、王子向島方面を偵察し、救護事務の内、震災に因る罹災患者の處置は概ね之を終り、收容患者日に減少するに反し、腸胃障害を伴ふ内科患者（赤痢樣疾患二三、上野方面に散見す）續發增加の傾向あり、而も同方面には、地方救療機關開設し、人心概ね安定せるを以て、戒嚴司令部の目的とする應急的救療業務は已に終了するものとなし、陸軍救護機關撤退の内意を北部警備部隊司令部附軍醫に達し、陸軍救護機關に依る患者收容を制限せしむ。

九日第十八師團の救護班新宿に着し、第五師團救護班の一部は田端に着して、共に命を待ち、第十七師團の救護班は後續部隊の來着を待つ、第十二師團の救護班は、日暮里より龜戸まで、第十一師團の救護班は田端より龜戸まで、何れも衛生材料運搬のため各自動貨車三輛の

配屬を受け、北部警備部隊司令部は、所屬市ケ谷臨時病院用患者布團四〇〇枚の貸與を陸軍省に協議し、芝浦配給本部よりは使用人夫罹患者續出のため救護機關設置の要を報ず、因りて東京南部警備部隊司令部をして芝公園附近に作業中の救護機關一部を芝浦に移動せしめ、戒嚴司令部補給部附永松軍醫を派して救護の任に當らしむ。

是日の南北部隊救護班の作業、左の如し。

東京北部警備部隊

（イ）第二救護班を淺草より、第六救護班を龜戸より撤去し、市ケ谷臨時病院に合して、同病院の編成を完結す。

（ロ）其他は前日に同じ。

東京南部警備部隊

（イ）第六班　芝公園）を兩國より月島に移動せしむ。

（ロ）第一救護班（芝公園）を解散し、班長以下三名の軍醫を原所屬習志野衛戍病院に歸還せしめ、下士以下及衛生材料を芝浦に移し、永松軍醫の指揮下に作業せしむ。

鎌倉方面差遣の第二師團衛生隊より、大船方面に患者なく、鎌倉藤澤方面亦患者僅少の見込なる趣報告あり。

十一日に至りて戒嚴司令部の發表したる所に據れば、左の如く見ゆ。

一、九月九日中に陸軍に於て救護したる傷病者は約四千名て、初日以來の累計約二萬五千名てある、衛傷病者避難者中には傳染病發生の徵候があり、且一般に井水を飲用して居るのに鑑み、陸軍軍醫學校に於て、巡回水質檢查班を編成し、隨所水檢查を實行しつゝある。

一、九日夜迄に、姬路廣島久留米の三師團救護班及豐橋師團の第二救護班（第一班は既に小田原に於て勤務中）が到着し、各〻救護勤務に就いた、これて豫定の全國十七箇師團の救護班は全部到着を了す。

十日應急救護事業ほゞ一段落となれるを以て、救療部は南北兩警備部隊司令部及陸軍省醫務局と會議し、救護班使用の方針を更定す。

（イ）軍部各救護班及地方救護團體共、震災に由る罹災患者の第一初療を終りたれば、新に救護所を增設するの要なし。

（ロ）震災當初より活動せる在京各部隊編成の救護班は、適當の時期に於て地方師團編成の救護班と交代せしむる要あり。

（ハ）陸軍軍醫學校學生にして救護班要員に充當せるものは、學業の關係上、成るべく速に復校せしむるを要す。

是日第十七師團救護班後續部隊新宿に到着す、命じて明十一日を以て東京北部警備部隊司令官の指揮下に入り、府下隅田村の近衛師團第一救護班に交代せしむ、第五師團救護班後續部隊田端に到着す、命じて明十一日を以て東京北部警備部隊司令官の指揮下に入り、府下寺島村第七中學校開設の同隊所隸第四救護班に交代せしむ、第十五師團第二救護班芝浦に上陸す、乃ち在小田原方面同師團第一救護班に連絡容易なる横濱方面に增援することとし、直に鐵路品川より横濱に移動し、明十一日を以て神奈川警備部隊司令官の指揮下に入らしむ、同時に自動貨車三輛を臨時配屬して、携行衛生材料を搬送せしむ、第十八師團救護班後續部隊亦到着す、乃ち之を南部警備部隊司令官の指揮に屬し、自動貨車二輛を臨時配屬して、携行の衛生材料を搬送せしむ。

兩部隊救護班の作業狀況は、

東京北部警備部隊

（イ）第五師團救護班をして、府下寺島村第七中學校に於て近衛師團第四救護班に交代せしむ。

（ロ）其他前日に同じ。

東京南部警備部隊

（イ）第九師團救護班をして、府下砂町第一師團第三第四連合救護班に增加す。

（ロ）第一師團第六救護班をして兩國を撤して、一部を月島に、一部を佃島に

移動せしむ。

（ハ）芝浦配給所附要員（下士以下）を派遣し、同所に救護班を新設す。

是日陸軍に於て救護したる傷病者約三千五百名、收容したるもの約二百名にして、患者次第に減少の傾向を示す、累計は二萬八千餘名なり。

ハ、陸軍震災救護委員救療

焦眉の急を救ふて略〻區處し了るや、九月十一日戒嚴司令部救療部の編成を解き、所管業務中地方民救護に係る事項は、之を陸軍震災救護委員救療部委員に移管し、戒嚴司令部警備課に於て、新に戒嚴司令部指揮下各部隊の衞生醫事並に衞生材料補給に關する事項を掌ることに決す、是時東京南部警備部隊司令部配屬の患者自動車二輛は東京第一衞戍病院に移管し、東京北部警備部隊司令部配屬の患者自動車一輛は、東京第二衞戍病院に移管す。

南北警備部隊救護班の作業狀況は、

東京南部警備部隊

（イ）第十八師團救護班を二分し、第一半部を東京第二衞戍病院へ、第二半部を佃島救護所に派遣す。

（ロ）第一師團第三第四救護班を砂町救護所より引上げ、同所は全部第九師團救護班の作業に委す。

（ハ）其他前日に同じ。

東京北部警備部隊

（イ）近衞師團第一救護班を引き上げ、第十七師團第一救護班をして、代つて府下隅田町に於て開設せしむ。

（ロ）第十七師團第二救護班を吾嬬町近衞師團第二救護班に增加す。

（ハ）其他前日に同じ。

十二日編制改正を行ひ、坂本參謀救療附を免ぜ、久我軍醫正、野副軍醫共に警備課に轉ず、是日より連日午前九時より陸軍省醫務局に會報を開催し、戒嚴司令部、陸軍省醫務局、近衞及第一師團軍醫部、陸軍震災救護委員救療部、東京南北警備部隊司令部救護部、東京第一衞戍病院、陸軍軍醫學校、陸軍衞生材料廠の代表者を會して打合を爲す。

是日陸軍に於て救護したる傷病者約五千名、收容したるもの約二百名にして、累計報告漏を加入して約五萬人なり、此時中川江東地區の避難者中には、猶多數の傷病者あるに依り、在砂町第九師團救護班の一部を小岩に、在大島町第八師團救護班の一部を一之江に前進せしむ。當時陸軍に於て傷病救護に從事中の衞生部員二千三百餘名、本科將校以下三千二百餘名なり。

帝都以外殊に東郊及神奈川橫濱其他に於ける救療作業は、概して救援救護團の來着を待ちて開始せられ、九月二十一日吾嬬町に開始したる第十四師團の第一救護班、五日小田原方面に開始したる第十五師團の第一救護班の外は、多く六七日頃より開始を見たり、即ち第三師團第一救護班は六日龜戸方面に、第十三師團救護班は南千住方面に、第十八師團衞生隊は七日大島町に、第九師團救護班は八日砂町に、第十二師團救護班は市川方面に、第十一師團救護班は九日習志野廠舍に、第十七師團第一救護班は十日隅田小學校に、第二救護班は十一日吾嬬小學校に、第五師團救護班は寺島村府立第七中學校に、第十八師團救護班の半部は佃島に、何れも救療作業を開き、他方には、第十五師團第一救護班の五日小田原方面の救療に就きたる外、第七師團救護班の七日を以て鎌倉方面の救療に就くあり、第十五師團第二救護班の程ケ谷方面の救療に就くあり、第九師團の救護班は八日神奈川青木町小學校に、第六師團救護班は九日藤澤方面に、第四師團救護班は十日橫濱淺間濟生病院に、第十六師團救護班は橫濱貿易小學校に、何れも救療を開始す。

救療數は九月十四日傷病者四千五百名中、收容したるもの約百餘名、累計約六萬、十五日に救療したるもの五千餘名中、收容したるもの約七十名、累計約六萬六千なり、試に十五日に於ける救護狀況を左に揭ぐ。

九段陸軍軍醫學校　收容約五十名、外來患者每日約五十名なり。

三宅坂東京第一衞戍病院、牛込市ケ谷陸軍士官學校（東京第一衞戍病院分室）　收容約三百五十名、外來患者漸く減じて七十名內外なり。

世田ケ谷東京第一衞戍病院（第十八師團救護第一半部を加ふ）　收容患者約百名、外來概れ百名。

牛込加賀町第四中學校市ケ谷臨時病院（軍醫學校職員第三師團救護一半部）　收容現在數二百餘名、外來百三十名。

寺島町第七中學校寺島臨時病院（第五師團救護班）　收容數約三百名、外來五百名なり、外傷患者著しく減少す。

隅田小學校近衞第一救護所（第十七師團救護一半部）　每日外來四百名。

兩國國技館近衞第三救護所　著しく患者を減じ、僅に數名に過ぎず。

吾嬬小學校近衞第五救護所（第十四第十七師團救護班）　外來每日約百五十名、現在收容數約三十名。

龜戸香取小學校近衞第六救護班（第三師團救護一半部）　外來患者約百名。

中根岸金杉小學校近衞第七救護所（第二師團衞生隊）　每日外來約二百五十名。

王子王子救護所（第十三師團村松救護班）　田端田端救護所（第十三師團松本救護班）　南千住南千住救護所（第十三師團高田救護班）　外來患者約二百名。

芝增上寺芝公園救護所（第十四師團救護班二班）　外來約二百名。

深川糧秣廠第一師團第二救護班外來每日百二十名。

砂町砂町小學校砂町救護所（第一師團第八救護班並第九師團救護班）　外來每日約三百名。

大島町大島町小學校大島救護所（第八師團衞生隊）　每日外來患者約五百名。

佃島佃島救護所（第十八師團救護班一班）　每日百名內外。

橫濱方面

青木小學校第十師團救護班　每日約七十名の外來患者あり、入院患者四十名。

淺草濟生會病院第四師團救護班　每日外來患者約三百五十名、入院七十名。

本牧小學校第十六師團衞生隊　每日約三百五十名の外來患者あり、收容患者は二十名。

神奈川停車場附近第十五師團救護第二半部　每日外來約百七十名內外。

鎌倉鎌倉救護所（第六、第七師團救護班）　現在患者三百餘名、內第六師團救護班は腰越、藤澤、茅ケ崎に救護所を設け、鎌倉の第七師團救護班は、一部を國府津、小田原方面に分派す。

小田原第十五師團救護第一半部。

橫須賀橫須賀衞戍病院　外來約七百名內外、收容患者約四十名なり。

千葉方面

國府臺國府臺衞戍病院　患者約二百五十名內外。

同第十二師團救護班第一半部　市川、新宿、本田に三救護場を設け、每日約二百名內外の患者を救療す。

習志野習志野衞戍病院　患者約二百名內外。

同第十一師團救護班　現在患者六百四十名。

北條保田救護所（第十二師團救護班第二半部）　千葉、佐貫、湊、館山の巡廻救護に任じ、是頃保田に救護所を開く、患者每日約五十名。

此日救療したる傷病者約四千名、收容六十餘名にして、最初よりの累計六萬九千餘名なり、各地とも外傷患者を著しく減じ、胃腸病患者を增加しつゝあり。

十七日神奈川停車場附近に在りたる第十五師團救護班第二半部をして小田原に向はしむ、同方面の救療未だ普及せざる所あるを以てなり、此日救療する所傷病者約五千名、收容五十名、累計報告濟を合して七萬七千餘名に達す。

此くの如くにして陸軍の救療作業は漸く終了に近づきたるを以て、十八日芝增上寺宇都宮師團救護班は、愛媛赤十字救護班に業務を引繼ぎ、中根岸仙臺師團救護班は福岡赤十字救護班に、龜戶名古屋師團救護班は愛知赤十字救護班に業務を引繼ぎ、第二、第十三、第十四師團の救護班及第三師團救護班の半部は十九日出發、衞戍地に歸還す、此外各衞生機關亦次第に原所屬に復歸することとなる。

第九師團衞生機關	九月二十一日
第十七師團衞生機關	同
第十八師團衞生機關	同　二十三日
第四師團衞生機關	同　二十四日
第八師團衞生機關	同
第十六師團衞生機關	同　二十五日
第六師團衞生機關	同　二十六日
第十一師團衞生機關	同
第十二師團衞生機關	同
第七師團衞生機關	同　二十七日
第三師團衞生機關殘餘	同　二十八日
第五師團衞生機關	同

なり、救療人數は十九日三千七百名、新收容二十五名、累計八萬六千餘名、二十日五千二百六十名、十萬七千餘名、二十一日四千六百餘名、新收容十七名、累計十一萬三千五百餘名、二十二日四千百名、新收容十四名、累計十二萬二千餘名、二十三日千二百七十六名、新收容十七名、累計十二萬三千五百二十八名、二十四日二千八百七十八名、新收容二名、累計十二萬七千五百三十名、二十五日二千五百六十三名、新收容二十名、累計十二萬九千九百八十名、二十六日一千百四十名、累計十三萬一千百二十名、二十七日三百五十二名、新收容一名、累計十三萬一千四百七十二名、二十八日三百一名、累計一千七百三名なり。

此間に罹災者の初療を了して業務を引繼ぎたるもの、十八日に第七第十三師團衞生機關第一班の作業を地方救護團に引繼げるあり、十九日に第二師團衞生隊の中根岸作業を日本赤十字社福岡支部に、第十四師團救護班の芝增上寺作業を同愛知支部に引繼げるあり、二十日第十四師團救護班第一班の隅田町作業を日本赤十字社京都支部に引繼ぎ、第十七師團の吾嬬町作業を隅田町同師團救護班第一班に合し、二十一日之を警視廳救護班に引繼ぎ、第九師團救護班の砂町作業を日本赤十字社北海道支部に引繼げるあり、二十三日第十八師團救護班の佃島作業を警視廳救護班に引繼ぎ、二十四日第四師團の横濱作業を日本赤十字社神奈川支部及奈良支部に引繼ぎ、第八師團衞生隊の大島町作業を同愛知支部に引繼げるあり、二十五日第八師團衞生隊及第十六師團衞生隊の横濱作業を同岡山支部に引繼ぎ、二十六日第六師團救護班の藤澤、川口、茅ケ崎作業を同神奈川支部及地方團體に、第十一師團救護班の習志野作業を同岡山支部、山梨支部に、第十二師團救護班の市川、本田、保田、古川、那古作業を地方醫師團に引繼げるあり、二十八日第五師團救護班の寺島町作業を泉橋病院及衞生會病院に、第十五師團救護班第二班の程ケ谷、厚木、平塚作業を地方醫師團に引繼ぎ、第三師團救護班第二班の市ケ谷臨時病院患者を地方病院に分送し、第十五師團救護班第一班の小田原、根川、豐川作業を日本赤十字社兵庫及廣島支部に引繼げるあり、三十日に至り、自動車隊醫務室亦業務を引繼ぎて原隊に復歸し、第十師團救護班亦神奈川作業を日本赤十字社神奈川支部に引繼ぎ、軍隊患者は之を新設の神奈川患者收容班に引繼ぐ、神奈川患者收容班は第一師團に於て新に編成する所にして、實に、

軍醫　二　看護長　二　看護卒　六
藥劑行李　一　患者自動車　二　公用李行　一
擔架　四

を以て成り、十月一日より業務を開始す、是日第十五師團患者救護班の新編制成り、部隊患者の治療後送に當る、陸軍省救療部の業務此に終了す。

陸軍救護部隊行動表

（九月二十八日）

	部隊名	開設場所	開設月日	閉鎖月日	摘要
近衞師團	第一班	隅田小學校	九月三日	九月十一日	第十七師團救護班ニ引繼
	第二班	淺草公園	同	同　九日	警視廳救護員ニ引繼
	第三班	兩國國技館	同　同	同　十七日	患者ヲ市谷臨時病院ニ送リ閉鎖
	第四班	寺島村	同　同	同　十一日	第五師團救護班ニ引繼
	千葉班	本所被服廠跡	同　二日	同　四日	國技館近衞師團第三班ニ合併
	市谷臨時病院	府立第四中學校	同　八日	同　二十八日	地方病院ニ送致中
	近衞步兵第一第二聯隊	九段	同　一日	同　十二日	（患者ヲ東京第一衞戍病院軍醫學校市谷臨時病院ニ送リ閉鎖）
	近衞騎兵聯隊	戶山原	同　二日	同　同	救容患者ナキニ依リ閉鎖
	近衞野砲兵聯隊	九段	同　同	同　六日	患者ヲ近衞步兵第一聯隊ニ送リ閉鎖
	野戰重砲兵第八聯隊	板橋	同　八日	同　十七日	收容患者ナキニ依リ閉鎖
	鐵道第二聯隊	津田沼	同　一日	同　十六日	患者ヲ習志野衞戍病院ニ送リ閉鎖
第	第一班	芝園橋	同　三日	同　九日	
	第二班	深川公園 糧秣本廠	同　三日 同　七日	同　六日 同　十七日	患者ヲ第一病院ニ送リ閉鎖
	第三班	日比谷公園 砂町小學校	同　三日 同　六日	同　六日 同　十八日	患者ヲ第九師團救護班ニ引繼
	第四班	水產講習所 砂町小學校	同　三日 同　六日	同　六日 同　十八日	
	第五班	糧秣本廠 砂町小學校	同　三日 同　六日	同　六日 同　九日	
	第六班	國技館 月島	同　三日 同　九日	同　九日 同　十七日	
	第七班	丸ノ內 砂町小學校	同　三日 同　六日	同　六日 同　十八日	患者ヲ第九師團救護班ニ引繼
	第八班	砂町小學校	同　六日	同　十八日	

一　師　團	東京第一衛戍病院	三宅坂	九月一日		
	東京第二衛戍病院	世田ヶ谷	同　同		患者ヲ日本赤十字社病院ニ轉送中
	横須賀衛戍病院	横須賀	同　同	九月十七日	地方醫師團ニ引繼
	國府臺衛戍病院	市川	同　二日		地方病院ヘ轉送中
	習志野衛戍病院	習志野	同　三日		
	野戰重砲兵第一聯隊	市川	同　二日		地方病院ヘ轉送中
	下志津衛戍病院	下志津	同　三日	同　十八日	
	步兵第一聯隊	麻布	同　一日	同　二十日	患者ヲ第一衛戍病院ニ送リ閉鎖
	步兵第三聯隊	麻布	同　同	同　十七日	
	騎兵第一聯隊	青山學院及六本木	同　同	同　三日	患者ヲ第二衛戍病院ニ送リ閉鎖
	輜重兵第一大隊	（四谷見附、赤坂見附、世田ヶ谷、道玄坂、新宿）	同　二日	同　二十日	患者ヲ第二衛戍病院ニ送リ閉鎖
	野砲兵第一聯隊	世田ヶ谷	同　一日	同　十七日	
	步兵第二十九聯隊	代々幡	同　五日	同　二十三日	警視廳救護班ニ引繼
	工兵第一大隊	赤羽	同　一日	同　二十日	地方衛生機關ニ引繼
	陸軍戸山學校	牛込	同　同	同　同	患者ヲ東京第一衛戍病院ニ送リ閉鎖
	糧秣本廠	深川	同　同	同　十七日	第二救護班ト連合
	千住製絨所	千住	同　同	同　二十日	患者ヲ寺島臨時病院ニ送リ閉鎖
	陸軍造兵廠	小石川	同　同	同　二十一日	患者ヲ第一衛戍病院ニ送リ閉鎖
	救護班	深川岩崎別邸	同　三日	同　十八日	警視廳救護班ニ引繼
	救護班	赤坂御所前	同　二日	同　四日	患者ヲ衛戍病院ニ送リ閉鎖
第二師團衛生隊		中根岸金曾木小學校	同　八日	同　十九日	日赤福岡支部救護班ニ引繼
第三師團救護班	第一班	龜戸、香取小學校	同　六日	同　同	日赤愛知支部救護班ニ引繼
	第二班	市ヶ谷臨時病院ニ配屬	同　七日		
第四師團救護班		横濱淺間濟生會病院	同　十日	同　二十四日	日赤神奈川支部及奈良支部濟生會ニ引繼
第五師團救護班		寺島村府立第七中學校	同　十一日	同　二十八日	泉橋病院及濟生會ニ引繼
第六師團衛生隊		藤澤、川口、茅ヶ崎	同　九日	同　二十六日	日赤神奈川支部及地方醫師會ニ引繼
第七師團救護班		鎌倉、戸塚	同　七日	同　二十七日	日赤廣島支部及地方醫師會ニ引繼
第八師團衛生隊		大島町小學校	同　同	同　二十四日	日赤愛知支部ニ引繼
第九師團救護班		砂町小學校	九月八日	九月二十一日	日赤北海道支部ニ引繼
第十師團救護班		神奈川青木町小學校	同　同	同　二十六日	日赤神奈川支部ニ引繼
第十一師團救護班		習志野廠舍	同　九日	同　同	日赤山梨支部ニ引繼
第十二師團救護班		（市川、本田村、保田、富浦、古川）	同　八日	同　同	地方醫師會ニ引繼
第十三師團救護班		南千住、田端、飛鳥山	同　六日	同　二十一日	日赤京都支部及地方醫師會ニ引繼
第十四師團	第一班	吾嬬町小學校	同　三日	同　二十日	隅田小學校救護班ニ合同
	第二班、第三班	芝増上寺	同　三日	同　十九日	日赤愛媛支部ニ引繼
第十五師團	第一班	小田原、箱根、根府川、豐川、大磯、松田惣領、眞鶴、秦野	同　五日	同　二十八日	日赤廣島支部兵庫支部ニ引繼
	第二班	程ヶ谷、厚木、平塚	同　七日	同　同	地方醫師會ニ引繼
第十六師團救護班		横濱本牧貿易小學校	同　十日	同　二十五日	同
第十七師團	第一班	隅田小學校	同　同	同　二十一日	警視廳救護班ニ引繼
	第二班	吾嬬小學校	同　十一日	同　二十日	隅田小學校第一班ニ合同
第十八師團救護班		（半部東二院、半部佃島）	同　同	同　二十三日	警視廳救護班ニ引繼
陸軍軍醫學校		麴町區富士見町	同　一日		濟生會病院ニ轉送中

ニ、警備部救療

九月十二日戒嚴司令部の編成改正せられ、地方民救療事務を陸軍震災救護委員救療部に移すと共に、戒嚴司令部指揮下各部隊の衛生醫事及衛生材料補給事務は、戒嚴司令部警備課之を主司し、久我軍醫正野添軍醫警備課勤務を命ぜらる。

十三日侍從武官御差遣仰出につき、陸軍關係救護機關の作業地及作業開始以來の收療患者概況に關する書類を調製提出し、軍隊衛生の概況及陸軍部隊に傳染病發生の件に關する上聞書を起草す、是日戒嚴部隊の衛生材料請求交付に關し、陸普第三、九六〇號を以て一般に達せらる。

十四日陸軍省醫務局會報に於て、第十師團救護用糧秣各二十日分去る十三日神戸發上海丸にて追送せられたるの件其他を通報し、第十二師團救護班に硼胥外十九品の補給を行ひ、十五日第七師團救護班にヂキタミン外十八品の補給を行ひ、陸軍震災救護委員救療部及戒嚴司令部警備課間に於ける陸軍患者救護機關の權限に關する協議を爲す、久我軍醫正は十四日附を以て戒嚴司令部附を免ぜられ、同司令部附衛生部員野添軍醫正一名と爲る。

十六日は第十二師團救護班、第七師團救護班治療用藥品の補給を爲し、十七日は第十一師團救護班、東京南北兩警備部隊司令部、野戰砲兵四、步五〇、步五八聯隊用藥品を補給す。

十八日第七、第十三師團衛生機關第一班患者を地方救護團に引繼ぎて作業を撤し、第六師團衛生隊は、一部を原隊に復歸せしめ、編制を改めて第六師團救護班と爲り、同時に陸軍省より陸軍軍醫學校學生の二十五日復校に關する協議ありて之を承認し、騎兵第十六聯隊に藥品を補給す。

十九日陸軍省救療部より第四、第八、第十、第十六、第十八師團救護班の軍隊復歸に關する協議あり、內第十師團救護班は神奈川、藤澤方面警備部隊の軍隊患者收療の後送機關に充つる計畫あるを以て、之を除いて他を承認す、是に於て第十師團救護班は、救療部委員の手を離れて戒嚴司令部直轄に入り、自動車二輛を配屬して、神奈川、藤澤警備部隊患者の收療後送に任ぜしむ、是より第二師團衛生隊其他次第に軍隊に復歸す。

衛生材料の補給は、二十日騎兵第十六聯隊、野戰重砲兵第四聯隊、歩兵第三十聯隊に、二十一日第七師團救護班に、二十二日歩兵第六十六聯隊に、二十三日神奈川警備部隊司令部、東京南北兩警備部隊司令部に、二十四日歩兵第一聯隊に、二十五日歩兵第五十聯隊、第十師團救護班歩兵第七聯隊に、それ〳〵補給する所あり、二十五日在神奈川電信第二聯隊第一大隊に赤痢及腸窒扶斯患者續發の兆あり、二十六日陸軍軍醫學校をして臨時防疫班を編成せしめ、防疫業務に從はしむ、野副一等軍醫視察のため出張す、司令部構內陸軍通信所其他にも傳染病患者あり。

二十六日第十三師團救護班に、二十七日騎兵第十六聯隊に、二十八日中仙道警備部隊司令部に、二十九日東京南北警備部隊に、藥品を補給す、二十九日戒嚴司令部構內陸軍省外四部の連合防疫委員設置の件を協議し、事務の打合、分擔事項の協定をなし、三十日之が要員陸軍一等軍醫新田太郎及看護長一名、上等看護卒二名、及藥劑行李一個を派遣し來る。

十月一日電信第一第二兩聯隊に藥物を補給す。

二日陸軍省救療部の業務終了するを以て、爾今醫務局會報を廢す、戒嚴司令部は、指揮下に軍隊衛生防疫業務の實行機關を有せざるため、從來好意的に陸軍々醫學校の該當機關に依賴したりしも、經費の關係上依賴困難となれるを以て、戒嚴費支辨を以て、軍醫學校をして戒嚴部隊の衛生防疫業務を補助せしむべく陸軍省に協議す。

三日戒嚴司令部構內一省五部の連合防疫委員會議を陸軍省に開き、連合防疫規定制定、防疫委員長、委員助手任命の打合を爲す。

戒嚴司令部防疫委員左の如く任命せらる。

委員　陸軍歩兵大尉竹下茂太郎、陸軍一等軍醫野副道彥、同二等
軍醫新田太郎、助手　陸軍二等看護長上野正平。

是日歩兵第七聯隊第一大隊中仙道警備部隊の指揮下を脫し、東京南部警備部隊司令官の指揮下に入るを以て、同隊流行性腦脊髓膜炎菌保有者の探索を行ふ、又神奈川患者收療班に藥物を補給す、此外藥物の補給は一々擧げず。

四日戒嚴司令部用藥物を受領し、直に一省四部の防疫委員に分配交付す、五日亦同じ、六日陸軍省よりの回答あり、陸軍々醫學校をして戒嚴司令部隊の衛生試驗防疫業務等を補助せしむる事となり、關係各方面に通牒す。

爾來軍隊の衛生防疫等の事務を執行して十月末に及び、二十九日戒命第七十五號を以て戒嚴部隊の編制改正せられ、十一月一日以降、軍隊衛生及衛生材料補給に關する業務は、總て平時の勤務系統に依る事に定め、乃ち左の諸件を處置し了る。

1、軍醫學校ヲシテ戒嚴部隊ノ防疫及衛生諸試驗業務ヲ補助セシメテ、來ル三十一日限リ停止ス。

2、軍醫學校ヨリ戒嚴部隊防疫業務實施ノ爲派遣セラレタル、家原一等軍醫外二名ヲ復歸セシム。

3、戒嚴司令部所屬救護所ヲ來ル三十一日原隊ニ復歸セシム。

4、戒嚴司令部構內省部連合防疫委員會ヲ解散ス。

三十日神奈川方面警備部隊司令部より神奈川患者收容班引揚に關し、同班所有衛生材料引繼に關し、指示を乞ひ來れるを以て、陸軍省に協議して携還材料並に歩兵第四十九聯隊醫務室に引繼ぐべき材料に就き指示し、三十一日戒嚴司令部所屬救護所を撤去し、衛生材料其他を返納す。

第六　交通救濟

附、工兵其他の救護作業

甲、戒嚴司令部作業

震災に依る交通通信の應急復業は、軍隊の力に待つこと甚大なりしを見、戒嚴司令部編成と同時に、幕僚中交通業務處理の爲め、左の諸員を置く。

船舶業務堀大尉　通信業務大津大尉　鐵道業務佐伯大尉。

然るに三日早朝より交通業務の多端なる言語に絕し、擴大改編の必要刻下に迫る、交通課を設置し、分掌を定めて、

課　長　岩越大佐。
通信業務　安井少佐、大津大尉。
鐵道業務　松田中佐（演習中未着）、佐藤大尉、及川大尉（演習中未着）。
道路業務　佐伯大尉。
鳩通信業務　山本中佐。

とし、船舶業務は四日芝浦配給部に移して同部の處理と爲る。

是時戒嚴司令官隷下に招致せられたる工兵隊は、主として名古屋以東のものGP 1P 教P 2P 3P 7P 8P 9P 13P 14P 15P 十一箇大隊にして、四日頃より次第に到着す、而して警備地區は、東京北警備地區（近衛師團長）、東京南警備地區（第一師團長）、神奈川警備地區（神奈川警備部隊司令官）、小田原警備地區（小田原警備部隊司令官）に分たるゝを以て、近衛工兵大隊を東京北地區、工兵第一大隊、工兵學校教導隊を同南地區、工兵第十四大隊及通信部隊を神奈川地區、工兵第十五大隊を徒歩行軍により小田原地區に配屬し、爾後到着の諸工兵は、一半を各地區に一半を直屬とし、以て作業に從事せしめたり、當時の事情統一指揮に便ならざりしを以てなり。

共後名古屋以東の工兵の外、第四第六兩大隊並に朝鮮駐屯工兵を除くの外、全國の工兵を招致するに至り、警備地區亦九月七日を以て千葉埼玉兩縣へも擴張せられ、新に藤澤、中仙道、市川、佐倉、千葉諸警備區を加ふるに至りたるを以て、工兵使用計畫を左の如く區處し、作業中に豫定したる水道瓦斯電燈及バラック構成は、東京市及臨時救護事務局より要求なきを以て之を中止したり。

工兵使用計畫

地區	部隊	作業概要
東京北部警備地區	8P2PGP GP統一指揮	吾妻、神田、柳、厩、一ノ橋、小石川猫橋ノ架橋 地區內ノ主要道路ノ整理（倒壞セル建築物電車殘骸及電線ノ除去）水路ノ開設
東京南部警備地區	13P7P1P 13P統一指揮	六郷、永代、海邊、黑龜、黑船、汐見橋ノ架設 地區內主要道路ノ整理（倒壞セル建築物電車殘骸及電線ノ除去）水路ノ開設
神奈川警備地區	17P14P12P 17P統一指揮	警備地區內ニ於ケル諸橋梁道路整理水路開設等並ニ陸揚設備ノ實施ニ任ス

小田原警備地區	15P	概ネ右ニ準スル作業ニ從事ス
藤澤警備地區	16P	右ニ同シ
戒嚴司令部直轄	10P 4P 5P 3P 18P 11P	深川本所區ノ橋梁並ニ一般道路整理河水路開設 市電氣局ノ作業援助ニ任シ殘骸電車ノ除去ニ任ス芝浦及横濱配給部ニ於ケル陸揚設備 鐵道聯隊ノ作業援助

六日東京市電氣局より電車復舊に關して工兵隊の援助を乞ふ、七日工兵第九大隊を司令官の直轄として代官町附近に位置し、電氣局の作業を援助せしめ、工兵第三大隊を同く直轄とし、同く代官町附近に位置して、其通信班を以て芝浦配給部横濱配給部間を連結す。

七日工兵第三大隊の江東に於ける水路橋梁作業を指揮し、九日工兵第五大隊の横濱作業を指示す。

九日戒嚴司令部編成の改正あり、參謀部内の交通業務管掌のため、交通課の任務を

1、交通通信ニ關スル情報蒐集。

2、交通通信施設並ニ工兵及鳩ノ使用ニ關スル事項、但交通課内ノ補給事務ハ新設補給課ノ區處ニ屬ス。

十日工兵第十大隊をして芝浦配給部の作業を援助せしめ、同第十八大隊を鐵道第二聯隊の作業援助とし、第七大隊を神奈川警備隊司令部の指揮下に入れ、十一日第十一大隊に深川區橋梁作業を指示し、第十二大隊を神奈川警備隊司令官に屬す。

是時應急交通諸作業概ね第一次作業を了し、第二次復舊作業に入るを以て、陸軍震災救護委員設置と共に、之を同委員の區處に移す、唯實施中の道路鐵道電信に關する應急作業は、依然戒嚴司令官之を擔任する事としたり。

神奈川地區の應急交通諸作業は稍々後れ、尙同地區警備司令官の區處下に實施を續け、略々完成せる十八日を以て、陸軍震災救護委員に引渡す、是日交通部の編成を改む。

十九日工兵第十一大隊の鎌倉方面に於ける交通應急作業及下江戸川の橋梁作業を區處し、工兵第十八大隊の大山街道及東海道方面の交通復舊作業を區處し、二十日工兵第三大隊の東京灣要塞應急整備を指揮し、二十六日工兵教導隊を隷下より脫せしめ、十月二日司令部及戒嚴部隊を縮小し、課長岩城大佐部附井上大尉の司令部附を免ず。

十三日第十六師團通信班の撤退を區處し、十四日馬入橋相模橋成り、二十三日戒嚴地內の交通應急整理完成するを以て、工兵諸隊を軍所屬に復歸せしむ、十一月一日戒嚴司令部編成の改正あり、交通課廢せらる、十一月十日まで殘務整理を命ぜられたるは、福島大尉外四名なり。

電信隊　電信第一聯隊は、九月一日三日東京衞戍司令官たる近衞師團の命に依りて活動し、三日戒嚴司令官の隷下に入り、尋で第二聯隊亦同司令官の指揮下に屬す、第二聯隊は十月二十五日作業を了りて廣島に歸還し、第一聯隊は、十一月一日以後近衞師團長隷下に復し、六日其作業を完了す。

鐵道隊　第一第二兩聯隊共戒嚴當初より戒嚴司令官の指揮に屬し、九月十八日以後陸軍震災救護委員技術部の區處を受けて作業す、十一月十日全作業を終る。

乙、陸軍震災救護委員作業

陸軍震災救護委員技術部職員業務分擔表

部長			少將　鳴瀧紫磨			
庶務掛			工少佐　三宅倘織 工大尉　中島三栖雄 一主計　石原　通 下士判任文官四名			
指導掛	師團工兵隊	道路橋梁	工大佐　富家政市	工中佐　佐竹益雄	(兼)工少佐　佐竹保治郎 工大尉　小野口恍 工大尉　小倉　倘	下士判任文官　三名
		器械電氣			工大尉　下田宣力	
		建築			工少佐　佐竹保治郎 三主正　林　五作	
	鐵道				歩中佐　松田巻平 (兼)工少佐　八木澤貞鋭 (兼)工大尉　戸澤二郎 (兼)工大尉　佐藤　貫	
	電信				(兼)工少佐　三宅倘織 工大尉　木村經廣	
器材掛			工少佐　志村八嗣 工大尉　戸澤二郎 工大尉　佐藤　貫 一主計　齋藤正藏 下士判任文官五名			
横濱支部			工大佐　山内岳造 工少佐　木村　材 工少佐　中島完一 工少佐　加藤　清 砲中尉　原乙未生 下士判任文官八名			

備考　一、(兼)ハ兼任ヲ示ス。　一、八木澤少佐ハ松田中佐ノ後任トス。

陸軍震災救護委員の設置となるや、九月十三日委員長、技術部關係諸官並に技術部要員の大部を陸軍省に會して業務の打合を爲し、十四日技術部長少將鳴瀧紫麿以下職員の任命あり、技術部を設置せられ、十五日横濱市に支部を開設す、乃ち業務を分擔して、とし、同時に工兵第二、第三、第五、第七、第八、第九、第十、第十三大隊を同部の區處下に置き、近衞工兵及工兵第一大隊亦當該警備部隊直接必要の作業を爲すものの外、同く技術部作業を援助し、十六日更に工兵第十二第十三第十四第十七大隊及鐵道第一第二聯隊をも技術部長の區處下に置き、內在横濱工兵第五第十二第十四第十七大隊鐵道兩聯隊をして横濱支部長の指示に從はしむ、而して各隊は、

隊號	區處ニ入リタル月日	區處ヲ脫シタル月日	區處ヲ受ケタル期間
工兵第二大隊	九月十四日	十月二十日	三十七日間
工兵第三大隊		九月二十五日	十二日間
工兵第五大隊		十月十四日	二十一日間
工兵第七大隊		十月五日	二十二日間
工兵第八大隊		十月五日	二十二日間
工兵第九大隊		十月十日	二十七日間
工兵第十大隊		十月十五日	三十一日間
工兵第十二大隊	九月十六日	十月十六日	三十一日間
工兵第十三大隊	九月十四日	十月十一日	二十八日間
工兵第十四大隊	九月十六日	十月十七日	三十二日間
工兵第十七大隊		十月十五日	三十日間
鐵道第一聯隊	九月十六日		
鐵道第二聯隊			

の活動に依り、東京横濱及其附近に於ける道路の整理補修を爲し、橋梁を架設又補修し、鐵道を修理し、水路を開き、電車線路及車庫を整理し、海岸に於ける陸揚場の設備、電話網の構成、外圍の新設、水道の補修、及建築物の殘骸爆破等の各作業を爲したり。

十一月十日全豫定作業を了へ、部長鳴瀧少將以下其職を免ぜらる。

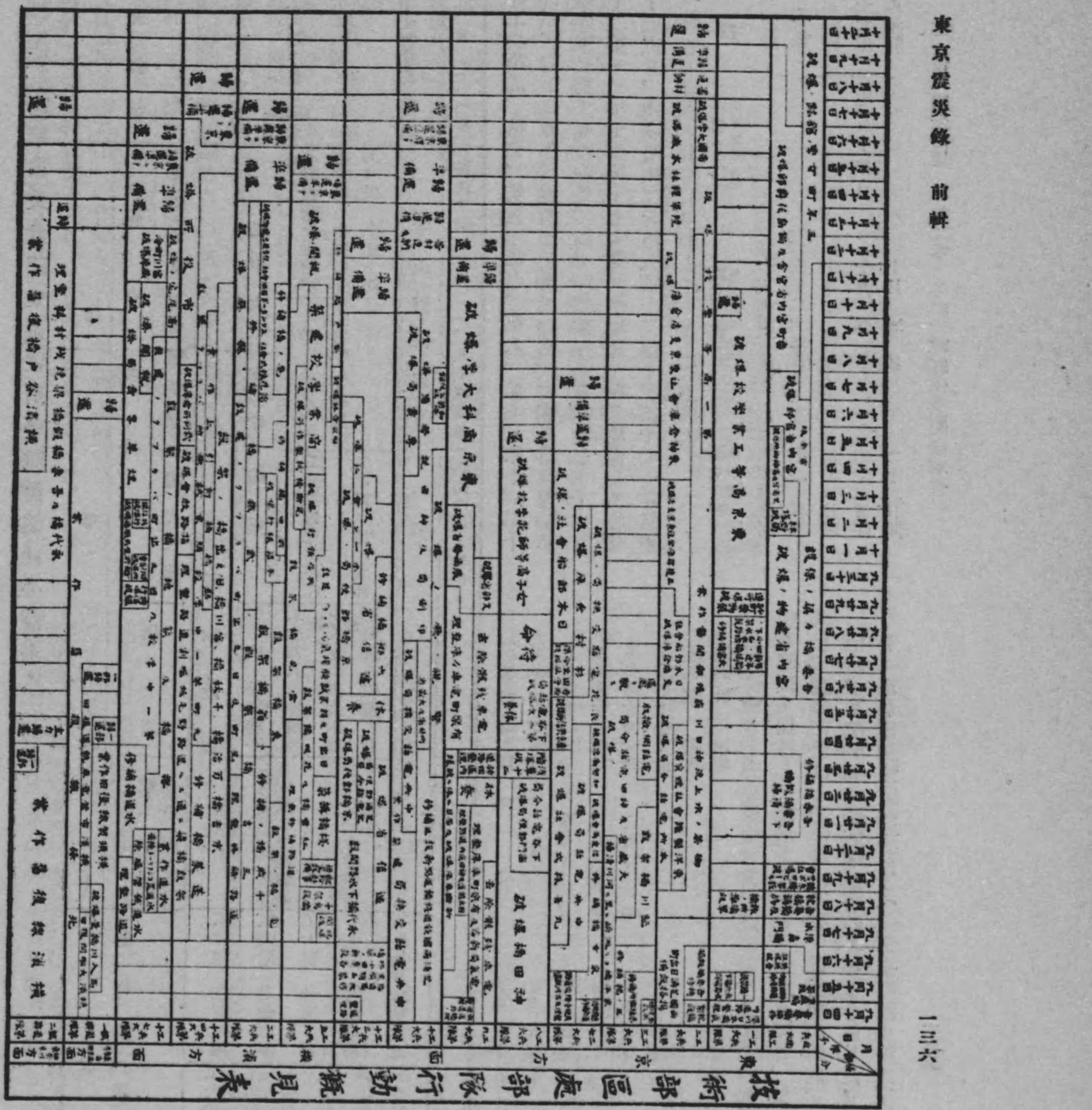

技術部區處部隊行動概見表

丙、工兵隊作業

（一）各　隊

（1）近衛工兵大隊行動　大要左の如し。

九月一日變災起ると共に、大隊は直に救援隊を派遣し、赤羽附近に於て防火並に救護作業を行ふ。午後六時三十分、近衛師團の命令に依り、消防救援隊を編成し、午後八時赤羽出發、十一時三十分東京衛戍司令部に至り、芝區櫻田本鄕町附近の防火に當る。二日午前二時大隊長來着救援隊を指揮す、是時櫻田本鄕町方面は火勢漸く衰へ、霞ケ關一帶の地域安全なるを確め、救援隊を轉進せしめて、衛戍病院、陸軍省、日本銀行金庫及共附近一帶の危急を救ふ。

一日夜半他の救援隊は、衛戍司令官の命令に依り、築地方面の避難民を救濟する爲め、赤羽出發、水路永代橋に達し、同橋水路を開設し、漕渡に依りて避難民約一萬餘人を救助渡河せしめ、午後十時所命の任務を終了して赤羽屯營に歸還す。

二日、築地方面に於ける給水缺乏の爲め、罹災民の窮狀に在るを知り、同夜特務曹長以下三十二名を遣はし、木舟六に淸水を準備し、永代橋附近に急派して給水せしむ。

二日戒嚴を命ぜらるゝと共に、大隊は東京北部警備隊として、三日近歩一營庭に待機の姿勢に在り、交通狀況を偵察す。

四日より十一日に至る間に、吾妻橋に縱列架橋材料を以て縱隊橋を架設し、又枕橋の新設、並に神田下谷淺草及本所方面の交通整理に從事す。

十一日より十五日に至る間に、東京北警備作業隊長弘中大佐の指揮に屬し、前項作業及業平橋源森橋の補修及新設並に神田川の水路開設に任ず。

作業隊解散と同時に、近衛師團の命令に依り、大隊は第一中隊の外屯營に歸還し、爾後の作業を準備す。

第一中隊は、吾妻橋作業準備並に橋梁保護の爲め殘留す、其間九月十六日夜よりの荒川增水に對し、源森橋水門の開鎖に任じ、十七日午前十時完了す。以て同地方の住民をして水難を免れしむ。

中隊は更に技術部の區署に依り、本所新橋の架設に任じ、十九日完了す、同日札幌麥酒會社の高壁を爆破す。

二十日第二中隊の一部豐島ケ岡園壁の補修に任じ、二十三日完了す。

爾後大隊の主力は、屯營に歷還集結し、第一中隊の下士以下七名を吾妻橋に殘置し、同橋の保護に任ず。

（2）陸軍工兵學校敎導大隊行動　大要左の如し。

九月二日朝集成中隊を東京に派して災害の救援及交通整理に從事せしめ、別に一小隊を小菅刑務所に急派して同所を警戒す、一方に震災の餘殃松戶方面に波及し、地方の秩序を亂さんとするの虞あるより、殘留兵員を以て同地の警備に任じ、戒嚴令布告せらるゝに及び、千葉縣警備隊司令官の隷下に入り、依然松戶方面を警備す、而して東京に派遣せられたる集成中隊は、麴町區に行動して防火救護作業に從ひ、同區西北部をして災害を免れしむ、共より帝都に駐屯する旬日、此間に宮城及赤坂離宮墻壁の應急修理を爲し、神田橋一ツ橋俎橋の架橋作業、澁谷水道特設電話線の補修、帝室林野管理局並に第百銀行の爆破作業を實施す、又纔に小菅刑務所の警備に任じたる敎導大隊第二中隊の一小隊は、同所の警備を務むること、九月二日より六日に至る。

此くの如くにして工兵學校敎導大隊は、各工兵大隊の着京と共に、九月九日歸校を命ぜられ、衛戍地附近の警備に服し、九月二十八日

を以て戒嚴司令官の隷下を脫す。

(3)工兵第一大隊行動　大要左の如し。

九月一日震災と同時に、大隊は直に數個の救援隊を編成して岩淵町に派遣し、防火救助作業に從事し、且王子銃砲製造所及火藥製造所等に赴援す。

一日午後六時四十五分第一師團の命令を以て、將校以下百三名を師團司令部に派遣して防火救助作業に任じ、別に將校以下六十六名をして操舟機二、木舟十二に分乘して、明石水上警備署と協力せしめ、避難民數千を救助す。

二日午後六時四十分戒嚴令を布かる、午後八時赤羽町警戒の爲め將校以下三十五名、橫濱救援の爲め特務曹長以下十一名出發す。

三日午後一時三十分、師團命令を以て、一部は近衞工兵大隊と協力して赤羽を警戒し、大隊の主力は東京に出動し、步三屯營に駐屯して、橋梁架設、補修、河川水路の整理、渡河交通作業、及通信網の構成並に鑿井等の諸作業に從事す。

五日より六日は、江東橋强縱隊橋(縱列材に依る)を架設し、六日より十日は、永代橋耐重橋補修作業に從ひ、七日より十日の間、黑龜橋耐重橋補修作業、及澤海橋、舟木橋、福島橋其他諸小橋梁の架設作業に任ず。

七日、東京南警備部隊作業隊長見市大佐の指揮に屬し、深川本所方面の交通路淸掃補修に從事す。

十二日以後は、作業能率の增進並に兵員裝備の整備上、大隊本部のみ師團司令部に殘屯し、大隊は日々水路若くは陸路に由り東京に到りて、上記各作業及騎兵第一聯隊並に第一衞戍病院の營繕作業に從事す。

十四日大隊は第二中隊の外、戒嚴司令官の直轄となり、十八日再び東京南警備隊司令官隷下に復歸し、爾後一部を以て警備地區の諸作業に從事し、其他は陸軍震災救護委員長の區處を受く。

(4)工兵第二大隊行動　大要左の如し。

九月三日着京し、五日大隊(一小隊缺く)は東京北警備隊司令官の隷下に入り、同警備隊作業隊長弘中大佐の區處を受け、淺草藏前に位置し、主として九月九日まで淺草本所兩區主要街路の淸掃補修に從ふ、爾後一中隊を以て本作業を續行し、一中隊半を以て厩橋の應急架設を實施し、十四日を以て完成す。

十四日戒命第三十號命令を以て技術部に統轄區處せられ、十八日後は、二中隊を以て御茶ノ水橋上流神田川堤防崩壞部の開鑿作業に從ひ、一中隊を以て本所深川兩區の建造物殘骸爆破作業六を實施す。

本隊電信隊は、九月五日近衞師團長に直屬して、同師團の電話回線を統一區署し、同く五日戒嚴司令官の直轄となり、芝浦に到りて配給司令官の隷下に入りたる一小隊は、同日夕以後、陸揚設備に從事し、七日以來は同所附近の道路保全補修に任じ、二十日を以て復歸す。

大隊は、十月二十日戒嚴司令官の隷下を脫して原所屬に復歸したり。

(5)工兵第三大隊行動　大要左の如し。

九月七日田端着戒嚴司令官の隷下に入り、即日通信隊(一中隊)を品川に轉進せしめ、八日芝浦補給部橫濱同支部間、九日補給部內關係各所の電話網を構成し、爾後該線の保線及通信勤務に從事し、以て二十三日に及ぶ。

八日より、大隊は本所區橫川竪川の燒失橋梁架作業並に洲崎に至る河川の淸掃に任ず。

九日より十六日まで、大隊は北辻橋の徒橋新辻橋南辻橋竪川橋の耐重橋架設作業、及三之橋耐重橋の補修作業を完成す。

尙此間に一小隊を以て赤坂御所園壁崩壞部應急修理作業に任ず。

爾後第二中隊は、麴町區神田區內建物殘骸爆破作業を擔任し、神田電話交換局及大藏省の破壞に當り二十五日完了す。

大隊は東京灣要塞司令官の區署を以て該要塞應急補修作業に任ずることとなり、一小隊は二十三日、大隊は二十七日橫須賀に轉進し、二十八日より要塞內の軍道を補修し、地下道路を開設し、彈藥庫バラツク等を建築し、第三第二第一海堡內の通路を開設し、埋沒器材を掘出する等、各種の重要作業に當り、十月二十三日に至り、戒嚴司令官の指揮を脫して原所屬に復歸す。

(6)工兵第五大隊行動　大要左の如し。

九月十一日午前五時二十分田端着、午後一時三十分保土ケ谷着。

十一日以降二十六日に至る間、大隊は橫濱市海正面主要道路の淸掃及補修作業、陸軍配給部營繕補修作業、糧秣陸揚棧橋構築、橫濱倉庫の淸掃改築、並に同倉庫陸揚棧橋及村雨橋千若橋橋礎補修を爲す、此間十五日夕以後は、橫濱技術部支部長の區署を受く。

十七日以來千馬橋改修、山下橋兩岸橋礎附近耐重橋架設、及稅關棧橋朽堵家屋爆破に任じ、十九日を以て完了す。

二十日よりは、紅葉橋、花咲橋耐重橋架設に任じ、二十六日完成す。

大隊通信隊は、十一日より二十三日まで橫濱市內各陸軍官衙關係部隊に通信網を架設し、通信勤務に服したり。

大隊の戒嚴司令官隷下を脫して原所屬に復歸したるは、十月十四日なりとす。

(7)工兵第七大隊行動　大要左の如し。

九月三日夜臨時工兵隊を編成し、五日午前旭川發、七日午後四時半田端到着、直に東京南部警備部隊司令官石光中將の隷下に入り、道路整備作業に任ず。

七日更に大隊の派遣を命ぜられ、午前五時旭川を發し、九日着京、派遣工兵隊に合し、南部警備隊司令官に屬し、十五日よりは關東戒嚴司令官に直屬す。

十一日以降、大隊は芝、京橋兩區の道路淸掃補修に任じ、十四日完成す、一部は十三十四兩日麻布及芝區その境界に在る古川疏通作業、並に芝浦河岸に於ける架橋材料陸揚作業を爲す。

十五日よりは京橋區釆女橋の補修に任じ、十九日修理を了し、自動車の通過に支障なからしむ。

十六日以降は大部、二十日以降は全部を以て信友商會、中央電信局、加賀商會、丸善株式會社、東京興信所、浪花電話分局、杉村倉庫、帝國生命保險會社、及日本郵船會社殘骸諸建築物の爆破作業に任じ、豫期の如く完了す。

大隊通信隊は、十八日より第一師團司令部、步兵第一聯隊、步兵第三聯隊露營地、陸軍省、帝國在鄕軍人會本部の相互に通信網を構成し、且通信所勤務に服事す。

十四日より二十五日に至る間、一部を以て月島淺草及深川方面の避難民に對し、給水作業の援助を爲す。

十月十四日戒嚴司令官の隷下を脫し、原所屬に復歸す。

(8)工兵第八大隊行動　大要左の如し。

九月四日出動の命を受け、五日夜日暮里に着し、東京北警備隊第二警備地區に配屬し、該地區隊長の命に依りて行動す。

六日、一中隊を以て御茶ノ水、小石川、爼、一ツ橋、神田橋、諸橋梁の徒橋架設に從事し、七日完成す。

八日工兵學校教導中隊を本隊の指揮下に入れ、九日指揮を脫したるも、協同作業に任じ、一ツ橋、爼橋は八日、御茶ノ水、小石川橋は十日何れも完成して、自動車を通ず、又八日より神田橋耐重橋架設作業に着手し、二十一日を以て完了す。

十日より十三日に亙り、麴町神田兩區内の交通路整理を爲し、電車道附近の清掃、道路龜裂部埋塡作業を完成す。

十九日一小隊を以て爆裂作業準備に着手し、二十一日淺草雷門電話交換局、二十二日下谷電話交換局を爆破し、別に二十一日より淺草十二階殘骸の爆破作業に着手し、二十三日完了す。

三十日御茶ノ水高等師範學校燒跡爆破を命ぜられ、十月四日完了し、五日原所屬復歸を命ぜらる。

(9)工兵第九大隊行動　大要左の如し。

九月五日東京着、戒嚴司令部に直屬す。

八日より二十五日まで、大隊は日本橋區、京橋區、神田區、淺草區、四谷區に亙る道路の清掃補習及整理に任じ、此間電車道の清掃、及新宿並に有樂町車庫の清掃を爲す。

二十日以降、大隊は主力を以て新宿車庫建築物の爆破及器具に依る破壞、文部省、農商務省東京商科大學の建物殘骸を爆破し、十月十日原所屬に復歸す。

(10)工兵第十大隊行動　大要左の如し。

九月十一日午前八時品川着、十一日大隊の主力を以て芝浦配給部所管棧橋及道路の新設補修並に輕便鐵道の敷設、補繕を爲し、以て十三日後に於ける陸揚作業に支障なからしむ、共後中隊を以て之が補繕保護に任ず。

十二日以降は、約一中隊の兵力を以て、芝浦附近一帶の道路を補修し、同時に輕便鐵道作業を續け、道路補修と相待ちて、配給作業を圓滑ならしむ。

大隊の一部は、九月十一日以來、遞信省中央電話交換局建物作業を援助し、三層建物約三千坪を完成す。

原所屬に復歸したるは、十月十五日なり。

(11)工兵第十一大隊行動　大要左の如し。

九月十一日東京に着す。

十二日より十九日に至る間、深川區内に於て、雲雀橋の船橋、及平野橋の架橋作業に任じ、何れも四噸自動貨車を通過すべき半永久橋を完成す。

二十一日大隊の主力は、鎌倉救護を命ぜられて鎌倉に至り、二十二日より十月五日まで、嚮に工兵第十六大隊の一中隊が應急掘開したる鎌倉巨福呂坂を補修掘開して四米に掘擴し、極樂寺切通の開鑿作業、鎌倉—小坪道隧道の崩壞部開鑿、滑川海岸橋の架設、音無橋の補修、並に鎌倉町内に於ける主要道路に在る長さ三米乃至六米の橋梁十一を架設及補修を爲し、罹災民のバラック、及町役場郵便局の假廳舍を建築す。

二十一日より二十五日に亙る間に於て、一小隊を以て行德附近の下江戸川橋梁補修作業を爲さしめ、二噸自動車通過程度に補修したり。

十月六日戒嚴司令官の隷下を脱して、原所屬に復歸す。

(12)工兵第十二大隊行動　大要左の如し。

大隊は九月十二日夜横濱着、神奈川警備隊司令官の隷下に入り、大岡川以南地區の水路を開設し、中村川に假橋を架し、更に龜之橋を新設し、千歲橋を補修す。

十七日よりは技術部の區署を受け、前記二橋次で、三吉橋、東橋、翁橋、武藏橋の耐重橋を架設し、前田橋を補修し、此等橋梁に關連したる道路網を補修す、此間一部を以てバラックの新設、及平沼銀行、綿花株式會社、スタンダード石油會社外數個の建物殘骸を爆破す。

原所屬復歸は、十月十六日なり。

(13)工兵第十三大隊行動　大要左の如し。

大隊は九月六日東京に着し、東京南部警備部隊司令官の隷下に入り工兵第一大隊第七大隊と共に同警備部隊の作業隊となり、該管區内の水陸交通及通信諸作業に任ず。

共間大隊は、日本橋、京橋、本所、深川四區に亙る道路電車道の整備作業、京橋深川兩區に亙る九橋梁の改修若くは架設、深川區小名木川の水路開通、南部警備隊司令部より本鄕聯隊區司令部並に大井川警備隊本部間に電信網の構成を爲す。

十四日夕南部警備隊司令官の指揮下を脱して、戒嚴司令官の直轄となり、作業は技術部長の區署を受く。

十五日以降、大隊は京橋深川兩區に亙り五橋梁の改修若くは架設作業、永代橋水路開通作業、遞信省構内倉庫、京橋郵便局、芝郵便局、同電話分局、京橋區役所、造兵廠東京工廠、京橋區ホーン會社、技術本部等の殘骸爆破作業を實施し、此間代々木飛行場伐木作業、及神奈川縣川崎町六鄕橋補修作業を完了し、十月十一日原所屬に復歸す。

(14)工兵第十四大隊行動　大要左の如し。

九月三日埼玉縣川口町に着し、急行軍を以て四日午前一時第一師團司令部に達す、同夜同地宿營、四日朝東京を發して芝浦より驅逐艇に乘じ、夕横濱に上陸、神奈川縣警備隊司令官の指揮下に入る、當時横濱市は慘澹たる狀態をなし、秩序紊亂し、人心の安定を要すること痛切なりしを以て、大隊は取敢へず五日騎兵第十五聯隊と交代して、既に到着しありたる步一の一中隊騎十六ノ一中隊を併せ指揮し、市内外の警備に任ず。

八日に至り始めて市内の交通整理作業に着手し、十三日第一次作業を了す、又一部を以て警備隊司令部より各地區及各部隊間に電話網を構成し、十一日完成、爾後補繕に當る。

十四日より十六日までは、市内主要水路の開設に任ず。

是より先十一日工十七、十三日工十二工十三到着し、共に神奈川警備隊の指揮下に入り、夫々區域を分擔して交通整理水道工事等に從ふ。

十七日在横濱工兵大隊は、何れも陸軍震災救護委員技術部支部長の區署に入り、市内主要道路の半永久橋架設、バラック建築、殘骸建築物爆破各作業を爲したり、原所屬復歸は十月十七日。

(15)工兵第十五大隊行動　大要左の如し。

九月二日出動の命に接し、三日未明第一中隊（通信隊）をして豐橋を發せしむ、中隊は沼津に着して直に通信線の構成に着手し、箱根小田原平塚横濱を經て、途中各駐屯戒嚴部隊間を連絡しつゝ、八日午前十時東京戒嚴司令部に到着し、爾後戒嚴司令部電信線の架設作業進捗に伴ひ、逐次撤收して、十七日小田原地方警備隊管區内に撤退す。

十六日同中隊は、主力を以て工長第十六大隊と協力し、馬入川架設作業に從事し、十月四日完成す。

第三中隊は、九月三日豐橋を發し、御殿場に下車して國府津に着し、六日國府津出帆、横濱上陸、横濱藤澤間の電話線を架設し、主力は鐵道通信網及橋梁並に道路の補修作業を實施し、八日乃至十日の間は、横濱茅ケ崎小田原間に自動車を通ずる目的を以て、道路の補修作業を行ふ。

同隊は九月二十三日より大隊本部と共に馬入川に轉進し、工兵第十六大隊と協力し、第二中隊と同じく馬入川架設作業に從事す、完成は十月四日なり。

共後大隊は、酒匂川橋梁架設の爲め同地に轉進し、工兵第十八大隊に協力して十月十七日架橋を完成し、二十日原所屬に復す。

(16)工兵第十六大隊行動　大要左の如し。

大隊は九月九日大船に着し、藤澤警備部隊司令官の隷下に入り、交通整理に任ず。

十日より十六日に至る間は、大船戸塚間、大船鎌倉間、藤澤鎌倉間藤澤戸塚間、藤澤片瀬間の道路補修作業に任じ、此間川名橋、大道橋、及矢部橋の耐重橋架設作業を完成す。

十日より一中隊を以て大船鎌倉道上鎌倉町北方巨福呂切通大崩壞部の開鑿作業に當らしめ、二十日車馬通行程度に之を開鑿す、同中隊は又十四日より鎌倉避難民收容バラック工事に着手し、亦二十日を以て完了す。

十五日以來、大隊の各中隊を逐次馬入河畔に集結し、尙工兵第十五大隊の二中隊と協力して、馬入川耐重橋の架設に着手し、十月四日全長約四百五十米の永久橋を架設す。

十月八日戒嚴司令官の隷下を脫して原所屬に復歸す。

(17)工兵第十七大隊行動　大要左の如し。

九月十一日正午田端に着し、神奈川方面警備部隊に配屬せられ、同午後三時東神奈川に着す。

十一日先發隊は、月見橋及築地橋兩岸橋礎及其附近の道路を補修す。

是日大隊は、反町、東田谷、松本、三ツ澤附近の警備に任じ、地方民心の不安を一掃す。

十二日より十四日まで、一中隊をして築地橋に更に一橋を増設せしめ、兼て月見橋附近の道路を補修せしむ、尙同中隊は、横濱停車場並に東神奈川方面に通ずる東海道電車道の清掃整理に任ず。

十二日より二十三日に至る間、西谷村濾過池より地下埋設の鐵管延長約二千六百米を掘出し、修理作業を實施す、又水道補修材料運搬の爲め、水道橋の架設、野毛山淨水場に通ずる道路の整理を實施し、九月十六日保土ケ谷町及淺間町の給水を開始し、逐次横濱市に給水す。

大隊通信隊は、郵便局憲兵隊等より市內樞要官衙の一部に電話網を構成し、共連絡を保持す。

九月二十日以後は、技術部横濱支部の區署を受け、第二築地橋櫻橋の架設、日出町のバラック、神奈川縣立第一中學校バラックの建設、興信銀行、越前屋吳服店、稅務署、專賣局出張所の爆破、及本町銀行集會所の倒壞作業を實施す。

十月十五日原所屬に復歸す。

(18)工兵第十八大隊行動　大要左の如し。

九月十一日午後三時田端着、戒嚴司令官の隷下に入り、鐵道第二聯隊を援助して鐵道補修作業を爲すべき命を受け、直に東神奈川に到る。

十二日作業地東京府南多摩郡南村に行軍し、十三日より鐵道第二聯隊第二大隊と協力して、横濱八王子間の鐵道補修作業に着手し、十八日完了、全線の開通を速かならしめ、交通輸送に大なる利便を與ふ。

十八日大隊は、厚木町東方相模橋の補修及小田原東端酒勾橋の架設を命ぜられ、第二中隊を以て二十日相模橋の補修に着手し、十月五日完成し、本部第一中隊は、二十二日より酒勾橋の架設に從事し、二十八日假橋架設を卒へて、交通を恢復し、十月五日より工兵第十五大隊の増援を得て、橋長約三百八十米の半永久橋を完成し、以て小田原方面の交通を完璧たらしむ。

十月二十三日戒嚴司令官の隷下を脫して、原所屬に復歸す。

(二)各作業

イ、道路作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京市內の道路作業は、大約左の如し。

近衞工兵大隊　は、

九月四日、第一中隊を以て業平橋吾妻橋間及法恩寺橋附近の道路を清掃し、燒失したる電車、倒潰せる家屋、燒失自動車等の諸殘骸山積したるを除去し、交通を容易ならしむ、當時の實驗に據れば、電話ケーブル懸吊用ワイヤーの多數を切斷するには、鶴嘴を用ゆるを最良とす、鐵條鋏の如き、暫時にして破損し、使用に堪へざるに至れりと云ふ。

同日、一部は赤羽附近の道路を清掃す。

第三中隊は、三日より五日までに、北警備地區第一地區內主幹道路の清掃に任じ、諸車の通行を容易ならしむ。

七日午後より九日までは、北警備地區近步一の地區內に於ける補給路を清掃し、以て龜戶寺島間の物資補給を圓滑ならしむ。

其後九月十五日まで、萬世橋―相生町、厩橋―上野廣小路の線路內に於ける主幹道路を清掃す。

陸軍工兵學校教導隊派遣中隊　は、

九月二日上野廣小路間の電車線路を清掃し、燒失倒壞せる電柱又は電線若は空中線の路上に垂下したるものを排除す。

六日近衞步兵第一第二聯隊內の道路を清掃して、車馬の通行を容易ならしむ。

工兵第一大隊　は、

九月四日二箇分隊を以て、日本橋區本所區深川區內の道路を清掃補修す。

六日、二箇分隊を以て、江東橋及永代橋附近の道路補修を爲す。

七日、一小隊を以て月島本願寺間の道路を修繕す。

八日約六十名(內人夫二十名)を以て、永代橋より黑江町及洲崎に至る道路を清掃補修す、又一部を以て虎ノ門附近の道路を修繕す。

十二日、兵員四十名人夫六十九名を以て兩國橋江東橋間の道路を補修し、約八時間を以て完成す。

別に七日、約三十名を以て兩國橋錦絲町間の道標を設置し、路面を整理し、及深川本所日本橋京橋各區內に亘り道路を清掃す。

二十三日一小隊を以て赤羽師團坂を補修す。

十一日十六日、兩度に、黑江町附近の道路を修理す。

十二日、千葉街道及竪川沿道路、並に其附近の道路作業に任ず、人員約八十名、即日完成す。

十五日二小隊を以て兩國橋錦絲町間の道路を補修す。

十一日、兵員三十五名人夫八十五名を以て新大橋菊川橋間、森下町海邊橋間の道路を補作し、約八時間を以て成る。

九日六十五名を以て彌勒寺橋附近、十一日約四十名を以て龜澤町永代橋間、十四日下士以下四名人夫四十四名を以て小傳馬町鞍掛橋の各道路を補修す。

工兵第二大隊　は、

九月六日より九日まで、淺草本所兩區內主要道路を清掃し、街路上に在る倒潰家屋、屋壁、燒失電車、自動車を排除して、道路を開き、其他燒落せる電線等を切斷除去す。

工兵第三大隊　は、

東京灣要塞應急整備作業のため、九月二十七日東京の作業を中止し、二十九日より十月十八日まで所命の作業に從ふ。

工兵第七大隊　は、

九月九日より十四日に亘り、芝京橋兩區內の道路交通整理に任ず、此の方面は大建築多く、之が倒潰に依り甚しく交通を妨害したり、乃ち自動車通行を目的として四米乃至十米に開設し、且通行者の爲め、要所に道標を設置す。

工兵第八大隊　は、

九月十一日より十三日に至る三日間、神田川以南に於ける北警備地區內の道路を清掃す。

工兵第九大隊　は、

九月八日より二十五日まで、日本橋淺草京橋四谷神田五區に亘り、道路の補修清掃及整理を爲す、其間に電車道の清掃及新宿車庫等の清掃に從事す。

工兵第十大隊　は、

九月十一日乃至十二日、十五日乃至二十二日、二中隊を以て芝浦配給部道路を新設及補修し、延長千四百三十八米の自動車道及延長百五十米の平車道を開く。

工兵第十三大隊　は、

九月七日より十四日に亘る間に於て、左の道路補修作業を爲す、其延人員將校以下二百三十四名なり。

一、千代田橋の北方無名橋に至る内二百四十米。
一、人形町電車交叉點より親父橋に至る二百米。
一、南水谷町木挽町間千八百米。
一、新湊町及新富町附近三千七百米。
一、濱町新大橋間四百米。
一、深川區新高橋萬年橋間千三百米。
一、京橋區築地橋附近三千四百米。

六日より十一日に亘る間に於て、電車線路の補修整理を爲す。

東京市以外の工兵作業

工兵第五大隊、第十二大隊、第十五大隊、第十七大隊は横濱に於て、工兵第十一大隊は鎌倉に於て、第十六大隊は大船鎌倉間其他に於て、何れも道路又は橋梁作業に從ふ。

B、技術部作業

東京市内の道路は、災後直に工兵大隊の手に應急補修整理し、陸軍震災救護委員技術部編成の當時は、已に大半を完了したり、是に於て九月十四日同部は、工兵第一、第七、第十三大隊に、市内各警備部隊司令官指揮に實施しつゝありたる諸作業の續行を命じ、横濱支部は工兵第十二第十四第十七大隊に同樣の命を傳へ、同日別に攝政宮殿下東京市内御通過の爲め、工兵第九大隊をして、

上野廣小路より湯島切通附近に至る間、及水道橋より新川橋附近に至る間の道路上に於ける電線除去。

を爲さしむ、十九日には、工兵第五大隊をして横濱市紅葉橋より雪見橋に至る河岸道路の補修に着手せしめたり、道路の補修整理作業は、市内主要道路上に於ける電柱、電纜、電線の淸掃、被覆壁、家屋等の崩壞物除去、及龜裂其他の爲め交通に困難を感ずる道路の補修等を爲すものにして、東京市内は九月十六日までに、横濱市内は十月一日までに之を完了したり。

内東京市内に於ける道路作業を摘記すれば左の如し。

東京市内道路作業

位置	新設補修別	長	幅	構造	作業部隊	完成月日	摘要
日本橋區小傳馬町附近	補修	六〇〇米	六米	路面ヲ平均シテ搗固ス	工兵第一大隊	九月十四日	電車自動車ノ殘骸ハ、總テ之ヲ除去セリ
深川區自一ノ橋至旅所橋間	同	二、八〇〇	六―八	崩壞物及灰燼ヲ路傍ニ堆積シ路面ヲ平坦ナラシム		九月十五日	
赤羽師團坂附近	同	四〇	五	木橋ノ架設 地割レ部分ノ補修		九月十六日	
芝區虎ノ門、御成門附近 京橋區銀座、築地附近	同	八、四〇〇	四―一〇	路面ノ補修及障碍物ノ除去	工兵第七大隊	九月十四日	
麻布區古川沿岸自天現寺橋至赤羽橋間	同	三、五〇〇	二〇	概ネ中央ニ電車軌道ヲ有スル土砂道		同	
神田驛附近	補修	四〇〇	六	改修中ナリシ電車軌道ノ撤取部ノ軌條枕木間ニ煉瓦屑ヲ埋塡ス	工兵第九大隊	九月十九日	
神田驛岩本町間	同	二〇〇	六	同		九月二十日	
神田區錦町二丁目附近	同	二九〇	六	同		九月廿三日	
神田區自一ツ橋至錦町二丁目間	同	二〇〇	六	同		同	
京橋區三十間堀附近一帶	同	一、八〇〇	六	自動車ノ通行ヲ容易ナラシムル爲路面上ノ障碍物ヲ除去ス	工兵第十三大隊	九月十四日	
京橋區自入船町至湊町附近一帶	同	三、七〇〇	六	同		同	
京橋區築地附近一帶	同	三、四〇〇	一〇	同		同	

備考　本表ノ外、工兵第一大隊ハ、兩國、須田町、本石町、築地、芝口及日比谷附近主要部ニ道標ヲ設置ス。

附　技術部電車線整理

東京横濱兩市民が日常交通機關として利用しつゝある電車の線路及車庫を復舊し、兼て人馬車輛の交通を容易ならしむる爲め、技術部は、是より先戒嚴司令部に於て實施しつゝありたる作業を繼續し、且新に九月十七日を以て鐵道第一聯隊第一大隊に横濱市電車線路主要部の復舊作業援助を命じ、九月二十二日工兵第九大隊に、實施中の東京新宿車庫内整理作業終了に次ぎて、有樂町電車車庫の整理を命ず。

此等の作業は、横濱市に在りては、電車線路の陷沒及上下左右に波狀を呈したる軌條の補修を行ひ、東京に在りては、軌道上に横はる電車殘骸の分解除去、縱横に軌道を覆へる電纜電線の淸掃、電車車庫内の灰燼電車其他の殘骸除去等にして、横濱の分は九月二十五日、東京の分は同二十九日を以て作業を完了したり。

東京市内電車線路車庫整理

名稱	位置	延長又ハ進捗	作業部隊	完成月日	摘要
電車鋪道作業	旅籠町分岐點―黑門町	電車軌道ノ鋪道ヲ實施ス	近衛工兵大隊	九月十五日	中央及東側軌道間ニ敷石ヲナシ既成部ニ準シタル作業ヲナス
電車試驗整理	一、專賣局―淺草間 二、三筋町 三、和泉町―御徒町間 四、專賣局―三筋町間 五、龜澤町 六、厩橋東側	車臺一〇臺ヲ離脱シ道路ノ一側ニ整理ス		九月十五日	
新宿車庫	四谷區新宿三丁目	分解及除去セル電車數四十八輛其他雜鐵材灰燼ヲ除去搬出ス	工兵第九大隊		上欄進度ノ外ニ各方面電車線路上ニアル電車殘骸ヲ九月十三日マテニ分解運搬セルモノ、整理ニ相當兵力ヲ使用セリ
有樂町車庫	麴町區有樂町	分解及除去セル電車數十四輛其他雜鐵材灰燼ヲ除去搬出ス	同	九月廿九日	

電車線路整理	鍛冶橋—土橋 櫻橋—木挽町	路上千七百米架空線五百米電車殘骸十四臺分解運搬	工兵第十三大隊	九月十四日

ロ、橋梁新設補修作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京市内の橋梁作業は、大約左の如し。

近衞工兵大隊　は、

(1)吾妻橋架設作業　吾妻橋は、橋桁及橋脚の外、全部燒失し、纔に地下用電燈線及其被覆用鈑上を御通し得るのみ、假橋亦兩岸橋礎附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く燒失して使用し得ざるものたり。大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を集積して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間約十時間なり。然るに右は應急作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の清掃を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が任務に服す。

(2)枕橋架設作業　枕橋は全部燒失して殘骸を留めず、僅に一條の瓦斯鐵管を通ずるのみ、架橋材料亦附近にこれあるを見ず。第一中隊は之が架設の任に當り。九月七日材料蒐集のため、各方面を偵察し隅田村日本車輛株式會社に於て之を調達し、午後四時を以て枕橋に廻送す。中隊は爾後二交代を以て午後八時作業を開始し、夜を徹して翌八日午前八時完成す。

(3)業平橋架橋作業　業平橋は車道人道共に燒失或は陷落し、電車の軌條を通じたる僅少部分を殘存したり、河川亦木材鐵材の殘骸、牛燒の舟、並に死屍等交錯して作業困難を極む。九月九日第一中隊は、主力を以て架設準備に着手し、材料を上流の隅田村日本車輛株式會社に得、十日午前八時架設を開始し、十一日午後五時、貨物自動車を自由に通じ得るの程度に完成す。

(4)源森橋架設作業　源森橋は橋梁全部燒失して殘骸を留めず、唯側に瓦斯鐵管を殘したるのみ、架設用材亦附近にこれあるなし。九月十四日第一中隊を以て之が架設に着手し、材料の蒐集意の如くならざるより、燒墜の吾妻橋假橋殘骸を之に充て、辛ふじて翌十六日午後四時之を完成し、自動貨車を通ず。

陸軍工兵學校教導隊派遣中隊　は、

(1)一ッ橋新設作業　全橋梁燒失落下したるも、混凝土製列柱三橋脚殘存せり。中隊は、九月七日二小隊を以て應急設備に着手し、午後五時三十分徒橋を完成す、次て八日同所に强縱隊橋を架設す。

(2)狙橋新設作業　橋梁は燒失落下せしも、略ゝ並行せる水道鐵管架二殘存す九月七日一小隊を以て架設に着手し、八日正午强縱隊橋として之を完成す。

工兵第一大隊　は、

(1)彌勒寺橋新設　橋梁は燒落して、僅に電車軌道桁及列柱を殘存し、辛ふじて單獨徒步者を通過し得たるのみ。九月四日將校以下十六名を以て、取敢へず徒橋を架設し、約二時間を以て完成す、十二日更に之を自動車通過程度に架換ふ、作業人員約二十名、作業時間八時間。

(2)海邊橋新設　作業前の景況彌勒寺橋に同じ。彌勒寺橋と同時に同人員を以て徒橋を架設し、以て應急通過設備を完成す。

(3)月見橋補修作業　本橋に鐵材の桁を用ひ、ベトン製橋床を有せしも、地震の爲め、橋床落下し、弓狀となりて水中に垂下したり。九月四日、橫濱方面に派遣せられたる小隊長以下十一名を以て、通過設備を完成す。

(4)江東橋新設　江東橋は燒落して補修する能はず、而も九月四日鐵道聯隊の手に完全なる徒橋(幅一米の筏橋)架成し、更に舊橋礎位置に、耐重橋架設中なりしなり、是に於て大隊は、其上流約三十米の地點に、制式材料に依り强縱隊橋を架設することとしたり。五日大隊は架設準備をなし、六日將校以下百二十八名を以て一齊に作業に着手し、約四十分を以て之を完成す、本橋は六日午後七時渡橋を開始し、十二日午後九時の撤收まで、貨物滿載の四噸自動車を連續通過せしめたり。

(5)澤海橋補修作業　橋床墜落し、橋脚完存す。九月七日約一小隊を以て補修作業を完成す、自動車の通過支障なし、作業時間約五時間なり。

(6)仲ノ橋新設　九月八日八名を以て徒橋を架設す、作業時間三時間。

(7)下ノ橋新設　橋床には木製煉瓦を布き、右岸橋脚より墜落し、橋床面は殆ど九十度傾きあり。九月八日人員十五名を以て約三時間に徒橋を新架す。

(8)福島橋新設　電車軌道の部分のみ完存せしも後其の一部墜落す、人道は橋脚を存して他は墜落せり。九月九日人員二十名を以て自動車通過に支障なき棧架橋す、作業時間十三時間。

(9)永代橋補修作業　設築の爲め假橋は全部墜落し、通過不能となる、橋梁は橋脚及鐵桁を完存せり。九月七日より、一部を以て之を補修し、十日を以て完成す。

(10)舟木橋補修作業　破壞の程度は、電車軌條及人道共墜落し、軌道の部分のみ辛じて徒步者を通過せしむるものたり。九月九日兵員六十五名を以て補修に着手し、十一日完成す、自動車の通過に差支なし。

(11)黒龜橋補修作業　假橋構築中の橋脚及三張間の桁は、若干燒失せるも、之を利用し得るの程度に在り。九月七日作業を開始し、十日自動車の通過に差支なき如く完成す。

(12)旅所橋新設　橋梁燒失して殘骸を存せず。九月十二日將校以下六十名人夫二十五名を以て縱列材料に依る架設を爲す。

(13)中島橋、蛤町に通ずる橋新設　共に簡單なる徒橋なり、九月十三日架設作業を開始し、各約三時間を以て之を成す。

(14)一ノ橋新設　九月十五日人員十六名を以て徒橋を架設す、作業三時間なり。

工兵第二大隊　は、

厩橋補修工事　九月七日、大隊は燒殘の同橋橫桁及橋桁を利用し橋床を新設する目的を以て準備に着手し、材料中木材の大部は千住大橋附近より、鐵材は永代橋附近より、連結用材料は市内及厩橋假橋工事用材料を徵集使用し、一側步道並に車道の半副を完成す、前者は路幅一、八五米、後者は二、三〇米、延長何れも一五五、六〇米にして、之に要せし延人員は七百十四名、作業總時間は百五十時間なり、九月十四日を以て完成す。

工兵第三大隊　は、

(1)新辻橋新設　橋床橋脚ともに燒失し、瓦斯鐵管及電燈地下線水面に垂下す、但、橋脚の水中に在る部分は、五本のコンクリート柱を完存せり。九月九日第二中隊の一部を以て新設に着手し、十三日を以て完成す、二噸自動車の通過支障なし。

(2)南辻橋新設　破壞狀態は、新辻橋に同じ。第二中隊の一部を以て九月十一日工事に着手し、十四日完成して、一噸自動車を通ず。

(3)三之橋補修　橋脚及主要部の桁鐵材なるを以て殘存せしも、コンクリート製橋床及若干の木桁崩壞又は燒却し、人道車道共に通過困難なり。橋床殘骸を除去し、新に桁を增加し、橋床面を構成し、以て應急補理の目的を達す、作業日數三日、九月十六日完備し、四噸自動車を通ず。

(4)竪川橋新設　橋床橋脚皆燒失す、五個の列柱は、水面部以下を殘存するのみ。九月十六日第二中隊の一部を以て着手し、二十一日完成す。

工兵第七大隊　は、

采女橋補修　本橋梁は五本桁の持送にして、橋板上ベトン及砂利を敷置す、震火災の爲め橋桁及橋板過半燒失破壞したり。困難なる材料徵集後、九月十五日補修作業に着手し、十九日之を完成す、第一中隊專當せり。

工兵第八大隊　は、

(1)雉橋架設　先づ徒橋を完成し、尋て縦隊橋を架設す、所要日數二日、人員五十名、人馬輕載車の通過に堪ゆ。

(2)一ツ橋架設　九月七日徒橋を架し、八九兩日縦隊橋を架す、作業人員七十名、輕車輛の通過に支障なし、十二日人員二十三名を以て之を補修し、自動車を通ぜしむ。

(3)小石川橋架設　九月七日徒橋を架し、次て貨物自動車の外、各車輛を通ずる程度に之を架設す、作業日數四日、人員三十五名、十一日を以て完成す。

(4)御茶ノ水橋補修　九月七日徒橋を完成し、次て縦隊橋を架設し、十一日成る、日數四日、作業人員二十九名。

(5)神田橋架設　九月七日應急徒橋を架設し、爾後一部を以て架橋材料を運搬し、八日より耐重橋架設に着手し、十三日までに足場ペトン橋脚の木柱殘骸を〇米四〇に截斷し、十四日より列柱に加工、並に植立し、二十一日正午を以て完成す、全作業十四日、延人員九百五十五名を要す、諸車の通過支障なし。

工兵第十三大隊　は、

(1)海邊橋新設　現狀列柱の下部及電車軌條を僅に殘存す。九月十一日第一中隊を以て之を架設し、十五日完成す、以て自動車を通ずべし、所要延人員三百二十四名。

(2)黒船橋新設　橋柱水面上全部燒失し、橋床は僅に電車軌道の部分を存し、著しく垂下す、辛ふじて單獨者の通過を許すのみ、九月十日第二中隊を以て架設に着手し、十六日完成す、作業延人員約百七十名、以て諸車を通ずべし。

(3)相生橋新設　四岸橋礎を存して燒失す、第三中隊の一部を以て九月十日之を架設す、單獨者の通過に堪ゆ。

(4)中之橋補修　橋礎を殘して他は皆燒失す。九月十日補修す、單獨者通過程度なり。

(5)桑橋新設　燒失して原形を留めず、市に於て徒橋架設中なるを以て、九月十一日手車通過程度に之を架す。

(6)明石橋新設　亦燒失して原形を留めざりしものなり。

(7)築地橋新設　兩岸の橋礎及水面下の列柱を存したるのみ。九月十一日十二日の二日を要して完成す、以て諸車を通ずべし。

(8)小田原橋補修　破橋程度ほゞ前者に同じ、三日を要して九月十二日完成す、普通自動車の通過に支障なし。

工兵第十四大隊　は、

山下橋補修　自動車通過の爲め應急補理をなす、九月十日着手即日成る、所要人員三十六名。

東京市外の工兵作業

工兵第十一大隊は鎌倉附近、第十二大隊第十七大隊横濱方面、第十五大隊第十六大隊第十八大隊は小田原方面に於て、何れも橋梁作業に從ふ。

B、技術部作業

震後の橋梁に關する應急作業は、工兵大隊等に依りて實施したるも、技術部編成後殘存したる者あり、殊に横濱市に在りては、交通杜絕し、困難甚しきに拘らず、府縣市に於て全部の復興に着手する餘裕なきを以て、技術部に於て直に之が加設補修に着手し、各部隊實施中の者の外、新に左の各工事を命ず。

九月十四日
工兵第三大隊　本所區竪川橋ニ縦隊橋架設
工兵第七大隊　京橋區采女橋補修
九月十九日
工兵第五大隊　横濱市（紅葉橋ニ耐重橋架設／花咲橋ニ縦隊橋架設）
工兵第十二大隊　横濱市（東橋ニ耐重橋架設／三吉橋ニ縦隊橋架設）
工兵第十七大隊　横濱市築地橋ヲ耐重橋架換
工兵第十七大隊　横濱市櫻橋ニ徒橋架設
九月二十日
工兵第五大隊　横濱市雪見橋ニ耐重橋架設
工兵第十二大隊　横濱市（武藏橋ニ耐重橋架設／霜橋ニ縦隊橋架設）
工兵第十四大隊　横濱市（千秋橋ニ耐重橋架設／日ノ出橋縦隊橋架設／都橋橋桁引揚復舊作業）
九月廿二日
工兵第十四大隊　横濱市前田橋敷板作業
九月廿六日
工兵第十三大隊一部　六郷橋補修
十月十四日
鐵道第二聯隊久米作業隊（將校一名、下士以下十二名）
工兵第五大隊下士以下廿名　横濱市市谷戸橋橋桁引揚復舊作業
十月十八日
鐵道第一聯隊　隅田川上永代橋電車橋
鐵道第二聯隊　隅田川上吾妻橋電車橋

此等橋梁の架設並に補修は、東京市及其附近に在りては、大部を九月二十日前後に、六郷橋の補修を十月三日までに完了し、横濱市及其附近に在りては、十月十七日までに作業を了したり、作業に際し、最も困難を感じたるは材料の蒐集にして、東京市は材料の供給意の如くならざりしより、技術部編成の際、偵察研究して救護上復舊を必要とし、新設若くは補修するの計畫を立てたりしものゝ全部に之を實施し得ざるを以て、工兵大隊演習材料を融通使用する等、諸種の手段を講じ、漸く交通の混雜を緩和するを得たり、然るに神奈川及横濱市に在りては、材料の調達供給に努力する所あり、從て半永久程度の橋梁を架設し、若くは規模稍ゝ大なる補修を爲したるもの極めて多く、爲に大に交通の混雜を緩和し得たるのみならず、橋梁は殆ど災前の狀態に復舊したり。

東京市及附近の橋梁作業を表記すれば、左の如し。

東京市及其附近橋梁作業

橋名	位置	新設補修ノ別	橋長	橋幅	強度	作業部隊	完成月日	摘要
源森橋	本所中ノ郷、北十間川上	新設	六・五〇米	三・三〇米	貨物自動車通過支障ナシ	近衞工兵大隊	九月十四日	主トシテ作業部隊徴發材料ヲ用ヒ一部市供給
錦絲橋	錦絲町停留場側	補修	七・五〇	四・三〇	同	同	九月十九日	同
一ノ橋	本所區元町	新設	二〇・〇〇	〇・八〇	徒歩一列通過	工兵第一大隊	九月十五日	同
厩橋	淺草本所間、隅田川上	補修	一五五・六〇	人道一・八〇 車道二・三〇	四噸自動車通過支障ナシ	工兵第二大隊	九月十四日	同
南辻橋	本所區竪川通	新設	二二・〇〇	三・二〇	一噸自動車通過支障ナシ	工兵第三大隊	同	同
三之橋	南辻橋西約三百米	補修	三五・一〇	四・七〇	四噸自動車通過支障ナシ	同	九月十六日	同
竪川橋	南辻橋西約七百米	新設	三一・一〇	二・八〇	百貫以下荷車通過支障ナシ	同	九月廿一日	同
采女橋	農商務省南側	補修	一四・〇〇	六・〇〇	各種自動車通過支障ナシ	工兵第七大隊	九月十九日	同
神田橋	神田區、大手町税務署前	新設	四五・〇〇	五・五〇	諸車通過支障ナシ	工兵第八大隊	九月廿一日	同
小田原橋	築地農商務省南方約三百米	同	二一・〇〇	三・〇〇	乘用自動車通過支障ナシ	工兵第十三大隊	九月十五日	同
海邊橋	深川區西平野町	同	四〇・五〇	二・八〇	同	同	同	同
黒船橋	深川區給町二丁目	同	二三・四〇	三・三〇	同	同	九月十六日	同

六郷橋	神奈川縣川崎町	補修	一七五・〇〇	五・〇〇	自動車通過支障ナシ	工兵第十三大隊	十月三日	神奈川縣土木課供給材料ヲ使用ス
永代橋電車橋	日本橋深川間、隅田川口	新設	一九五・〇〇	複線	電車通過支障ナシ	鐵道第一聯隊	十一月十日	東京市電氣局材料供給一部同局提供特殊職工使用
吾妻橋電車橋	淺草本所間、隅田川上	同	一五六・〇〇	同	同	鐵道第二聯隊	十二月八日	同

八、水路作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京市內の水路作業は、大約左の如し。

近衞工兵大隊　は、

九月二日第二中隊兵員約六十名を以て、府下幡ヶ谷淨岸寺北側淨水所の水路を修繕し、四日に至る。

是日第二中隊の一部は、水路荒川を下り、永代橋附近に於て罹災者の漕渡を行ひ、避難者一萬七千人を救助し、同時に永代橋下幅約十米の水路を完成して、交通に便す。

十一日一部を以て神田川を清掃し、次て淺草橋の沈下塵芥船を排除す、其他到る處燒木燒舟散在して舟行困難なりしが、十四日御茶ノ水より下流隅田川までを清掃す。

十六日には、龜戸方面浸水防止の爲め、第一中隊を以て源森橋水門の閉鎖工事を爲す。

淨水所水路補修作業

（於幡ヶ谷淨岸寺北側　自九月二日至同四日）

一、作業前の景況　約四十間に亘る堤防崩壞し、水路の石垣破損し、且暗路に龜裂を生じ、危險狀態に在り。

二、人員　奥田少尉、以下六十四名。

作業時間　十二時間。

三、作業部署

木工班　長以下十名、樋ノ製作。

土工班　長以下二十二名、水路ノ破壞。

鉽力班　長以下四名、樋ノ內面被覆。

三日午後三時十五分作業變更の爲め、土工班の作業を中止す。

四、作業經過概要

三日午前六時作業開始、上記部署により着々作業を進めしも、午後三時十五分水道部の願に依り作業方法を變更し、土工班の作業を中止す、四日午前十時樋約四十間を略ゝ完成し、被覆作業のみ殘りたる時、大隊より歸還の命あり、乃ち作業を中止す。

神田川清掃作業

（於神田川　自九月十一日至九月十四日）

一、作業前の景況　萬世橋下流假鐵道橋燒け、桁、脚材等燒殘りて流下物の流下を止め、且橋上の軌條彎曲殘存す、又淺草川附近に塵芥滿載の舟沈沒しあり、舟楫の上下を妨げ、其他到る所に浮舟浮木の燒殘りたるもの散在す。

二、人員　將校以下八十一名。

時間　第一區隊二十四時間、第二區隊二十二時間。

全作業量　二千五百米。

三、作業部署

第一區隊　區隊長奥田少尉以下三八名。

第一班、長以下十三名、第二班、長以下十二名、第三班、長以下十二名。

第二區隊　區隊長猪野見習士官、以下四十二名。

第一班、長以下十四名、第二班、長以下十四名、第三班、長以下十四名。

四、作業經過

奥田區隊　九月十一日萬世橋下流假鐵道橋上の軌條を排除し、殘橋脚に爆破の裝置し得る如く準備す、十二日爆破を止め、器具を以て破壞し、幅八米の水路を開く、十三日前日の作業を續行完成し、更に該橋梁附近の流木流舟を清掃兩岸に排除す、十四日御茶ノ水橋より下流の流木流舟を兩岸に排除し、作業を完成す。

猪野區隊　九月十一日爆破に依り塵芥を飛散せしも舟浮ばず、十二日滿潮時を利用し、門橋を以て、人力にて曳舟し、一舟を大川へ排除す、干潮時を利用し、舟上塵芥を器具に依り排除し、曳舟の準備をなす、十三日舟稍ゝ位置を變ず、乃ち前日の作業を續け、舟二隻を大川へ排除す、十四日作業を續け、一隻を大川へ排除し、作業を完成す。

工兵第一大隊　は、

九月二日約一小隊月島附近に在りて、近衞工兵大隊小池大尉の區處を受け、避難民救出の爲め漕渡に任ず。

四日七日も、月島及永代橋附近に在りて漕渡す。

三日、約一小隊荒川舟橋附近に在りて避難者のため漕渡を實施し、爾來作業を續行して十五日に至る。

八日、一部を以て永代橋北方四百米佐賀町河岸（下ノ橋）一帶に於て、垂下物切斷、漂流物引上を爲し、水路を開通す。

十四日、約一小隊を以て黒江町南方二百米蛤町附近の水路整理に任ず。

十五日、兵員八十二名を以て永代橋に於ける水路開設補修に任ず、是より先九月二日爆破を以て幅三十米に亘り應急水路を開設したり。

二十七日、八十名を以て竪川（兩國橋下流四百米）及小名木川（新大橋下流六百米）の水路清掃作業に從事し、二十九日之を完成す。

工兵第二大隊　は、

河川清掃に任じ、吾妻橋上流側假橋の橋床殘骸一部を排除し、閉鎖し居たる水路を開き、又河中浮游の木材燒却舟筏等を一岸に繋留する等の作業を實施す。

工兵第三大隊　は、

大隊（第一中隊缺く）は、九月八日本所方面の河川清掃並に水路開通作業に任ず（洲崎業平橋）。

工兵第七大隊　は、

九月十三日十四日、大隊は、赤羽橋古川橋天現寺橋間約三千五百米の河川を清掃す、作業人員下士以下十七名、人夫十一名。

東京市以外の作業

工兵第十二大隊第十四大隊は、何れも横濱市に於て水路作業に從ふ。

B、技術部作業

陸上の運輸施設と相待ちて、材料其他の輸送に利用し來りたる諸河川は、横濱市に在りては、技術部横濱支部開設前、工兵隊の手に於てほゞ清掃を了し、纔に橋梁墜落の爲に水路を制限せられたるに過ぎず、其後橋梁作業進捗と共に自然開通を見たりしも、東京市に在りては、當時猶河岸被覆の崩壞、橋梁水道鐵管の墜落、橋床材料橋側電線等の垂下、燒流木の停滯、半燒艀舟の沈沒等により、河川全く閉塞して附近の損害を累加し、若くは流路の變更を來して支流は増水するものあり、舟路閉塞して諸船の運航を杜絕するあり、水路の開通を要するもの尠なからざりしなり、是に於て技術部は、從來の擔任部隊に清掃の續行を命ずると同時に、新に左の作業を命ず。

九月十八日

工兵第一大隊	深川區竪川小名木川間清掃。
工兵第十三大隊	隅田川永代橋吾妻橋下水路開通及爾後の保持
鐵道第二聯隊 臨時第四中隊	隅田川永代橋及吾妻橋の舊假橋梁鈑桁等の除去作業。

九月十九日

工兵第二大隊	小石川區御茶ノ水上流神田川水路開通。

而して此等作業の大部は九月中に完了し、神田川水路開通は、十月十日までに特に技術を要する主作業を完了し、略ゝ目的を達して之を市當局に引繼ぎ、永代吾妻電車橋鈑桁除去作業は、十月十三日完了す、水路開通作業は玆に終了したり。

東京市內水路開設作業

名稱	位置	長	幅	作業部隊	完成月日	摘要
蛤町附近橋梁下（三ヶ所）	深川區蛤町	四〇米	四米	工兵第一大隊	九月十四日	三ヶ所開設ノ爲大島川三千米ノ水路ヲ使用シ得ルニ至レリ
永代橋下	日本橋區—深川區	六〇	一五	同	九月十五日	
竪川、小名木川	深川區	四〇	五	同	九月廿九日	
橋床破壞	吾妻橋上流	九〇	一二	工兵第二大隊	九月十六日	
河中流木除去	兩國橋白髯橋間	四、三〇〇	二〇〇	同	同	吾妻橋永代橋水路開設ニヨリ隅田川四千米ノ水路ヲ使用シ得ルニ至ル
神田川閉塞部水路開鑿	市電外濠線順天堂前停留所西側	長二二 平均保五	上幅一・四 底幅四・五	同	十月二十日	開鑿ノ爲神田川四千米日本橋川減水ニ依リ五千米ノ水路使用ニ堪ユ
業平橋より洲崎間	本所區—深川區	四、五〇〇	三〇	工兵第三大隊	九月十日	
古川開設	麻布區南端	三、五〇〇	一〇—二〇	工兵第七大隊	九月十四日	
永代橋下開設	日本橋區—深川區	一九五	三〇	工兵第十三大隊	九月廿一日	
永代假橋除去	同	橋長一九五	三〇	鐵道第二聯隊	十月十三日	鈑桁ノ切斷除去並橋梁燒殘材整理
吾妻假橋除去	淺草區—本所區	同　一五六	三〇	同	同	同

ニ、築營作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京に於ける築營作業は、左の如し。

工兵第一大隊　は、

九月四日隊の一部を以て歩兵第三聯隊屯營東側及南側に亘る門地に井戶を掘開し、七日成る。

同十八日第三中隊を以て騎兵第二聯隊の各種建築物修補及バラック建設作業に任ず。

同日第一中隊を以て東京第一衞戍病院踏復舊工事に從事す。

東京市以外の工兵作業

工兵第五大隊は橫濱に於て、工兵第十一大隊第十六大隊は鎌倉方面に於て、築營作業に從ふ。

B、技術部作業

（イ）外圍新設及建築物補修　赤坂御所外圍柵、圍壁、土壘の新築補修は、技術部編成と共に、戒嚴司令部の部署を承續し、引續き工兵第三大隊をして之を遂行せしめ、九月十五日を以て完了す。

同時に、東京市內の電話開通を迅速ならしむる目的を以て遞信省の依賴に應じ、新に工兵第十大隊に命じて、中央電話交換局燒跡の整理、廳舍の床張、假事務所及板塀の新築作業を實施し、九月二十七日に至り完成す。

（ロ）バラック建築　技術部編成後バラックの建築を爲したるは、神奈川縣廳の依賴に應じ、同部に於て工兵大隊の作業力を斟酌して實施範圍を定め、設計圖を作り、之を橫濱支部に交付して之が建築を實施せしむ、十月十三日までに竣成したり。下命は、

九月二十二日

工兵第五大隊　日ノ出町バラック二棟。

工兵第十二大隊　元町四丁目バラック二棟。

工兵第十四大隊　同バラック一棟。

工兵第十七大隊　日ノ出町バラック二棟。

九月二十七日

工兵第五大隊　（絹業試驗所裏バラック三棟。日ノ出町バラック一棟。）

工兵第十二大隊　日ノ出町バラック一棟。

工兵第十四大隊　（第一中學校バラック二棟。絹業試驗所裏バラック一棟。）

工兵第十七大隊　（日ノ出町バラック一棟。第一中學校バラック二棟。）

外に橫濱支部區處して、工兵第五大隊に橫濱市立商業學校講堂及門衞所用バラック各一棟を建築せしめ、兼て講堂間仕切、物置屋根補修を實施せしめ、十月十日を以て成る。

ホ、通信作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京方面に於ける通信作業、左の如し。

陸軍工兵學校教導隊派遣中隊　は、

九月五日東京市內電話線路の補修に任じ、線の切斷部八箇所、短絡部十箇所、電話機不工合一箇を修繕す。

工兵第一大隊　は、

九月三日隊の通信班は、同大隊本部と近衞工兵大隊岩淵町役場荒川船橋に至る間を連絡し、四日同隊と王子火工廠赤羽被服廠間を連絡して、通信に任じ、前者は十二日後者は二十日之を撤收す。

九月五日王子火工廠—師團司令部—歩兵第三聯隊間の通信を開設し、十四日右後半部を、二十日頃前半部を撤收す。

九月十四日圖技館—旅所橋、十五日工一より兵器廠、十六日工一より陸軍省、十七日師團司令部—新宿糧秣配給所の通信網を架設す。

工兵第二大隊　は、

大隊通信班、九月五日後近衞師團長に直屬し、同師團電話線を統一區署し、諸通信連絡に任ず。

工兵第三大隊　は、

九月七日第一（通信）中隊を品川に派し、芝浦補給部と橫濱支部間の電話通信連絡に任ぜしむ、該中隊は、九月八日之が電話線を架設完了し、九日更に芝浦補給部內の電話線を架し、其後引續き、其通信補綴を爲す。

工兵第七大隊　は、

九月八日より十六日まで同隊通信班をして、第一師團司令部附近に於ける通信連絡に當らしむ。

工兵第八大隊　は、

九月十二日下士一卒一四を以て近衞師團司令部—作業隊本部—工八本部間に電話を架設し、十五日之を撤收す。

十六日下士一、卒一八を以て陸軍省技術部—工八本部間に往復線にて二局一回線を構成し、以て工兵第二大隊を加へ、三局一回線となす。

工兵第十三大隊　は、

九月七日より十七日まで第一師團司令部と各警備隊其他關係官衙相互に電話通信網を架設す、總線長二萬一千九百五十米、作業人員百三十六名。

東京市以外の工兵作業

工兵第五大隊第十四大隊は橫濱方面に於て、工兵第十六大隊は藤澤方面、第十八大隊は橫須賀線及厚木國府津間に於て通信作業に從ひ、工兵第十五大隊は、豐橋より通信線を構成して東京に入る。

B、技術部作業

東京橫濱兩市內の電話は、戒嚴司令部又は警備部隊司令部の區處に依り、各工兵大隊軍用電話線を以て、警備並に救護事務上必要の電話網を構成し、技術部編成後は、同部及橫濱支部區處して、陸軍省在鄉軍人會本部間、神奈川警備部隊司令部配給部關係官廳間、並に各工兵大隊宿營地技術部若くは支部間に、同く電話網を構へ、及警備兵力の集結撤退若くは工兵隊作業地移轉に伴ふ架線延線撤收、其外市內電話線の一部補修援助等、各通信作業を實施したり、即ち技術部編成後に於

ける東京市內の通信作業左の如し。

東京市內通信作業

路線	新設、補修、撤收別	線路材料種類	延長 米	電話機種類		作業部隊	完成月日	摘要
近衛工兵大隊—近衛師團司令部	新設	中被覆線	一三、五〇〇	電鈴式	二	近衛工兵大隊	九月十六日	
近衛工兵大隊—吾妻橋	同	同	一三、〇〇〇	同	二	同	九月二十日	
第一師團司令部—歩兵第三聯隊	撤收	同	一、三〇〇	同	二	工兵第一大隊	九月十四日	
兩國國技館—旅所橋	新設	同	三、〇〇〇	同	二	同	同	
工兵第一大隊—兵器廠	同	同	三、〇〇〇	同	二	同	九月十五日	
工兵第一大隊—陸軍省	同	露式 中被覆線	一八、〇〇〇	同	二	同	九月十六日	
第一師團司令部—新宿配給部	同	同	四、五〇〇	同	二	同	九月十七日	
板橋—王子火工廠	撤收	中被覆線	三、〇〇〇	同	一	同	九月二十日	
工兵第一大隊—赤羽被覆廠	同	同	一、一〇〇	同	一	同	同	
工兵第一大隊—第一師團司令部	新設	同	一八、五〇〇			同	九月廿四日	露式ト交換ノ爲架設
同　—同	撤收	露式 中被覆線	二二、五〇〇			同	九月廿五日	
同　—近衛工兵大隊	同	同	七〇〇	電鈴式	一	同	九月廿七日	
第一師團司令部—新宿配給部	同	同	四、五〇〇	同	一	同	九月廿九日	
同　—本鄉聯隊區司令部	同	同	七、五〇〇	同	一	同	九月三十日	
近衛歩兵第一聯隊—第一高等學校	新設	同	七、〇〇〇	同	一	工兵第二大隊	九月十九日	
近衛歩兵第二旅團司令部—交通部	同	同	七、〇〇〇	同	一	同	同	
近衛歩兵第一旅團司令部—交通部	同	同	一、〇〇〇	同	三	同	九月二十日	
近衛師團司令部—守衛隊本部	補修					同	九月廿二日	
守衛隊本部—赤坂離宮	新設	同	三、五〇〇	同	二	同	九月廿三日	
歩兵第三十聯隊—銃砲製造所	同	同	一、五〇〇			同	九月廿六日	聯隊本部移動ニ伴フ延線
近衛師團司令部—同救護班—歩兵第六十六聯隊	撤收	同	七、〇〇〇	同	三	同	同	
芝浦配給部—橫濱配給部	新設 撤收	同	三、〇〇〇 四三、〇〇〇	同	六 八	工兵第三大隊	九月十日 九月廿五日	
芝浦配給部內	新設	同	三、〇〇〇	同	八	同	同	
	撤收	同	三、〇〇〇	同	三	同	十月一日	
歩兵一聯隊—工兵第七大隊本部—技術部	新設	中被覆線	三、〇〇〇	電鈴式	二	工兵第七大隊	九月十六日	
工兵第八大隊本部—近衛師團司令部	撤收	同	一、五〇〇	同	三	工兵第八大隊	九月十五日	
工兵第八大隊本部—技術部	新設	同	五、〇〇〇	同	二	同	九月十六日	
工兵第十三大隊本部—工兵第七大隊本部	同	露式 中被覆線	一五〇	同	二	工兵第十三大隊	同	
工兵第十三大隊本部—第一師團司令部	撤收	同	一、二〇〇	同	二	同	九月十七日	
第一師團司令部—大崎町—大井町	同	同	一一、三〇〇	同	三	同	九月十八日	
工兵第十三大隊本部—技術部	新設	同	三、一〇〇	同	二	同	十月三日	

外に十月二十四日鐵道第一聯隊は、技術部—永代橋鐵道第一聯隊間に、同第二聯隊は芝區濱松町電氣局—永代橋鐵道第一聯隊—吾妻橋鐵道第二聯隊間に電話網を構成し、十一月九日之を撤收す。

へ、鐵道作業

A、工兵隊作業

工兵隊の鐵道作業は、大要左の如し。

工兵第十大隊　は、

九月十一日より二十三日まで芝浦配給部輕便鐵道の敷設作業に任ず、即ち路盤を構成し、既成軌匡を敷設し、砂利を運搬して、道床を構成す。

工兵第十八大隊　は、

大隊は、九月十三日より横濱線修理中の鐵道第二聯隊を援助し、原町田長津田間に於て、線路の修理作業を實施し、十七日までに崩上約一千五百立方米を除去及運搬し、約二百六十米間の陷沒部築設及上下部建築を完了す。

B、技術部作業

國有鐵道の震害に對し、鐵道兩聯隊は、戒嚴司令部指揮下に出動して、鐵道省と協議し、技術部編成の當時、既に一部の修理を了し、方に東海道本線複線、北條線、横須賀線の復舊作業實施中に屬せり、同部編成後、之を續行すると同時に、横濱船渠會社の製材機利用を目的として、九月十九日鐵道第一聯隊に、同會社製材所入口附近の鐵道線破壞部の手押臺車通過程度の應急修理を命ぜり。

此等の各作業中、横須賀線の隧道修理、北條線の路盤斜面の崩壞土排除は、最も大工事なりしも、逐次竣成して、他諸線區と共に、九月十六日より十月六日に亘る間に擔任工區を完成開通せり、左に作業の概要を掲ぐ。

白波のよるのたゞかり忽ちに
おのれかへりてひかれぬる哉
（井上文雄）

鐵道復舊作業

線名	區間	距離	作業概要	作業部隊	完成月日
東海道本線	自横濱至大船	m 10.3	橋梁 (位置)豐田川橋梁 (作業)枕木ヲ以テ橋臺補強工事 築堤 (延長)一粁六六〇米 (土量)一、八六〇立方米 (作業)陷沒線の復舊及崩壞土排除 切取 (位置)清水谷隧道入口 (土量)一、八〇〇立方米 (作業)一部兵力ヲ以テ地方土工ヲ指導シ崩壞土ノ排除 開渠(暗渠) (位置)飯島川暗渠 (作業)軌條桁ヲ以テ補強工事 停車場 (位置)大船停車場 (作業)ホーム壞倒家ノ整理及給水設備 其他 轉覆列車整理 軌道枕木交換 方向修正 電線復舊	鐵道第一聯隊	九月十六日
横濱船渠會社線	貨物線	m 3.0	一、軌道ノ應急修理 二、轉倒起重機ノ應急修理		九月廿二日
横須賀線	自田浦至横須賀	m 1.3	上部建築 上記區間ノ線路復舊 隧道 (位置)第五號及第八號 (土量)三、五四六立方米 (作業)崩壞土排除		九月廿五日
北條線	自大貫至濱金谷	m 10.8	橋梁 (位置)佐貫川、梁川各橋梁 (作業)兩岸橋礎陷沒部修理 築堤 陷沒線路一部ノ應急修理 切取 (延長)九〇米 (土量)七、八〇〇立方米 (作業)崩壞土排除 線路復舊		十月六日
			橋梁 (位置)子安跨線橋 (長サ)五〇米 (作業)應急架設 (位置)原町田人道跨線橋 (長サ)十三米 (作業)架設 築堤切取 全線ニ亘リ陷沒部及崩壞土ノ復舊 (土量)六、二一〇立方米 開渠 一、翼壁ノ補強工事 二、架設一ヶ所 隧道 (位置)菊名隧道 (土量)三三〇立方米 (作業)崩壞土排除 (位置)相原隧道 (土量)一、八〇〇立方米 (作業)翼壁 上部建築 全線ニ亘リ保線 其他	鐵道第二聯隊	九月廿三日

ト、各種作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京方面に於ける各種作業、左の如し。

近衞工兵隊　は、

九月一日震災直後消防隊を編成し、急遽衞戍司令部に至り、霞關離宮及貴衆兩議院防火のため、虎ノ門南側一連の家屋を破壞し、以て同地附近の延燒を免れしむ、其後陸軍省第一衞戍病院日本銀行等の防火に任ず。

陸軍工兵學校敎導聯隊派遣中隊　は、

九月二日麴町四丁目附近に出動し、家屋約十棟を破壞して防火し、同地一帶及同五丁目附近をして災害を免れしむ。

一部は陸軍省及陸軍士官學校附近を警戒す。

三日中央氣象臺と連絡し、地震に關する通報を得ると同時に、同臺員及家族等約七十名の飢餓を救濟す。

一部は第百銀行鐵扉破壞をなす。

夕刻、人員百三十名を以て參謀本部前材料庫の開放作業を實施す、罹災者收容の爲めなり。

同時に三分隊を以て澁谷町附近に至り、水道の監視及電話の補修を爲す。

四日一箇小隊を以て赤坂離宮の墻壁二百米の應急修理を爲す。

是日一小隊は、宮城の墻壁修理に任じ、一分隊は、近衞師團司令部前城地入口附近に散亂したる岩石を除去す。

七日、二分隊帝室林野管理局煖爐の破壞作業を爲す。

工兵第二大隊　は、

一小隊芝浦配給司令官木原少將の隷下に入り、九月五日夕後陸揚場設備に從事し、七日後は同所道路の保全に任じ、二十日復歸す。

工兵第三大隊　は、

九月十一日約一小隊を以て赤坂御所の補修に任じ、十五日完成す、作業延人員二百十八名、諸圍壁の構築延長計六百三十五米なり。

工兵第七大隊　は、

九月十三日十四日、芝浦埋立地に於て架橋材料陸揚作業に任ず、從業延人員百八十五名、人夫七十名。

工兵第十大隊　は、

九月十二日より十八日まで、芝浦陸揚場の棧橋結構に從事す、即ち應急用として泥舟を錨定し、陸軍との間に軌條二條を架し、步板を敷置したるものを補修し、且幅員を增加す。

B、技術部作業

（イ）給水作業　技術部編成後、給水作業に任じたるは、九月十五日より二十五日まで工兵第七大隊をして下士一名、兵卒九名を月島に派遣せしめ、避難民給水船を操縱せしむ、此外は横濱支部に於て、十月三日より十五日まで工兵第十四大隊の下士一名兵卒六名を神奈川方面警備部隊司令部に差遣し、横濱市給水船運行を指導せしめたるあり。

（ロ）揚搭場急設　鐵道不通の爲め、糧秣材料其他の物資を船舶輸送に依りたるを以て、戒嚴司令部は東京横濱海岸に揚搭場を急設し、作業進捗中技術部編成を見たるを以て、同部に於ても之を承行し、工兵第二大隊一部及工兵第十大隊をして芝浦日ノ出町並に兩國配給所に於ける棧橋の構築、配給所構內臺車軌道の敷設、進出路の新設、及此等構築物の補修等揚搭場の設備を實施し、傍ら揚搭作業の指導監督を行はしめ、横濱支部に在りては、棧橋の構築を命じ、何れも九月二十日前後之を完成す。

國つ神千代の岩をもゆりすゑて
動かぬ御代の例にぞ引
（中院通茂）

東京市內海岸揚搭設備

名稱	位置	新設補修別	長サ(米)	幅(米)	箇所	作業部隊	完成月日	摘要
棧橋	芝浦	補修	九・一〇	二・〇〇	一〇	工兵第二大隊	九月十七日	材料ハ補給部ヨリ供ス
〃	〃	〃	五・三〇	二・〇〇	五	〃	〃	〃
〃	日ノ出町	〃	五・〇〇	二・〇〇	二	〃	〃	〃
〃	〃	〃	七・〇〇	二・〇〇	六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	五・〇〇	〇・四〇	三	〃	〃	〃
〃	〃	〃	八・〇〇	二・〇〇	三	〃	〃	〃
〃	兩國	〃	四・〇〇	二・五〇	四	〃	〃	〃
道路	芝浦	新設	四〇・〇〇	二・〇〇	一	〃	〃	〃
〃	〃	〃	五〇・〇〇	二・〇〇	一	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一〇〇・〇〇	五・〇〇	一	〃	〃	〃
〃	兩國	〃	三〇・〇〇	四・〇〇	一	〃	〃	〃
〃	〃	〃	五〇・〇〇	四・〇〇	一	〃	〃	〃
排水設備	芝浦	〃	二二〇・〇〇	一・〇〇	四	工兵第十大隊	九月十八日	〃
道路	〃	〃	一三八・〇〇	三・〇〇	一	〃	〃十五日	〃
〃	〃	〃	二一八・〇〇	七・〇〇	一	〃	〃十九日	〃
〃	兩國	補修	五九〇・〇〇	—	一五	〃	〃廿一日	〃
〃	〃	〃	七〇〇・〇〇	二・〇〇	一	〃	〃	〃
輕便鐵道	芝浦	新設	複線 單線	二・四三 二〇・五九	一	〃	〃廿二日	〃
〃	〃	補修	〃 〃	八・六九 二・六〇	一	〃	〃	〃
棧橋	〃	新設及補修	七・二〇乃至九・三〇	一・七〇	三〇	〃	〃	〃

（ハ）水道補修作業　技術部編成後、水道補修作業の實施中に在りたるは、神奈川警備部隊司令官部署下に工兵第十七大隊を以て横濱附近の水道鐵管掘開點檢及補修に在りたり、技術部承繼後も之を續行し、九月二十日其作業を完了す。

チ、技術部爆破作業

災後偵察の結果、東京横濱兩市內の建築物殘骸中、危險なる者若くは復興を急ぐもの少なからず、急遽破壞の必要を認め、情況の許す限り、工兵隊をして爆破に任ぜしむることとしたり、然るに官衙學校公共團體及個人より爆破希望の者續出し、其全部を爆破するは工兵の作業力上困難なる所あるを以て、技術部は乃ち爆破實施に關する細部の手續を規定し、官衙學校及大公使館の他は、東京に在りては警視廳、横濱に在りては神奈川縣警務課を經由して出願せしむることとし、技術部及横濱支部は更に之が研究調査を爲したる上採否を決定したり。

東京市に在りては、九月十六日先づ各工兵大隊の擔任區域を左の如く規定す。

工兵第二大隊	本所區、深川區
工兵第三大隊	神田區、麹町區
工兵第七大隊	日本橋區
工兵第八大隊	淺草區、下谷區、本郷區
工兵第十三大隊	京橋區

尋で九月十七日以降の東京市內作業、同二十九日以降の横濱市內作業を配當し、實施の際は、規定の危險豫防を講ずるは勿論、地方民に對する立退、交通遮斷等の如き、警官をして之に當らしめ、相協力する所あらしむ。

九月十七日

工兵第二大隊	本所區林町三丁目本所電話分局
工兵第三大隊	麹町區大手町大藏省 神田區新銀町神田電話分局
工兵第七大隊	日本橋區四日市町中央電信局
工兵第八大隊	淺草區馬道二丁目雷門郵便局 下谷區仲御徒町下谷電話分局
工兵第十三大隊	京橋區木挽町八丁目遞信省內遞信省倉庫 同木挽町三丁目京橋郵便局 芝區愛宕町二丁目芝郵便局 同芝電話局 京橋區白魚河岸京橋電話分局 本所區向島大日本麥酒會社向島工場

九月十八日

攝政宮殿下市內御通過に依り、午前中は新宿を除き、市內の爆破實施を禁止す。

九月十九日

工兵第二大隊	本所區林町二丁目東洋製鑵會社烟突
工兵第三大隊	九段坂上靖國神社內遊就館煉瓦塊
工兵第七大隊	日本橋區通三丁目丸善株式會社 日本橋區小網町三丁目信友商會
工兵第八大隊	淺草區十二階
工兵第九大隊	四谷區新宿新宿電車車庫事務室

九月廿三日

工兵第二大隊	深川區堀川町日本郵船東京支店倉庫 同富吉町三菱倉庫支店倉庫
工兵第七大隊	日本橋區坂本町東京興信所 同蠣殼町杉村倉庫會社 同箱崎町日本郵船東京支店 同兜町加賀豊三郎商店 同吳服町帝國生命保險會社烟突 同浪花町浪花電話分局
工兵第八大隊	牛込區箪笥町牛込區役所 本郷區金助町久富達雄宅
工兵第十大隊	神田區錦町神田區役所 麹町區警視廳
工兵第十三大隊	京橋區築地京橋區役所

九月廿五日

工兵第十三大隊	京橋區瀧山町ホーン商會建物一部

九月廿七日

工兵第五大隊	横濱市花咲町五丁目瓦斯機械所 横濱船渠會社 税關監視所及同事務所 同市南仲通二丁目興信銀行
工兵第十二大隊	同伊勢崎町一丁目平沼銀行 同山下町日本棉花株式會社 同尾上町吉住英三宅 同山下町スタンダード石油會社 同本町一丁目神奈川縣廳
工兵第十四大隊	同尾上町五丁目指路教會 同港橋際市役所

工兵第七大隊	同伊勢崎町一丁目越前屋呉服店 同花咲町專賣局 同西戸部町税務署 同尾上町五丁目高島嘉兵衛宅 同伊勢崎町二丁目興信銀行
九月廿九日	
近衛工兵大隊	宮内省所管建物一部
工兵第一大隊	淺草區藏前高等工業學校
工兵第二大隊	本郷區彌生町第一高等學校 日本橋區箱崎町東神倉庫株式會社倉庫
工兵第八大隊	本郷區御茶ノ水女子高等師範學校
工兵第九大隊	京橋區木挽町農商務省建物一部 麹町區竹平町文部省建物一部 神田區一ツ橋通東京商科大學建物
工兵第十大隊	麹町區大手町大藏省所管印刷局建物
九月三十日	
工兵第十三大隊	京橋區新富町京橋電話分局
十月三日	
工兵第十三大隊	小石川區小石川町造兵廠燒跡
十月八日	
近衛工兵大隊	麹町區永田町中華民國公使館
近衛工兵大隊	京橋區木挽町農商務省 麹町區永田町鍋島公爵邸本館 同三年町御料地女學館及工部大學跡
工兵第二大隊	本郷區彌生町帝國大學圖書館倉庫、藥物學教室、醫化學教室、生理學教室 深川區越中島陸軍糧秣本廠
工兵第九大隊	麹町區佛國大使館
工兵第十大隊	芝區榮町和蘭公使館

以上爆破する建築物殘骸は、主として煉瓦造若くは鐵骨を有する煉瓦造、又は鐵筋コンクリート造にして、凌雲閣の八階（上部四階は震災に破壞し、八階の殘骸を存せり。）の外、何れも一階乃至三階建なり、鐵筋コンクリート造建物以外は、殆ど屋蓋並に階上の床を有せず、而して煉瓦造若くは石造建物は、下層に於ける側壁及間仕切を爆破することに依りて、比較的容易に之を崩壞し得たるも、鐵筋コンクリート建物は、上層より漸次之を爆破するに非ざれば、完全に其目的を達成すること能はず、若しコンクリートと鐵筋とを同時に破壞せんとすれば、極めて多量の爆破藥を要し、作業實施上少なからず顧慮せざるべからざりしなり、而も各隊何れも豫期以上の成績を以て作業を完了し、同時に朽堵構築物に對する爆破に關し、近來稀なる貴き經驗を收得したりと云ふ。

東京市內建築物殘骸爆破作業

名稱	位置	構造	延建坪又ハ基數	作業部隊	完成月日	摘要
共濟會社	神田區末廣町	煉瓦造三階建高一四米〇〇	三六	近衛工兵大隊	九月十六日	爆藥其他使用材料費ヲ納入セシム、以下同シ
札幌麥酒會社烟突	本所區中ノ郷町	鐵骨ヲ有スル煉瓦造二階建高一二米〇〇	四〇〇	〃	九月十九日	
帝國林野管理局烟突	麹町區丸ノ內	煉瓦造高各十七米〇〇	九基	〃	十月三日	
高輪東宮御所烟突	芝區高輪南町	同　高各二〇米二〇	六基	〃	十月五日	
靈南坂宮內省官邸別館	靈南坂町	同平家建高八米〇〇	七六	〃	十月七日	
中華民國公使館烟突	麹町區永田町	煉瓦造	一基	〃	十月十日	器具ニヨリ破壞
鍋島公爵邸本館	麹町區永田町	煉瓦造二階建高一五米〇〇	四四一	近衛工兵大隊	十月十九日	一部器具ニヨリ破壞
砂町藥物製造所烟突	府下南葛飾郡砂町	煉瓦造高一八米七〇	一基	工兵第一大隊	九月廿九日	
東京高等工業學校						
機械科實驗場	淺草藏前	煉瓦造一階建高六米〇〇	一八七	〃	十月三日	
電氣科工場	同	煉瓦造二階建高九米〇〇、六米〇〇	二三四	〃	十月四日	
鑄物工場	同	煉瓦造二階建高六米〇〇	一〇二	〃	〃	
本校舍	同	煉瓦造三階建高一六米〇〇、一三米〇〇、六米〇〇	八一〇	〃	十月七日	
紡織科	同	煉瓦一階建高三米九〇	四七八	〃	十月八日	
板金工場、金工場	同	同　高四米五〇	二二七	〃	〃	
水力實驗室以下六室	同	煉瓦造二階建高一一米〇〇、六米〇〇	五〇〇	〃	〃	
水力實驗室	同	煉瓦造一階建高六米〇〇	四六	〃	〃	
窯業科	同	煉瓦造二階建高一二米〇〇、六米〇〇	二〇〇	〃	〃	
應用化學實驗室、應用化學工場	同	煉瓦造二階建高一一米〇〇、四米八〇	三一三	〃	十月十日	
東京製綱株式會社烟突	本所區林町	煉瓦造高一五米〇〇、五米〇〇	二基	工兵第二大隊	九月廿四日	
本所電話分局二棟	本所區林町	石造二階建高一二米〇〇	三二〇	〃	九月廿五日	
日本郵船株式會社倉庫	深川區堀川町	煉瓦造一棟高八米〇〇	三六五・五	〃	九月廿九日	
三菱倉庫	深川區富吉町	鐵筋コンクリート一階建高八米〇〇	五〇〇	〃	十月四日	
東神倉庫	日本橋區箱崎町	鐵筋コンクリート二階建高一一米〇〇	七四〇	〃	十月十二日	
第一高等學校本館	本郷彌生町	煉瓦造二階建高一二米〇〇	五七九	〃	十月十四日	
東京帝國大學	本郷區本富士町	同　高一五米〇〇	三〇〇	〃	十月十七日	生理學教室、醫化學教室、藥物學教室中部
陸軍糧秣本廠	深川區越中島	煉瓦造平屋建七棟高各八米〇〇	二、二四一	〃	〃	
神田電話分局	神田區蠟燭町	煉瓦造高一二米〇〇	三八一	工兵第三大隊	九月廿五日	
大藏省	麹町區大手町	煉瓦造	九八	〃	〃	大部完了シ工兵第十六大隊に申送ル
遊就館崩落屋根飾柱	九段靖國神社	煉瓦造	一基	〃	〃	
株式會社信友商會	日本橋區小網町	煉瓦造三階建高一八米〇〇	四九	工兵第七大隊	九月廿一日	
丸善株式會社	日本橋區通三丁目	鐵骨煉瓦造三階建高二三米〇〇	三〇〇	〃	九月廿三日	
加賀商店	日本橋區兜町	鐵筋コンクリート造三階級高五米〇〇	六三	〃	九月廿四日	
中央電信局	日本橋區四日市町	煉瓦造三階建	一、二六〇	〃	〃	
東京興信所	日本橋區坂本町	同二階及三階建高二〇米〇〇	三三〇	〃	九月廿五日	

帝國生命保險會社	日本橋區吳服町	耐火煉瓦造三階建高一七米〇〇	二〇	工兵第七大隊	九月廿八日	
杉村倉庫會社	日本橋區蠣殼町	鐵筋コンクリート二階建高九米〇〇	五八六	〃	十月一日	
浪花電話分局	日本橋區浪花町	煉瓦造二階建高一〇米〇〇	三六一	〃	十月二日	
日本郵船會社支店	日本區箱崎町	同　一階建高五米〇〇	一、一一七	〃	十月四日	
雷門郵便局	淺草區雷門	煉瓦造二階建高七米〇〇	九〇	工兵第八大隊	九月三十日	
凌雲閣	淺草公園	煉瓦造八階高三〇米〇〇	二六四	〃	九月廿三日	八階マテ殘存セルモノ
下谷電話交換局	下谷區中御徒町	煉瓦造高八米〇〇	四四〇	〃	九月廿六日	
女子高等師範學校	同本鄉區御茶ノ水	煉瓦造二階建高一〇米〇〇	九三八	〃	十月三日	
同	同	同　一階建高五米〇〇	一二二	〃	十月四日	
新宿電車車庫屋蓋	四谷區新宿町	鐵筋コンクリート製	四	工兵第九大隊	九月二十日	屋蓋ハ地上ニ墜落セルモノ
同　事務室	同	煉瓦造二階建高六米〇〇	五五	〃	九月廿三日	階上ノミ爆破ス
文部省儘用烟突	麴町區竹平町	鐵筋コンクリート造一基、煉瓦造一〇基高一五米	一一基	〃	九月三十日	
農商務省檢定所	京橋區木挽町	煉瓦造三階建高一二米七〇	一六〇	〃	十月一日	
同　本館	同	同　高一四米五〇	一二〇	〃	十月二日	
東京商科大學　商品陳列所	神田區一ツ橋通	煉瓦造二階建高一五米〇〇	一一三	〃	十月七日	
教室調査部	同	同	九〇	〃	〃	
第七號館	同	同	一五九	〃	〃	
第五號東館	同	同　高八米八〇	一〇一	〃	〃	
舊四館	同	同	一一四	〃	〃	
第四號館	同	同　高八(六)米〇〇	一四四	〃	〃	
第六號本館	同	同　高一五米〇〇	六九	〃	〃	
第一號館	同	同　高九米五〇	七八	〃	十月十日	
第三號館	同	同　高七米〇〇	三五八	〃	〃	
第六號中央館	同	同　高一五米〇〇	二一八	〃	〃	
大藏省附屬建物	麴町區大手町	鐵骨煉瓦造	九六・五	工兵第十大隊	九月廿九日	
神田稅務署	同	鐵骨煉瓦造二階建高一〇米〇〇	一四九	〃	十月一日	
警視廳	麴町區有樂町	鐵骨煉瓦造三階建高一二米〇〇	一、六五〇	〃	十月四日	外ニ烟突三基ヲ併破ス
印刷局所管活版所	麴町區大手町	煉瓦造平家建高四米〇〇	一四五	〃	十月三日	
和蘭公使館烟突	芝區榮町	煉瓦造高九米〇〇　四基 六米〇〇　一基	五基	工兵第十大隊	十月七日	
印刷局　小工作課製圖室	麴町區大手町	煉瓦造二階建高一三米二四	二二八	〃	十月八日	
烟突	同	煉瓦造高各三五米〇〇	七基	〃	十月九日	
第二倉庫	同	煉瓦造二階建高九米六〇	一〇〇	〃	〃	
第五倉庫	同	同　平家建高四米六〇	二三	〃	十月十日	
第三倉庫	同	同　高五米三五	五七	〃	〃	
第四倉庫	同	同　高四米八〇—五米三〇	一五一	〃	〃	
第二第三烟突	同	煉瓦造高八米五〇 四米五〇　各一	二基	〃	〃	
壁	同	同　高六米〇〇	四六平米	〃	〃	
第六倉庫	同	同平家建高一五米〇〇	五九五	〃	十月十一日	
彫刻室以下四室	同	同二階建及平家建高一五米〇〇	二、六五九	〃	〃	
專賣局	麴町區大手町	一部鐵筋ニシテ大部煉瓦建三階建本館一棟高一六米七〇、同別館一棟高一二米五〇、二階建倉庫高九米五〇	一、五三三	〃	〃	
京橋郵便局	京橋區木挽町	鐵骨煉瓦造二階建高八米〇〇	八二	工兵第十三大隊	九月廿四日	
芝郵便局電話分局	芝區愛宕町	同　高二五米〇〇	一八九	〃	九月廿六日	
京橋區役所	京橋區築地町	煉瓦造二階建高二〇米〇〇	七八	〃	九月廿九日	
遞信省倉庫及工場	同	同　高一〇米—二〇米	九八五	〃	九月三十日	
京橋電話分局	京橋區新富町	鐵骨煉瓦造三階建高三〇米	一三四	〃	十月五日	
ホーン會社	同　瀧山町	同　高二〇米	三八	〃	十月六日	
陸軍造兵廠東京工廠　銃床庫北側烟突	小石川區小石川町	煉瓦造高三三米	一基	〃	十月五日	
銃床庫	同	同　高七米〇〇	四六五	〃	十月六日	
鞍工場	同	同三階建高二三米三〇	一、三八〇	〃	〃	
日本郵船會社支店倉庫	日本橋區箱崎町	煉瓦造高八米長三七六米八〇	三、〇一四平米	鐵道第一聯隊	十月十六日	

此外近衛工兵大隊の擔任したる爆破作業、左の如し。

名稱	位置	構造	延建坪	作業着手日	作業完了日	摘要
虎門女學館	麴町區三年町	煉瓦造二階建	一、一一八	十月七日	十月二十六日	一部器具ニテ破壞ス
農商務省	京橋區木挽町	煉瓦造二階建高一四米五〇	四〇〇	十月十七日	十月二十八日	
工部大學	麴町區三年町	煉瓦造二階建	二〇〇	十月廿四日	十月三十日	

り、工兵の給養衛生

工兵隊の宿營給養衛生狀態は、大要左の如し。

近衛工兵大隊、工兵第一大隊、工兵學校教導大隊派遣中隊は、屯營附近に在りたるを以て、特記すべきことなし。

工兵第二大隊は、淺草專賣支局跡に在りたる際、天幕内に露營し、時々豪雨の襲來し、不良の狀態に在りしも、九月十七日宿營地を第一高等學校に移轉後は、概ね良好なりき、又給養は全期を通じて良好なるを得たり。

工兵第三大隊は、九月七日より十六日まで、一中隊を築城本部庭園内の天幕露營とし、一中隊を芝浦横濱間通信所の點在宿營とす、露營地は、地域狹隘殊に雨天に際し、甚しく不便を感じ、時日の經過と共に、患者の發生、作業能率減退の恐れあるを以て、東京駐屯一中隊を牛込津久戸小學校に移す、二十七日東京灣要塞司令官の隷下に入るに及び、廠舍及倉庫を修築して宿營す、給養は駐屯當初困難したるも、逐次物資を得て支障なきに至れり、衛生は概ね良好なりし。

工兵第五大隊は、九月十一日より十八日に至る間、大部は東海道線保土ケ谷驛東側山麓の高臺に幕營し、一部は保土ケ谷驛に貨車生活を爲す、此間給水に困難を極めしも、山麓に清泉を發見して爾後は便宜を得たり、幕營地は適當にして可良なりしも、時々豪雨に逢ひ、且氣候漸く冷氣を加ふにより、九月十九日後は、青木町幸ケ谷に舍營す、而も單に雨露を凌ぐのみにして不便は依然たり、給養は概して良好にして、漸次圓滿確實に實施す、衛生狀態亦可なり。

工兵第七大隊は、到着後田端驛構內、青山射擊場、步三營庭等に幕營し、初は主として携帶糧秣に賴り、漸次現地調辨若くは第一師團經理部交付品を用ひて給養し、九月十二日後は、步一兵舍內に宿營し、師團經理部供用の給養に賴りたり、十二日前の幕營は、暑熱と蚊軍に苦しめられ、且驟雨の爲め苦難一方ならざりしも、步一兵舍移轉後は、適當なりしも、狹隘且毛布僅少にして、供養十分ならず、給養は到着後約七日間は戰時定量を充足し得ざりしが、爾後之を補充したり、然れども炊爨調理の設備及器具不完全にして、野菜類僅少なりし爲め、調理一般に單調なりき、衛生狀態は、概して可なり。

工兵第八大隊は、九月六日より九日まで近步一營庭に幕營し、十日より近步一兵舍內に宿營す、給養は兵員僅少にして炊具を携行せざりしを以て、六日より近步一に依賴し、引續き同隊の給養を受く、衛生は一般に可なり。

工兵第九大隊は、九月六日より八日まで近工兵舍內に宿營し、同隊の給養を受け、八日より十六日までは近步二空地に幕營す、此間は震災直後なりしを以て給養概して粗惡に、殊に生肉生野菜の調辨困難なりしも、近衛師團經理部或は葛原倉庫より副食物を蒐集し、尙携行生肉菜を以て比較的圓滿に實施し得たり、衛生狀態は概ね良好なり。

工兵第十大隊は、東京着後主力を芝浦に、一部を中央郵便局及東京驛に狹縮舍營を爲し、辛ふじて雨露を凌ぐ狀態なりき、給養は當初大隊携行品を使用し、生魚生肉類は葛原倉庫より受領し、大隊合同炊事を爲し、概ね圓滿に實施したり、次で市況の恢復に伴ひ、生野菜等も現地物資の調達容易となり、給養品ほゞ不足なきに至る。

工兵第十一大隊は、東京着後築城本部及教育總監部內空地に幕營し、時々驟雨及暴風雨に遭ひ、休養上憂ふべき狀態に在るを以て、共後軍樂隊兵舍內に宿營す、鎌倉轉進後は、鎌倉社寺及小學校等に分宿し、寢具は民家より借用し若くは携行品を用ひたり、給養は東京駐屯中可、鎌倉にて相當良好の狀態なり、衛生亦可。

工兵第十二大隊は、横濱着後、九月二十四日まで本松小學校及市內西戶部附近の民家並に工場及太田小學校等に分宿す、宿舍は辛ふじて雨露を凌げるのみ、給水最も困難なりき、給養は横濱着後、最初は携行糧秣を使用し、漸次魚肉等供給せられ、戰時定量を完全に充足し得たり、衛生は可なり。

工兵第十三大隊は、東京着後步一內に狹縮舍營をなし、六鄕橋修理中隊は、民家に狹縮舍營をなし、一部は幕營せり、給養は一般に適當にして、將校以下榮養狀態可也、副食物は戰時定量を基準として成るべく生物の給養に努む、衛生成績は可なり。

工兵第十四大隊は、九月三日第一師團司令部構內に、四日横濱山下橋附近燒跡に露營し、八日より三十日まで横濱中學校半潰劍術場及附近倉庫に宿營す、露營用藁の調辨十分ならず、臥床設備不完全なりき、給養は初め携行糧秣、六日以後は倉庫糧秣に賴りしも、地方物資の調辨困難にして、給養十分ならず、殊に給水に困難したり、衛生成績は概して可なり。

工兵第十五大隊、先遣通信隊は九月三日露營し、四日以後舍營す、寢具不足にして寒冷に堪へざりき、九月七日國府津横濱間輸送船に依り糧秣を受領す、後發の一中隊は、九月六日以來鐵道省の援助を受け、官營給養共に不足を感ぜず、衛生成績は概して良好なり。

工兵第十六大隊は、作業の種類及地方宿營力の關係上、各中隊毎に各地に宿營し、概ね小學校劇場倉庫等半潰家屋に辛ふじて雨露を凌げり、九月十五日以來、大隊は馬入附近に集結し、近傍村落に舍營す、給養は、派遣の初携行糧秣に依り、地方の食糧補給恢復と相待ちて、副食物の調達容易となりしを以て、比較的良好の狀態を保持したり、衛生成績亦可なり。

工兵第十七大隊は詳かならず、十八大隊は九月十一日神奈川渡邊山に露營し、十二日より十九日までは東京府下南多摩郡南村小學校に狹縮舍營す、酒勾川架橋の際は、國府津及網一色に辛ふじて數軒の家を覓め宿營したり、給養は總て部隊炊爨に依り、携行糧秣及現地調辨を以てしたり、作業間は若干の增食を行ひ、概ね圓滑なるを得たり、衛生亦可なりき。

ヌ、技術部經理作業

（イ）物品受持作業品　技術部は、開設當初器材及爆藥火具の授受並に拂下手續等に付、陸軍內關係各部と協定すると同時に、民間器材の調査をなし、更に工兵各部隊携行器材の員數に徵し、以て作業の種類に應じ、各部隊より請求する器械の品種數量査定上に資し、一面復舊作業援助を申込む所の關係官廳と協議し、所要材料若くは特種器械を提供する等、各部隊の技術作業指導上緊要の各手段を講じ、能く各部隊の作業實施を容易ならしめたり。

救護作業に關し交付を要する一般器材及爆藥火具は、技術部請求品種數量の査定を爲し、取纒めて陸軍省に請求し、受領の上各部隊に運搬交付し、横濱支部は、各部隊の所要數を取纒めて技術部に請求し、受領の上之を請求部隊に交付したり、又横濱の架橋及バラック建築材料は、主として横濱市役所及神奈川縣廳より受領して之を各部隊の作業地に運搬交付し、何れも器材受授の爲に要する各部隊作業力減耗を防ぐ事としたり。

建築物殘骸爆破は、各部隊をして制式黄色藥を使用せしむるを最も安全且確實としたるも、制式品の多量を費消するは、動員計畫上考慮を要するのみならず、戰時補給の難易より考へ、此際制式品にあらさる古品或は代用品の使用を研究し置くの有利を認め、成るべく之を使用せしめ、同時に實施に際して特に綿密なる指導を爲し、以て遺憾なからしむるを期せり。

爆藥火具拂下に關しては、作業部隊をして拂下願書並に爆藥受領證

を徴して提出せしめ、技術部は、之を銃砲課を經て造兵廠に送付し、代金收納の手續を委したり、之が爲め爆藥使用量及代金並に其納入方法等に關し、技術部より各爆破申込者に通牒し、連絡を確實にしたり。

（ロ）會計作業　技術部は、所要經費を積算し、九月十五日を以て左の豫算額を陸軍省に請求す。

一、金壹萬五千八百貳拾圓也

内譯

費目		金額	摘要
戒嚴費	旅費	三、五〇〇・〇〇〇円	横濱支部職員四十日間ニ要スル旅籠料並旅次手當其他單獨旅費
	需品費	五〇〇・〇〇〇	報告及通報書類印刷代及臨機所要事務用品代
救護費	材料費	五〇〇・〇〇〇	陸軍諸官衙建物爆破用消耗品代
	運搬費	一一、〇〇〇・〇〇〇	技術部及各工兵大隊ニ於テ傭上クヘキ自動車費
	雜費	三二〇・〇〇〇	横濱支部四〇日間ニ要スル事務室手當及技術部全般ノ接待費

物品の調達は、大正十二年九月陸普第三、六九〇號に依りて事務用品を陸軍省に請求して、東京經理部より受領し、其他を臨機調辨したり、又工兵大隊作業用器材運搬等に要する自動車大部は、軍用を使用し、一部は民間より徴用す。

區分／月	事務用品請求並辨調	自動車傭上
九月	十三日、十七日、二十七日	二十四日、二十七日、二十九日
十月	三日、九日、十一日、十七日、十九日、二十二日、二十四日	二日、三日、二十六日
十一月	一日、五日、八日、十日、二十日、二十五日	

經費の支拂に關しては、九月十四日諸經費支拂の爲め、庶務掛主計に臨時資金前後官吏を命じ、横濱支部附計手に、之が分任官を命じ、主任官の氏名印鑑を東京經理部に通報す。

技術部に要したる經費（前後資金）は、凡て戒嚴費を以て左の數回に區分請求したり。

九月十四日壹千圓、十七日壹千圓、二十日壹萬圓、十月二日壹千五百五拾圓、十三日四千參百圓。

出納官吏の所指する現金及之に代るべき證券類は、出納官吏常時所屬の軍馬補充部本部の金櫃に收藏する爲め、九月二十日其監守を同部に委託す。

技術部業務に關し支拂ひたる經費は、左の如し。

款	項	目	節	金額
震災應急費	關東戒嚴費			一六、二一〇・六九〇円
		人件費		三、三五〇・五三〇
			俸給	六九・二〇〇
			旅費	三、二八一・三三〇
		物件費		一二、八六〇・一四〇
			糧秣費	一七六・一六〇
			需品費	八四三・六七〇
			△築造費	一五一・〇九〇
			郵便電信費	一・八〇〇
			△運搬費	一一、四三八・九〇〇
			△雜費	二四八・五二〇

△印中八、六四九圓五四〇ハ、臨時震災救護費支辨正當ニ付、後日該費ノ前渡ヲ受ケ、戻入整理スルモノトス。

外に十月二十日後の分參千九拾四圓四拾八錢あり。

丁、電信隊作業

（一）電信第一聯隊

第一期

九月一日震災のため東京を中心として各種の通信一時に杜絶するや電信第一聯隊は、近衞師團長の命令或は聯隊長の獨斷を以て、有線大隊を以て、帝都其他の重要官公衙學校軍隊間の電話連絡線を通じ、無線大隊（九月三日通命特第一號を以て戒嚴業務に使用を命ぜられたる陸軍無線電信調査委員會常務員を含む）を帝都を中心として戒嚴地域内に於ける重要地點に無線電信所を配置し、且金澤石狩兩陸軍無線電信所を介して、内外國との通信連絡線を構成し、事變に對する應急通信を實施し、照明隊を以て東京横濱の照明に任じたり、即ち各隊の行動左の如し。

（一）有線隊の行動　近衞師團長の命に依り、九月二日午前三時非常通信網構成のため、植松少佐引率二箇中隊出動し、二日夕までに完成す。（附圖第一の一是なり。）

同刻、兵員の交代を行ひ、結城大尉以下二中隊をして、陸軍省に在りて、非常回線の増設並整理に從事せしむ。

二日、東京市役所を中心として各區役所に至る電話連絡線を構成するため、朽原少佐引率二箇中隊、命を受けて直に作業準備を爲し、三日作業を開始し、四日夜完成す、（附圖第一の二是なり。）五日將校以下三十一名を保線の目的を以て殘留し、餘は聯隊に歸還す。

三日本隊戒嚴司令官の直轄となると共に、既設非常通信網及市役所回線亦同司令官に移管す。

六日戒嚴司令部との連絡を爲し、兼ねて各種應急作業の進捗を計るため、聯隊本部出張所を戒嚴司令部内に設け、渡邊中佐以下五名勤務す、而して部下兩大隊の活動計畫を左の如くに定む。

第一大隊をして戒嚴司令部に在りて、戒嚴通信網の増設及市内電車運轉開始を顧慮し、既設急造電話線の整理並に補修に任ぜしむ。

第二大隊をして比較的大且遠距離の戒嚴通信構成に任ぜしむ。

是に於て第二大隊は、中野陸軍省間の半永久線架設、補給部を中心とする各配給部との補給回線、代々木立川間の飛行機線新設等に任じ、概ね九月二十日までに之を完成す、尚木村大尉指揮の一中隊は、二十二日出發横須賀に至り、東京灣要塞應急整備の作業を爲せり、一方第一大隊は戒嚴司令部に位置して電話の交換、線路の補修、不要回線の修理並に新設に從事したり、其行動を表示すれば、左の如し。

有線隊行動

月日	受ケル命令及指示大要	部署	部隊行動
九、一	附圖第一ノ電話網ヲ速ニ構成スヘシ	有線大隊ヨリ二中隊編成（混成）長植松少佐	午後五時屯營出發、同八時作業着手、九月二日夜マテ晝夜兼行架設
九、二	附圖第二ノ電話網構成	有線大隊ヨリ二中隊編成（混成）長朽原少佐	三日朝出發、四日午後九時迄ノ間架設
九、三	附圖第三ノ如ク戒嚴通信網擴張	有線隊ヨリ二中隊編成（混成）長若月少佐	九月四日構成 既設線ノ保線
九、五	左記回線構成 陸軍省—中央郵便局、戒交—内務私邸、戒司—近師、陸軍省—參謀本部、戒司—芝浦	同　右	九月六日構成 既設線ノ保線
九、六	左記回線構成 戒交—日本石油會社、戒交—中央氣象臺、中央氣象臺—中央郵便局、東京市—電車—遞信省—電氣局、陸相官邸房—戒司—參謀本部	第一大隊	九月七日構成 既設線ノ保線 是日ヨリ第二大隊ノ一中隊ヲ歸營セシメ、第二大隊全部ヲ以テ戒嚴通信網構成及維持
九、七	戒司—鐵道局 電車運轉ヲ顧慮シ諸電車越ノ改築保線		九月八日構成 電車運轉ヲ顧慮及保線作業ハ、大隊本部ヲ擧ケ七八兩日ニ略完成

九、九	補給部回線構成	第二大隊	十、十一兩日ニ回線構成
九、一〇	電車運轉ニ伴ヒ復線架設換ヲ要スヘキ作業ノ實施 中野―陸軍省 田無―立川間 架設	第一 第二 大隊	十、十一、十二ノ三日第二大隊ノ大部ヲ以テ保線及巳設回線ノ重要十一回線ヲ往復線トス 中永久建築ヲ以テ作業シ、十九日四回線構成
九、一二 九、一三 九、一四 九、一五	戒交―陸軍次官私邸ノ連絡、電一出張所―交課、龜戸―補給部ノ連絡、官報部―印刷局庶務、近步三―近步四ノ撤收		
九、一六	左記回線ノ構成 戒交―技術部、赤坂離宮―宮內次官私邸、電信出張所、陸軍省通信所		
九、一九	戒交―軍醫學校、中央倉庫―保線部 左記回線撤收 戒交―石油會社		概ネ所命ノ當日若クハ翌日作業完成
九、二〇	左記回線撤收 士官學校―戒交―士官學校―宮相官邸、士官學校―守衞隊		
九、二一	左記回線撤收 市電氣局代々木飛行場移轉ニ伴フ延長、戒交―憲司假事務所	第一大隊	所命ノ當日又翌日作業實施、但市役所及補給部回線ハ、使用者ノ便宜ヲ顧慮シ、當事者ト協議シ、逐次撤收シ、概ネ十月九日マテニ撤收終了ス 十月一日以後第一大隊ハ第三中隊ヲ戒嚴司令部ニ殘シテ戒嚴通信勤務保線ニ任シ、主力ハ聯隊ニ引揚ケ、大作業ノ場合ハ聯隊ヨリ出動ス
九、二三	新官報部―印刷局延長、中野電聯出張所ノ架設		
九、二四	左記回線撤收 戒交―內務相私邸・東京電燈―電氣局		
九、二五	市役所―電話課ノ撤收		
九、二七	赤十字本社―支社架設		
九、二八	市役所回線及補給部回線撤收		
九、二九	陸軍省―中央金庫撤收		
一〇、六	左記回線構成 戒交―戒嚴司令官私邸、戒交―戒嚴參謀長私邸、陸軍省―目黑衞生材料廠		

備考　架設作業ハ、概ネ被覆線ナルヲ以テ、所要時間ハ極メテ些少ナルモ、其後保線ニ多大ノ時日ト勞力トヲ要スルヲ以テ、戒嚴勤務ノ第一大隊ハ、例令其日ノ新作業絕無ノ場合モ、保線隊ヲ出シ、回線維持ニ力ム。

而して其作業進度は、

有線隊架設作業進度

月日	區間		線數	線種	總延長	架設人員	所要時間	摘要
自九月一日	戒嚴交	至海軍省	一	大被覆線	二・〇粁	一架設班	〇・二五分	
		大藏省	一	〃	一・〇	〃	〇・二五	
		鐵道省	一	〃	二・〇	〃	〇・二五	
		首相官邸	一	〃	二・〇	〃	〇・二七	
		憲兵司令部	一	〃	二・五	〃	〇・三五	
		內務省	一	〃	二・五	〃	〇・二〇	
		警視廳憲兵司令部	一	〃	二・〇	〃	〇・二五	
		遞信省	一	〃	二・五	〃	〇・五〇	
		外務省	一	〃	一・五	〃	〇・二三	
至九月二日夜		陸相私邸	一	〃	三・〇	〃	一・〇〇	
		赤坂離宮	一	〃	三・〇	〃	〇・五〇	
		第一師團	一	〃	二・五	〃	〇・四五	
		士官學校二回線	一	〃	七・五	〃	一・三〇	
		農商務省	一	〃	二・〇	〃	〇・三〇	
		近步一　近步二	一	〃	二・五	〃	〇・四三	
		近步三　近步四	一	〃	三・〇	〃	一・〇〇	
	換所	守衞隊司令部侍從武官	一	大被覆線	〇・五	一架設班	〇・一二	
		士官學校守衞隊	一	〃	四・〇	〃	一・一五	
		憲兵司令部 赤坂新宿憲兵隊	一	〃	九・〇	〃	二・三〇	
自九月三日朝		自 市役所 警視廳	一	〃	二・〇	〃	〇・三〇	
		至 第一師團 參謀本部	一	〃	三・五	〃	〇・五二	
		司法省	一	〃	二・〇	〃	〇・三五	
		藏相官邸	一	〃	二・〇	〃	〇・二五	
		陸軍省二回線	一	〃	二・〇	〃	〇・二四	
		近衞師團司令部	一	〃	二・〇	〃	〇・三五	
		赤坂離宮 宮內省	一	〃	三・五	〃	一・二〇	
		海軍省軍司令	一	〃	二・〇	〃	〇・三五	
		首相官邸 印刷局	一	〃	二・〇	〃	〇・三〇	
		警視廳 內務省	一	〃	二・〇	〃	〇・三〇	
		警視廳 市役所	一	〃	〇・五	〃	〇・一二	
	東	下谷區役所	一	〃	五・〇	〃	二・〇	
		氣象臺豫報課 中央電氣局	一	〃	三・〇	〃	一・一五	
		本所區役所	一	〃	五・五	〃	二・二〇	
		深川區役所	一	〃	四・五	〃	二・〇	
		淺草區役所	一	〃	七・〇	〃	二・五	
		日本橋區役所	一	〃	三・〇	〃	〇・五〇	
		京橋區役所	一	〃	三・〇	〃	〇・五五	
至九月五日夜	京市役所	四谷區役所―淀橋淨水場	一	大被覆線	九・〇	一架設班	三・二〇	
		麴町區役所	一	〃	三・〇	〃	〇・五五	
		本鄉區役所	一	〃	七・〇	〃	二・一〇	
		小石川區役所	一	〃	五・五	〃	二・〇	
		神田區役所	一	〃	三・〇	〃	〇・五六	
		牛込區役所	一	〃	五・五	〃	二・〇	
		麻布區役所	一	〃	四・〇	〃	一・三〇	
		芝區役所	一	〃	五・五	〃	二・〇〇	
		內務省情報課	一	〃	二・〇	〃	〇・三五	
九月六日		陸軍省―中央郵便局	一	〃	二・五	〃	〇・五四	
		戒交―內務大臣私邸	一	〃	四・五	〃	一・三五	
		戒司―芝浦補給部	一	〃	四・五	〃	一・四〇	
		戒司―近衞師團司令部	一	〃	二・〇	〃	〇・二五	
		陸軍大臣官房―參謀本部	一	〃	〇・五	〃	〇・一二	
		戒交―宮內省	一	〃	二・〇	〃	〇・二八	
九月七日		戒交―日本石油會社	一	〃	三・五	〃	〇・五〇	
		戒交―氣象臺地震課	一	〃	三・五	〃	一・三〇	
		遞信電氣局―東電燈 市電氣局	一	〃	三・五	〃	一・一五	
		陸軍大學官房―戒嚴司令部―參謀本部	一	〃	〇・五	〃	〇・一二	
九月八日		戒嚴司令部―鐵道局	一	〃	四・五	〃	一・四〇	
		龜戸―配給部	一	裸線	一二・五	〃	三・四〇	